

## 令和5年3月天栄村議会定例会会議録目次

### 第1号（3月7日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	4
例月出納検査の結果	4
陳情の付託	4
村長行政報告	4
一般質問	15
大須賀 溪 仁 君	16
大 浦 トキ子 君	24
熊 田 喜 八 君	30
渡 部 勉 君	36
円 谷 要 君	44
散会の宣告	57

### 第2号（3月8日）

議事日程	59
本日の会議に付した事件	60
出席議員	60
欠席議員	60
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	60
職務のため出席した者の職氏名	61
開議の宣告	62

議事日程の報告	6 2
諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 2
議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 4
議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	6 5
議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 2
議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7 6
議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 0
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 4
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 8
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 0
議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 4
議案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 6
議案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 8
議案第 1 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9 9
議案第 1 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 0
議案第 1 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 2
議案第 1 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 6
議案第 1 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 9
延会の宣告	1 1 0

### 第 3 号 (3月9日)

議事日程	1 1 3
本日の会議に付した事件	1 1 3
出席議員	1 1 3
欠席議員	1 1 4
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 1 4
職務のため出席した者の職氏名	1 1 4
開議の宣告	1 1 5
議事日程の報告	1 1 5
議案第 1 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 5
議案第 2 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 6

議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	144
延会の宣告	169

#### 第 4 号 (3月10日)

議事日程	171
本日の会議に付した事件	172
出席議員	172
欠席議員	172
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	172
職務のため出席した者の職氏名	172
開議の宣告	173
議事日程の報告	173
議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決	173
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	177
議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決	178
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	179
議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決	180
議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決	182
議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決	183
議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決	186
議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決	189
議案第34号の上程、説明、質疑	191
延会の宣告	234

#### 第 5 号 (3月14日)

議事日程	235
本日の会議に付した事件	235
出席議員	235
欠席議員	235
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	236

職務のため出席した者の職氏名	236
開議の宣告	237
議事日程の報告	237
議案第34号の質疑	237
延会の宣告	290

## 第 6 号 (3月15日)

議事日程	291
本日の会議に付した事件	292
出席議員	292
欠席議員	292
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	292
職務のため出席した者の職氏名	292
開議の宣告	293
議事日程の報告	293
議案第34号の質疑、討論、採決	293
議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決	303
議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決	310
議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決	311
議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決	313
議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決	314
議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決	316
議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決	317
議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決	320
議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決	321
議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決	324
議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決	325
議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決	329
議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決	332
陳情審査報告	336
各委員会閉会中の継続審査申出	339
日程の追加	341
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	342

発議案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 3
発議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 4
発議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 6
議案第 4 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 7
議案第 4 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 9
議案第 5 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 5 0
退任のあいさつ	3 5 2
招集者あいさつ	3 5 3
閉会の宣告	3 5 3

3 月 定 例 村 議 会

( 第 1 号 )

# 令和5年3月天栄村議会定例会

## 議事日程（第1号）

令和5年3月7日（火曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 例月出納検査の結果
- 日程第 5 陳情の付託
- 日程第 6 村長行政報告
- 日程第 7 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
教 育 長	久 保	直 紀 君	参 事 兼 総務課長	内 山	晴 路 君
参 事 兼 企画政策 課長兼会 計管理者	熊 田	典 子 君	税 務 課 長	塚 目	弘 昭 君

参事兼  
住民福祉課長 小山 富美夫 君 産業課長 黒澤 伸一 君  
建設課長 櫻井 幸治 君 湯所本長 星 裕治 君  
教育課長 関根 文則 君

---

職務のため出席した者の職氏名

議事局長 北 畠 さつき 書記 小針 陽平  
書記 森 歩



---

### ◎開会の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

本日は、公私ともにご多忙のところ、令和5年3月天栄村議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和5年3月天栄村議会定例会は成立いたしました。

ただいまから令和5年3月天栄村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告申し上げます。

本定例会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

2番 円谷 要君

3番 大浦 トキ子君

を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（服部 晃君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員長、円谷要君。

[議会運営委員会委員長 円谷 要君登壇]

○議会運営委員会委員長（円谷 要君） おはようございます。

会期の報告。

本定例会についての会期の報告を申し上げます。

去る2月28日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和5年3月天栄村議会定例会の会期について審議をいたしました結果、本定例会の会期は3月7日より15日までの9日間と決定を見ましたので、議長よりお諮り願います。

議会運営委員会委員長、円谷要。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本日、本定例会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、円谷要君からの報告がありましたとおり、本日より3月15日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの9日間とすることに決定いたしました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（服部 晃君） 日程第3、諸般の報告について。

閉会中の議会庶務報告については、皆さんのお手元に配付しておきました報告書のとおりですので、ご了承願います。

---

#### ◎例月出納検査の結果

○議長（服部 晃君） 日程第4、例月出納検査の結果について。

これらについても、皆様のお手元に配付いたしました報告書のとおりですので、ご了承願います。

---

#### ◎陳情の付託

○議長（服部 晃君） 日程第5、陳情の付託について。

本日までに受理した陳情は3件で、皆さんのお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

なお、これらの陳情につきましては、所管の総務常任委員会並びに産業建設常任委員会に付託しましたので、報告いたします。

---

#### ◎村長行政報告

○議長（服部 晃君） 日程第6、村長行政報告。

村長より令和5年3月定例会における行政報告の申出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） おはようございます。

本日ここに、令和5年3月天栄村議会定例会が招集となりましたところ、議員の皆様方には、公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本定例会におきましては、諮問1件、議案47件を提案し、ご審議いただくわけですが、議案の説明に先立ち、12月定例会以降の行政運営の状況につきましてご報告申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症につきましては、国において、5月8日から、感染症法上の位置づけを2類相当から5類へ変更する方針が決定され、今月13日からはマスクの着用についても個人の判断に委ねることとされておりますが、村民の皆様には、引き続き基本的な感染対策に努めていただくようお願いいたします。

次に、総務関係につきましては、1月5日に、令和5年行政区駐在員委嘱状交付式及び第1回駐在員会議を開催いたしました。新駐在員の皆様へ委嘱状を交付し、住民と行政の協働による村づくりを進めるため、ご協力をお願いいたしました。

1月6日には、村議会及び村商工会との共催による令和5年天栄村賀詞交歓会を開催し、各団体の代表など47名が新春の門出を祝いました。

1月8日に、村消防団出初め式が屋内スポーツ運動場において開催されました。団長以下105名が参集し、1年の防火防災意識を新たにし、多発する自然災害や火災に対応する消防団員の士気高揚が図られました。

次に、こども未来応援事業につきましては、本年度は村内の2つの中学校の総合学習を活用し、事業を展開いたしました。

天栄中学校では、ふるさと・夢プロジェクトと連携を図り、村内生産者から提案のあった村特産品のキャラクターを考案し、各種販売促進品を製作しており、今後、特産品のPR等に活用してまいります。

また、湯本中学校においては、閉校後も地域に残していける商品開発といたしまして、商品のパッケージ製作やふるさと納税返礼品開発への支援を行いました。また、福島県出身で県内外で活躍する方々に協力をいただき、中学生が卒業や閉校への思いを寄せた楽曲制作を行いました。

次に、婚活支援につきましては、1月19日に、てんえい縁結び応援サポーター研修会として、ふくしま結婚子育て応援センターによる結婚支援ボランティアセミナーとサポーターの方々の情報交換会を同時開催いたしました。セミナーでは、最近の婚活事情や効果的な支援

についての講話があり、情報交換会では、サポーター同士が婚活活動時における実体験などについて様々な意見交換がなされておりました。今後も、このような機会を設け、結婚希望者に寄り添った婚活施策を展開してまいります。

次に、ふるさと納税事業につきましては、令和5年2月末現在において、寄附の件数、金額とも前年の約1.5倍となっており、多くの皆様から寄附をいただくことができました。また、インターネットで寄附申込みができる窓口として、JR東日本が運営するサイトを今月から加えるなど、受付窓口の拡大を図っております。今後も、本村の魅力ある資源を活用しながら、多くの方に寄附をいただけるよう、より一層情報発信を強化するとともに、村内事業者と連携し、返礼品の拡充に力を入れてまいります。

次に、健康づくり事業につきましては、特定健診や各種がん検診等を医療機関で受診する施設健診が1月末で終了いたしました。受診者総数は延べ514人で、集団検診と合わせ延べ2,496人となり、新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度受診者数に近づいたことから、生活習慣病の予防、がんの早期発見、早期治療に一定の効果を得られるものと考えております。今後も、未受検者対策を強化し、より多くの方々に健診を受けていただけるよう努めてまいります。また、特定健診の結果から、糖尿病などの重症化予防対象者を抽出し、脳卒中、心筋梗塞、人工透析等の合併症に至らないよう、地域の医療機関と連携しながら受診勧奨や保健指導を継続的に進めており、引き続き村民の健康づくりを支援してまいります。

また、自殺予防対策として、2月10日に、民生委員の方々などを対象としたゲートキーパー養成講座を開催し、コロナ禍での自粛生活において不安を抱えているの方々への接し方やストレス解消法などを学んでいただきました。

次に、子育て支援につきましては、妊娠期から出産、子育て期の相談支援の充実と子育て家庭への経済的支援として、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金事業を2月1日から開始いたしました。妊娠、子育て期の相談支援、妊娠時及び出産時それぞれ5万円の給付金により、安心して出産、子育てができる環境整備を進めております。

次に、高齢者支援につきましては、本年度3回目となる独り暮らし高齢者世帯等に対する臨時配食サービス事業を2月14日に実施いたしました。43世帯にお弁当を配布し、独り暮らし高齢者や生活困窮世帯の状況確認と生活支援を行いました。

また、第10次高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の策定に向け、ニーズ調査を現在実施しており、この調査結果を踏まえ、来年度、計画を策定することとしております。

次に、マイナンバーカードにつきましては、新型コロナウイルスワクチン集団接種会場での出張窓口や休日窓口開設などを行い、2月末現在で交付率は64.8%となっております。また、本年4月より、マイナンバーカードを利用して住民票などの証明書が取得できるよう、現在システムの改修等を進めております。このサービス開始により、利便性が向上するもの

と期待されます。

次に、税務関係につきましては、2月7日より、令和4年分の所得に係る所得税の確定申告及び住民税、国民健康保険税の申告を3月15日まで行っております。

また、村税等の徴収強化を図るため、村税等特別滞納整理対策本部を設置し、昨年10月から年末にかけて、全職員体制による滞納者宅への臨戸訪問や電話催告等を実施するとともに、2月15日、16日には、関東地方における金融機関の調査及び預貯金の差押えの滞納処分を実施し、収納率向上と公平性の確保を図っております。

次に、国土調査につきましては、広戸第23地区の大字高林が認証となり、登記手続を進めております。また、牧本第28地区は調査結果の閲覧及び取りまとめ作業を、大里第29地区は1筆地調査を実施し、図根三角点等の設置作業を進めております。

次に、農業関係につきましては、農業資材等の高騰により生産コストが増加している農業者への支援として、農業生産資材価格高騰対策臨時支援金を、2月末現在で346件、1,025万3,000円交付いたしました。また、先般、県から令和5年産米の生産数量の目安が示され、本村の主食用米は、前年の作付実績と比べ、3ヘクタール減の658ヘクタールが作付面積の目安とされました。村地域農業再生協議会では、これまで同様、この数量と水田面積を基に生産者ごとの生産数量の目安を設定することにより、引き続き飼料用米を中心に非主食用米等への転換を推進し、米価及び農家所得の維持向上を図ってまいります。

次に、ふるさと公園整備事業につきましては、農林水産物直売施設新築工事及び駐車場整備工事が今月末に竣工予定となっており、本年5月中のオープンに向け準備を進めております。

次に、林業関係につきましては、現在、上松本字長久保地内において、ふくしま森林再生事業により森林整備を約12ヘクタールを実施しております。

また、有害鳥獣対策につきましては、新規狩猟者育成支援を行い、新たに第1種銃猟1名、わな狩猟2名の方がそれぞれ免許を取得いたしました。なお、2月末現在における有害鳥獣の捕獲数は、イノシシ106頭、ツキノワグマ20頭、鹿89頭、ハクビシン23匹となっております。

次に、商工観光関係につきましては、1月14日から15日にかけて、台湾の学生32名で構成されたJENESYS東北訪日団が村を訪れました。これは、アジアの相互理解と友好の促進を目的とした外務省の事業で、本村では3年ぶりの受入れとなり、学生たちが天栄米の取組についての講話を受講したほか、天栄長ネギの収穫体験、雪遊びなどを通して村の魅力を満喫していました。

また、1月28日には、生涯学習センターにおいて観光と食で村づくり講演会を開催いたしました。第1部では、国土交通省上原鉄道局長より、地域資源を活用した観光振興をテーマ

に、ポストコロナを見据えた持続可能な観光の必要性や国の観光施策について、第2部では、ホテルメトロポリタンエドモント岩崎総料理長より、天栄村の食材の持つ可能性をテーマに、村の農産物等が持つおいしさや可能性について、それぞれご講演をいただきました。参加者は、村の持つ地域資源について再認識するとともに、それらを生かした村づくりについて考えを深めていただきました。

次に、災害の拡大防止を目的とした緊急自然災害防止対策事業につきましては、北小屋池堤体改修工事及び飯豊地区排水路改修工事が2月に完了し、板屋々敷地区排水路改修工事及び深沢池のり面改修工事が年度内に完了する見込みとなっております。また、防災保全及び堆積土砂による下流域への被害防止を目的とした緊急しゅんせつ推進事業につきましては、地蔵池しゅんせつ工事及び河内川しゅんせつ工事が年度内で完了する見込みであります。

緊急自然災害防止対策事業の林道一本樹線道路改良工事、補助治山事業の新林地区補助治山工事、小規模治山事業の児渡地区小規模治山工事、道路メンテナンス事業の不動橋橋梁補修工事につきましては、積雪等の影響により年度内完了が困難であることから、繰越事業として早期完了を目指してまいります。

次に、上水道事業につきましては、板屋々敷地内配水管移設工事、原町地内及び畑中地内の石綿セメント管を更新する配水管布設替工事が年度内で完了する見込みであります。

また、簡易水道事業につきましては、繰越事業である国道118号道路改良整備工事に伴う村道原ノ下・下河内線の配水管移設工事が12月に完了いたしました。

次に、学校教育関係につきましては、12月25日から3日間にわたり、小・中学生が映画の台本づくりから発表までを行う、こども映画学校を開催いたしました。映画監督ほかプロのスタッフの指導の下、脚本、演技、撮影、宣伝、配給まで一連の流れを体験しながら、子どもたちが自ら考えSDGsに関連させた台本を作成し、いつまでも天栄村を大切にしていこうというメッセージが込められた、天栄村に対する思いの詰まったすばらしい作品が完成いたしました。

本年度で閉校する湯本中学校におきましては、生徒と教職員が取り組んできたアントレプレナーシップ教育の実践が認められ、キャリア教育優良学校として文部科学大臣賞を受賞いたしました。この取組は、生徒、教職員、地域の方々が、地元湯本の資源を有効活用し、商品開発という一つの目標に向かって活動しているものであり、こおりやま広域連携中枢都市圏で構成する市町村でも高い評価を受け、こおりやまSDGsアワードの教育部門においても表彰を受けました。開発した商品を未来に残したいという思いを込めて、生徒が取り組んできた成果が実を結んだ結果であると感じております。

1月21日及び2月4日には、小学生を対象とした英語検定を実施し、11名が受験いたしました。今後も、英語の村てんえいを推進し、様々なチャレンジの機会を提供できるよう取り

組んでまいりたいと考えております。

1月12日から1泊2日で、天栄中学校2年生のブリティッシュヒルズでの異文化体験事業を実施いたしました。施設内では、英語の得意な生徒も苦手意識を持っている生徒も、積極的に外国人スタッフに英語を使う姿が見られ、間違いを恐れない姿に頼もしさを感じる場面がたくさんありました。夜のブリティッシュヒルズ散策や夕食のテーブルマナー講習など、ふだんと雰囲気が違う中で、日本との文化の違いを学ぶことができる貴重な体験となり、宿泊研修ならではの経験とすることができました。

コロナ禍において不安を抱え、受験を控えている中学3年生には、2学期から3学期にかけて、塾の講師を派遣して講義を行う学習支援を実施いたしました。高校受験を間近に控えた時期に、基礎と発展のレベルに応じた受験に特化した講義を受けたことでよい刺激を受け、生徒たちからも、分かりやすく自信がついたなどの声が寄せられました。

次に、子どもたちの活躍につきましては、第67回福島県書きぞめ展団体の部で、広戸小学校及び天栄中学校が奨励学校賞を受賞するとともに、個人の部においても、書きぞめ奨励賞など多数の賞を受賞いたしました。また、福島県児童作文コンクールで、牧本小学校の3年生が入選、福島県小学校児童画展では、広戸小学校の6年生が金賞を受賞、いわせオリオンライオンズクラブ国際平和ポスター・コンテストにおいては、牧本小学校の6年生が最優秀賞に輝くとともに、本村小学校から多数の入賞を果たしました。

さらに、スポーツ分野においても、広戸小学校の3年生が、福島県空手選手権大会の組手小学校3年生女子の部において3位となり、第2回極真全日本ジュニアファイナルカップ全国大会に出場、また、天栄中学校の3年生が、自身で所属するクラブチームの主力選手として福島県U15バスケットボール選手権大会に出場し3位となり、第11回U15クラブバスケットボールゲームス全国大会に出場するなど喜ばしい活躍が見られました。

次に、生涯学習につきましては、12月21日に、生涯学習センターにおいて立志式を開催いたしました。本年度14歳を迎える中学2年生44名の一人一人が立志の決意を表明するとともに、代表者へ立志証書が手渡され、大人の第一歩となる節目を実感することができました。

1月5日に、天栄中学校において早稲田大学のサークル「セカクル」と中学生が英語交流を行いました。今回の交流は、世界の食に触れようをテーマに、英語でクイズやグループワークを行いながら、国際的な視野で物事を捉えることの大切さを学びました。

次に、社会体育につきましては、小学生を対象とした冬のスポーツ教室として、2月4日に、グランディ羽鳥湖スキーリゾートにおいてスキー・スノーボード教室を開催し、19名が参加いたしました。また、2月11日には、郡山市の磐梯熱海アイスアリーナにおいてスケート教室を開催し、19名が参加いたしました。どちらの教室も、インストラクターに各個人に合わせた指導をいただき、技術の向上とともに生涯スポーツの普及を図ることができました。

また、1月15日に、第41回全国都道府県対抗女子駅伝競走大会が京都市で行われ、天栄中学校出身の岩崎麻知子選手が福島県の代表として第7区を任され、7人を抜くすばらしい走りで区間賞を獲得いたしました。岩崎選手は、東日本女子駅伝競走大会に続く県代表入りとなり、高校生最後の大会で見事に快挙を達成し、多くの村民や県民に元気を届けました。

次に、湯本公民館事業につきましては、湯本しぜん塾において、地元の子どもたちによる、わらを使った正月飾りづくりを実施いたしました。子どもたちは、思い思いの飾りつけを行い、伝統文化に触れることができました。また、湯本「いきいきまなび大学」において、「最期について考えてみませんか」と題した教養講座を実施し、人生をどのように過ごしたかなどを改めて考える機会となりました。

次に、令和5年度の一般会計当初予算につきましては、コロナ禍と国際情勢に伴う価格高騰、少子高齢化、人口減少、激甚化する自然災害への対策、第5次天栄村総合計画に掲げる5つの基本目標の実現に向けた施策、さらには、SDGsの推進などを重点とした持続可能な村づくりに取り組むため、予算総額を40億8,600万円として編成いたしました。

基本目標ごとに、その概要を申し上げます。

1つ目の安全・安心な環境づくりであります。地域における防災士の資格取得や防災訓練の実施を支援し、自主防災組織活動の充実、強化を図ります。

公共インフラ整備として、道路の舗装補修、打ち換え工事や除雪車の整備、また、前年度に引き続き、排水路改修やため池の堤体改修、耐震性防火水槽への更新など災害に強い環境の整備や、てんえいふるさと公園の駐車場に災害時等にも利用可能な自家消費型ソーラーカーポートの整備にも取り組み、安全・安心な環境づくりに努めてまいります。

2つ目の支え合い築く健康づくりであります。村が認定を行った子どもの保育料を無償化するとともに、在宅で育児を行う家庭に対するすくすく家庭応援金の支給を幼稚園入学前まで拡充し、子育て世帯に対する支援の充実と、地域全体で安心して子育てができる環境づくりに取り組んでまいります。

保育所施設につきましては、安全性と利便性の向上を図るため、施設移転に係る測量設計を実施いたします。

また、物価高騰に伴う支援として、学校給食の食材等の物価上昇相当分を前年度に引き続き助成し、負担軽減を図るとともに、在宅で高齢者の介護を実施する方への激励手当を増額し、介護者の負担軽減を図ってまいります。

3つ目の地域を活かした産業づくりであります。農業では、地域農業の活性化と新たな地域活力の創出を図るため、福島大学と連携した農業生産性向上官学連携事業に新たに取り組んでまいります。また、新規就農者や親元就農者に対する支援による担い手の育成、確保に継続的に取り組むとともに、飼料用米に対する助成や担い手への農地集積・集約化の推進、



農業用施設や機械等の整備に対する助成に取り組んでまいります。

観光では、村の地域資源を生かした体験型プログラムや村ならではのおもてなしを取り入れた教育旅行の誘致促進と受入れ体制の整備に対する継続的な支援に取り組んでまいります。

商工業では、商工会と連携して、創業を目指す事業者に対する創業等支援補助金、経営の改善や新たな販路開拓に努める小規模事業者に対する小規模事業者持続化等補助金を交付し、地域産業の活性化に努めてまいります。

4つ目の心豊かな人づくりであります。外国人による外国語指導やブリティッシュヒルズと連携した異文化体験事業の実施、英語検定受験料の補助など「英語の村てんえい」の推進や、郷土愛の育成を図るため、SDGsの理念に基づいた食育と地産地消を取り入れた学校給食の提供に取り組んでまいります。

また、子どもたちの本に親しむ機会の向上と学びの心の育成を図る子ども読書推進事業やスポーツ活動、文化活動の支援と機会の提供に取り組み、子どもたちが夢を持ち生き抜く力を育む環境の整備と、誰もが夢を持てる生涯学習環境の充実に努めてまいります。

5つ目の未来につなぐ村づくりであります。村内の若者を対象とした住宅取得費用の一部を助成する若者定住住まい確保応援補助金を新設し、若者の流出防止に努めるとともに、引き続き移住体験の機会の提供、移住支援金給付事業や新生活・住まいづくり応援助成金など、村外からの移住定住人口の増加を図ってまいります。

また、縁結び応援サポーター事業の拡充を図り、婚活支援活動の体制強化に努めてまいります。

さらに、SDGsへの村全体で取り組み、デジタル変革による住民サービスの提供、公共施設の適正な維持管理など、持続可能な行財政の運営にも努めてまいります。

続きまして、本定例会に提案いたしました諮問1件、議案47件の大要についてご説明申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、委員2名の任期が6月30日をもって満了となることから、委員を推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、委員1名の任期が3月21日をもって満了となることから、委員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。

議案第2号 天栄村個人情報の保護に関する法律施行条例につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、地方公共団体に委任された法定事項等について規定する条例を制定するものであります。

議案第3号 天栄村行政不服審査会設置条例につきましては、個人情報の保護に関する法

律の改正に伴い、新たな個人情報保護制度における審査請求について調査審議を行う審査会を設置するため、条例を制定するものであります。

議案第4号 天栄村犯罪被害者等支援条例につきましては、犯罪被害者等基本法及び福島県犯罪被害者等支援条例の趣旨に基づき、犯罪被害者等の支援を行うため、条例を制定するものであります。

議案第5号 天栄村課設置条例の一部を改正する条例につきましては、少子化対策や子育て支援、感染症対策、社会保障費の適正化、個人番号制度等、現下の重要課題に的確に対応するため、課を改編するものであります。

議案第6号 天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例につきましては、個人番号カードを利用し、コンビニエンスストア等で印鑑登録証明書が取得できるよう改正するものであります。

議案第7号 天栄村情報公開条例の一部を改正する条例につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、公文書の開示義務に係る規定等について所要の改正を行うものであります。

議案第8号 天栄村公共施設整備基金条例の一部を改正する条例につきましては、近年、大雨や台風、地震等による災害が頻発しており、大規模な災害に備えた資金の確保が不可欠であることから、天栄村公共施設整備基金について、災害の応急対策及び災害復旧、その他災害対策事業に要する経費として充てられるよう改正するものであります。

議案第9号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第10号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第11号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、民法及び児童福祉法等の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第12号 天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、急速な少子化の進行及び教育、保育の重要性に鑑み、子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図るため、保育料を無料とするものであります。

議案第13号 天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例につきましては、物価及び燃料費等の高騰に伴う在宅介護の厳しい状況を踏まえ、介護者の負担軽減を図るため、手当額を引き上げるものであります。

議案第14号 天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法施行令等の改正に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるものであります。

議案第15号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法施行令の改正に伴う後期高齢者支援金等課税額の課税限度額引上げ等、所要の改正を

行うものであります。

議案第16号 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、道路法施行令の改正に伴い、道路占用料を改正するものであります。

議案第17号 天栄村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第18号 天栄村消防団活動支援隊設置条例の一部を改正する条例につきましては、国が定めた非常勤消防団員の報酬等の基準を踏まえ、団員及び支援隊員の活動実態に応じた報酬、手当となるよう改正するものであります。

議案第19号 天栄村体育施設条例の一部を改正する条例につきましては、天栄村体育館への冷暖房設備設置に伴い、使用料の規定を追加するものであります。

議案第20号 財産の取得に関し議決を求めることにつきましては、てんえいふるさと公園農林水産物直売施設の陳列什器備品等を取得するに当たり、地方自治法などの規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第21号 湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定につきましては、3月をもって指定期間が満了となることから、新たな指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものであります。

議案第22号 村道の路線の廃止及び議案第23号 村道の路線の認定につきましては、路線の終点変更に伴う村道1路線の廃止及び認定について、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号 令和4年度天栄村一般会計補正予算につきましては、普通交付税の再算定に伴う地方交付税や財政調整基金繰入金の増、公共施設整備基金積立金、福島県沖地震に伴う災害廃棄物処理事業や各種事業費の確定などにより、歳入歳出それぞれ2億4,464万4,000円を追加し、予算総額を49億3,452万7,000円とするものであります。

議案第25号 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算につきましては、事業勘定において歳入歳出それぞれ1,034万9,000円を減額し、予算総額を6億7,627万1,000円とし、診療施設勘定において歳入歳出それぞれ267万8,000円を追加し、予算総額6,614万6,000円とするものであります。

議案第26号 令和4年度牧本財産区特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ9万6,000円を追加し、予算総額を100万8,000円とするものであります。

議案第27号 令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算につきましては、予算総額4,575万4,000円のうちで歳出予算を組替えするものであります。

議案第28号 令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算につきましては、予算総額1,307万5,000円のうちで歳出予算を組み替えるものであります。

議案第29号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入

歳出それぞれ49万円を追加し、予算総額を2億6,797万1,000円とするものであります。

議案第30号 令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ3,315万8,000円を減額し、予算総額を2,192万3,000円とするものであります。

議案第31号 令和4年度天栄村介護保険特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ3,080万6,000円を減額し、予算総額を6億8,267万1,000円とするものであります。

議案第32号 令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ39万7,000円を追加し、予算総額を5,554万9,000円とするものであります。

議案第33号 令和4年度天栄村水道事業会計補正予算につきましては、収益的収入及び支出、収入支出それぞれ173万6,000円を追加し1億4,224万8,000円とし、資本的収入及び支出において、収入を69万円減額し5,754万3,000円とし、支出を149万2,000円減額し1億4,219万4,000円とするものであります。

議案第34号 令和5年度天栄村一般会計予算につきましては、対前年度比2.7%増の40億8,600万円であります。

議案第35号 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計予算につきましては、事業勘定は対前年度比3%減の6億6,229万7,000円、診療施設勘定は対前年度比6%減の4,910万9,000円であります。

議案第36号 令和5年度牧本財産区特別会計予算につきましては、前年度と同額の63万7,000円であります。

議案第37号 令和5年度大里財産区特別会計予算につきましては、前年度と同額の27万円あります。

議案第38号 令和5年度湯本財産区特別会計予算につきましては、対前年度比42.9%減の25万円で、主な要因は、昭和57年度に借入れした公有林整備事業債の元利償還が終了したことに伴う一般会計繰出金の減によるものであります。

議案第39号 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算につきましては、前年度と同額の3,551万7,000円あります。

議案第40号 令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算につきましては、対前年度比1.6%増の1,297万円あります。

議案第41号 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算につきましては、対前年度比2.9%減の2億530万1,000円あります。

議案第42号 令和5年度天栄村二岐専用水道特別会計予算につきましては、対前年度比0.1%増の226万5,000円あります。

議案第43号 令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計予算につきましては、対前年度比51.4%減の2,524万1,000円で、主な要因は、県の国道118号道路橋梁整備事業に伴う新野仲

橋橋梁添架工事費等の減によるものであります。

議案第44号 令和5年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算につきましては、対前年度比2.1%増の172万2,000円であります。

議案第45号 令和5年度天栄村介護保険特別会計予算につきましては、対前年度比0.3%増の6億8,024万6,000円であります。

議案第46号 令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算につきましては、対前年度比0.7%増の5,515万9,000円であります。

議案第47号 令和5年度天栄村水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出は対前年度比4%増の1億4,597万3,000円、資本的収入は対前年度比25.7%減の4,400万4,000円、資本的支出は対前年度比21.8%減の1億1,320万5,000円であります。なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額は、過年度損益勘定留保資金及び消費税資本的収支調整額で補填することとしております。

以上、行政報告並びに提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

令和5年3月7日、天栄村長、添田勝幸。

○議長（服部 晃君） これで村長の行政報告を終わります。

ここで暫時休議いたします。

11時5分まで休みます。

(午前10時48分)

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時05分)

---

### ◎一般質問

○議長（服部 晃君） 日程第7、一般質問を行います。

天栄村議会会議規則第61条第2項の規定に基づき、一般質問通告がありますので、発言を許します。

今定例会における一般質問者は5名です。質問は、最初に9番、大須賀溪仁君、次に3番、大浦トキ子君、次に8番、熊田喜八君、次に7番、渡部勉君、最後に2番、円谷要君の順序によって行います。

質問者の質問の持ち時間は1人40分で行います。執行者の方は、事前に一般通告が出されておりますので、答弁については的確にお答え願います。

---

◇ 大須賀 溪 仁 君

○議長（服部 晃君） 初めに、9番、大須賀溪仁君の一般質問の発言を許します。

9番、大須賀溪仁君。

〔9番 大須賀溪仁君質問席登壇〕

○9番（大須賀溪仁君） 天栄村議会規則第61条第2項に基づきまして、一般質問を行います。

1点目、次期天栄村長選挙出馬へ向けての意思是。

早いもので、東日本大震災、原発事故から12年が経過しようとしております。この間、添田村長は、災害からの復旧復興に村の先頭に立ち、着実に復興の歩みを進めてまいられました。その後も、東日本台風や福島県沖を震源とする度重なる地震、新型コロナウイルス感染症対策、ウクライナ情勢による物価高騰など、これまで経験のない対応を求められました。村長の強いリーダーシップの下、様々な施策を実行し、村民を守ってこられましたことに対し、敬意を表します。

我が村の未来を見据えますと、少子高齢化、人口減少、ウィズコロナ、アフターコロナ、物価高騰対策、地域経済の回復など、難題、課題が山積しております。この難しい局面を乗り切るためにも、添田村長にはさらなる行政手腕を発揮していただきたいと考えております。多くの村民からも続投の声が寄せられておりますので、この思いを受け止めて、次期天栄村長選挙において立候補すべきと考えますが、添田村長の考えを伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 次期天栄村長選挙出馬へ向けての意思はについてお答えいたします。

私の12年間にわたる実績に対する評価と、次期村長選挙に立候補のご要請をいただきまして、身に余る光栄であります。

私は、平成23年9月に村長に就任して以来、今日まで3期12年にわたり、天栄村発展のため懸命に努力を重ねてまいりました。振り返りますと、1期目は、東日本大震災、原発事故からの復旧復興、村民の皆様の健康管理に努め、2期目は、根強い風評払拭のため、農産物のトップセールス、観光客の誘客、村の安全・安心や魅力などの情報発信、さらには防災の強化、企業誘致、幼稚園バスの運行に努めました。3期目は、少子高齢化、人口減少対策として、移住定住の推進や子育て支援、高齢者の見守りを実施するとともに、世界的に感染拡大した新型コロナウイルス感染症の対策、度重なる地震の復旧やウクライナ情勢などによる物価高騰への対応として、生活応援のためのてんえい村民応援商品券を4回配布させていただき、商工、観光、農業者への独自支援も行いました。また、先人から引き継ぎ、長年、議会議員の皆様と要望してまいりました鳳坂トンネルが、昨年12月27日に開通し、国道294号、沢邸地区の道路改良が着手されました。ほかにも多々ございますが、このように様々な課題

や各種政策の実現を図ることができましたのも、ご理解をいただきました村議会議員の皆様、村政運営をしっかりとお支えいただいております村民の皆さん、そして、日々多忙で困難な業務をこなしている職員の皆様のおかげであります。改めて、この場をお借りし、心からお礼を申し上げます。

また、村の将来を見据え、DX、デジタル変革やSDGsなど新たな視点を盛り込み、誰一人取り残されない、将来にわたり持続可能な村づくりを強力に推し進め、第5次天栄村総合計画の将来像「自然と共に 人・未来を創造する村 てんえい」実現に向けた施策を推進する一方で、後世に負担を残したくないという思いで行政改革に取り組んでまいりました。これらのことに、村民の皆様から高い評価をいただいておりますが、その一方で、厳しいご意見があることも承知しております。

今年に入り、多方面から出馬要請や後押しの声もたくさんいただき、ありがたく、心強く思っております。皆様のご意向を真摯に受け止め、熟考を重ね、皆様の熱い思いにお応えできるよう、今年9月に予定されております天栄村長選挙に出馬表明させていただきます。

激動する社会情勢下の中にあつて、様々な問題、課題が山積しておりますが、村民の皆様が安全に安心して暮らせる村づくりのため、お一人お一人が住んでよかったと思える村づくりのため、村民の皆様幸せのため、誠心誠意取り組む所存でございますので、今後とも村議会議員の皆様をはじめ、村民の皆様格別のご指導、ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） ただいま次期村長選挙への出馬の表明がありました。

村長就任時からは、災害の復旧復興、新型コロナウイルス感染症対策、ウクライナ情勢による物価高騰への対策など、対策、対応でほとんどの時間、時期を費やしてきたように感じます。本来ならば、小・中学校の統合問題等の村独自の課題や、そういった村長がなし得なかった取組も早期に事業着手できたであろうと思います。

状況、情勢にもよりますが、目まぐるしく情勢が変化する中、今まで以上にスピード感を持って各種事業に取り組まなければならないと考えますが、これからの村政運営に当たりまして、村長の展望はいかがなものか伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答え申し上げます。

村の喫緊の課題は、今現在の少子化、人口減少対策でございます。当然、高齢化もございますが、今年に入りましてから、この喫緊の課題として少子化対策、どんなふうに人口減を食い止めていくのかというふうなことで、どうしたら第2子、第3子をもうけていただける

のか、どうしたら結婚をしていただけるのか、どうしたら天栄村に来て住んでいただけるのか、そういうことを一つ一つクリアできるように、役場庁舎内にプロジェクトチームを立ち上げまして、移住する方であれば就職まで、働く場所まで見つけられるような、そんな取組をしながら移住定住を進めていく、そして、この流出を止める。

今、子どもたちには、天栄村のふるさと教育を行っております。高学歴で、今はもう大学まで行くようになりました。その中でも、また天栄村に戻って子育てしたい、そういうような思いが起こるような、そんな取組もしていかなければならないと考えております。

今後しっかりと、この少子化、人口減対策、そして高齢化対策においても、独居世帯が村内を見回すと増えてきております。そういう方々の見回りなどもしておりますが、さらにきめ細かな対応ができるように、新年度からデジタル目安箱を設置したり、当然、そういうものに疎い方々、なかなか慣れない方々については投書箱、目安箱を設置しながら、声なき声をお聞きし、それを村政に反映させる考えでございます。

また、長引くコロナ禍、そしてロシアのウクライナ侵攻による世界情勢不安により、物価高騰がなかなか止まらない状況でございます。村内経済も大変厳しい、そして、村民の皆様も厳しい生活を強いられております。村内のこの経済への回復を目指した取組、こういったものにつきましても、村の中でも稼げる村づくり、もうかる村づくりをしていかなければなりませんよというお話を職員に話をさせていただいて、役場がもうけるわけではありませんよと。農家の皆さんであったり、観光業の方々、商工業の方々、村民の皆様が収益が上がるような、そういう取組を一つ一つ、担当課それぞれ交えて連携をしながらやっていきましょう。そうすることによって、村が残る、そうした取組を一つ一つ実施していく。

そして、今ほど議員からご指摘がありました小・中学校の統合問題、少子化が加速すればするほど早く進めなければならない、それは認識しております。ただ、皆さんから多くのご意見を聞きながら、お聞きしながら、よりいい教育環境をつくっていきたい、そういう声もいただいて、ようやくその一步目を踏み出すことができました。ようやくその学校の建設に当たり、地質調査も行っておりますが、ここに来てのこの物価高騰、おのおの品不足等もございしますが、財政状況を見据えながら、使える補助金は様々な補助金を確保しながら、財政負担のないよう、将来の負担とならないような、そういう取組をしっかりと行いながら努めていく考えでございます。

これからは、このアフターコロナ、ウィズコロナ、コロナも5月8日からは2類から5類に移行されるものですから、これまでできなかった活動も大いにできると思います。移住定住、関係人口の構築、観光の誘客、村の魅力の発信、現地に行って大いにそれをしながら、村が持続的に発展できるよう努める考えでございます。

今後、村民の皆様のご理解とご協力、そして、議会議員の皆様のご指導、ご支援をいた



だきながら、この村に生まれてよかった、村に来てよかったな、そういう村づくりを進めていく考えであります。全身全霊で取り組んでまいりますこととお誓い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 分かりました。役場職員、各種団体、村民の皆さんが、天栄村をよくしようとの思いであります。先ほどの答弁でも、村民の皆様に対して感謝の弁がありました。皆さんの協力があつてこそ、よりよい村づくりが成し遂げられると思っております。これからもおごらず、感謝の念を持って、初心に戻り、村民皆さんの声に対応していただきたいと思っております。頑張ってください。

1点目は以上で終わります。

2点目、消防団の処遇改善へ。

村内における消防防災の中核的存在である消防団であります。人口減少、高齢化や雇用体系の変化、社会情勢の大きな変化に伴い、消防団員の人員不足が生じており、全国的にも問題化しております。団員定数の見直しや処遇改善策が各自治体で行われておりますが、本村では改善対策を行う考えがあるか伺います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

消防団員は、人口減少や社会状況の変化に伴い全国的に減少し、確保が困難な状況となっていることから、国では、団員の処遇改善を図るため、令和3年4月に非常勤消防団員の報酬等の基準を定め、各地方自治体に基準に基づいた処遇改善を要請しました。こうしたことから、本村では、消防団員の活動の実態に応じた適切な報酬となるよう、本定例会に団員報酬を改定する議案を上程し、ご審議いただくこととしております。

なお、団員定数の見直し等につきましては、村消防団本部役員、行政区長などと協議を行いながら検討してまいります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 定数見直しは、今、調整中ということですが、報酬の見直しは引上げと思われませんが、どの程度の引上げになるのか伺います。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

処遇改善ということで、これまで年額としまして2万8,000円であった年額報酬を3万6,500円……

○議長（服部 晃君） 総務課長、もうちょっと大きい声で。

○参事兼総務課長（内山晴路君） 失礼しました。

これまで年額の報酬としまして2万8,000円であった年額報酬を3万6,500円、これまで出勤手当としまして1回当たり1,800円ほど出ていたものを、出勤報酬という形で1日当たり8,000円を目安にということで、段階的な支給、活動状況に応じた支給ということで、支給してまいりたいというふうに考えております。具体的な内容としましては、活動時間2時間未満の場合ですと2,000円、4時間未満の場合ですと4,000円、7時間未満ですと6,000円、7時間以上で8,000円という4段階としまして、また、それ以外の訓練等に関しましては、1回2,000円というふうな形で改正の上程をしていきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 分かりました。訓練というのは、どういった判断で訓練とみなすのか、各班で操法訓練とか、おのおの回数ばらばらだとは思いますが、どういった判断で行うのか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

訓練を想定しておりますのが、まず、水利点検であるとか、広報活動であるとか、各種行事、検閲式であるとか、こういった場面を想定しております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） では、もともと決まった行事とか、そういったものに対応するということですね。

ちなみに、須賀川も一部報道で処遇改善するという話ですが、鏡石とか岩瀬管内の状況はどうか伺います。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

近隣の市町村の状況でございますが、今、改定予定もございますので、一応その辺も加味しながらお答えしたいと思います。

今回、国の基準のほうで、改定するのが団員の階級にある者ということでございますので、こちら須賀川市さん、鏡石町さん、天栄村、こちら協議をしまして、最終的には、どの市町村にも3万6,500円ということで改定をする見込みでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

須賀川消防署管内も一律同じってことでいいんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

須賀川消防署管内ということでございますので、基本的には同額を予定されているところと、既に導入されているところもございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

依然、幽霊団員とか、そういうものが問題になっていまして、かなり実働的に動ける団員が減っているのは確実だと思うんです。今、その実際動ける団員さんというのは何割ぐらいなのか、また、早急に定員、定数の見直しを図るべきだとは思いますが、どうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

現在、定数が244でございます。実員といいますか、欠員を除いた実際の人数でございますが、令和4年度で176名ということで、定数割れをしているような状況でございます。

こちらにつきましては、県の危機管理部のほうと勧誘に向けた相談といいますか、そういったことも何回か行っておりますが、なかなか現実的な勧誘に結びついていかないという状況でございます。先ほども村長からの答弁にもありますように、消防団の本部役員さん、あと行政区さんとの兼ね合いもございますので、そちらと十分に協議しながら、今後進めていきたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 執行側に申し上げます。答弁ははっきりとお答えください。よろしくをお願いします。

9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） この消防団の定数というのは、国・県が決められているものなのでしょうか、村単独で決めてもいいものなのか伺います。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

総務省のほうで、基準的な算出方法というのがございまして、こちらの計算式のほうで算定するような形になっております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） その算定式というのは、人口だったり世帯だったりとかということで割り振っていく感じなのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

基本的には、市町村の人口に、ある一定の算定式を用いまして算定するというふうな形になっておりまして、そちらが目標の目安というふうな形になります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 目安であって、最終的には村で判断してもいいということですね。

あとは、団員に対して、今、掛かっています保険の内容といたしますか、どういった保険を掛けているのか伺います。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

消防団員等公務災害補償等共済制度というのがございまして、こちらの損害補償等に加入しております。

補償の内容ですが、消防団の活動において、けが、入院等をした場合に対象となります療養補償、また、それに伴って、仕事ができない期間の休業補償、また、こういったけがで障害を負った場合の障害補償、こういったものが支給される保険に加入しております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） けが等に関して、あと障害補償ということですが、亡くなった場合においてのそういった保険というのは、今までなかったんですか、入らなかったんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

大変失礼いたしました。先ほど申し上げなかったんですが、遺族補償というふうな形の補償もございまして、こちらは団員が死亡した場合に補償されるというものでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 金額的には、今の時代に合ったものなんですか。今その大きな災害とかありますし、大けが、死亡という場合も考えられるとも思いますので、どうなんでしょうか、中身のほうは。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

まず、そのけがの程度、こういったものにもよるかと思いますが、療養補償の場合ですと、

基本的には完治するまでということ、こちらについては全額対象になってくるということで、あと休業補償の場合ですと、大体目安的に、目安的な金額なんです、大体5,000円から8,000円ぐらいが1日当たり支給されるということになります。

あと、障害補償でございますが、こちらは年額、これも等級によりますが、年額200万程度から400万程度。

あと、遺族補償、もし団員が死亡した際の場合ですが、こちらが年金形式で、年額130万ぐらいから300万ちょっと超えるぐらいまで支給されるということで、1年間に6回に分けて支給されるということになっております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 死亡、死亡保険は、その遺族保険ですか、遺族補償、亡くなった場合は。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

消防団員の方には、先ほど申し上げました部分のほかに、もう一つ加入しておりまして、こちら消防協会のほうの共済のほうでございますが、加入する団員が死亡した場合には、弔慰金としまして2,300万円が支払われるということになっております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

年間どのぐらいの掛金になっているのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

掛金の総額でございますが、全団員が対象になりますので、おおよそ580万程度になります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

仕事もしながら、災害時には現場に駆けつけ、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っておりますので、できるだけ活動しやすい環境づくりにこれからも努めていっていただきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君の一般質問は以上で終了いたします。

ただいま一般質問の途中であります、昼食のため1時30分まで休みます。

(午前 11時41分)

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

◇ 大 浦 トキ子 君

○議長（服部 晃君） 次に、3番、大浦トキ子君の一般質問の発言を許します。

3番、大浦トキ子君。

[3番 大浦トキ子君質問席登壇]

○3番（大浦トキ子君） 1、今年度の国保税について。

消費税10%増税により、購買力は落ち、景気は悪くなっております。村は、積立金を活用して国保税の引下げをするべきと思いますが、次の点について伺いたい。

1、令和4年度国民健康保険特別会計の繰越金はあるのか、あるとすれば幾らか。

2、2月28日現在の国保積立基金は幾らか。

3、国保税を1世帯当たり1万円引き下げ、その不足分を国保基金から充当した場合、基金はどのくらいになる見込みか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目の令和4年度国民健康保険特別会計の繰越金につきましては、まだ年度の途中で、収入支出ともに総額が確定していないため、正確な金額をお示しすることはできませんのでご了承願います。

2点目の2月28日現在の国民健康保険基金の額につきましては、1億1,742万3,857円であります。

3点目の充当後の基金残高につきましては、1月末日現在の国保加入世帯が767世帯ですので、767万円を減じた場合の基金残高は1億975万3,857円となります。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 滞納者はいるのか、いるとすれば何名で、金額は幾らになるかお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 税務課長、塚目弘昭君。

[税務課長 塚目弘昭君登壇]

○税務課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

滞納額につきましては、2月28日現在、97世帯、4,187万9,643円でございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 滞納者に対しては、どのような処置をしているんですか、伺いたい。

○議長（服部 晃君） 税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） お答えいたします。

滞納世帯につきましては、窓口納付や保険者証の更新時に、生活の実態、収入の状況等を把握しながら、その世帯ごとに納税できる金額を算定し、毎月納付していただくよう納税相談を行っております。納税相談後、決められた日にちに納付されない場合には、電話や直接訪問をし、納付の催告を行っているところでございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 去年ですね、令和3年とおととしの令和2年、それと比べて、村の給付費は現時点でどのような状況にあるのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

医療給付費の件でのおただしでございますが、令和2年度に関しましては、給付費が4億3,543万3,183円、約4億3,500万でございます。また、令和3年度の給付費でございますが、約4億2,300万円でございます。2年度と3年度を比べまして、3年度は2.8%の減となっているところでございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 消費税10%増税によって、やはり村民の暮らしは大変厳しい、苦しくなっておる状態であります。このようなときこそ、1万の引下げをし、滞納者を少なくするのでは、少なくなるのではないかと思います。どうでしょうか、引き下げてしてもらいたいと思いますが、お願いします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

まず、国保税を算出する基礎となる支出に、県に納める国民健康保険事業費納付金がございます。この納付金を納めるために、その当該年度の税率を決めていく形となります。また、当該年度の支出は、当該年度の収入により充当しなければならないというふうに私ども認識、承知をしているところでございます。

したがって、当該年度の国保税の算出に関しましては、その原則のほかに、現在の社会情勢や経済状況を考慮しながら決定してまいりたいというふうに考えているところでござ

います。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 今年度はそのようなわけでありませけれども、やはり独り所帯とか、景気がすごく、消費税も10%に上がって苦しく、大変苦しんだということで、やはり国保税の加入者の世帯からは、何とか1万ぐらいでも引き下げてもらえれば助かるんですけれどもねということで、そういういろいろ意見も聞いておりますので、ぜひとも、今年度はちょっと難しいななんていう答弁もありましたが、何とかお願いしたいと思います。どのように、どうでしょうか。お願いします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

令和5年度の国保税に関しましては、5月に実施をされます国保運営協議会の中でご審議をいただきまして、その税率等に関しまして決定をする形になります。ですから、その税率に関しましては、6月以降に皆様方にお示しをする形になろうかと思っております。

先ほども申しましたように、当該年度、令和5年度に関しましての支出に関しましては、令和5年度の収入をもってやるというのが原則でございますので、その原則におきまして国保税の算定はしていく形となると思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 課長より、皆、審議会で算定してということで、お話でしたが、ぜひとも引下げしてもらえるような方向で進めていただきたいと思います。国保税については終わりにします。

次に入ります。

2、墓地公園について。

墓地公園については、村内、村外の方からの購入者がいると聞いております。墓地の持っていない方からは大変喜ばれております。そこで、次の点について伺いたい。

1、令和5年2月28日現在において、墓地の残っている区画は、4平方メートル、6平方メートル、それぞれ何区画になるか、また、金額は幾らになるか伺いたい。

2、墓地公園を造成するときに、当時の村長は、工業団地から通れるように道路を造りますとの回覧を回しましたが、いつ頃の予定になるのか伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目の2月28日現在における墓地の残区画数につきましては、4平方メートルの区画が



12区画、6平方メートルの区画が145区画であります。また、永代使用料につきましては、4平方メートルの区画は、村内の方が13万2,000円、村外の方が14万5,200円、6平方メートルの区画は、村内の方が19万8,000円、村外の方が21万7,800円であります。さらに、管理料として、4平方メートルの区画は年2,000円、6平方メートルの区画は年3,000円を、5年ごと一括して納入いただくこととなっております。

2点目の工業団地から墓地公園までの道路整備につきましては、現在、村が保存している墓地公園の造成に関する計画書などには、工業団地からの道路整備計画は記載されておられません。また、回覧したとの文書も保存資料には含まれておらず、当時の状況を確認することができませんでした。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 当時の村長さんが、大山排水処理場、現在のありますが、その隣が林になっているんですね。そこに……

○議長（服部 晃君） 大浦議員に申し上げます。

①番から質問してください。

答弁に対しての質問はないんですか。

○3番（大浦トキ子君） それは、今、答弁がありましたから、ないですよ。再質問です。

○議長（服部 晃君） ①に対しては質問ないんですか、聞いただけ。

○3番（大浦トキ子君） 金額は幾らになるかも、みんな聞きましたから、いいです。

○議長（服部 晃君） はい、了解しました。

○3番（大浦トキ子君） 議長、3番。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 続きます。当時の村長さんが、大山の排水処理場が今現在ありますね。その隣が林になっております。その林のところに墓地公園を造りますという話があったんですけども、その近所の住民が、すぐ目の前にお墓造るのは反対だということで反対されて、それで、今の現在の墓地公園になりまして造りました。

それで、その墓地公園を造ったのはいいんですが、ちょっと遠いんですね、ずうっと。もう行くときに、片道、高齢者の世帯が多いんですね、あの墓地持っている方って。それで、30分、40分ぐらい片道かかるというんです。それで、なかなか当時の村長さんは、そういうことで工業団地から道路を造るということで、回覧回ってきたんですけどもということだったんですけども。

その後ですね、ご存じのように村長選がありまして、当時の村長さんが落選ということで、今の現在の添田村長さんが村長で引き続いてきたということの経緯がありまして、そういうことだったんですが、今のあそこのあの林を見ると、なかなか道路を造るのにもお金がかか

るとか、何かいろいろそういう話は聞いておりますが、村長さんは、それに対して、その墓地公園の行くところの道路ですね、それを計画する、道路を造る、そういう気持ちはあるのかどうか、お願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答え申し上げます。

あの、墓地公園までの、大山ニュータウンからのアクセスの道路というお話は、今回、初めて私も聞いたものですから、どんな形でどんな方向でということが全く真っさらな状況でございます。

そういう中で、新しく道路を造るとなると、相当なこれ費用もかかります。財政負担も当然出てきますが、今、生活道路でも様々な要望が出てきております。あと、気候変動などによりまして、宅地、建物に床下浸水があったり、そういったところを優先的に準備も進めておりますので、今後、そういったところについては、今回、初めて聞いたものですから、また一から聞き直すなり何なり、どういった方法がいいのか、そういったことも含めて、あとは地域の方々ではどんな考えなのか、これは議員が何名から聞いたものなのか、初めて、地区の要望としても、まだ上がってきたのも私も見た経緯もございませんので、そういったところも勘案しながら、どういう方向性なのか、今の時点では、やるとかやれないというお話はできませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 村長さんになってから、前の村長さんは結構そういうことで、お墓がない人が結構いるということで、大山も世帯数が多いものですから、そういう話があったんですが、今回、墓地公園については、村長さんも初めて聞いたような話かもしれないんですが、とにかくさっきもお話ししたように、80歳以上の高齢者の方で墓地公園を買った方が結構いるような状態なんです。だから、なかなかもうあそこ道路造るのには、相当お金もかかるし無理かもしれないねなんていうことなただけけれども、ちょこちょこ行く独り暮らしのところでは、こういう話が昔あったんだけれどもということで、とにかく議会でも何とか取り上げて、いい方向に持っていかれるように何とかならぬかしらねなんていうことで、そんな話もありましたので、そこら辺はちょっと難しいでしょうかね、そこら辺、村長さん。アンケート調査でもやって、どのような考えがあるかどうかとか、思っているかどうか、そういうことなんかもしたらどうかななんていう私の考えですけれどもね。そんなことも区民の方からは出ておりますが、いかがでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

大山団地から墓地公園までの道路の件でございますが、現在、あそこ大山団地から墓地公園まで約2.1キロくらいの距離かと思えます。車ででしたら3分、4分弱ということで行けるというところでございます。ただ、先ほど議員おっしゃるように、歩いてはやっぱり時間は結構かかるのかなというふうには思っているところでございます。

今ほどの新設の道路に関しましてのことでございますが、先ほど村長のほうの答弁もありましたように、初めて聞いたというところでもございますので、庁内でもう一度、そういった部分で検討させていただければというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） 先ほど住民課の課長さんがおっしゃられたように、私もお墓がないものですから、息子から、またお笑いになるかもしれないですが、早くなくなるみたいだから買ったほうがいいよなんていうことで、一応、墓地公園は小さいほうの4平方メートルですか、そのところを買いまして、車だったら、ちょっと本当に3分ぐらいでばっと行かれるんですが、もうとにかく高齢者の方で独り暮らしの方というのは、30分ぐらいはかかるというんですね、早く行っても。もう私も歩いていったら30分はかかると思えます。上がったりがすごいですからね、坂道ね。

そういうことで、やはりお墓の持っていない人は、結構大山団地でもおりますので、そこら辺をなかなかお金も多分、あそこあの林ですからね。林のところをもう道路造るということはちょっと無理かなと、当時の村長さんはそういう話であったんですが、そこら辺をこれからちょっと考えていただいて、いい方向に持っていかせてもらいたいなというふうに考えております。どうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えをいたします。

私も、道路整備のほうではございませんが、道路を造った場合には、今、通常の道路の金額のほかに、今おっしゃっていたところは土地の取得やら、また山林の伐採、掘削とか、そういったものが、別な金額等もかかってくるのかなというふうに思っております。そういったところも含めまして、慎重に検討しなければならないというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君。

○3番（大浦トキ子君） ただいま住民課の課長から、慎重に検討したいという答弁でありましたので、いろいろ検討していただきたいと思えます。

簡単ではございますが、これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（服部 晃君） 3番、大浦トキ子君の一般質問は以上で終了いたします。

---

◇ 熊 田 喜 八 君

○議長（服部 晃君） 次に、8番、熊田喜八君の一般質問の発言を許します。

8番、熊田喜八君。

[8番 熊田喜八君質問席登壇]

○8番（熊田喜八君） では、通告どおり一般質問を2点ほどさせていただきます。

最初に、少子化対策について。

岸田総理大臣は、異次元の少子化対策をすると国会で発言をいたしました。そこで、昨年12月議会でも話しましたが、約十数年前に、当村では少子対策のために約1,600万円の議会費を減額したところであり、その使い方について、村民の皆様方に分かりやすく詳細に伺いたい。

なお、過去10年間の資料をお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

子育て支援や村財政の健全化を目的に実施された議員定数の削減や議員報酬の引下げにより確保された財源につきましては、村では、その趣旨に沿って、少子化対策や子育て支援の充実に努めております。

過去10年間の少子化対策等への活用状況につきましては、令和3年度では、幼稚園分の授業料無償化に伴う授業料減収分に400万円、学級増加に伴う臨時職員人件費増員分に323万円、預かり保育負担金減収分に288万4,000円、子ども医療費に係る村負担分に625万4,000円、合計1,636万8,000円に充当しております。平成24年度から令和3年度まで、同様に年間当たり約1,650万円程度の経費に充当しております。改めて、村議会議員の皆様には深く感謝申し上げます。

なお、10年間の年度ごとの活用状況につきましては、お手元の資料のとおりであります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 天栄村は、もう十数年前から少子対策に取り組んで率先してまいりましたけれども、岸田総理が今頃になって危機感を感じているなんてとんでもない発言しているみたいですが、私から言わせれば、国そのものが少子化対策に今まで力を入れていなかったということですよ。

今の、去年の日本の生まれた方、出生者は79万9,728人、結局は、国で思っている数よりも、8年間その80万を下回ると、こういう状況でありますので、天栄村も、私たちが一生懸命、議会費まで削減までして、結局は少子対策に尽力したところでありますが、国のほうがまだまだ天栄村よりも遅れているという状況でありますけれども、私から言わせれば、簡単に言うと、この国のほうがちゃんとまとまってこの少子化対策をしたならば、私たちが今まで十数年前に削減した金額が、国のほうからの結局、補助金というのですか、そういう少子化対策で来るものだと思って国会のほうを聞いておりましたらば、その異次元的な言葉は使うなって、自民党のほうから言っているんですね。自民党、自民党員のほうから、異次元という言葉は使うなって。ということは、国のほうはまだ少子対策については、まだまだそういう危機感を持っていないというような感じですよ。

そこで、子どもの対策に対して、私もマスコミの報道なんかを聞いておりますと、GDP比ではないというような、子どものあれですよ、関連の予算の倍増をうたっているんじゃないかということで長妻議員が質問したところ、数字ありきではないという答弁を国のほうもしておりますので、なかなか国のほうがやる気がないんだかあるんだか分からないような答弁なんです。

だから、私もここで、国のほうがそのような異次元的な少子対策をするということなので、村のほうも、これは6月の質問に関連して質問しようかと思ったんですけども、これ以上の質問はしても、国のほうの対策がまだできていないのに、村のほうにこれ以上の質問はしても無理があると思いますので、少子化対策については今までどおりの方向でやってもらって、それで結構なので、これ以上の質問はいたしません。

次に、2点目のほうに質問させていただきます。

婚活支援については、これまで何度も質問いたしましたが、最近の国の統計によると、50歳までに結婚しない方は、全国平均で男性では28.25%、女性では17.81%ありました。このことを踏まえて、少子化対策も大事だと思いますが、婚活支援もより大事だと思いますが、村は、今までどのような対策や対応を行ってきたのか伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

婚活支援につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大前は、婚活イベントや婚活セミナーを開催することで、多くのカップルが成立してきました。しかしながら、カップル成立後も、その後のお付き合いの中で婚姻に至らないケースが多く見受けられました。このことから、縁結び応援サポーターを設置し、個別に未婚男女に寄り添いながら、相談支援や出会いの場の創出に取り組んできたことで、現在交際中の男女が複数いると伺っております。ま

た、福島県が運営するマッチングアプリ「はぴ福なび」への登録費用の助成などの婚活支援も行っております。

今後、5月8日より、新型コロナウイルスの感染症法上での位置づけが5類感染症へ移行することから、令和5年度においては、広域的な取組として婚活イベント等を開催する予定であり、引き続き縁結び応援サポーターの方々のご協力も得ながら、幅広く出会いの場の創出を図り、未婚者に寄り添った支援に努めてまいります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これは、私も調べてみたら、もう5回ぐらいやっているんですね、婚活支援は。支援に対してです。そのときにも質問、何度も何度も質問しましたけれども、それを課長の方も何度も聞いていると思いますけれども、この婚活支援に対しては、村、あと職員の方々も危機感を持って、これ私から言わせると、少子化対策、少子化対策って私もやって、何度もやってきましたけれども、それはもう十数年前の話ですけれども、この婚活支援も、今回で5回目になるのかな、質問しているの。

そうすると、前には、どのような婚活場への支援の対策というのを、どのようにやっているんだか。例えば、天栄村だけじゃなくて、よその市町村との組み合わせたり、あと今はインターネットでもいろいろありますから、そういう方法をどのような方法をやって、そして何回やって、そして、その効果は、効果ってのは失礼かもしれないんですけども、そういうふうにして結婚ができた方が何組あったか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

どのようなやり方をしていたかというご質問ですが、婚活イベントにつきましては、初めの頃は単独で行っていたような状況にありまして、その後、鏡石と合同で行うようになったという経緯が実績の中で残っております。

あと、実施回数につきましては、26年度からの実績になりますが、16回、イベントのほうは開催しておりまして、カップル成立の組が59組ということになっております。

婚姻、結婚に至ったかどうかということにつきましては、あくまでも行政につきましては、きっかけづくりということで行ってございましたので、個人情報もありますので、最後まで突き止めるというようなことまではしておりませんでした。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 59組のそういうカップルというのはできましたけれども、実際に結婚した方というのは、それは個人情報なので確認できていないということなんですね。その59組のうちで、実際に結婚式とか何かというのは、把握していないというよりも分からないん

ですか、個人情報で調べなくても、例えば村長さんが結婚式に呼ばれているとか、そういうことも、もし呼ばれたとしても、そういうところには、この議場では発言できないということなんですか。

私の聞きたいのは、やっぱりどんなぐらい成果があるのか、成果がなかった場合には、まだどのような対策を考えなくちゃ駄目なのか、まだ鏡石ばかりじゃなくて、郡山、須賀川とか、そういうもっと幅を広げて、まだそういうふう恐らく今、少子化対策、対策対策ってみんな国会でも言い始まりましたけれども、婚活支援に対しては、そんなにあまり国会でも、あと何というのですか、マスコミも取り上げてないんですね。

だから、婚活支援に対して、もう少し村、今まで企画政策課長ばかりでなくて、前企画課長なり皆さんと話し合っ、どういう方法がいいとか、そういうふう天栄村そのものが危機感を持って進めてもらえると思いますけれども、村長は今後、この婚活支援に対して、これも少子対策につながるものである、どのような考えを持って、そして、まだ東京なり村人会なんかにも、今はコロナでやっておりませんが、そういうところに啓発活動なんかとか、どのような考えを持っているんだか、これはまだまだ本当にこれは日本全国の問題でありますけれども、やっぱり天栄村はこういうふう婚活支援に対して、これだけ進んでいるんだというようなふう、何ていうんでしょう、自慢のできるような、婚活支援に対して対策を考えてもらいたいですけれども、村長は今後どのような婚活支援に対して考えを持っているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

婚活、これまでも十数回重ねてきまして、私が知っている範囲内であれば、まだ2桁まではいっていなかった、結婚までしたという方は2桁いってなかったというのが現状でございます。そういうものも捉えて、結婚するカップルができて、その後のフォローをする方々というふうなことで支援をする方々を設置して、今、進めているところでございます。

また、このコロナも大分落ち着いてきたものですから、この婚活パーティーなどを通じて、鏡石とはずっと取り組んできましたが、今度は郡山を中心とした中枢都市圏、そこでの婚活事業など、範囲を広げた中での婚活事業は進めていく必要があると思っておりますし、それはやらなくてはならない。あとは、先ほど申し上げたように、婚活アプリが福島県でやっているアプリで登録をしていただいて、そこでマッチングをしていただくというようなやり方を進めていかなければならない。結婚したくても、なかなかこのできない、出会いの場がない。まして、このコロナ禍だったものですから、そういったところが続いた中では、村もしっかりと支援をすべき、婚活事業をまた再開しながら、成婚に至るまで取り組んでいけるよ

う努めてまいります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 婚活支援に対して、私、初めて萩生田、今のあれですね、政調会長ですか、が初めてですよ、マスコミに出たのが。それは、自民党の萩生田光一政調会長は23日、2月ですね、23日にさいたま市の講演会で、少子化対策等、新婚世帯に対する、対するには、住宅支援の必要性を強調したということだね。そして、今、全国に公営住宅が約20万棟の空き家があるので、若い人たちに貸してあげたいと語って、その後、簡単に言うと、結局は、天栄村でも、もし新婚した場合には、結局はお住まいですよ、住まいの提供をする。この、国の場合は公営住宅なんですけれども、天栄村としては、もし結婚した場合には住居を提供するとかって。

簡単に言うと、今の何というのですか、大山の、大山でなくて大里の定住促進住宅の場合は、あそこの場合は子ども集めるために住宅造ったんですよ。結局は大里小学校が複式学級になるということ。でも、そんなときに、これはちょっとは外れるかもしれませんが、そのお子さんは6年間過ぎると中学生になっちゃうんですよということで、それは意味がありませんよということだったんです。そのときに、私は、もっと出入りのできる安い住宅を建てたほうがよろしいんじゃないですか、安いというのは、安い部屋でね。だから、そういうふうな考えも一つの方法なんです、私の考えを分かりやすく言えば、新婚生活ができるような住宅を造るという、そういう考えなんかも考えてみたらどうかと思うんですけれども、そういうふうだね。

もし、例えば新婚、結婚したときには、天栄村に行けば、それこそ2万ぐらいで、例えば中学生ぐらいまでいるうちは、天栄村は、そういう施設があるんだよというような、方法もあると思うんですけれども、そういう考えは、私の考えですよ、村長の場合は、そういう考えをお持ちなのか。この萩生田大臣が言うとおりに、新婚方々が住める住宅を造る、例えば公営住宅、天栄村には公営住宅というのは何件かあるんで、あるかもしれないけれども、児渡あたりにあったと思うんですけれども、ああいうふうに新婚生活を住まえるような、そういう住宅を用意しますよという、そういう企画なんかを考えてみたらどうかと思うんですけれども、これはあくまでも私の考えですけれども、村長さんは、その事に対してどのように考えているのか、お答えをお願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この少子化対策は、村にとっても大変重要な課題でございます。9番議員にもお答えしたように、この少子化、そして、この人口減少対策のために、役場庁内、庁舎内にプロジェク



トチームを立ち上げました。

そういったところで、今ほど議員がおっしゃったことも加味しながら、大変いい、ご提案かと思っております。やれるべきことは、いろいろご提案をいただいて、村に合った、そして、この少子化に対応すべきものであれば、いろいろ取り入れながら進めていきたいと、そういう考えでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今、村長さんから、そういう意欲のあるような答弁いただきましたけれども、実は、そういうふうに行っている自治体があるんです。結局は、子育てするために駐車場つきで2LDKかな、いや3LDK、そこで新婚さんとか子どもがいる人が住めるように、そういう村外から、例えば、たしか、これは場所は忘れましたが、結局は住宅を建てて、そして若い方が住めるような状態を村が、あるいは町でしたけれども、町がやって、そして若い方が天栄村に子育てのために来るんだって、そういう、そして、そこで天栄村でそういう住宅を造った場合には、そこに若い方々が多く、たしか四十何所帯の方が来たんですね、その村に。そして、また造成するというような考えで、その町も今、考えているみたいなんですけれども。

私の言いたいのは、結局、若い方が天栄村で子育てをしたいというような、そういう案があれば、今、村長さんはそれも考えとして、前向きな答弁をいたしましたけれども、ぜひこういう天栄村に、この近隣の市町村がやって、やったことないようなこと、そして、マスコミで取り上げられるようなことをやってもらいたいんです。天栄村は、こういうふうに、子育てするんだったらば天栄村に住みたい。天栄村に対しては、空気もいいし、そして農産物もあるし、そして今度は、まして小・中学校が統合すれば、結局、私から言わせれば、小・中学校も統合する、幼稚園も今度は新しく、老朽化して新しく、保育所も造る。そうすると、統合して1か所にして、そして、天栄村というのは、こういうすばらしい村なんだということを全国的にマスコミに取り上げてもらえるような、そして全国的にそういうふうに有名になるような方向にやってもらいたいと思いますけれども、村長の考えをもう一度お聞きいたします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

当然、この少子化に向けての対策はしっかりしなければなりませんので、前向きにここは対応していく考えでございますし、これまでも新婚生活のための村での補助、そして、よその地区からの移住定住に新築する方々に対しても、補助金、助成金、これを出しておりました。

今後は、小学校の統合予定地などを踏まえながら、なかなか分譲するところが今のところないものですから、そういったところもある程度確保しながら、方向性を決めてまいればと思っております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） あと、課長さん、皆さん方にもお願いしたいんですけども、村長さん1人だけの考えじゃなくて、課長さんの方々も、いろいろ企画課とか、企画ばかりじゃなくてね、元企画やった人とか、皆さんの課長さんの会合なんかあると思います、と思いますけれども、その皆さんの知恵を寄せ合って、そして、天栄村に少子化対策のためには、その前に大事なものは、私は婚活支援が大事だと思って、強くその考えているので、皆さんも危機感を持って、役場の職員の皆様もどのような考えを出して、お互いに知恵を出し合って、そしてどういう方法があるのかどうか、どうすれば天栄村に対して婚活が発展するのか。あと、逆に言うと、結局は、本当に、こんなに天栄村は婚活支援に対してすばらしい考えを持って、そして、よその市町村が天栄村に視察に来るような考えを、皆さんで考え合って、危機感を持ってやってもらいたいと思います。

あと、これ以上のことは、あとないので、とにかく課長さん皆さん方にも、天栄村に対して婚活支援に対して危機感を持って、一生懸命お互いに知恵を出し合って頑張ってもらいたいと思います。

これで私の一般質問は終わります。以上です。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君の一般質問は以上で終了いたします。

ここで暫時休議いたします。

40分まで休みます。35分、すみません、35分まで休みます。

（午後 2時18分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時35分）

---

#### ◇ 渡 部 勉 君

○議長（服部 晃君） 次に7番、渡部勉君の一般質問の発言を許します。

7番、渡部勉君。

〔7番 渡部 勉君質問席登壇〕

○7番（渡部 勉君） 通告により一般質問を行います。

1、近年の移住相談及び定住者の実績はどのようになっているか。

近年はどの市町村も人口減に悩み、移住相談窓口を設け、定住者には数々の援助策を設け、

取り込みを図っております。当村も窓口を設けておりますが、その後実績は上がっているのか伺いたい。令和元年から本年度までの移住相談件数及び定住者数の資料を提出してください。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まず、移住相談は新型コロナウイルスの感染拡大により、令和2年度は一時的な落ち込みは見られたものの、令和3年度、令和4年度は回復、増加傾向にあります。

相談内容につきましては、感染拡大前とは違い、移住後の生活を見据えたより具体的な相談が増加しており、1件当たりの相談回数や時間が大幅に増加している状況であります。

次に、定住件数につきましては、新生活・住まいづくり応援助成事業及び空き家改修事業等補助金助成事業を活用して定住された方の件数で、コロナ禍の影響により令和3年度の件数は落ち込んだものの、本年度は回復してきており、来年度はさらに増えるものと見込んでおります。

なお、令和元年度から本年度までの移住相談件数及び定住件数につきましては、お手元の資料のとおりであります。

今後も様々な媒体を活用しての情報発信のほか、オンライン相談の充実やコロナ禍で実施できなかった首都圏での対面による相談会、移住体験ツアーなどを通じて本村へ興味を持っていただき、移住・定住につながるよう移住希望者への情報提供に努めてまいります。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） この資料を見ますと、令和元年から4年まで4年間で、件数にして16件の方が天栄村に定住されているということなのですが、この定住してこられた方々が主にどの地域に住んでおられるのか。湯本、牧本、大里、広戸と、どの地方から引っ越してこられたか。関東圏からか、あるいは県内からかとか、その辺分かる範囲でお答えください。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

この実施状況の定住件数、21世帯61人の件数の内訳でございますが、旧村単位で申し上げますと、広戸地区で14世帯の41人、大里地区で4世帯の12人、牧本地区で2世帯の7人、湯本地区で1世帯の1人です。

あと、主にどちらの方面からかということですが、県内から16世帯の48人、県外で5世帯の13人です。県外につきましては、静岡県と千葉県が2件、北海道、香川県となっております。

あと、県内につきましては、近隣市町村の郡山市とか須賀川市、鏡石町、あと白河市、下郷町とか、遠いところではいわき市となっております。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） もう一つ伺いたいんですが、年代はどの年代が多いのか。二、三十代とか四、五十代とか。それから、子どもさんを連れて移住されている方の割合はどのぐらいいるか。およそでいいです。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

正式な数字ではちょっとつかんでいないんですけども、新生活・住まいづくり応援成金につきましては、40歳未満の婚姻世帯というような条件がありますので、40歳未満の方が移住されております。

それで、お子さんですが、移住された中の半分以上はお子さんもいらっしゃる世帯になっております。あとは、新婚で2人で住んでから、後からお子さんが生まれてというような状況で、増えてはきております。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） それから、この住まいなんですけど、1戸建て住宅を購入する方と、それから借地借家に住まわれる方、どちらが多いですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

新生活・住まいづくり応援成事業のほうは、住宅取得なので持家になります。空き家のほうを利用されてきた方ですと借家もあるので、そちらの数字はちょっと今調べていないんですけども、ほとんどは借家で、空き家のほうはなっていると認識しています。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） それから、村ではいわゆる定住者に対してどのような補助策、補助金を設けておられるのか、その辺をお答えください。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

移住者向けの助成金、支援金につきましては、今ほどから申し上げております新生活・住まいづくり応援事業と、それから昨年度から始めました奨学金の返還の補助、そちらも移住されるものを見込んでやっております。あとは空き家改修補助につきましても、移住者向け

になっております。

あと、上限60万の引っ越し費用に対しても、移住者向けの施策として行っております。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 移住の相談段階で、いわゆる土地がなくてというふうなことで諦めるような方はおりませんか。課長が直接、移住者と面談するという事はないんですかね。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

移住者と面談するのはあくまでも担当者が先に対応はしておりますが、土地がなくてというのはちょっと聞いていないんですけれども、もし土地の紹介であれば、大山にある不動産さんを紹介したりとか、あと空き家であれば、夢学校なり建設課なりをご紹介して相談のほうを支援しておる状況です。

ただ、土地がなくてというのでやめますということを知ったのは、ちょっと記憶にはありません。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 何かいろんな記事を読んでいますと、せっかく移住してきた方々がその土地になじめないとか、あるいはいろんな問題があって、また元のところに帰るというようなこともあるんだそうです、結構。天栄村はどうですか。今までそういった方はいらっしゃらないですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

新生活・住まいづくり応援の一覧で、実績で見ますと、今、手元に29年度からの資料がありますが、こちらを利用された方で出て行ったという方は見当たりません。

ただ、芝草のほうに助成金を使わないで移住されて、そこから元に戻ったというのはちょっと把握していない状況でございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 移住された方のいわゆる相談窓口、その後の相談です。移住して、それっ放しじゃなくて、ある程度いろんな困ったことに対応する相談、それから追跡、何年かにわたって、この方どうなんだろうかというような追跡調査なんかは村ではやっているんですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

転入される前から相談を受けて、定住された方につきましては定住後も関わった人たちのほうに問合せというのが来ておりますので、そこは抜け目のないように相談の体制は行っている状況です。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） いずれにしても、よその土地から引っ越されて慣れない地域に来るわけですから、あらゆることの相談に乗ってあげて、そのとき限りということじゃなくて、なじむまで三、四年はとにかくいろんな相談に乗ってあげる、そういう姿勢が非常に大事なんじゃないかと思えますので、その辺をよろしくお願いします。

それと、この移住・定住に関して、村はどんな機会を設けて募集を行っているか。いわゆるPRをどのような方法でやられているのか、お伺いします。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

移住のPRでございますが、県のほうで主催しております移住フェアとかに年何回か参加させていただいておりますが、コロナ禍になってからはちょっと中止になっておりましたが、令和3年度と4年度は1回ずつ東京のほうに行き、移住フェアのほうに参加して相談窓口を設けております。

また、そのほかにつきましても、ホームページの移住サイトのほうで随時新しく更新して、移住のほうをPRして行っているところです。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 今、いわゆるお試し住宅というんですか、前のところが駄目になったんで、村の定住促進住宅が1戸空いたところをお試し住宅にするんだというような話がありましたが、現在そういうふうな形で使われているのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

短期滞在住宅につきましては、一応村としましては旧村単位くらいには設けておきたいなということで進めておりましたが、なかなか見つからなくて、大里の住宅のほうで1棟空いておりますので、そちらのほうに希望があれば体験していただくというような体制は整えておりますが、今のところ希望者はいないというところがございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） そういうことがなくても、いわゆる空いた住宅はリフォームとかちゃ

んとされて、そのような体制を整えてはおるということですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

退去された棟につきましては、きちんとリフォームのほうを行って、受入れの態勢は整っております。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） これ、課長が直接携わっているわけでないからどうか分かりませんが、他の町村とか比較して、またいろんなものを見て、こういうことをやればもっと移住者が多少なりとも興味を持ってくれるんじゃないかというふうなことは、何か考えありませんか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

移住者の対策といたしまして、新生活・住まいづくり応援成事業につきましては村単独で行っている事業で、ほかの市町村ではここまで手厚くやっているところが見受けられないという状況です。こちらにつきましてはいろんなところから問合せが来ている状況で、不動産さんとか、あと大手建築業界の方とか、そちらのほうからも問合せが来ておまして、こちらの事業はとても目玉になる事業ではないかなというふうに、効果も上がっているので、こちらを手厚くしていったら、周知ももっと増やして、あとは土地があれば、その事業を利用して入ってくる方というのは増えるのかなというふうには考えております。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 分かりました。いずれにしても人口がどんどん減少していく中で、この移住・定住というのは非常に大事なことになってきますので、いろんな施策を講じながら、とにかく我が村のもっともっと力を入れていかななくてはいけない分野だと思っておりますので、ひとつ今後とも担当課長含めて、ほかの課の人たちも合わせて力を入れてほしいと思います。

1番目の質問は以上で終わります。

それから、2番目の質問なんですが、最近の有害鳥獣の捕獲状況について。

一時減少気味だった有害鳥獣が広報資料を見るとまた増えているように思うが、現状はどのようなになっているか伺いたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

有害鳥獣の捕獲頭数につきましては、本年度は2月末日現在でイノシシ106頭、ツキノワグマ20頭、ニホンジカ89頭、ハクビシン23匹となっております。

イノシシにつきましては、令和2年度の445頭をピークに大きく減少しており、本年度も昨年度と同じ120頭程度の捕獲を見込んでおります。

ニホンジカにつきましては、年々捕獲頭数が増えてきており、昨年度初めて100頭を超える捕獲となりました。本年度も100頭程度の捕獲に見込んでおります。

ツキノワグマにつきましては、毎年おおむね15頭から20頭程度の捕獲数であります。

ハクビシンにつきましては、年々増加傾向にあり、本年度も30匹前後の捕獲を見込んでおります。

なお、過去5年間の鳥獣別捕獲頭数につきましては、お手元の資料のとおりであります。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 資料を見ますとそれほど増えているということではないんですが、特に増えているのがシカだというふうなことなんですが、いずれにしましても、我々の身の周りでも結構だんだん鳥獣が奥のほうからこの広戸のほうにどんどのしてきているようなことを聞いているんです、近所の方から。

この有害鳥獣対策実施隊、これ前議会で説明がありましたが、現在16名の方が登録されているということなんですが、結構年齢のいった方が非常に多いんじゃないかと思うんです。

この最年長は何歳の方で、一番若い人はどのぐらいの方なんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

実施隊の最年長の方は現在82歳でございます。最年少は26歳ですが、これは地域おこし協力隊なので、そこを除けば、一番若い方で43歳になります。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） かなり年齢のいった方が、人数が多いんじゃないかと思えます。課長から今ちょっと話に出ました地域おこし協力隊の方、今度はよその地域に転任とかいうふうになっているんですか。何か広報紙を見たら、そんなようなことが書いてあったように思うんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

有害鳥獣担当の地域おこし協力隊は2名雇用しておりましたが、そのうちの1名がもとも



との任期を今年の3月に迎えるわけだったんですけれども、任期の1か月前ということで、本人就職が決まってというようなことで2月末に退任しております。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） その方がいわゆる一番銃の扱いがうまくて、今までもイノシシや何かを多く捕獲したという方ですか、2月でよそに行かれたという方が。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

どちらの協力隊員も頑張っていたいて、かなりの頭数を捕っていただいています、比較しますと、今回退任した協力隊員については3年間で47頭、いろんな種類があるんですけれども、捕っております。残っている協力隊員については、もともと銃砲を扱っていたということで、こちらのほうは実績的に94頭というようなことでございます。

です、今残っているほうが頭数は捕っています。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） じゃ、残っている方はまた再任みたいな形で、まだ年があるということですね。

それともう一つ伺います。

実施隊の人たちは、全てこの銃の免許だけじゃなくて、わなの免許も持っているわけですか。それと、この実施隊のほかにわなの免許を持っている方は何人かいらっしゃるということですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、実施隊の人数ですが、15人ということなんですけれども、全てが銃砲もわなも免許を持っているのかと言われれば、わなの免許は持っていない方もいらっしゃると思います。全てが持っているわけではございません。

あと、そのほかにわなの免許を持っている村内の方というような質問だと思うんですけれども、こちらについては、村のほうでわなの取得ということで免許の取得をする際に補助を出して、そういった方を増やしております。今現在そういう方を有害鳥獣捕獲の協力員として村のほうでお願いしてまして、その人数については47名でございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ほかに、有害鳥獣に対しては電気柵やワイヤーメッシュ、こういったものを用いて動物が近寄らなくしているというふうなことなんです、この電気柵やワイヤ

ーメッシュに対する補助はどうなっていましたか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

現在村では電気柵の購入補助金というようなことで、かかった経費の2分の1というように、個人の場合については、田んぼに張る場合については上限が3万円、畑については5万円、そのほかに1ヘクタール以上のものを共同でつけるというような場合につきましては、こちらのほうについては上限なしで2分の1を補助するというようなことでやってございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 分かりました、今の件は。いわゆる有害鳥獣駆除実施隊、こちらの方も高齢の方が、今言った最高齢が82歳というようなことで、そのほかも恐らく70代とか60代がもう中心だと思うんです。いろんなことで優遇策を設け、やっぱり若い人にとにかくこの実施隊の募集を図って、一人でも多く増やしていただくようお願いしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君の一般質問は以上で終了いたします。

ここで暫時休議いたします。

25分まで休みます。

（午後 3時10分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き、再開いたします。

（午後 3時25分）

---

#### ◇ 円 谷 要 君

○議長（服部 晃君） 次に2番、円谷要君の一般質問の発言を許します。

2番、円谷要君。

〔2番 円谷 要君質問席登壇〕

○2番（円谷 要君） では、通告どおり2点ほど質問をさせていただきます。

まず第1、村の入札制度についてお伺いします。

村の入札制度要綱については、昨年度も質問をさせていただきました。そのときの村長の答弁では、県の要綱を参考に村独自の要綱を定め、実施していますとのことでした。村独自の要綱であれば、村内の業者に対し、入札金額等を緩和して多くの入札に参加できることも可能ではないかと思っておりますので、検討委員会を開催し、協議することはできないか。

また、入札制度要綱について県議会議員に確認しましたところ、各自治体に合った制度要綱を作成することは可能で、地元の事業は地元の業者であるのが望ましいとのことでした。前向きな検討をする考えがあるのか、お伺いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

本村では、工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づき、事業者の経営状況や経営規模、技術力などの項目による客観的評価により格付を行い、入札に際しては、設計金額に基づく発注基準に対応する格付事業者を選定しております。

これらは県や近隣市町村でも同様ですが、本村では平成28年度に、村内事業者については客観的評価に30%を加算した点数が上位の格付点数に達すれば上位の工事に参加できるよう要綱を改正し、村内事業者の受注機会の増加に努めており、今後もこの取扱いを継続していく考えであります。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 今答弁を聞きましたところ、その内容については今までと変わらない内容で、これからも変わらないというような内容で受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 今申し上げたとおりでございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 自治体で作成することは何の問題もないということなので、もう少し中身を変えないとなかなか多くの入札者が参加できないと思うんです、ここの中小企業では、中小企業をいかに参加させるかということの中身を変えないと駄目なんです。変えようとする協議をやらないと、それがまた前に進まないんですよ。そういう考えはないんですか、お伺いします。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

まず、公共事業として、その事業に対してやはり品質、安全の確保、こういったものを前提としておりますので、過大な評価をして、例えば受注した際に工事が滞るとか、そういったことがないように適格な事業者さんを選定しておりますので、先ほども村長のほうから答弁ありましたように、村では30%を加算している。これは近隣では天栄村だけというふう

に把握しておりますので、ほかに先駆けてそういった取組をやっておりますので、なかなかこれ以上の加算、そういったことは慎重な判断が必要になってくるのではないかとということで、今のところ想定していないということでございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 説明は分かりますけれども、そういう説明の内容と、もう最初から今のままでいいんだという考えでの説明にしか私には聞こえません。もうやろうとする努力が見られないんです。協議も開いていないということは、絶対前に進めないんです。第三者とか、議会でも何でも集めて協議をするとか、3月2日の新聞にも出ていましたよね、県がまた緩和するという、制度に対して。県は、やっぱり地元の業者を優先的に使いたいからああいうふうに変えているんです、内容を少しずつ。一遍に変えたというわけじゃないんです。だから、1つの企業で駄目なら、もう一つ共同企業体みたいな形で参加させるような仕組みをつくるとか、そういう前もった考えはないのかということを知りたいんです。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

今ほど共同企業体というふうなお話でございますが、共同企業体にとりましても結局その共同企業体全体での審査を行いますので、確かに規模が大きくなれば経営状態もよくなるでしょうし、技術者といった方も増えるでしょうし、そういったものを判断の上で格付を行って選定していきたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 前向きとか、ただ村としては企業を守る気があるのか、ないのか。だから、やっぱり企業を守るということは、そこに勤めている村民を守るということにもなるんですよね。それを考えてやらないと、協議すら始まらないんだもの、何もできないんです。協議することもできないんですから、前向きな。できるか、できないか、じゃお伺いします。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

今ほどの村内の事業者を育てるというふうなお話でございますが、基本的には業者さんを選定する際に村内の事業者さんをできるだけ選定している状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 今、課長は村内の事業所を優先的にやっているということでしたが、

もともと村内にあった事業者が村外に出て、残したりはしているんです。そういう業者がたくさんあります。これは去年3月にいただいた資料なんですけれども、また今年更新あったと思うんです。更新まだやっていないんですか。2年ごとの更新でしたよね。多分更新したと思うんですけれども、令和4年の3月にいただいた資料の中身、業者の中身、内容的に変わりがないか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

今、入札資格審査申込みの書類のほうを整理しておりまして、内容についてはまだ詳細に把握しておりません。内容が前回と同じかということは、まだ確認はしておりません。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） この更新時期というのは2年で、2年後の何月にいつも実施しているんですか、これは。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 3時36分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き、再開いたします。

（午後 3時37分）

---

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

3月の中旬頃に行う予定でございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、今年の更新はまだ実施されていないということで、3月中旬に受付をすると。受付は終わったんですか。名簿の整理ができていないということですか。簡単じゃないですか、この名簿の整理。去年3月もらったのが土木、建築、舗装、あとは産業廃棄物関係の4項目しかないんですよ。これ終わっているのにまだできないんですか。できていないのですね、分かりました。

なかなか一番大事にしなきゃならない業者さんではありますので、少し、やっぱり部門別はいいです。何部門に該当する業者もいます。大体金額大きくなると、みんな支店クラスになっちゃいますね、天栄村にあるのは。だから、そういう本店、支店の関係も、これは最終的には税金の兼ね合いで、村にいかによく税金が入るか入らないかの違いだと思うんですよ。

ね。だけれども、やっぱり今、村が大事にしなきゃならないのは、本店を置く中小企業の事業所を後押しして、チャンスも与えてやらなきゃ駄目なんです。企業努力なんか言っていられないんです、これは。村も後押しして、企業に努力してもう。そういう考えで後押ししてやらないと。

そのために言っているのが、項目をちょっと緩和して、タッグを組んで入れるような組織をつくってやるとか、そういうような制度も、多分できないわけではないと思うんです。やる気があるか、ないかの問題です。その前に、協議するか、しないかの問題なんです。協議をしないうちは何もできませんから。その前に検討委員会をつくる、第三者を交えて。そこから始まらないと、なかなか話は進まないですよ、これは。

要綱をまねてつくっているだけ、そこにただ金額のバランス入れ替えただけなんですから。要綱からもうちょっと変えていかないと。そういう協議をする会をつくっていただけないか。そこから始まらないと、これはなかなか進まないです。だから、村長もまだ頑張ってるという表現をしていましたので、そこら辺、これからどういう考えで中小企業を守っていくのか、やっていくか。村長にもう一回お伺いしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

私も、地元業者優先というようなことで担当課長にもお話しをして、これまで進めてまいりました。そして、先ほど申し上げましたように、平成28年に客観的評価を30%見て、なるべく地元の方々が仕事を取得できるような、そういう体制づくりもしてきましたし、これまで村の建設業者、任意の団体ではございますが、事業者会と村と災害時の協定も結んできております。このコロナ禍に入ってから意見交換する機会も減りましたが、これまで意見交換もしてきて、そういう話が初めて今回このようなことがあるんだなということをお聞きしましたが、一度も要望として上がってきたことがございません。これが現状だと受け止めていますし、私も再三、地元業者を優先にお願いしたいと。

そして、先ほど議員がおっしゃったように、支店は地元でないというような見方、聞こえ方しましたが、支店であっても地元の方の雇用にはつながっておりますし、それだけ技術力、技術者、機動力もあります。今後も地元業者の育成に私は努めていく考えでもありますし、当然雇用の場にもつながってくる。地域の経済を回復させる中でも、この建設業者は大変重要だと思っています。村も災害のあった場合、建設業者に頼らざるを得なくなりますので、この育成には努めてきております。議員からいただいたこのご質問、そしてまたこの建設業の方々とも意見交換の場を持ちながら、率直な意見を聞かせていただきたいと思います。

県もこの入札参加、指名入札を緩和したというお話でございますが、これまで県は一般競

争入札をやってきたので、地元の方々が仕事が取れないという現象が起きていました。そういうことがないように、天栄村では3.11も東日本台風のときも地元業者オンリーでやってきました。そういう中で県から逆に評価を受けました。これだけやっぱり地元の方々にやれる、なかなかこれまではないですねというようなことで、これは指名競争入札だからこそできたものでございますので、今後もこういう考えで進めていくものでございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） やっていかなきやならないという村長の考えは確かに分かります。これは村民のためでもあるし、企業のためでもありますから。ただ、あくまでも型にはまり過ぎて、土木だ、建築だ、舗装だと分けて、一つの業態しかやっていない事業者はこれしか参加できないとかという、そうじゃなくて、いろんな検討会でも委員会何でも開いて、じゃ建築は建築業者とタッグを組んで舗装もありますから、そういう企業体でも何か参加できる仕組みをつくれなかと。それはあくまでも協議会ができてからの話なんですけれども。

だから、そういうふうに行って行くには、さっき村長から答弁ありましたけれども、検討会を開いてやりますという意見がなかったんですけれども、そういう考えはあるのか、ないのか、お伺いしたい。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

部門別に分けるというのは、法制度上分けていかなくちやならない部分でもありますし、先ほど総務課長が申したように、何でもかんでもできるような体制というのは品質低下にもつながるし、労災にもつながるといことも現実的には起きております。

それと、今民間の企業、建設業は、統合、再編などをしながら受注の機会を設けている。そういう民間企業のやり方もありますし、どういった対応ができるのか、今後、議員のほかにも直接建設業者のご意見を聞いてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） これから聞いてまいりますという答弁でしたが、聞いてからどのような対応をしますか、お伺いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。内容がまだ確認できないうち、今ここで、じゃどうしますという答えはできません。まず建設業者、私も以前は事務局も担っていた手前、縁もございまして、そういったところでお聞きしながら、よりいい状況に持っていけるような形にはしたいと思っておりますが、今議員がおっしゃるような話はまだ一度も伺っており

ませんので、その話を聞いた中で判断をさせていただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 村長さんが言うのには、初めてだということで、初めてだからこそ始めなきゃならない事案かもしれないし、やっぱりそういうことも前向きに考えて前進していかないと中小企業だって全然成長しないし、成長しないのはなぜか。よく執行部や業者さんの努力次第ですからとか、そういう答弁では困るんです。それを村がチャンスを与えて大きくしてやって、逆に村外に支店を出して収益を上げてもらうような、そういう組織づくりもやっぱり最終的には必要かと思うんです。

だから、それを第一歩に、そういう組織をつくるのには村がどういう考えでやっていかなきゃならないかということ、初めてだからできないんじゃないかと、初めてだからやらなきゃいけないんです。そう思わないですか。検討することは、幾ら検討しても結構なんです。やる、やらないは、それは最終的には村長が判断するわけだから。でも、村民のため、中小企業のためにやるのには、やっぱり検討委員会でもつくって協議会を開いて協議する。どんな意見でもいいから、関係業者でも何でも、取りあえず企業のそういう集まり、相談会みたいなのを開いてもいいんじゃないかと。

何か、初めてだから、今聞かなきゃならない。聞いたらどうするか。それも、聞いてみないと分からないからと。そうじゃなくて、意見を取りまとめたらば、どういう組織で話し合っただけじゃ協議会を検討委員会に仕上げていくとか、前向きなそういう考えがあるのか、ないのかということをお伺いしたかったです。ありますか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。何度も申し上げますが、まずはどういった意見があるのかお聞きした中で判断をさせていただきたいというようなことでございます。ちなみにですけれども、仕事の中で、企業の技量以上のものを受けた中で、逆に赤字になって潰れたという中小企業も当然ございます。だから、そういうことがないようにきちっとやっぱり見極めなくちゃならない。そういうのも行政としての指導をする場でもございます。そういったところも把握しながら、検討はしていかななくちゃならない。まずは建設業者の皆さんのご意見を聞いてから、判断をしたいというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 何ていうんでしょうか、そういうことをしたから潰れる業者もありましたというのは、悪いイメージを説明されても困るんですよ、まだ実施していない状態で。業者を信頼して、業者だって自分の技量というのがあるのは分かっているんですから。それが1つじゃなくて2つになれば、技量よりちょっとまた上の仕事に参加できるチャンスがあ



るのではないかと、そういうふうな流れをつくってやるのが行政でないかと。とにかくやってみないと分からないんです。あまりにも信用していないんです。いや、潰れたらと。潰れるような事業者は参加しないと思いますよ、だから。

本当にもう少しこういうのがあれば力がついて、こういうのに参加できるとか、いろんな考えを持っている事業者もいると思います。まるっきりそういうのは参加しないという業者さんもいるかもしれない。でも、やっぱりそういうふうに取り組んでいくのが行政でしょう。地元の業者のため、村民のために。そういう前向きな考えを持ってないのかということをお伺いしたかったんです。

今は初めてだから、何もやったことないから、意見を聞いてから。それは確かにそうです。その流れをつくることをやっていただけるのかなというお願いなんです。だから、前向きなお考えがあるのかとお伺いしたんです。その流れでやっていくという考え、お願いできますか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員先ほど申し上げましたように、全くやらないわけではないです。私も、平成28年にはこの客観的評価の点数を30%加算してきたと。これが一つ、一步もう大分踏み出たものでございます。それが妥当であったからこそ、今地元の建設業者がやれている部分で、その後私は何も、今議員がおっしゃったことは言われていないものですから、それについてはもう一回またお聞きした中で、この入札制度について、どういう形が村内業者にとっていいのか、ベストなのか、そういったところを検討していきたいと。まずはお話を聞かせていただきたいというようなことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 私からは、強く前向きな考えで、村内の企業、村民のためにやっていただきたいと思います。時期になりましたらば、経過などをそのときにまた質問させていただきますので、少しずつでも前向きな姿勢があれば答弁をしていただきたいなと思います。お願いして、1つ目の質問は終わります。

2つ目の質問に入ります。補助金制度について。

農業関係の補助金の種類は何種類で、現在補助金を受けている団体の数と個人は何名か。また、今まで補助金を受けた方は事業計画を作成し、申請していると思いますが、それについて、村は実施状況、収支等の提出を受け、毎年監査を行っているのか。

②農業共済組合が行う農業収入保険の個人に対する一部補助金について、村も実施していますが、県も推奨しています。ただ、県は新規加入者だけ一部補助するというようなことで

すが、村は、いろいろ実績を見ますと、一度申請すれば毎年申請できるような体制になっていると思います。ただ、毎年村の税金が個人の収入のために補助することが、村民に対して、これが公平、公正なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

1点目の農業関係の補助金につきましては、現在27種類の補助金を交付しており、交付先は、団体が延べ54団体、個人が延べ30人となっております。補助金につきましては、村補助金の交付等に関する規則や村農業振興事業等補助金交付要綱等に基づき、交付申請書や事業計画書の内容を審査した上で補助金の交付を決定し、事業完了後は、補助対象者から提出される実績報告に基づき、書類及び現場での検査を実施しております。

2点目の農業収入保険加入促進対策事業補助金につきましては、自然災害や価格下落による農業収入の減少などに備え、農業者自らが加入する農業収入保険制度への加入を促進するため、国及び各種農業団体からの要請もあり、村では令和3年度より交付しているもので、保険料のうち積立分を除く掛け捨て分の保険料等の10%以内の額を最長で5年間補助するものであります。

農業収入保険は、青色申告を行っている農業者なら誰でも加入でき、ほとんどの農作物が対象となる幅広い保証制度であり、農業者の経営努力ではカバーすることのできない様々なリスクから農家の経営を守るためには大変有効な制度であると認識しており、村といたしましては、今後も農業収入保険への加入促進を図ってまいる考えであります。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） この補助制度、農業者向けの補助制度は大変、私もいいことだとは思っています。これは、やっぱり農家がどうしても資金不足で規模拡大するのに一番いい補助金だと思っています、私も確かに。ただ、前に村独自で農地集積に対する補助金を出したことがありますよね。認定農業者に対しては1反歩当たり4万か4万5,000円の、3年間申請があれば、3年補助したことあります。ただ、それは、規模を拡大して農地集積をしましたと産業課に上げてきます。それが認定されれば、1反歩4万、補助がもらえた。私もいただきました、申請しましたから。

でも、それをもらって何年間は継続しなさいというような、あれは期間はあったんですか、そのときは。それはそれで結構ですけども、ただ、補助金を頂いた方が、確かに理由はあろうと思うんですけども、年齢とか、後継者いないから拡張したんですけども、駄目だったという方もいます。

でも、こういう方もいます。条件があまりよくないからやめたと。そういう方への対応の

仕方というのは、村ではどういうふうにとってきたのかなと思って。取りあえずそれから質問させていただきます。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今ほどの集積の部分の補助金ということなのですが、やはり一定条件、議員おっしゃったことではないんですが、継承型で今行っている、例えば農地を拡大したときに機械の購入に対する補助を差し上げるというふうには振り替わっているんですけども、このものですと、まず農業委員会を通す段階で期間を決めていただきます。5年以上を利用権設定していただかないと駄目だということでございます。それがもし5年間できないという場合によっては、返還というようなことで初めからお知らせしているところでございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 今の新しい制度の問題じゃなくて、ここに載っていないんです、その制度は。名前が違いますから。あのときは緊急性だったか何だかちょっと忘れちゃったけれども、農家がだんだんやめていく方が多くて、集積するのはいいんだけど、資金がちょっと足りなくて、いろんな資材とかああいうのがそろえられないから、何とかならないかということで始まった事業ではないかなと思うんです。

だから、認定農業者は普通の農業者よりもちょっと割高で、10アール当たり補助をしたと思うんです。1年そういう補助制度をやったら、村内にば一と広まりまして、じゃ私も我もとして、土地貸してくださいと。大分農地集積はできたんじゃないかなと思うんです。それはいいんです。そのときには確かに契約はあります。課長が言ったように、賃貸のは貸し借りのあれを上げなきゃならなかったと思うんです。あとは過去5年間の事業計画。1年後には面積を増やす、何年後には面積を増やすと、そういうふうな条件等があったとは思っています。書いた覚えがありますから、3年間とか5年間の事業計画。

ただ、計画してあって、間違いなく相手方の承諾もらって、判こもらったから、じゃ大丈夫ですとお金を出します。いざ、誰も引受けするような土地でなかったものを面積確保のためにどんどんやっていった、そういう事態がありまして、最終的に何年間かやったんですけども、条件が悪くてやめたんだと。お返ししましたと。そういうのが農業委員会で上がったでしょう。私あまりあの制度に文句言わなかったけれども。そういうのがあったんです。何で返すんだと言ったら、条件が悪いからと言われた。だから、そういうふうなものは5年。5年が長い、短いかなの問題なんですけれども。

この制度もみんなそうなんです。何でも賃貸とか、問題は、確かに1年から契約組めます。1年から契約で何十年と組めます。だから、そういう資料を提出して初めて、それで該当者

になるわけですから、今回のものは何もないんです。確かにいいと言ったんです。ただ、きちっと今まではこういう資料がなかったから、何年かというのが分からなかったんです。ただあるというだけで。

だから、最初から私も言っていました。合算するのもいいけれども、合算でも内訳は別に出示してくださいよと。あと、明細は何年継続しなきゃならないとか、何年以内だったらば、じゃ返納してもらおうとか、そういう条項等はまだここにはないんですけれども、そういうような仕組みが、もっと詳しい仕組みがありますか。なければ、これだけの資料しかないなら、これだけの資料で構わないんですけれども、もっと詳しいもの。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

(午後 4時04分)

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き、再開いたします。

(午後 4時09分)

---

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 明細は、私が必要なときに課長のほうにまた後でお尋ねします。

その後の農業収入保険、これは確かに農家で加入する方には悪いことではありません。確かにいいことかもしれません。たしか、私が9月に質問したその後に新聞等にも出ましたから、県も推奨しますと。なるほどなと思いました。

ただ、県は新規加入だけなんです。新規加入者だけには補填しますよと。村は1回申請して決まれば、5年間継続すると。だから、令和3年度は9名、その後令和4年度は今のところ12名。これは9名プラス3ということで、新しく3人が増えたという解釈でよろしいですね。令和5年は、予算書見たらば13万3,000円の予算を取ってありますが、これは減るということですか。やめる人が出たということですか。そういう助成に対して、もらうだけもらって、あとは大儀になったからやめると。そういう助成の仕方はどうかなとは思っています。

ただ、やって悪いことではないんです。確かに農家のために、その考え方は分かります。それは、やっぱりナラシ対策と収入保険と2種類ある中で、共済組合がやる収入保険だけがというのが、前回私が質問した中身でした。課長が前に説明されたように、確かにいろいろ全国的に調べたと、いろいろやり方がありますという答弁でありましたけれども、やらない、実施していない自治体の意見というのは聞いたことはありますか。なぜやらないかという理由。やっていない自治体です。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

制度のない市町村には確認はしておりません。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 制度がない自治体には確認していないということは、結局こういう制度をつくっていないということですか。ほか、多分福島県は五十四、五個、自治体があると思うんです。前に全協でもらったこの資料の中に、岩瀬郡、3市町村をはじめ22の市町村において、保険金の一部を加入促進のために補助をしていると。県内の行政自治体からすれば、残り半分以下しか実施していないということです。だから、半分以上の人はこういう制度に取り組んでいないということで解釈してよろしいですか。そこまで調べていただけましたか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらの制度、先ほど来お話ししていた補助の制度もそうなんですけれども、村単独事業に関しましては、その村、市町村のいろんな、様々な背景、事情、そういったものがあって、恐らくそれぞれにいろんな特色を出した補助金をやっているんだと思います。その中で、やっている市町村には当然聞きますけれども、やらない市町村にやらない事情を聞いても、なかなかちょっとそこについてはお答えできないのかなというふうに思っていますし、うちのほうでも、ほかにあってうちにはないという補助金もあると思うんです。そういったものについて、やはり問合せされても、なぜやらないんだと言われても、なかなかその事情については、厚いところもあれば薄いところもあるということで、ご理解いただければと思うんですが、よろしくをお願いします。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 課長のほうから、何自治体か後で調べて、答えられないところは答えられないで結構です、いろいろ理由等もありますから。そういう制度でなくて、うちはこの制度でやっていますという自治体もあるかもしれません。何かいい方法があれば、そちらに翻ることもできます。だから、そういうことは後で調べていただいて、また報告をいただければと思います。

この実績を見て、昨年、令和4年度までは12の個人に配付して、今年は予算が少ないから、今答弁いただきましたけれども、人数が減る。どうして、せっかく補助金をもらってやめるのかちょっと分からないんですけれども、それは内容等確認しましたか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

この数字につきましては、あくまでも農業収入保険の制度をやっております農業共済組合さんのほうに確認させていただいています。補助金を頂いたのにやめるというような話はあるのかという話だったんですけれども、やはり先ほど来いろんな事情で農業が立ち行かなくなってしまうというようなことで、当然農業収入保険から脱退すれば保険金の支払いはなくなるわけでごさいます、そういった意味で少なくなるというようなことで、一応今回の予算は組ませていただきました。

ただし、これから保険の新たな加入者がいけばまた増えてくると思いますので、そのときには予算の補正等で対応させていただければと思っております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 個人個人にいろいろやめる理由があると思います。確かに農業をやめればどうしても必要でなくなる場合もありますし、掛金が足りなくなるという人も出てきます。確かに制度はいいんですから、だから募集をどうやってかけているのか。加入募集をどうやって村内の農家の毎年やっているのか、そこをちょっと聞きたいなと、お伺いしたいと。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

募集と言いますかまず周知なんです、こちらのほうは農業委員会だよりに掲載させていただいて、農業者の方に見ていただきますのととも、常に農業共済組合さんのほうではこちらの制度の加入促進を農家の方にしておりますし、都度、村のほうではこういう制度があるので、ぜひ加入していただきますようにというようにPRもさせていただいております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 農業委員会だより、あれは年2回発行されていると思うんですけれども、その中に記載を入れていると。分かりました。読むか読まないかの違いであって、個人個人のあれだと思うんですけれども。

ただ、やっぱり村でやるのには、こういうところはすごく独自性が出ていますけれども、独自で5年間、1回申請すれば補助金はもらえるわけです。分かりました。最後にお問い合わせなんですけれども、実行している各自治体、実行していない自治体の中身を調べていただいて、後で報告していただきたいなと思います。

あと、この資料をもらった中身で、補助金事業者名、村は一部補填をするのに、確かに個人個人の明細はあるんですけれども、1か月払うから支払い人が農業共済組合になっているんですか、これは。ここは個人でできないんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

この制度の場合につきましては、補助の対象事業者が農業共済組合というようなことになっておりまして、申請じゃないんですが、農業共済組合から12名分の対象年の保険金等のデータをいただきまして、その中から算出したものを農業共済組合のほうにお支払いして、農業共済組合から各個人には支払いをしていただいているという形式を取ってございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 流れ的には、資料的にはよく見えます。ただ、行くのは個人ですから、最終的にもらうのは。だから、私にはそんなに難しいんじゃないかと、やっぱりもう少し簡単に、個人なら個人と書いてもらえばいいです、括弧して。資料はいろいろ作り方はあります。ただ、いいものはいいですから、村長さん、どんどん進めてもらって結構なんですけれども、やっぱり協議も必要です。いろんな面で協議も必要です。これからは協議もどんどん重ねていってもらって、天栄村のために努力してもらいたいと思います。

以上で終わります。よろしく申し上げます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君の一般質問は以上で終了いたします。

以上をもちまして一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定いたしました。

皆様に申し上げます。

明日の本会議は午前10時から開催いたします。

議員の皆さんは、明日の審議終了後に全員協議会、総務常任委員会、産業建設常任委員会、広報常任委員会を開催しますので、よろしく願いいたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 4時22分）

3 月 定 例 村 議 会

( 第 2 号 )



## 令和5年3月天栄村議会定例会

### 議事日程（第2号）

令和5年3月8日（水曜日）午前10時開議

- |        |         |   |
|--------|---------|---|
| 日程第 1  | 諮問第 1号  | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて                                |
| 日程第 2  | 議案第 1号  | 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて                         |
| 日程第 3  | 議案第 2号  | 天栄村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について                             |
| 日程第 4  | 議案第 3号  | 天栄村行政不服審査会設置条例の制定について                                   |
| 日程第 5  | 議案第 4号  | 天栄村犯罪被害者等支援条例の制定について                                    |
| 日程第 6  | 議案第 5号  | 天栄村課設置条例の一部を改正する条例の制定について                               |
| 日程第 7  | 議案第 6号  | 天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について                     |
| 日程第 8  | 議案第 7号  | 天栄村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について                              |
| 日程第 9  | 議案第 8号  | 天栄村公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について                          |
| 日程第 10 | 議案第 9号  | 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 11 | 議案第 10号 | 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 日程第 12 | 議案第 11号 | 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について      |
| 日程第 13 | 議案第 12号 | 天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について             |
| 日程第 14 | 議案第 13号 | 天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について                |
| 日程第 15 | 議案第 14号 | 天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について                            |
| 日程第 16 | 議案第 15号 | 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について                           |
| 日程第 17 | 議案第 16号 | 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について                           |
| 日程第 18 | 議案第 17号 | 天栄村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について                        |

- 日程第19 議案第18号 天栄村消防団活動支援隊設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第19号 天栄村体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第20号 財産の取得に関し議決を求めることについて
- 日程第22 議案第21号 湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第22号 村道の路線の廃止について
- 日程第24 議案第23号 村道の路線の認定について
- 日程第25 議案第24号 令和4年度天栄村一般会計補正予算について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
教 育 長	久 保	直 紀 君	参 事 兼 総務課長	内 山	晴 路 君
参 事 兼 企画政策 課長兼会 計管理者	熊 田	典 子 君	税 務 課 長	塚 目	弘 昭 君
参 事 兼 住民福祉 課 長	小 山	富 美 夫 君	産 業 課 長	黒 澤	伸 一 君
建 設 課 長	櫻 井	幸 治 君	湯 本 支 所 長	星	裕 治 君
教 育 課 長	関 根	文 則 君			

---

職務のため出席した者の職氏名

議 会 北 畠 さ つ き 書 記 石 井 大 輔  
事 務 局 長

書 記 森 歩

---

### ◎開議の宣告

- 議長（服部 晃君） おはようございます。  
ただいまより本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は10名であります。  
よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

- 議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第2号をもって進めます。
- 

### ◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第1、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

諮問を事務局に朗読させます。

[議会事務局長 北島さつき君登壇]

- 議会事務局長（北島さつき君） おはようございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

人権擁護委員に次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所 天栄村大字牧之内字日向久保1番地。

氏名 川崎雅子。

生年月日 昭和32年8月12日生。

住所 天栄村大字白子字今坂28番地。

氏名 瀬和妃予子。

生年月日 昭和41年2月19日生。

- 議長（服部 晃君） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

- 村長（添田勝幸君） おはようございます。

提案理由をご説明申し上げます。

本村の人権擁護委員のうち、川崎雅子さん、石井清美さんが、6月30日をもって任期満了となります。

川崎雅子さんについては引き続き、石井清美さんの後任に瀬和妃予子さんを新たに候補者として法務大臣に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

川崎雅さんは、令和2年7月1日から人権擁護委員を務めていただいております。

新たに候補者として推薦する瀬和妃予子さんの主な経歴を申し上げますと、昭和59年3月に学校法人尚志学園日本女子工業高等学校を卒業後、昭和59年4月から富士通株式会社に勤務され、現在、天栄村教育委員会にて地域学校協働活動事業コーディネーターとして勤務しております。

お二人とも人格高潔にして社会的信望も厚く、人権擁護委員として適任者と存じ、候補者として提案するものであります。

なお、任期は、それぞれ令和5年7月1日から3年間であります。

以上、上程しますので、議員各位のご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件について、川崎雅子君、瀬和妃予子君の両名を人権擁護委員として適格適任と認める旨、答申することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本件は、川崎雅子君、瀬和妃予子君の両名を人権擁護委員として適格適任と認める旨、答申することに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第2、議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 北嶋さつき君登壇〕

○議会事務局長（北嶋さつき君） 議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本村の固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

住所 天栄村大字飯豊字宮ノ前53番地。

氏名 小針克也。

生年月日 昭和29年9月13日生。

○議長（服部 晃君） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

本村の固定資産評価審査委員会委員3名のうち、小針克也委員が本年3月21日をもって任期満了となりますので、引き続き委員として選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

小針克也さんは、広戸郵便局の局長として勤められ、地域の事情にも精通していることから、平成29年3月より固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。

その豊かな経験と実績は、固定資産評価審査委員会委員として適任と存じ、提案するものであります。

なお、任期は3月22日から3年間であります。

以上、上程いたしますので、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件について、原案に同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案に同意することに決定いたしました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第3、議案第2号 天栄村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） おはようございます。

議案第2号 天栄村個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

天栄村個人情報の保護に関する法律施行条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

天栄村個人情報の保護に関する法律施行条例。

目次。

第1章 総則（第1条・第2条）。

第2章 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の手続。（第3条―第6条）

第3章 審査請求（第7条―第15条）。

第4章 個人情報の適正な取扱いの確保（第16条）。

附則。

第1章 総則。

（趣旨）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項または第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、または読み替えて適用さ

れる場合を含む。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「村の機関」とは、村長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び水道事業管理者をいう。

第2項 この条例において「村の機関等」とは、村の機関及び村の区域に存する財産区(財産区議会または財産区総会が置かれている場合にあつては、当該財産区議会または財産区総会を除く。)をいう。

第3項 前2項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号。第4条第2項において「令」という。)で使用する用語の例による。

第2章 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の手続。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

第2項 法第87条第1項の規定による写しの交付(開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合において村の機関等が定める開示の実施の方法として複製したもまたは出力したものの交付が定められているときは、複製したもまたは出力したものの交付。以下この項において同じ。)により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても同様とする。

(訂正請求の手続)

第5条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第6条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

第3章 審査請求。

(村の機関等による審査請求に関する諮問)

第7条 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による村の機関等の諮問に応じ、個人情報保護制度における審査請求について調査審議する行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条の村長の附属機関は、天栄村行政不服審査会設置条例(令和5年天栄村



条例第 号) 第 1 条の天栄村行政不服審査会 (以下「審査会」という。) とする。

(個人情報保護制度における審査請求に関する調査審議)

第 8 条 個人情報保護制度における審査請求に関する審査会の調査審議は、次条から第 15 条までの規定に定めるところにより、実施する。

(審査会の調査権限)

第 9 条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関 (法第 105 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により諮問をした村の機関等をいう。以下同じ。) に対し、開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された保有個人情報の開示を求められない。

第 2 項 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

第 3 項 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

第 4 項 第 1 項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人または諮問実施機関 (以下「審査請求人等」という。) に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させまたは鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第 10 条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

第 2 項 前項本文の場合においては、審査請求人または参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出等)

第 11 条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書または資料を提出することができる、ただし、審査会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、当該期間内にこれを提出しなければならない。

第 2 項 審査会は、第 9 条第 3 項もしくは第 4 項または前項の規定による意見書または資料の提出があったときは、当該意見書または資料の写し (電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面) を審査請求人等 (当該意見書または資料を提出したものを除く。) に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認

められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第3項 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る意見書または資料を提出した審査請求人等の意見を聞かなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(提出資料の閲覧)

第12条 審査請求人等は、審査会に対し、第9条第3項もしくは第4項または前条第1項の規定により審査会に提出された意見書または資料（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

第2項 審査会は、前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該閲覧に係る意見書または資料を提出した審査請求人等の意見を聞かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第3項 審査会は、第1項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

(反論書等の提出)

第13条 諮問実施機関は、次に掲げる書類その他の物件が提出されたときは、当該書類その他の物件を審査会に提出するものとする。

第1号 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定により提出された反論書。

第2号 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第2項の規定により提出された意見書。

第3号 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条または第34条から第37条までに規定する手続の記録。

第4号 行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第33条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件。

第5号 行政不服審査法第32条第1項または第2項の規定により提出された証拠書類もしくは証拠物または書類その他の物件。

(調査審議手続の非公開)

第14条 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付)

第15条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するものとする。

#### 第4章 個人情報の適正な取扱いの確保。

第16条 村の機関等は、次の各号のいずれかに該当する場合において、審査会に諮問することができる。

第1号 この条例その他個人情報の取扱いに関し定める条例について、その規定を改正し、または廃止しようとする場合。

第2号 法第66条第1項または行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第12条の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合。

第3号 村の機関等における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合。

第4号 その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であつて、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認めるとき。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

第1号 天栄村特定個人情報保護条例（平成27年天栄村条例第22号）

第2号 天栄村個人情報保護条例（平成28年天栄村条例第3号）

(天栄村特定個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条第1号の規定による廃止前の天栄村特定個人情報保護条例（以下「旧特定個人情報保護条例」という。）第8条の規定によるその業務に関して知り得た旧特定個人情報保護条例第2条第3号に規定する特定個人情報（以下「旧特定個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

第1号 この条例の施行の際現に旧特定個人情報の取扱いに従事する旧特定個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関（以下この号において「旧実施機関」という。）の職員である者またはこの条例の施行前において旧特定個人情報の取扱いに従事する旧実施機関の職員であった者 その業務に関して知り得た旧特定個人情報

第2号 この条例の施行前において当該受託に係る業務に従事していた者 その業務に関して知り得た旧特定個人情報

第2項 この条例の施行日前に旧特定個人情報保護条例第11条、第23条または第30条の規定による請求がされた場合における開示（これに係る旧特定個人情報保護条例第22条に規定する手数料等を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

(天栄村個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第4条 次の各号に掲げる者に係る附則第2条第2号の規定による廃止前の天栄村個人情報保護条例（以下「旧個人情報保護条例」という。）第9条第3項（同条第4項において準用する場合を含む。）または10条の規定による当該各号に定める個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

第1号 この条例の施行前において旧個人情報保護条例第9条第2項の委託を受けた事務に従事していた者 その事務に関して知り得た旧個人情報保護条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）

第2号 この条例の施行前において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により村が同項の指定管理者に行わせる公の施設の管理に従事していた者 その事務に関して知り得た旧個人情報。

第3号 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者またはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者 職員上知り得た旧個人情報

第2項 この条例の施行日前に旧個人情報保護条例第11条、第25条または第33条の規定による請求がされた場合における開示（これに係る旧個人情報保護条例第24条に規定する費用負担を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

第3項 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧個人情報保護条例第2条第5号イに係る個人情報ファイル（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

第4項 前項に規定する者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧個人情報保護条例第2条第4号に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第5項 法人（法人でない団体で代表者または管理人の定めがあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者もしくは管理人または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関して前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても各本項の罰金刑を科する。

第6項 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(天栄村公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

第5条 天栄村公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例（平成17年天栄村条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るもの」を「個人情報にほかに関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報」に改める。

提案理由を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、令和5年4月1日から法が地方公共団体にも直接適用されることとなるため、現在の天栄村個人情報保護条例及び天栄村特定個人情報保護条例を廃止し、法で委任された事項のほか、必要な事項を規定する条例を新たに制定するものであります。

別紙、議案第2号説明資料、4ページになりますが、こちらでご説明いたします。

まず1番目ですが、趣旨でございます。

2番目、内容でございます。

第1条では、個人情報保護に関する法律による委任事項を本条例に定める旨の規定でございます。

第2条では、用語の定義でございます。

第3条から第4条では、開示請求に係る手続については、個人情報保護に関する法律に定める事項のほか、規則で定める及び手数料は無料とする旨の規定でございます。

第5条から第6条では、訂正請求、利用停止請求の手続についての規定でございます。

第7条から第16条では、個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合には、天栄村行政不服審査会に諮問することができる。また、調査審議の手続に関する規定でございます。

附則第1条では、施行期日を令和5年4月1日施行とするものでございます。

第2条では、関係条例の廃止でございます。

第3条では、関係条例の廃止に伴う経過措置でございます。

第4条も同様に、関係条例の廃止に伴う経過措置でございます。

第5条では、天栄村公の施設の指定管理者の指定手続に関する条例の一部改正で、引用する法律名の改正でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第3号 天栄村行政不服審査会設置条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第3号 天栄村行政不服審査会設置条例の制定について、天栄村行政不服審査会設置条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

天栄村行政不服審査会設置条例。

（設置及び所掌事項）

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第1項の機関として、村に、天栄村行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第2項 審査会は、次に掲げる事項の調査審議を行う。

第1号 行政不服審査法の規定によりその権限に属された事項。

第2号 天栄村情報公開条例（平成28年天栄村条例第2号）第20条第1項の規定による諮問に応じ、情報公開に係る審査請求に関する事項。

第3号 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準

用する同条第1項の規定による諮問に応じ、個人情報保護に係る審査請求に関する事項。

第4号 天栄村個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年天栄村条例第 号）第16条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項。

第3項 審査会は、前項の調査審議を行うほか、情報公開制度の運営に関して実施機関（天栄村情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関をいう。）に意見を述べるができる。

（組織）

第2条 審査会は、5人以内の委員で組織する。

（委員）

第3条 審査会の委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律または行政に関して優れた識見を有する者のうちから、村長が委嘱する。

第2項 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3項 委員は、再任されることができる。

第4項 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

第5項 村長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合または委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を罷免することができる。

第6項 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第7項 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、または積極的に政治活動をしてはならない。

第8項 委員の報酬及び費用弁償については、別に定める。

（会長）

第4条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

第2項 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

第3項 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第5条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

第2項 専門委員は、学識経験のある者のうちから、村長が選任する。

第3項 専門委員は、その者の選任に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

第4項 専門委員は、非常勤とする。

第5項 第3条第6項の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第6条 審査会は、会長が招集し、その議長となる。

第2項 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第3項 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の組織及び運営並びに調査審議の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第9条 第3条第6項(第5条第5項において準用する場合を含む。)の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第2項 前項の規定は、村の区域外において同項の罪を犯した者にも適用する。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に設置されている天栄村行政不服審査会(以下「旧審査会という。）」は、第1条第1項の規定により置かれた審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

第2項 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、第3条第1項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

第3項 前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第3条第2項の規定にかかわらず、旧審査会の委員としての任期の残任期間とする。

第4項 施行日前に旧審査会にされた審査請求に関する諮問(この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。)は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。

第5項 この条例の施行の際旧審査会が行っている個人情報保護制度の運営に関する調査審議については、第1条第2項第4号に掲げる事項に該当すると認められるものに限り、施



行日以後、引き続き審査会が行う。

第6項 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者または施行日前において旧審査会の委員であった者に係る職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

提案理由を申し上げます。

先ほどの議案と同様に、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、新たな個人情報保護制度における審査請求について調査審議を行う機関として設置するため、現在の天栄村行政不服審査会規則を廃止し、新たに条例にて制定するものであります。

別紙、議案第3号説明資料によりご説明いたします。

第1の部分につきましては趣旨でございます。

第2、内容でございますが、第1条では、設置のほか法及び条例に関する調査審議を行う旨の規定でございます。

第2条から第5条では、審査会及び委員に関する事項でございます。

第6条から第8条では、会議等に関する事項を規定しております。

第9条では、守秘義務違反に対する罰則の規定を設けております。

附則第1条では、施行期日を定め、令和5年4月1日施行とするものでございます。

第2条では、経過措置についての規定を記載しております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第4号 天栄村犯罪被害者等支援条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美男君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） おはようございます。

18ページをお願いいたします。

議案第4号 天栄村犯罪被害者等支援条例の制定について。

天栄村犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

天栄村犯罪被害者等支援条例。

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、本市における犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、村、村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援について基本となる事項を定め、当該支援に必要な施策を総合的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

第1号 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

第2号 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族または遺族をいう。

第3号 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、または軽減し、安全で安心して暮らすことができるよう支援するための取組をいう。

第4号 村民 村内に住居し、通勤し、または通学する者及び村内で活動を行う者をいう。

第5号 事業者 村内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

第6号 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び犯罪を受けることをいう。

第7号 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者による理解または配慮に欠けた言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取

材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調その他の被害をいう。

第8号 関係機関 国、福島県その他の地方公共団体、警察及び犯罪被害者等支援を行う民間の団体その他の犯罪被害者等支援に関する関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、次の各号に掲げる事項を基本理念とし、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

第1号 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること。

第2号 犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、再被害及び二次被害が生じることのないよう十分に配慮されること。

第3号 犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されること。

第4号 村及び関係機関による相互の連携及び協力の下で行われること。

(村の責務)

第4条 村は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に実施するものとする。

第2項 村は、犯罪被害者等支援に関する施策を実施するに当たり、二次被害を生じさせることのないよう十分に配慮し、これを防止するものとする。

(村民の責務)

第5条 村民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、村及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることのないよう十分配慮するとともに、村及び関係機関が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2項 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、その就労、勤務、休暇等について、十分に配慮するよう努めるものとする。

(相談及び情報の提供等)

第7条 村は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう、犯

罪被害人等が直面している問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡及び調整を行うものとする。

第2項 村は、犯罪被害人等支援に関する相談、情報の提供等を総合的に行うための窓口を犯罪被害人等支援を所管する課に置くものとする。

(見舞金の支給)

第8条 村は、犯罪被害人等の心身を慰労するため、規則で定めるところにより、見舞金を支給するものとする。

(日常生活の支援)

第9条 村は、犯罪被害人等が平穏な日常生活を営むことができるようにするため、関係機関と連携し、必要な施策を講ずるものとする。

(心身に受けた影響からの回復支援)

第10条 村は、犯罪被害人等が心理的外傷その他の犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第11条 村は、犯罪被害人等が再被害及び二次被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害人等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第12条 村は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害人等の居住の安定を図るとともに、再被害及び二次被害を防止するため、必要な施策を講ずるものとする。

(村民及び事業者の理解の増進)

第13条 村は、犯罪等の被害に対する村民及び事業者の関心を高め、犯罪被害人等が置かれている状況、犯罪被害人等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等について村民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校における支援)

第14条 村は、犯罪被害人等が児童、生徒等であるときは、その置かれている状況に応じて十分に配慮されるよう、学校と連携し、必要な支援を行うものとする。

(個人情報の適切な管理)

第15条 村は、犯罪被害人等支援における個人情報の重要性を認識し、犯罪被害人等及びその関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。犯罪被害人等支援に従事する者が個人情報を取り扱う場合も、同様とする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。

平成16年に犯罪被害者等基本法が制定され、犯罪被害者等の支援に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。また、福島県におきましても、令和3年に福島県犯罪被害者等支援条例が制定され、犯罪被害者等の支援の実効性を高めるために、市町村単位での条例制定が求められることになりました。

村では、これを受け、本条例を制定し、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、村の責務を明らかにし、支援の基本となる事項を定め、その規定に基づき、犯罪被害者等の支援を総合的に推進し、犯罪被害者等が受けた被害の回復または軽減と犯罪被害者等の生活の再建を図ることにより、誰もが安心して安全で暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としております。

条例の内容につきましては、議案説明資料6ページの天栄村犯罪被害者等支援条例の概要に基づき説明をさせていただきます。

まず、1の趣旨でございますが、先ほどの提案理由と重複いたしますので、割愛をさせていただきます。

続きまして、条例の内容でございます。

まず第1条に目的を定めております。

次に、第2条には、各用語の定義を定めております。

次に、第3条には、犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定めております。

次に、第4条から第6条までは、村、村民、事業者の責務を定めております。

続いて、第7条から第14条までは支援策を定めております。

具体的には、第7条では相談及び情報の提供について、第8条では見舞金の支給について、第9条、第10条につきましては、日常生活や心身に向けた影響への支援について、第11条では犯罪被害者の再被害や二次被害からの安全の確保について、第12条では犯罪被害者等の居住の安定について、第13条では犯罪被害者等への理解の増進、第14条では学校での支援について等でございます。

続いて、第15条では、犯罪被害者との個人情報の適切な管理を定めております。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま議案審議の途中でございますが、ここで暫時休議いたします。11時5分まで。

(午前10時51分)

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時05分)

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第5号 天栄村課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第5号 天栄村課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村課設置条例の一部を改正する条例。

天栄村課設置条例（昭和32年天栄村条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「住民福祉課」を「住民課 健康福祉課」に改める。

附則。

(施行期日)

第1項 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(天栄村議会委員会条例の一部改正)

第2項 天栄村議会委員会条例(昭和44年天栄村条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「・住民福祉課」を「・住民課・健康福祉課」に改める。

(天栄村子ども・子育て会議条例の一部改正)

第3項 天栄村子ども・子育て会議条例(平成25年天栄村条例第21号)の一部を次のように改正する。

第7条中「住民福祉課」を「健康福祉課」に改める。

提案理由を申し上げます。

少子化対策や子育て支援、感染症対策などの推進、並びに医療費等の社会保障費の適正化、個人番号制度の普及促進など、現下の重要課題に的確に対応するため、課の改編を行うものでございます。

説明資料の新旧対照表によりご説明します。

天栄村課設置条例の第1条では、現在の住民福祉課を住民課と健康福祉課の2つの課へ改編するものであります。

附則第2項では、天栄村議会委員会条例第2条第1項の総務常任委員会の所管を住民課と健康福祉課の2つの課に改めるものであります。

次のページでございますが、附則第3項で、天栄村子ども・子育て会議条例第7条中、健康福祉課に改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第7、議案第6号 天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 26ページをお願いいたします。

議案第6号 天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和56年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

第2項 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調整することができる。

第12条の次に次の1条を加える。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第12条の2 前条第1項の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者であり、かつ、利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項の利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている個人番号カード（行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律（平成25年第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を利用する者は、多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、利用者



自らが必要な操作を行うことにより、証明書を自動的に発行する等の機能を有するもの(をいう。)により、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

第2項 前項の規定による印鑑登録証明書の交付については、前条の規定は適用しない。  
附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。

今回の改正は、コンビニエンスストア等における証明書の自動交付サービスを令和5年7月1日から実施するに伴い、印鑑証明書をマイナンバーカードを利用してコンビニで取得できるよう、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、説明資料の9ページをお願いいたします。

新旧対照表によりご説明申し上げます。上の表が改正案、下の表が現行でございます。

まず第6条、登録事項に第2項を追加いたしました。これは、印鑑を登録する際に必要となる登録番号や氏名等の情報等のデータを電子データとして調整できることを明文化したものでございます。

続きまして、第12条の次に、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付として1条を追加いたしました。まず、通常の印鑑登録証明書の交付の際には、村の窓口にて申請書を記入していただきまして、印鑑登録証明書、印鑑登録証を添付の上申請していただき、確認後、印鑑登録証明書を交付して印鑑登録証を返却する流れでございますが、第1項では、印鑑登録を受けていて、かつ、利用者証明用の電子証明書が記録されているマイナンバーカードで、コンビニの多機能端末機、通常マルチコピーと申しますが、そちらを使いまして印鑑登録証明書の交付ができることを明記しております。

また、第2項におきましては、この第12条の規定は適用しないと明記されており、コンビニでの交付の際には、先ほど申し上げました申請書の記載や提出、印鑑登録証の提示は必要がなくなるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長(服部 晃君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第8、議案第7号 天栄村情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第7号 天栄村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村情報公開条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村情報公開条例の一部を改正する条例。

天栄村情報公開条例（平成28年天栄村条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条各号を次のように改める。

第1号 法令または条例（以下「法令等」という）の規定により、公にすることができないと認められる情報。

第2号 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画もしくは電磁的記録に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令等の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報。

ロ 人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認め

られる情報。

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分。

第3項 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。）以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）または行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等もしくは同条第2項に規定する個人識別符号。

第4号 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等または個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。

第5号 村の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部または相互間における審議、検討または協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に村民等の間に混乱を生じさせるおそれまたは特定の者に不当に利益を与えもしくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

第6号 村の機関または国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの。

イ 国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれまたは他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ。

ロ 犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ。

ハ 監査、検査、取締り、試験または租税の賦課もしくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれまたは違法もしくは不当な行為を容易にし、もしくはその発見を困難にするおそれ。

イ 契約、交渉または争訟に係る事務に関し、村または国、独立行政法人等、他の地方公共団体もしくは地方独立行政法人の財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれ。

ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ。

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ。

ト 村が経営する企業または独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業もしくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ。

第8条第2項中「前条第1号」を「前条第2号」に改める。

第9条中「第7号第3号」を「第7条第1号」に改める。

第15条第2項第1号中「第7条第1号ロまたは同条第4号ただし書」を「第7条第2号ロまたは第4号ただし書」に改める。

第23条を次のように改める。

第23条 第20条第1項の規定による諮問に応じて天栄村行政不服審査会（以下「審査会」という。）が行う審査請求に関する調査審議については、次節の定めるところによる。

第31条を次のように改める。

第31条 削除。

附則。

（施行期日）

第1項 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2項 この条例による改正後の天栄村情報公開条例（以下「新情報公開条例」という。）第7条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる新情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等について適用する。

提案理由を申し上げます。

個人情報保護に関する法律の改正に伴い、公文書の開示義務に係る規定の改正等、所要の改正を行うものでございます。

議案第7号説明資料をご覧くださいと思います。

新旧対照表によりご説明いたします。

まず、第7条から第9条につきましては、公文書に関する開示義務、及び開示や非開示の規定についてを明記しております。

第15条でございますが、第三者に対する意見書の提出の機会についてを明記しております。

第23条では、諮問に応じて審査会が行う調査審議に関する規定を明記しております。

第31条では、審査会の組織及び運営並びに調査審議について、条例本文に明記したことによる規則への委任規定を削除したものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 6号のト、村が経営する企業または独立行政法人等、他の地方公共団体が経営する企業もしくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれとありますが、村が経営するということでありますと、村の振興公社が含まれるかと思うんですが、それは含まれますか、ませんか。どうですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

ただいまの、振興公社が含まれるかというふうなご質問かと思えます。

振興公社につきましては、村が直接関与しているというふうなことではございませんので、これには該当してこないというふうと考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） じゃ、振興公社はトには含まれないということでもいいんですね。分かりました。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第9、議案第8号 天栄村公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第8号 天栄村公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村公共施設整備基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村公共施設整備基金条例の一部を改正する条例。

天栄村公共施設整備基金条例（平成29年天栄村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「事業」の下に「並びに災害復旧事業」を加える。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由を申し上げます。

近年、大雨や台風、地震等による大規模災害が頻発しており、大規模な災害に備えた資金を確保する仕組みが不可欠であることから、天栄村公共施設整備基金について、大規模な災害が発生した際に、災害の応急対策、災害復旧、その他の災害対策事業に要する経費の資金として充てられるよう改正するものであります。

議案第8号説明資料をご覧くださいと思います。

第1条中、設置の目的に災害復旧事業を追加するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第10、議案第9号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 35ページをお願いいたします。

議案第9号 天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年天栄村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由を申し上げます。

今回の改正は、民法の一部改正に伴いまして、民法第822条に定めてあった懲戒権の規定が削除されたことによりまして、本条例の関連条文を見直したものでございます。

改正内容でございますが、説明資料の16ページをお願いいたします。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

上の表が改正案、下の表が現行でございます。

下の現行第26条に、懲戒に係る権限の濫用禁止がありますが、この第26条の中盤以降に、「懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を乱用してはならない」と規定がありました。今回の民法改正によりまして、この懲戒権そのものがなくなったため、この条文自体を削除したものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第11、議案第10号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。



〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 37ページをお願いいたします。

議案第10号 天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

次のページをお願いいたします。

天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年天栄村条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

第2項 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

第3項 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携を図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

第4項 家庭的保育事業者等は、定期的安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車等を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

第2項 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳

幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「するときは、」の下に「その行う保育に支障がない場合に限り、」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第7条の2、第7条の3、第10条及び第14条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

次のページをお願いいたします。

(自動車を運行する場合の所在の確認に関する経過措置)

第2条 改正後の第7条の3第2項の規定の運用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置(以下「ブザー等」という。)を備えること及びそれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる、この場において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

提案理由を申し上げます。

今回の改正は、民法の一部改正に伴い、民法第822条に定めてあった懲戒権の規定が削除されたことによる、本条例の関連条文の見直しを行うものでございます。

また、児童福祉法の一部改正に伴い、乳幼児の安全の確保のために、安全計画の策定を義務づける規定及びバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、説明資料の17ページをお願いいたします。

新旧対照表によりご説明申し上げます。上の表が改正案、下の表が現行でございます。

まず、第7条の次に、第7条の2、安全計画の策定を追加いたしました。

1項におきまして、利用乳幼児の安全確保のために、事業者は安全計画の策定と必要な措

置を講じなければならない義務を負うこと。

2項におきまして、安全計画の職員への周知及び研修、訓練実施の義務を負うこと。

3項で保護者への説明責任、4項で定期的な計画の見直しを行うことを規定しております。

次に、第7条の3、自動車を運行する場合の所在の確認の条文を追加いたしました。これは、事業所外活動を実施した際の乗車、降車の安全確認の徹底と、送迎用の自動車の場合には、車内での乳幼児の見落としを防止する装置を備え、安全確認を行う義務を規定したものでございます。

次に、第10条におきましては、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準を改正したもので、兼任要件の変更についての文言の変更でございます。

続きまして、第13条につきましては、民法の改正によりまして懲戒権が削除されたことによる条文の削除でございます。

次に、第14条第2項では、衛生管理について、感染症や食中毒の予防のための研修や訓練の実施のための文言の変更でございます。

次に、附則のほうでございます。

附則第2条の自動車を運行する場合の所在の確認に関する経過措置では、事業者が送迎自動車を運行していて、自動車のブザー等の装置が困難な事情がある場合には、令和6年3月31日までの間、猶予するというものでございます。ただし、その間に関しましては、代替の措置を講じて所在確認の徹底を行うというところでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま議案審議の途中であります。昼食のため、1時30分まで休みます。

(午前 11時42分)

---

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

---

### ◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第12、議案第11号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

[参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 41ページをお願いいたします。

議案第11号 天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年天栄村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

第2項 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

第3項 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

第4項 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外の活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後健全児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2項 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

第3項 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第3条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附則。

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

提案理由を申し上げます。

今回の改正は、児童福祉法等の一部改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営

に関する基準が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、説明資料の19ページをご覧ください。

新旧対照表によりご説明申し上げます。上の表が改正案、下の表が現行でございます。

まず、第6条の次に第6条の2、安全計画の策定等、第6条の3、自動車を運行する場合の所在の確認の条文を追加いたしました。

次に、第12条の次に第12条の2、業務継続計画の策定を追加いたしました。

続きまして、第13条第2項では、衛生管理について、感染症や食中毒の予防のための研修や訓練の実施のための文言の変更でございます。

なお、附則第2条の経過措置では、改正後の第6条の2の規定、これは安全計画の策定等の条文でございますが、この適用につきまして、令和6年3月31日までは努力義務とすることを規定しているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第13、議案第12号 天栄村特定教育施設・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

[参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 議案第12号 天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例（平成27年天栄村条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項加える。

第3項 前2項の規定にかかわらず、村が認定を行った教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額については、これを徴収しない。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。

今回の改正は、急速な少子化の進行及び教育保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、保育料無料とするよう所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、説明資料の21ページをお願いいたします。

新旧対照表により説明させていただきます。上の表が改正案、下の表が現行でございます。

まず、下の現行第4条に利用者負担額の徴収がありますが、第1項には、村立保育所での利用料の徴収について、第2項では、村外での保育所を利用している方の利用料の徴収について定めております。この2つの利用料を徴収しないために、上段の改正案に第3項を追加して、利用料を徴収しない条文を追加したものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第14、議案第13号 天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 議案第13号 天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、天栄村町、添田勝幸。

天栄村ねたきり老人等介護者介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例（平成5年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条中「月額1万3,000円」を「月額2万円」に改める。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由を申し上げます。

今回の改正は、物価及び燃料費等の高騰に伴い、在宅での介護は以前にも増してさらに厳しい状況となっていることから、在宅介護者の負担軽減及び激励を図るため、手当額を引き上げるよう所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、説明資料の22ページをお願いいたします。

新旧対照表により説明いたします。

まず第4条では、「介護者1人につき月額1万3,000円とし」とありますが、先ほどの説明のように、これを2万円と改めるものでございます。



説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第15、議案第14号 天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 議案第14号 天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険条例（昭和34年天栄村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「42万円」を「50万円」に改める。

附則。

（施行期日）

第1項 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2項 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の支給については、なお従前の例による。

提案理由を申し上げます。

今回の改正は、健康保険法施行令等の一部改正に伴い、出産育児一時金の支給額を引き上げるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、説明資料の23ページをお願いいたします。

新旧対照表によりご説明申し上げます。

現行第7条、出産育児一時金において、出産育児一時金として42万円を支給しておりましたが、今回の改正によりまして、令和5年4月1日以降に出産した場合には、50万円を支給するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第16、議案第15号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

税務課長、塚目弘昭君。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 議案第15号 天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

天栄村国民健康保険税条例（昭和38年天栄村条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

附則。

（施行期日）

第1項 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2項 改正後の天栄村国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

御手元の説明資料24ページをお願いいたします。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令、及び健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され、令和5年4月1日施行されることに伴い、国民健康保険税に係る後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ及び軽減所得判定の見直しをするため、所要の改正を行うものであります。

第2条第3項につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を20万円から22万円に引き上げるものであります。

第23条第1項におきましても、課税限度額の引上げであります。

第23条第1項第2号につきましては、国民健康保険税の軽減判定所得に係る5割軽減基準額の見直しであり、被保険者等1人につき28万5,000円から29万円に見直すものであります。

第3号につきましては、2割軽減基準額の見直しであり、被保険者等1人につき52万円から53万5,000円に見直すものであります。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第17、議案第16号 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 53ページをお願いいたします。

議案第16号 天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

天栄村道路占用料徴収条例（昭和60年天栄村条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第二条関係）。

占用物件、単位、占用料。

第1号 法第32条第1項第1号に掲げる工作物。

第1種電柱、1本につき1年、430円。

第2種電柱、670円。

第3種電柱、900円。

第1種電話柱、390円。

第2種電話柱、620円。

第3種電話柱、850円。

その他の柱類、39円。

共架電線その他上空に設ける線類、長さ1メートルにつき1年、4円。

地下に設ける電線その他の線類、2円。

路上に設ける変圧器、1個につき1年、380円。

地下に設ける変圧器、占用面積1平方メートルにつき1年、230円。

変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所、1個につき1年、780円。

郵便差出箱及び信書便差出箱、330円。

広告塔、表示面積1平方メートルにつき1年、590円。

その他のもの、占用面積1平方メートルにつき1年、780円。

第2号 法第32条第1項第2号に掲げる物件。

外径が0.07メートル未満のもの、長さ1メートルにつき1年、16円。

外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの、23円。

外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの、35円。

外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの、47円。

外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの、70円。

外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの、93円。

外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの、160円。

外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの、230円。

外径が1メートル以上のもの、470円。

第3号 法第32条第1項第3号に掲げる施設。

自動運行補助施設、法第2条第2項第5号に規定する自動運転装置による検知の対象として設置する導線その他線類、地下に設けるもの、長さ1メートルにつき1年、2円。

その他のもの、8円。

道路の構造または交通の状況を表示する標示柱その他の柱類、一本につき1年、620円。

その他のもの、上空に設けるもの、占用面積1平方メートルにつき1年、390円。

地下に設けるもの、230円。

その他のもの、780円。

第4号 法第32条第1項第4号に掲げる施設。

占用面積1平方メートルにつき1年、780円。

第5号 法第32条第1項第5号に掲げる施設。

地下街及び地下室、階数が1のもの、占用面積1平方メートルにつき1年、Aに0.004を乗じて得た額。

階数が2のもの、Aに0.006を乗じて得た額。

階数が3以上のもの、Aに0.007を乗じて得た額。

上空に設ける通路、290円。

地下に設ける通路、180円。

その他のもの、780円。

第6号 法第32条第1項第6号に掲げる施設。

祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの、占用面積1平方メートルにつき1日、6円。

その他のもの、占用面積1平方メートルにつき一月、59円。

第7条 令第7条第1号に掲げる物件。

看板（アーチであるものを除く。）一時的に設けるもの、表示面積1平方メートルにつき一月、59円。

その他のもの、表示面積1平方メートルにつき1年、590円。

標識、1本につき1年、620円。

旗ざお、祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの、一本につき1日、6円。

その他のもの、一本につき一月、59円。

幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）、祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの、その面積1平方メートルにつき1日、6円。

その他のもの、その面積1平方メートルにつき一月、59円。

アーチ、車道を横断するもの、1基につき一月、590円。

その他のもの290円。

第8号 令第7条第2号に掲げる工作物、占用面積1平方メートルにつき1年、780円。

第9号 令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料、占用面積1平方メートルにつき一月、59円。

備考。

第1条 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条または5条の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線（当該電線を設置する者が設置するものに限る。）を支持するものをいうものとする。

第2号 第1種電話中とは電話柱（電話その他の通信または放送の用に供する電線を支持

する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条または5条の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。)を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。)を支持するものをいうものとする。

第3号 共架電線とは、電柱または電話柱を設置する者以外の者が当該電柱または電話柱に設置する電線をいうものとする。

第4号 表示面積とは、広告塔または看板の表示部分の面積をいうものとする。

第5号 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

第6号 表示面積、占有面積もしくは占有物件の面積もしくは長さが0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満であるとき、またはこれらの面積もしくは長さ0.01平方メートルもしくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積もしくは全長またはその端数の面積もしくは長さを切り捨てて計算するものとする。

附則。

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

提案理由をご説明申し上げます。

御手元の議案説明資料26ページをお願いいたします。

今回の改正は、道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料を改正するものでございます。改正点につきましては新旧対照表をご覧ください。表の下段が現行、上段が改正案でございます。

改正の概要でございますが、道路法施行令の一部が改正されたことにより、福島県道路占用料徴収条例第2条の道路占用料の額が改定されることから、本条例におきましても、福島県条例に準じて、道路占用料の額の改正を行うものであります。

なお、改正額につきましては、減額は最大で80円、増額は最大で120円でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(服部 晃君) 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、北島正君。

○1番(北島 正君) ちなみに、今現在、本数増えてると思うんですけど、1種が大体何本、2種が何本、3種は何本、多分使われてると思うんですけど、その数字をちょっと、どのくらいなのかと思ったので、教えていただきたいと思います。

○議長(服部 晃君) 暫時休議いたします。

(午後 2時01分)

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時03分）

---

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

○建設課長（櫻井幸治君） お時間をいただきありがとうございます。お答えいたします。

まず電柱なんですが、第1種が4本、第2種が1,103本。電話柱は、第1種737本でございます。

〔「了解しました」の声あり〕

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第18、議案第17号 天栄村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第17号 天栄村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとす



る。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村消防団設置等に関する条例（昭和44年天栄村条例第25号）の一部を次のように改正する。

第十条第2項中「火災その他非常災害」を「火災（水火災または地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第15条を次のように改める。

（報酬）

第15条 消防団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

第2項 年額報酬は、別表第3により支給する。

第3項 出動報酬は、別表第4により支給する。

第4項 第2項の年額報酬は、10月に支給する。

第5項 第3項の出動報酬は、上期分（4月から4月までの期間をいう。）を10月に、下期分（10月から3月までの期間をいう。）を4月に支給する。

第16条中「別表第3に定める費用弁償を支給する。」を「職員等の旅費に関する条例（昭和41年天栄村条例第4号）の例により、その費用を弁償するに改める。」に改める。

第17条を削り、第18条を第17条とする。

別表第2を次のように改める。

別紙1。

別表第3を次のように改める。

別紙2。

別表第4を次のように改める。

別紙3。

附則。

（施行期日）

第1項 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2項 この条例による改正後の別表第4の規定は、この条例の施行の日以後に発生した災害等に出動したときの出動報酬について適用し、同日前に発生した災害等に出動したときの出動報酬については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

議案第17号説明資料、32ページをご覧ください。

国が定めた非常勤消防団員の報酬等の基準を踏まえ、団員の活動の実態に応じた適切な報酬となるよう、年額報酬及び出動報酬等を改正するものであります。

新旧対照表によりご説明いたします。

第10条では、災害の定義表記を国に準じ、水火災または地震等の災害に改めるものでございます。

第15条では、報酬について記載しております。年額報酬及び出動報酬に改めるとともに、支払い時期を規定しております。報酬額は、別表により後ほどご説明いたします。

第16条では、職員の旅費規程により費用弁償することとしております。

第17条では、出動手当を出動報酬としたことから、第17条を削り、第18条を第17条としております。

別表2につきましては、「平成」の文言を削除するものです。

次に、別表の報酬についてご説明いたします。下の欄が現行、上の段が改正案でございます。

このたび国が定めた非常勤消防団員の報酬等の基準といたしまして、団員の階級にあるものについては年額3万6,500円を標準とするとしていることから、団員の年額報酬を、これまで2万8,000円でしたものを3万6,500円とするもので、副班長につきましては、全国消防団の班長以下の階級が団員とされていることから、同額の3万6,500円とするものでございます。

また、出動報酬につきましては、これまで出動手当としまして1回1,800円としていたものを、国の基準の1日当たり8,000円を標準とすることとしていることから、出動の実態に照らして段階的に分類し、災害等では2時間未満の場合2,000円、2時間以上4時間未満4,000円、4時間以上7時間未満6,000円、8時間以上8,000円。次に訓練等では、1回当たり2,000円として改正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第19、議案第18号 天栄村消防団活動支援隊設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第18号 天栄村消防団活動支援隊設置条例の一部を改正する条例の設定について。

天栄村消防団活動支援隊設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村消防団活動支援隊設置条例の一部を改正する条例。

天栄村消防団活動支援隊設置条例（平成29年天栄村条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「災害」の下に「（水火災または地震等の災害をいう。以下同じ。）」を加える。  
別表第1中「火災、風水害」を「災害等」に、「1,000円」を「2,000円」に改める。

附則。

（施行期日）

第1項 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2項 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後に発生した災害等に出動したときの出動手当について適用し、同日前に発生した災害等に出動したときの出動手当については、なお従前の例による。

提案理由をご説明申し上げます。

資料の36ページです。

国が定めた非常勤消防団員の報酬等の基準を踏まえ、支援隊員の活動実態に応じた適切な

手当となるよう、出動手当を改正するものであります。

新旧対照表によりご説明いたします。

第1条及び別表第1の災害の定義表記を国に準じて、水火災または地震等の災害に改めるものでございます。

また、災害等の場合の活動手当の額を1回1,000円としていたものを2,000円とするものでございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎延会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

日程の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

明日は午前10時から開催いたします。

なお、本日2時30分より全員協議会を開きますので、議員の皆様、議員控室にお集まりください。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 2時16分)

3 月 定 例 村 議 会

( 第 3 号 )

## 令和5年3月天栄村議会定例会

### 議事日程（第3号）

令和5年3月9日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第19号 天栄村体育施設条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第 2 議案第20号 財産の取得に関し議決を求めることについて  
日程第 3 議案第21号 湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定について  
日程第 4 議案第22号 村道の路線の廃止について  
日程第 5 議案第23号 村道の路線の認定について  
日程第 6 議案第24号 令和4年度天栄村一般会計補正予算について  
日程第 7 議案第25号 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について  
日程第 8 議案第26号 令和4年度牧本財産区特別会計補正予算について  
日程第 9 議案第27号 令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について  
日程第10 議案第28号 令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について  
日程第11 議案第29号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について  
日程第12 議案第30号 令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について  
日程第13 議案第31号 令和4年度天栄村介護保険特別会計補正予算について  
日程第14 議案第32号 令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について  
日程第15 議案第33号 令和4年度天栄村水道事業会計補正予算について  
日程第16 議案第34号 令和5年度天栄村一般会計予算について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君

9番 大須賀 溪 仁 君 10番 服 部 晃 君  
欠席議員 (なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田 勝 幸 君	副 村 長	揚 妻 浩 之 君
教 育 長	久 保 直 紀 君	参 事 兼 総 務 課 長	内 山 晴 路 君
参 事 兼 企 画 政 策 課 長 兼 会 計 管 理 者	熊 田 典 子 君	税 務 課 長	塚 目 弘 昭 君
参 事 兼 住 民 福 祉 課 長	小 山 富 美 夫 君	産 業 課 長	黒 澤 伸 一 君
建 設 課 長	櫻 井 幸 治 君	湯 本 支 所 長	星 裕 治 君
教 育 課 長	関 根 文 則 君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	北 畠 さ つ き	書 記	小 針 陽 平
書 記	森 歩		



---

### ◎開議の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第3号をもって進めます。

---

### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第1、議案第19号 天栄村体育施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

教育課長、関根文則君。

[教育課長 関根文則君登壇]

○教育課長（関根文則君） おはようございます。

議案第19号 天栄村体育施設条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村体育施設条例の一部を改正する条例。

天栄村体育施設条例（平成30年天栄村条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別紙。

附則。

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の天栄村体育施設条例の規定は、令和5年4月1日以後の使用について適用し、同日前の使用については、なお従前の例による。

なお、別紙の別表（第6条関係）につきましては、72ページから76ページに記載のとおり

でございます。

提案理由をご説明申し上げます。

天栄村体育館への冷暖房設備の設置に伴い、当該施設の冷暖房施設使用料の規定を追加するものでございます。

説明資料37ページに記載の新旧対照表でご説明いたします。

上段、改正案の左側に「天栄村体育館」と記載のところに、冷暖房設備使用料1時間当たりの料金、村内の利用者で1,500円、村外の利用者で3,000円と設定させていただきました。

説明は以上であります。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第2、議案第20号 財産の取得に関し議決を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） おはようございます。

議案第20号 財産の取得に関し議決を求めることについて。

次により財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号

及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年天栄村条例第7号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

1 取得する財産及び数量、てんえいふるさと公園農林水産物直売施設陳列什器備品等、一式。

2 契約の方法、指名競争入札。

3 契約金額、1,334万3,000円、うち取引にかかる消費税及び地方消費税の額、121万3,000円。

4 契約の相手方、住所、福島県郡山市大槻町字北八耕地9番地1、氏名、株式会社ニッセイS I、代表取締役、君島敦。

提案理由のご説明を申し上げます。

こちらは、現在建設中の農林水産物直売施設の陳列棚等、備品の購入に対しての議会の議決を求めるものでございます。

お手元の議案第20号説明資料によりご説明申し上げます。

まず、39ページ、こちらにつきましては備品購入の仮契約書でございます。令和5年2月20日付で、株式会社ニッセイS Iと仮契約を締結したものでございます。

着手につきましては、議会の議決を得た日から3日を経過した日となっております。

次のページをご覧ください。

令和5年2月17日に入札を行いました。その経過書でございます。

次のページにつきましては、入札に参加した事業者の氏名及び開札の結果でございます。

42ページをお願いいたします。

今回の購入物品につきましては、農林水産物直売施設で使用する備品を31種類、延べ127品購入するものでございます。主なものといたしましては、販売台、それから食堂用の椅子、テーブル、ショッピングカート、おむつの交換台やロッカーなどでございます。

なお、詳細につきましては、43ページと44ページに記載してございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） この議案に関しては、必要なものということで了解しますが、今後の話、同じようなものが今後必要とか、そういうふうになる可能性もあるかと思うんですけども、これからオープンに当たり。その辺のどこまで、どの部分まで村が負担するのか、あとは振興公社が負担するのかというその線引きというのは、何か決まっていることがあるん

でしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

先だって、1月に、指定管理者というようなことで天栄村振興公社のほうを今年の4月1日から指定管理者としてお願いするというようなことで議決を賜ったわけですが、今後、こちらの指定管理につきましては、振興公社さんと協定というものを結ばせていただきます。その中で、そういった細かい役割といいますか、費用の分担等も載せていきたいというようなことで、そちらについては今協議中でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） そういう必要なものに関してはこれから協定を協議して結ぶということで、じゃ、今後、協定によっては村の負担が発生するということもあり得るんですね。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

詳細についてはこれから詰めていかなければならないところですが、やはり今回買ったものについては、あくまでも村の備品というようなことになります。ただ、当然、これも壊れることもあるでしょうし、新しく買い直ししなくちゃならない部分もあると思います。ただ、その金額の多寡、そういったものも加味しまして、そういった協定を結んでいきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） それでは、結ぶに当たって、これから協議するんでしょうけれども、ちょっとそれについては議会に報告とか、事前に報告とかというのはやっていただけますか。というのは、オープンだから何でもかんでも村で負担するというのは、やっぱりそこはちょっと考えていただきたいと思うんですよ。やっぱりそれは本当に最小限に抑えていただいて、その辺は約束していただけますか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

(午前10時10分)

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時11分)

---

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

[産業課長 黒澤伸一君登壇]

○産業課長（黒澤伸一君） お時間をいただきまして、ありがとうございました。

こちらにつきましては、協定を結んだものについて、議会のほうにもお見せしたいと思えます。よろしくお願ひします。

[「議会には報告するのか、今質問した。議会にはどうするんだって」  
の声あり]

○産業課長（黒澤伸一君） 議会のほうにも報告させていただきたいと思ひます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 議会のほうに報告ということですが、それは結んだ後。結ぶ前でないとちょっと納得できないんですけれども。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

[産業課長 黒澤伸一君登壇]

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

案の形でちょっとご説明させていただければなと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 私が何でこんなふうにならうという村のほうの出費のことにこだわるかという、私も商売をやっていますし、村内でもみんな、商売をやっている方、旅館でも何でもそうですけれども、やっぱり全部、ある程度自前で、借金したときには公庫からの利子補給とかというのがありますけれども、ほとんど自前でやっているわけですよ。そういう中で、振興公社が季の里天栄を運営するに当たって、何でもかんでも村で負担してやるというのはやっぱり避けたほうが私は健全じゃないかなと。村の中でおのおの商売とか事業をやっている方に見れば、それは面倒の見過ぎだなという不満もありますし、やっぱりその辺はしっかり考えていただきたいというふうに思ひます。

あとそれと、ちょっとお断りしたいんですけれども、もし質問が駄目ならばやめますけれども、前回の臨時議会で季の里天栄のテナントについて話がありまして、2つテナントが決まったということだったんですが、3月になりまして、また1店、テナントの募集のチラシが回りました。それについて質問したいんですけれども、もしこれとは関係なかったらばやめますけれども。

○議長（服部 晃君） 関連性がありますので。

○4番（小山克彦君） 大丈夫ですか。

○議長（服部 晃君） 許可いたします。

○4番（小山克彦君） 3月に入って新しいテナント募集ということが出たんですけれども、その経緯についてちょっとお伺ひしたい。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

テナントにつきましては、2スペースを募集しておいて、2スペースとも一応募集がありまして、そちらのほうを村のほうで選考委員会を開きまして決定したわけでございます。しかしながら、そのうちの1社につきましては、ちょっと当初の計画では、お米を売ったり、お酒を売ったり、そしてソフトクリームを売ったりというようなことで計画しておったんですが、なかなかお酒の酒販の免許が取れなかったりというようなこともございまして、あと、お隣のコマの部分のジェラートの部分と若干物がダブるというようなこともありまして、辞退を申し上げたいというようなことで役場のほうに申出があったものですから、それを受けまして、1コマ新しく、今現在、募集しているというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 私、前回の臨時議会のときにも、大丈夫かい、同じようなテナントを認めて。選定委員会で認めて大丈夫なのかと聞きましたよね。やっぱりそこで1社が今の課長の説明の理由で辞退したということ。何といいますか、どうしてそういうふうになったのかというのが、まだ私はちょっと理解できないですよ。

本当にこれからオープンする季の里にいっぱいお客さんが来てほしいという考えであれば、もっともっと一生懸命テナントを探すとか、そういうことをしてもいいはずだったんじゃないかなと。何か感じとしては、チラシを配布して募集していますよというだけで終わって、応募してきた2社が、2社だけなので、それしかないからもうそれに選定しましたという選定委員会の報告。そういうことでこれからこの季の里をオープンするのにいいのかなという疑問がありますけれども、今後、その募集についてはどういうふうに考えていますか。もう応募はあったんですか、追加の応募というのは。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今現在では、まだ募集者はおりません。しかしながら、商工会さん等にもお願いしまして、村内の事業者の中でやっていただける方はいないかというような働きかけを現在しておるところでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 最初の募集は去年の暮れからですよ。今年に入ってからでしたか。そういうふうにして募集をかけているにもかかわらず、その応募がないというのは、どういう理由だと思いますか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

なかなか私のほうでは、募集が少ないという理由については、正直、つかみ切れていないところはあるんですが、やはり出資というか、応募する側のそういったいろんな人件費の面であるとか費用対効果であるとか、そういったものも考えると、なかなかちょっと二の足を踏んでいる部分があるのかなと思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 応募の中で、募集の中で天栄村内の方というふう限定していますよね。それというのは何か根拠はありましたか。例えば、この条例に入っているとか、ありましたか、根拠。なければいってください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

村内というような根拠については特段ございませんが、ただ、我々の気持ちといたしまして、村の道の駅でありますので、まずは村内の方に出店していただければありがたいというような意図でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 提案なんですけれども、やっぱり道の駅、これからオープンするんですけれども、村の農産物、物産、いろいろ出ると思います。その中で、やはりテナントの役割というのは私は重要だと思うんですよ。なので、もう3か月募集しても集まらなかったと、応募がなかったと、村内に募集しても。もうそれはそれでしょうがないんじゃないですか。

なので、私は、村外からでもいいから、本当にお客さんを呼べるような、そういうテナント。今度の駅長さんも、そういうスーパーとかでやっぱり人脈とかもあると思うんですよね。だから、村内にこだわらないで、本当にお客さんを呼べるテナントに来てもらって、そこにお客さんが来れば、道の駅に来れば、村の物産とかも一緒に買ってもらえるというような考えで、もうそこは村のほうであまりこだわらないで、振興公社のほうにもう自由に選定してくれと。しっかりそこでテナント料をもらったり、儲けてくれと、そういうふうな考えで私はいいいんじゃないかなと思いますよ。来て、結果的にお客さんがいっぱい来れば、村の物産とかも売れるし、雇用も生まれるし、そういう考えは浮かばないですか。どうですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今、議員おっしゃられたように、今は村内の方で募集はしているんですが、これがどのようになるかということもあるんでしょうけれども、オープンに向けて、コマについても、せっかくなつくテナントですから、そこが空かないように、場合によってはというか、広く、その場合には振興公社とも話をしまして、協議していきたいと思います。よろしくお祈いします。

〔「産業課長、聞こえない。こっち聞こえないから、もう1回、答弁してくれるか。声が聞こえない」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） 分かりました。失礼しました。今現在、村内の方に募集をかけておるところですが、今後、道の駅のオープンに当たって、テナントスペースを空きテナントにしておくこともできないと思いますし、また、そうやってほかから来ていただいた方に有効に使っていただいて、道の駅の売上げにつながるのであれば、振興公社さんと協議をさせていただきます、今後、決定していきたいなと思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 協議もいいですけども、村のほうで、振興公社で自由にやれと言えないんですかね、自由に選んど。何か聞くところによると、前回のテナント選考委員会のときに、何か駅長さんは欠席したというふうな話が聞こえてきたんですけども、やる気なくしているんじゃないですか、村でそういうところまで進めて。違うんですか。何で欠席したんですか、そのとき。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

欠席した理由までは定かではないんですが、その際には、季の里天栄からも、今、総務の管理をしていただいている職員が出ていただいております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） だから、季の里のオープンに当たってテナントを決めるという、うんと大事なときに欠席というのはないと思うんですよ。あり得ないでしょう、駅長として。やっぱりそういうのを考えると、本当に駅長さんにせっかく来てもらったんだから、もう村のほうでは、その選定委員会とか、そんな面倒くさいことをしないで、自由に選べと。お客さんと呼べるテナントを選べと、そのぐらいやったらいいんじゃないですか、これから。まだ時間もあるし。私はそう思いますよ。できない理由があるんだっつらば、それを言ってもらえれば。説明してください。どうですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕



○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

大変いいご提案をいただきまして、ありがとうございます。一度、募集をかけて、辞退者が出たと。当初は、テナントができるのであれば入りたいという地元の業者が何人かいたし、商工会でもぜひやりたいというお話もいただいていた。その後、この2社が、2つのテナントが決まった後に、振興公社にぜひテナントに出したいという方も来ていたというお話も聞きました。

そういう中でいろいろ加味しながら、今、議員おっしゃったように、テナントというのは私もすごく大事だし、いっぱい人を呼ぶ、その部分は十分ありますので、そういったところも加味しながら、一番は、我々が関わるよりも、民間の考えをベースでやるのが、客も呼べますし、大いにやれることだと思いますので、そういったところも踏まえて、いい方が入れるような、そんな取組をしてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） せっかく新しい季の里天栄が、直売所がオープンするんですから、本当にいっぱいお客さんが来るようなテナント、そんなにこだわりなく、いいテナントにぜひ来てもらえるように努力していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これは31種目ありますけれども、冷凍食品とか冷凍物なんかは置かないんですか、これは。前にも村長さんに質問しましたがけれども、生鮮食品はやらないのかと。スペースがない、水回りが悪いので、それは置かないと。でも、私たちとか、これから今後、年を取っていった場合には、やっぱり道の駅に生鮮食品も置いてもらえば助かるので、それが駄目だったら冷凍食品でもいいからね。その冷凍食品が入っていないから、これはそういうものは置くつもりもない。

あと、今後、何かヨークベニマルの元の支店長さんがやるみたいですよ、今の道の駅長さんというんですか。そういう方とはそういう話はしたことはあるんですか、その生鮮食品に関しては。

あと、冷凍食品とか、そういうのは置く気があるのかないのか。これはここに入っていないんですけれども、その辺の内容を詳しく教えてください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今回の提案した陳列什器につきましては、先ほどご説明しましたとおり、陳列棚であると

か椅子、テーブルというようなことで今回お願いしているところでございますが、先ほどお質しのあった冷蔵とか冷凍のケース、これは別途購入させていただいて、こちらのほうは設置して取り扱ってまいるというような考え方でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 別途となるとはどういう意味なんですか。また新たに買うということなんですか。その辺を詳しく説明してください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらの冷蔵ケースとかにつきましては、やっぱり電気製品というようなことで、今回のものの事務的な物、物品とは物が違うものですから、もう既にこちらについては購入の契約をさせていただいております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうしますと、今回は冷凍関係のを扱っていない業者であるので、今度、冷凍食品とか、そういう場合にはまた別な業者なので、新たに、結局、設備をまたすると、そういう理解なんですね。そういう考えでよろしいんですね。違うのか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

冷凍庫関係については、もう既に入札を済ませまして、契約をして、今、ほとんどが運び込まれている、一部まだ運び込まれていないですけども、今後設置していく予定でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 冷凍関係はもう、冷蔵庫とか冷凍関係、そういうものはもう事前を買ってあるということなのか。今までの道の駅のやつをそっちに持っていくということなのか。あるということは、今まで道の駅にあるやつを持っていくのか、それとも新たに買ったということなのか、どちらなのか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

冷凍、冷蔵ケース等につきましては、12月に入札を行いまして、既に購入の契約を済ませております。新たに購入するということです。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君）　すると、事前にもう契約して買ってあるということによろしいんですね。

あとそれと、私もスーパーをやりましたけれども、何でもかんでもこれは村で全部買って来ていますけれども、機械でもその冷蔵庫でも全部。普通、スーパーなんかをやるときにはリースなんですよ。そして、10年間とか、そういうリース、そういうことは考えなかったのか。何でもかんでも村でこの機械を買って与えるという、そんなおんぶにだっこの商売なんかありませんよ。全部、機械はリースですよ。リースとこの買取りとどちらが得とか、そういう計算なんかはしたことがあるんですか。

○議長（服部　晃君）　産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長　黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君）　お答えいたします。

今回の道の駅の設置につきましては、当初の予定から、建物を造って備品等を整備して、そちらを指定管理者のほうにお願いするというお話でやっていたところでございます。その一環として、冷蔵・冷凍ケースについては、リースではなく、購入というようにことで進めさせていただきました。

○議長（服部　晃君）　8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君）　私の聞きたいのは、リースと買取りとどちらが得と言えど、どちらが有利なのかということ。例えば、リースの場合は、故障した場合はリース会社が持つんですよ。例えば、この買取りの場合は、何か故障があった場合には、1年間とか2年間、保証はあるかもしれませんが、10年間なら10年間のリースで買った場合には、リース会社が全部、責任を持って直してくれるんですよ。その辺をリースのほうがいいか、買取りのほうよかったのか、その辺は精査したことはあるんですかと聞いているんです。

○議長（服部　晃君）　暫時休議いたします。

（午前10時35分）

---

○議長（服部　晃君）　休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時36分）

---

○議長（服部　晃君）　産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長　黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君）　お時間をいただきまして、ありがとうございました。

議員お質しのリースは検討しなかったかということなんですが、リースを組むというように形になると、どうしても、通常の購入よりは、割高になってしまいます。ただ、やはり今

おっしゃられたように、リースであれば、ある程度のメンテナンスというのはリース期間中はしていただけるというようなことなのかもしれないんですが、私どものほうでも、購入していただいた業者についてはなるべくそちらのほうもメンテナンスのほうもケアしていただきながら、ただ、振興公社さんについても、なるべく故障のないように大事に使っていただきたいというようなことでお願いできればと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これは村長さんにお聞きしますけれども、関連で聞きますけれども、今度新しく来る道の駅の駅長さんというんですか、管理者というんですか、今度の道の駅のヨークベニマルから来る人。その人なんかと村長なんかはお話ししていると思うけれども、生鮮食品を扱ったほうがよろしいですかとか、そんな話はしているんですか。この前は、水回りがいいからそういうことはできないとか、あとスペースがないとかと言っていましたけれども、最初から天栄村に肉屋さんとか魚屋さんがやっているところがあるんですから、そういう話とか、交渉なんかはしなかったんですか、この道の駅に関して。お聞きします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

道の駅、季の里天栄の駅長というよりも、振興公社の社長として、ヨークベニマルの店長を経験した方というようなことで、今現在、就任しております。これまでも生鮮食とかも扱っていたものですから、ぜひ、この村内を見渡すとなかなかないというようなことでございますので、そういったものも今後扱っていきたくて、いろいろご提案をいただいております。ただ、なかなか生鮮食品というのは、売れないとまた大変なことになってしまいますので、そういったところも加味しながらそこは進めていくということでお話しさせていただきました。

また、この備品関係につきまして、冷凍庫、冷蔵庫関係、そういったものは、確かに個人でやったり事業所としてやる分には、リースのほう初期投資の費用は抑えられるので、そのほうがメンテナンスも入っていいんですが、指定管理というようなことで進めていきます。その中で、村としてここまでそろえます、ここの中でこの運営をしてくださいという形を取るものですから、当初はそういう形を取ります。今ある道の駅、その中で、冷蔵庫、冷凍庫、当然古くなってきています。それは今ある振興公社でリースを組んで入替えをしたり、そこは村じゃなくて、振興公社でやってきております。こんな取組もしてきておりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 先ほど4番議員さんが言いましたけれども、何もかも村のほうでやる。

そして買い取って。私もスーパーをやりましたけれども、土地も建物も、冷凍庫から全部、自分持ちですよ。これは全部、村が負担して、そしてお任せするんでしょう。こんな楽な商売はないですよ。自分でやった場合には、償却、あとリースの場合は税金問題とか、いろいろな問題で、そういうことを村、これはお金があるからできることであって、だから社長そのものは何の心配もないんですよ、これはね。ただあてがって、全部あてがったところをやって、報酬をもらってやっているんですから。

経験があるから、いろいろ村長さんも、ヨークベニマルさんの下、そういうところで働いていた人だから経営に詳しい人だというのは分かりますけれども、やっぱり自分でそれだけの負債を持ってやると、それでも、これはちょっと外れるかもしれないけれども、やっぱりある程度、銀行から借入れなんかするんですよ。それに今度は幾ら幾らの売上げがあって、幾ら幾らの今度は電気料がかかって、水道料がかかって、そういうのを全部合算して計算して計画書を出すんですよ、自分でやる時には。それを私はできませんから、それは専門家に頼んでもらってやるんですけれども、これは村のほうで全部買って与えて、そしてやるんですもの。4番議員さんが怒るのは当たり前ですよ、何でもかんでも村なんですもの。そして社長にお任せするのは。

だから、これからは、今後はもう少し社長さんに、村に負担のかからないように、そして独立してできるように、そのようにしてってもらい、その代わりに、4番議員さんが言ったように、もう社長さんに自由にやってもらうように。例えば生鮮食品をやりたいとかね。だって、今のテナントでは水回りもなく、あとスペースも小さいから、肉屋さんとか魚屋さんなんかは入れないですよ。だから、今度の道の駅の社長さんとよく話しして、そういうことをやりたかったらば。今後、天栄村は今、70歳以上が1,200人ですか、人口がいるの。その方が今度は鏡石とか須賀川とか長沼に行けない時代になりますから、そうすると、天栄村の何とかバスというのでそういう買物ができますよとか、そういういい方法を考えてください。

あと、とにかく、道の駅に関しては、その社長さんにもう全部やりたいようにやってもらっていいですよ。あと、これからは、村のほうからは、支援とか、そういう、こういうふうな買物というのは、もう自分たちの売上げで、それを精算してもうかった金でやるようにするようになしてください。村長、答弁をお願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。今後はやっぱりそのような協議もしていかなくちゃならないし、しっかりそこは線引きをしながらやっていく。修繕等も、これまでも振興公社と修繕に、軽微な修繕とか、そういったもの、建物に関わるもの、そういったところもやってきました。そこはちゃんとすみ分けをして、きちんとお示しできるような体制を取って

いきます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） とにかくこれからは、村のほうからはもう支出しなくてもいいように、もう道の駅、単独でできるように、そのような方向に進めてください。もう一切、村のほうは、ここまでやってあげたんだから、あとは自分たちの努力でね。毎年というわけじゃないけれども、羽鳥湖の道の駅なんかの便所から全部建て替え、みんな村でやっているでしょう。何でもかんでも村に頼めばやってもらえるという感覚では困りますよ。だから、自分達でもう全部、これからは村に負担をかけない。自分達のこれからはいいように、そうしたら営業努力もしますし、どうすれば利益が上がるかというのもいろいろ考えると思いますよ。とにかく、だから、もうそのように、これからは村とは一切関係なく、もう道の駅は道の駅でできるような方向でしてくださいということをお願いしているんです。それをお願いしているんです。その村長さんの考えをお聞きしたいです。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

道の駅という機能は、共用スペースもあります。休憩スペース、トイレなんかもあります。だから、そこで村側が持たなくちゃならない部分、あとは振興公社でやらなくちゃならない部分、そのすみ分けはしなくちゃなりません。羽鳥の羽鳥湖高原道の駅、そこも、トイレを増設して新たにやったところの電気代とかトイレトーパーとか、そういう消耗品、そのほか、建物が老朽化して直した部分、そういったところは村でやってきています。そこはきちんと村がやらなければならない部分、あとは振興公社なり商業協同組合、羽鳥湖高原はそういうことでやっていきますので、そのすみ分けをした形で進めるというようなことでご理解をいただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そんなことは分かっていますって。だから、そうじゃなくて、もう村に頼らないでやるような、単独でもうそういうふうにするようにこれから進めてくださいと、そのようにしてくださいと言っているんです。何でもかんでも村のほうに、こういうふうにあれを買う、これを買う、ここを直すというと、全部、村が対応してくれるわけでしょう。普通、スーパーとかをやっている方は、全部、自分たちの結局営業努力でやっているでしょう。だから、そういうふうにしてくださいというんだわ。今すぐじゃないですよ。今後そういうふうにするようにしてくださいと。もう村のほうから支出とか、そういうのは出ない、単独でやるようにしてくださいと。

議長なんか、お店をやっていますけれども、村のほうからそんなの、あれを買いますか、

これも買いますかなんて、何もしてもらえないでしょう。それと同じですよ。だから、自分で営業努力で、道の駅の社長さんにそういう考えを持ってやってもらえるようにしてくださいと、こちらのほうからお願いというわけじゃないけれども、そのように進めてくださいということ。答弁をお願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

共用部分とこの道の駅としての商業部分というか、そういう部分のすみ分けは、これはしなくちゃなりませんので、その中で努力をしていただくように話はさせていただきます。どうしても建物、敷地、村のものですから、村がやらなければならないところは村でやりますし、あとは、この振興公社、道の駅としてやらなければならないところは、道の駅の部分でそこはやっていただくように努力はさせていただきます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 道の駅そのものというのはどういう趣旨だか、村長、知っていますか。答弁してください、どういう意味だか。道の駅そのものの趣旨はどういう意味なのか。国土省でやっているわけですから、道の駅というのはどういう趣旨なんだか分かっていますか。答弁してください。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

道の駅そのものの機能というのは、ここをやっぱり通行する方々のまずは休憩をしたりする場所とする部分。あとは、地域の振興のためにあるものでございます。農産物、地場産品、そういったものの販売促進につながる、地域が良くなるための部分。そしてまた、防災機能も備えるというようなことで、そういうところもございますので、共用部分と、あとは商業部分、そこで分かれています。トイレの休憩とか、トイレも共用部分になるので、それを按分した中で進めてきていますので、そのすみ分けをした形で進めていく。どこの道の駅も各行政が関わって、国が関わったりして、この光熱費なんかも按分した形で進めてきておりますので、そこはご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 道の駅の場合は、例えば駐車場、はっきり言えば、道の駅ですから、結局は車が止まって駐車しまして仮眠したり、あとそこにトイレがあったり、これが道の駅でしょう。これが趣旨でしょう、国土省の趣旨というのは。直売所とか何かというのは、それは、例えば、国土省から直売所か何かに補助金とか何か来るんですか。来るのは、それ

こそ駐車場とかを建てる、あとお便所を建てる。はっきり言えば、道の駅というのは車の駅ですから、そうすると、そこで仮眠したり、休憩したり、トイレ休憩したり、それが趣旨でしょう。直売所というのは、各市町村がやっていることでしょう。道の駅と直売所というのは、はっきり言えば、元々は別なものですよ。それを合体してやっていることでしょう。

そうすると、駐車場とお便所、それは分かりますけれども、それは村のほうで管理しなくちゃ。それは国のほうから補助金が来るというのも分かっていますよ。でも、道の駅そのものは各市町村がやっているんでしょうと。だから、それは、私の言いたいのは、何でもかんでも村が買って与えてやるんじゃないで、自分の企業努力でやっていくようにね。だから、リースという方法もありますよと。何でもかんでも買って与えなくても、リースということもありますよと、そういうことを言っている訳ですよ。だから、私の言いたいのは、道の駅というのはあくまでも駅であって、そこに駐車場があって、休憩があって、それが道の駅ですから。直売所というのは、各自治体がそこに附属して付けているものじゃないか。そうじゃないですか。お答えください。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） その通りでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） とにかく、道の駅に関して、直売所というのは違うということだけ、それだけを確認して、そして直売所のほうは、もう村の方は、ここまで設備投資もしてあげたし、建物を建ててあげたし、あとは自分達の努力でこれから経営をしていくようにしてもらわないと、結局、私みたいな商売をやっている人から見れば、こんなありがたいことはないですよ。全部、村が土地から建物から全部やってくれる。あとは企業努力で、自分達の力で利益を上げていって、どうすれば道の駅、直売所が営利を出るかということを自分達で営業努力をしなくちゃ駄目なんです。これだけのものを、これは全部、村が買って与えているから、この償却なんて考える必要はないんですよ。この償却まで全部考えてやらなくちゃ、銀行なんかはお金を貸さないですよ。そして、月幾らの収入があって、一部返済があって、電気料が幾らかかって、そこまで全部計算して、ある程度の銀行さんの方は融資してくれるんですよ。

だから、とにかく、これは融資がないわけですから、村が全部買って与えている訳ですから、だから、これからは企業努力でやってください。もうこれ以上、至れり尽くせりのそんな会社はありません。会社じゃなくて、そんなスーパーなんかは。だから、とにかくこれからは、あとは企業努力でやってくださいと、そのように進めるようにお願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。



〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

振興公社自体、議会議員の皆様方からご指導いただいて、これまでは一般財団、それが今度、株式として、もう民間と同じだよと。そういう姿勢でやってくださいと、やっていただきたいというようなことで進めてきていますので、直売施設の中の部分、そういったものについては、しっかりそこはやっていけるように対応してまいります。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今のふるさと納税。これは関連で、議長、質問しますからね、関連で。道の駅にふるさと納税の機械がある所もあるんですよ。企画課長は知っていると思いますけれども、道の駅にふるさと納税の、何というんですか、今では販売機というんですか、そういうのもあるんですよ。そうすると、道の駅を使ってふるさと納税を増やすという方法もあるんです。道の駅にふるさと納税の自動販売機というんですか、そこにお金を入れると、ふるさと納税になって買物ができるという、そういう方法があるということは知っていますか、課長さん。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

道の駅だけではなくて、そういう自動販売機みたいな機械で納税ができるような機械が進んでいることは承知しております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長さん、道の駅の中にふるさと納税のできる機械があるんですよ。そうすると、例えば、廣戸川さんとか寿々乃井のお酒とか、大吟醸とか、そういうのを買くとふるさと納税したことになるんですよ。その納税した分だけ返金になるわけですよ。そういう方法があるんですよ。そういう機械を置くということも私は一つの案だと思いますけれども、そういう考えはありますか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

いや、私も勉強不足で、そういう話を初めて聞いて、担当課長も知っていたものですから、そういったものでふるさと納税がさらに納税が増えるのであれば、そういったところも、どういふふうなシステムでやるのか、全く私もちよっと分からないので、ちよっと勉強した中で、これからどういふ方法で村としてやっていけるか検討して参りたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） いや、本当に企画課長さんは一生懸命頑張って40種目から200種目までふるさと農産品を増やして、そしておとしよりも倍額のふるさと納税になって、新聞に出ていました、村長さんにも課長さんにも電話をかけましたけれども。でも、そのときに、ふるさと納税のこういうセットがありますよとか、例えば、1万買えば、これだけのふるさとのセットがありますけれども、2万円のこういうセットがありますよと、そういうふうなシステムになっているところが、やっているところがあるんですよ。

だから、その辺も課長さんもいろいろ研究して、そして、ふるさと納税というのは今7,500万円位になっているんですか。福島県でも相当一生懸命頑張っているのは分かっていますけれども、とにかく村長さんに言いたいのは、とにかくもうそういうふうな、これとこれと組み合わせればこういうことがあるんだということ、1つだけでは駄目なんです。だから、いろいろなことを組み合わせて、こういうふうな機械でも何でも村が買って与えればいいんじゃないかと、自分たちの企業努力で、今後、何か買いたいときとか、生鮮食品をやりたいという場合は、自分たちの企業努力でやれるようにするようお願いして、質問を終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今回の什器には、茶碗だの井だの、前に購入するというようなことで一覧表が出て、あれは購入したやつ申出の予算がされたんですが、あのやつはどうなったんですか。あれは、あっちの社長と、道の駅の社長と話をしてやったほうがいいんじゃないのかというようなことで保留になっているのか、それとももう既に購入したのか、どちらなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今、議員おっしゃられた備品等、以前契約した冷凍ケースとか今回の什器等に関しまして、振興公社さんのご意見も伺いまして進めております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これは購入したのか。これからまたするわけ。井だの、皿だのいろいろあったでしょう。しょうゆ差しだの、細かな相当いろんなのがいっぱいあったわけですが、購入はもうしたんですか、これからするんですか、どちらなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午前11時01分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時03分）

---

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

お時間をいただきまして、ありがとうございました。

今お質しのありました、これからの井とか食器とか、そういった消耗品等につきましては、まだ指定管理者さんが当時決まっていなかったものですから、まだ購入はしておりません、今後、そういった消耗品については振興公社さんの方で買い求めていただいて、また、あと、それ以外の部分というようなことで今調整しております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今の話だと、これ以外の備品については、消耗備品については振興公社の方で購入するという解釈でいいんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今言った食器類であるとか、そういった細かい消耗品については振興公社さんの方で買っていただくようになると思いますが、あとプラス、まだちょっとうちの方で購入していない、例えばサインボードの看板であるとか、物品を表記する看板というか、サインであるとか、そういったものについてはうちの方で買う備品というふうに考えております。すみ分けをしていきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうすると、これらの備品については村で貸与するということになるんだよね、購入しているから。これも当然、建屋と、固定資産の部分と、これが入るわけだけれども、この辺はきちんと契約の中に入っているんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

指定管理者さんとの協定につきましては、先ほども申し上げましたが、これから協定をするというようなことで、こういった村の方で買った備品等については、こういった備品をうちの方からお預けするよというようなものを後ろに添付して、そういった協定書をつくっていきたく思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それじゃ、例えば、この椅子だの何だのが壊れた場合、これは当然、道の駅の方で、振興公社の方で購入して返すということになると思うんですが、そうなるんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まだそこまで細かい部分は詰めていないんですが、ただ、他で指定管理者、指定管理をお願いしている施設についても、ある一定以上の金額については村が直すとか村が購入するとか、あと、ある一定以下の修理であるとか購入であるとか、そういったものは指定管理者が行うというような規定を設けておりますので、今回の季の里天栄についての指定管理につきましても、そういったことを盛り込みまして協定書をつくって参りたいと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これは再三、皆さんから出ているんですけども、消耗備品なんですけれども、ただの消耗品じゃないですね、消耗備品だから。一応、これは消耗品だから、本来ならば、これは道の駅の方で、振興公社の方で資本金を使ってでもやるのが正しいやり方じゃないんですか。ここまで村でやるということはおかしいですよ。こんな備品まできちんと管理するというのは、そうないと思います。これは村のもんですから、当然、村の備品であるということは明示しておかなきゃならないと思うんですが、その辺はきちんとしているんでしょうか。

ただ、それと、今、一定の金額以上の物は村で出すというけれども、その一定額というのは幾らなんです。そんな高価な物はないわけだと思うんですが、この一定金額以上の物は出すということはちょっとおかしいと思いますよ。貸しておくんだから、そのまま壊れたら直して返すというのが筋じゃないですか。ある一定の金額以上は村で出すという話はないと思いますよ、消耗備品の中において。どうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

あくまでも、他のオートキャンプ場とかの指定管理のケースをちょっとお話ししたというようなことなんです。今、議員お質しになった部分についても考慮しながら、振興公社とそちらについては詰めていく。あくまでもある程度というようなことで、そこについては今後詰めていって決めていきたいと思っています。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 詰めていきたい部分は駄目だということで、先ほども熊田議員さんが言ったとおりに、びた一文出さないんだぞということで了承した訳じゃないですか。ですから、もうこの備品関係については出さないよと、1銭も出さないんだよということで了解してもらわないと困るんじゃないですか。どうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この休憩スペースとか、そういった所、あとはトイレで使う物、あとおむつを交換する台であるとか、普通の直売施設にあまり関わらない、この道の駅としての機能の休憩スペース、そういった物に付随する物については、これは当然、村で対応しなければなりません、そのほかの備品について、これまでも消耗品があつて、壊れた物については振興公社でそこは直してきたりはしてありました。そういったところも含めて、きちんとそこの線引きはできるようには進めていきます。共用スペースと、あとはここの商業ベースでやる部分、そこはやっぱりすみ分けはしなくちゃならないと私も思っておりますので、そこはしっかりと見直しながら、そういう協定書の取り交わしはして参りたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 990万の中に、当然そういうのも含んで計算しての話じゃないんですか。そうじゃないんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

990万の指定管理料、こちらについては、あくまでも道の駅を運営していただくに当たっての、例えば、前の議会でも申し上げたかと思うんですが、集荷をしていただく方の人件費の一部であるとか、それからあそこにかかる電気料であるとか、水道光熱費のそちらの共用スペースの中の一部であるとか、それからトイレの掃除をしていただく部分の費用であるとか、そういったところを見ているだけでありまして、そういった備品とか、そういった物の購入費というのはその中では見ておりません。そこはやはり、先ほど来から申し上げていますような、振興公社さんの方で、自分たちで営業の中で儲けていただいたものの中で買っていただくという考えなのかなと思っています。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そこまでこだわるのなら、全部、共用の部分で道の駅に係る部分、その部分を請求してもらったらいんじゃないですか。請求をもらって全額払うと、管理費じゃなくて。そこまでやりたくないから990万の、ある程度これは大ざっぱな計算でしょう、

これは。損しない程度の管理費でしょう、これは。そんな細かいことまで言うんだったら、みんな細かいのは払うから、全部、村に請求してくださいと。990万はくれませんかとやるべきじゃないんですか、こんな細かいことまで村でやるなんていう話で。今回だって、本当なら、みんな、これは反対したがっているんですよ、こんなもの。それを認めるのに、壊れた物くらいは自分で直して返すのが筋でしょう。そんな大きな金額、必要ないでしょう。だって、そのくらいのことをしていないでしょう。これは村だって、これは備品としてこれは村の資産に残っている訳でしょう、これ。この帳簿はなくせられないですよ、これはいつまでも。返済を受けるまで。

だから、その辺はもう少し道の駅の社長と話して詰めてください。物を大事に使えということも含めながら、そのようなのがないように。こんな細かいことまでであれば、本当に道の駅にかかった部分に対しては村で払いますということとやるべきですよ。どうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

当然、議員おっしゃるとおり、村で貸与して、壊れたものについては直すのは、それは当然のこととございます。そういうふうにもこれまでも対応はして参りました。ただ、それ以外に、先ほども言っているように、その共用部分、そういったところはまた別な見方をしているかなくちゃならない。あとは、直売施設、食堂、そこについては振興公社でしっかり対応していただくというようなことで、再度、振興公社の代表の方ともそういうお話をさせていただいて、協定書を結んで参りたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 議長、これはちょっとここから外れるかもしれないですが、なかなかこれは道の駅のことと言う機会はないと思うので言わせてもらうんですが、スキー場に、井だの、皿だのも相当、様々残っているでしょう。ああいうのは使えないんですか。どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

当然、私もそれは承知していますので、今使っている食器、あとはスキー場にある物、使える物、使えない物、ある程度もう年数がたったもの。使えるものは極力、そういった細かい物については使ってくださいというお話はしています。その調整を今やっていますので、その中で使える物は使っていくというようなことで進めておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） あそこにも結構あるでしょうから、やっぱり使える物は使っていたらいい、なるべく節約しながらやるということも大事じゃないでしょうか。

それで、もうスキー場は閉鎖しちゃったんですけども、あそこにスキー用具とか——これはちょっと話、よろしいですかね。

○議長（服部 晃君） どうぞ。

○6番（揚妻一男君） ちょっと話を聞いておきたいんですが、スキー板、スキー靴だとか、村の方で買ったやつ、あれはどうなっているんですか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午前 11時18分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前 11時19分）

---

○議長（服部 晃君） ただいま議案審議の途中でございますが、昼食のため、1時30分まで休みます。

（午前 11時19分）

---

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

---

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お時間をいただきまして、ありがとうございました。

スキーリゾート天栄につきましては、令和3年3月31日に指定管理が終了いたしまして、その後、スキー場の指定管理につきましては、9月に、再度、指定管理は行わない旨を決定いたしました。それを受けまして、令和3年11月に備品等の引継ぎを振興公社から村が受けております。その際に引き受けたスキー板等につきましては、現在、当時、28年当時に村が買い受けた、スキー板とかを買い受けた事業者に一旦引き取っていただいた上で、現在、売りに出しております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） あれは、じゃ、その業者にお任せしたと。売却をお任せしたということなんですか。まだその結果は出ていないのか、幾らで売れるとか。それはいつまでその業

者に、いつでも構わないで、期限を定めなくて預けておくということなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

既に型落ちのモデルのために、なかなか販売には至っていないような状況でございます。ただ、逐次、売れるか売れないかについてはちょっと確認させていただいているんですが、そちらの事業者についてもスキー場とかを相手に大きな商売をしているということで、新しい商品と中古の品を抱き合わせするような形で販売に至るのではないかというようなことを聞いております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） できるだけ高く売ることが大事なんですけど、やはりいつまでも持っていて使い物にならなくなってから売ろうと思っても駄目だから、多少赤字覚悟で売却すべきだと思うんですよ。

それと、前から——これもひとつ話は変わるんですが、浮棧橋のボートの件なんだけれども、あのボートだって、今まで聞いてくると、きちんと保管されていますというようなことなんですけど、今どうなっていますか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ボートにつきましては、旧羽鳥小学校の体育館の中に保管しております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 保管しているということですが、現在、どうなんですか。それは使用できるんですか。ボートとしての役目は果たせるんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ボートとしては、使わなくなってからずっとしまっているんで、損傷はないと思うんですが、ただ、その耐用年数的なものはもう既に過ぎておりますので、実際にそれを再度使うのはどうかなという形でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） だから、そういうふうに使えなくなっちゃったのでは何の意味もないんですよ、せっかく保存して取っていたといたって。やはり使わないんだったらすぐに売却して、幾らでもお金に換えたほうがいいんじゃないですか。廃棄物にして、また金がかか



るようなばかなことをしているんだったら、もう駄目なものは駄目なんだから、早めに処分するということが大事だと思うんですよ。どうなんですか、村長、いまだにまだ大事に取っておく気にしているんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今のご指摘を受けまして、前に購入したところ、猪苗代にあるんですが、そこにまたその売却ができるのかどうかと確認したところ、もう年数が経っているので、それはなかなか厳しいというお話はいただいていますので、今後についてはもう処分をしていくことを考えていくか、また新たに何かあるのか。以前には、台風19号とか、水害があった近隣の市町村のほうにも、こういったものがありますから使いませんかというお話をしましたが、今はゴムボートとかコンパクトなものを皆さん、設置していると。そういうものはなかなか使いにくいというようなお話をいただいた経過がございます。今後については、早めに、どういうふうな処分の仕方をするか、検討してまいります。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうなっちゃったのでは何もならないんですよ。ですから、やはり常時見ながら、もうお金にならないのならくれてもいいと。金をかけて処分するのなら、もう無償でもいいからあげたほうがいいというようなことで処分することも大事ですよ。今になって、今まで大丈夫なような、きちんと保管しているから大丈夫だと言うから大丈夫だと思えば、そういう話でしょう。もうどうにもならないと、そういうことでは困ります。

やはりもう駄目な時は諦めて、今はインターネットでも何でもあるでしょう。そういうのへ出して、売れるんだったら早く売ると。駄目なものは早く、もうただでもいいから処分するというような考えでないと、ただ言われるから、いろいろまた問題を議員に言われるからと思って取っていたって、何にもならないですよ、それは。今の課長の時代の以前の話だから、今の課長はかわいそうだわ。俺は全然関係ないと思っているんじゃないかと思うんですけども、そういうことのないように、後の課長、かわいそうになりますから、ひとつそういうものはきちんと早めに議会にかけて、もう期間が来る前に、もう耐用年数が来る前にやはり処分したいということをやってください。何でもぶん投げっ放しにして、大丈夫です、大丈夫ですと言いながら、結局、こういう話になっちゃっているわけだから、そんなことをひとつ今後、気をつけていただきたいと思います。

以上です。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第3、議案第21号 湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 78ページをお願いいたします。

議案第21号 湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定について。

次の団体を湯本デイサービスセンターの指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

- 1 管理を行わせる公の施設の名称、湯本デイサービスセンター。
- 2 指定管理者となる団体の名称、社会福祉法人岩瀬福祉会、理事長、正木正秋。
- 3 指定期間、令和5年4月1日から令和8年3月31日まで。

提案理由を申し上げます。

湯本デイサービスセンターの指定管理の指定期間が本年3月31日をもって満了となるため、本年4月1日から令和8年3月31日までの3年間の指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理の応募は昨年11月14日から12月23日まで行い、応募者は、社会福祉法人岩瀬福祉会、1者でございました。2月14日に天栄村指定管理者選定委員会が開催され、本施設の管

理者に社会福祉法人岩瀬福祉会が選定されたことから、本案を上程するものでございます。

なお、指定管理料は年額500万とし、令和5年度当初予算に計上し、令和6年、令和7年度に関しましては債務負担行為の設定をしてご審議をいただく予定でございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第22号 村道の路線の廃止についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 79ページをお願いいたします。

議案第22号 村道の路線の廃止について。

次のとおり村道を廃止することについて、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

路線番号、路線名、起点、終点、摘要。

4043、西郷東4号線、天栄村大字牧之内字西郷東58番地、天栄村大字牧之内字中郷141番地。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の議案説明資料107ページをお願いいたします。

廃止路線図に青色で表示しております路線が、今回廃止する路線でございます。

西郷地区、惣五郎内集落付近の国道294号の接続部を起点とし、釈迦堂川に沿った形で、途中で一度、国道294号に接続し、終点である路線番号2-15、村道竜生・京谷原線、京谷原橋付近へ向かう道路でございますが、途中で国道294号に接続した箇所から終点までの区間については、現在、道路としての形態や機能がなく、公図上にも道路敷地がない状況であることから、終点を変更し、村道を再編する必要があるため、本路線を廃止するものでございます。

なお、改めて、議案第23号により終点位置を変更した路線として認定のご審議をいただく予定でございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第23号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第23号 村道の路線の認定について。

次のとおり村道を認定することについて、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

路線番号、路線名、起点、終点、摘要。

4043、西郷東4号線、天栄村大字牧之内字西郷東58番地、天栄村大字牧之内字西郷東40番地。

提案理由をご説明申し上げます。

お手元の議案説明資料108ページをお願いいたします。

認定路線図に赤色で表示しております路線が、今回認定していただきます路線でございます。

先ほど議案第22号でご審議をいただきました路線番号4043号の廃止路線の終点を牧之内字西郷東40番地の国道294号との接続部に改め、路線認定をお願いするものでございます。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第6、議案第24号 令和4年度天栄村一般会計補正予算について  
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

- 参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第24号 令和4年度天栄村一般会計補正予算について  
ご説明申し上げます。

令和4年度天栄村一般会計の補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,464万4,000円を追加し、歳入歳出  
予算の総額を歳入歳出それぞれ49億3,452万7,000円とする。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り  
越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の廃止は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

88ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費でございます。これらの事業を翌年度に繰り越すこととするものでござ  
います。

各事業の内容につきましてご説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費、老人福祉創作センター修繕事業230万円、こちらは老朽化  
した床の修繕でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、てんえいふるさと公園農林水産物直売施設整備事業  
3,326万8,000円、てんえいふるさと公園駐車場ソーラーカーポート整備工事及び施設内の什  
器、備品の整備でございます。

2項林業費、ふくしま森林再生事業1億2,634万4,000円、大里地内と牧之内地内の森林整備業務及び現場管理業務などのほか、新林地区補助治山事業2,720万円、児渡地区小規模治山工事300万円、林道一本樹線道路改良事業2,000万円。

8款土木費、2項道路橋りょう費、社会資本整備総合交付金事業1,800万円、牧之内地区不動橋橋梁補修工事。

10款教育費、3項中学校費、天栄中学校体育館修繕事業727万1,000円。

以上でございます。

次に、第3表 債務負担行為の補正であります。中小企業制度資金利子補給事業、東日本大震災対策利子補給事業及び農業経営者育成資金利子助成事業につきましては、本年度分の貸付けがなかったことから廃止するものであります。

次のページをお願いいたします。

次に、第4表 地方債の補正でございます。今回の変更につきましては、借入額の確定に伴う限度額と利率を変更するものであります。

初めに、限度額の変更につきましては、2、ふるさと公園駐車場整備事業は3,710万円を4,200万円に。

3、耐震性防火水槽整備事業は1,600万円を1,370万円に。

4、避難所空調設備整備事業は2,000万円を1,870万円に。

5、保健センター修繕事業は310万円を260万円に。

6、緊急自然災害防止対策事業は1億3,810万円を1億1,580万円に。

7、緊急浚渫推進事業は7,000万円を6,130万円に。

8、村道芝草鎌房線整備事業は1,000万円を960万円に、それぞれ変更するものでございます。

次に、利率についてでございますが、今年度において利率が上昇傾向にあることから、年1%から年2%以内に変更するものであります。

起債の方法及び償還の方法については、変更はございません。

次に、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

なお、歳入歳出ともに見込額の確定による増及び減でございます。

歳入です。

1款村税、1項村民税、1目個人分、補正額246万4,000円の増。

2項固定資産税、1目固定資産税、補正額1,978万1,000円の増。1節現年課税分の土地、家屋、償却資産につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る固定資産税の軽減措置が終了したことに伴う増でございます。

3項軽自動車税、2目種別割、補正額69万1,000円の減。

4 項村たばこ税、1 目村たばこ税、補正額370万円の減。

5 項入湯税、1 目入湯税、補正額550万円の増。

2 款地方譲与税、2 項自動車重量譲与税、1 目自動車重量譲与税、補正額177万4,000円の減。

3 款利子割交付金、1 項利子割交付金、1 目利子割交付金、補正額28万7,000円の減。

6 款法人事業税交付金、1 項法人事業税交付金、1 目法人事業税交付金、補正額388万2,000円の増。

7 款地方消費税交付金、1 項地方消費税交付金、1 目地方消費税交付金、補正額998万5,000円の増。

10 款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金、補正額28万8,000円の増。

12 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税、補正額6,940万8,000円の増。国の補正予算による財政措置に伴い、普通交付税の増額でございます。

13 款交通安全対策特別交付金、1 項交通安全対策特別交付金、1 目交通安全対策特別交付金、補正額8万3,000円の減。

14 款分担金及び負担金、1 項分担金、4 目教育費分担金、補正額6万1,000円の減。

2 項負担金、2 目民生費負担金、補正額151万円の減。新型コロナウイルス感染症に係る減免等に伴う減でございます。

3 目教育費負担金、補正額51万8,000円の減。負担金が見込みより少なかったものでございます。

15 款使用料及び手数料、1 項使用料、3 目農林水産使用料、補正額21万7,000円の増。

4 目土木使用料、補正額69万円の減。主に入居者の退去等に伴う定住促進住宅使用料の減でございます。

5 目教育使用料、補正額3万8,000円の減。

6 目衛生使用料、補正額42万2,000円の増。墓地公園永代使用料の増でございます。

2 項手数料、1 目総務手数料、補正額36万2,000円の減。戸籍手数料等の減でございます。

3 目衛生手数料、補正額4万円の増。

6 目土木手数料、補正額1,000円の減。

16 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、補正額6万円の減。主に3節の児童手当国庫負担金の事業費確定による減でございます。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金、補正額11万6,000円の減。

2 目民生費国庫補助金、補正額1,041万2,000円の減。主に、5節福島県沖地震に係る被災住宅修理支援事業補助金及び6節の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の事業費確定に



伴う減でございます。

3目衛生費国庫補助金、補正額1,447万8,000円の減。主に、災害等廃棄物処理事業補助金及び新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金の事業費確定に伴う減でございます。

5目土木費国庫補助金、補正額1,678万9,000円の減。主に社会資本整備総合交付金の減であります。

6目教育費国庫補助金、補正額9万7,000円の増。

3項委託金、1目総務費委託金、補正額2万2,000円の減。

2目民生費委託金、補正額9,000円の増。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、補正額409万8,000円の増。主に1節の保険基盤安定負担金の事業費確定に伴う増でございます。

2項県補助金、1目総務費県補助金、補正額148万2,000円の減。

2目民生費県補助金、補正額1,604万4,000円の減。主に、4節の児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金、出産・子育て応援交付金及び7節被災住宅修理支援事業補助金に係る事業費確定による減でございます。

3目衛生費県補助金、補正額102万円の減。

4目農林水産業費県補助金、補正額316万6,000円の減。主に2節農業費補助金に係る事業確定による減でございます。

7目教育費県補助金、補正額114万6,000円の減。

10目土木費県補助金、補正額50万8,000円の減。

3項委託金、1目総務費委託金、補正額713万5,000円の減。主に1節選挙委託金に係る事業費確定による減でございます。

20款繰入金、1項特別会計繰入金、2目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、補正額694万2,000円の増。

3目国保事業勘定特別会計繰入金、補正額4万1,000円の増。

2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額2億3,200万円の増。天栄村公共施設整備基金へ積立てするために繰入れするものであります。

5目がんばれ天栄応援基金繰入金、補正額140万円の減。

6目こども未来基金繰入金、補正額193万6,000円の減。

8目森林環境譲与税基金繰入金、補正額25万円の減。各基金の繰入金とも充当事業確定によるものでございます。

22款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、補正額35万4,000円の減。

4項雑入、2目雑入、補正額195万6,000円の減。

3目過年度収入、補正額805万9,000円の増。

23款村債、1項村債、1目総務債、補正額90万円の増。

2目土木債、補正額870万円の減。

3目衛生費、補正額50万円の減。

4目、農林水産業債、補正額2,230万円の減。

以上、各目とも地方債の追加補正でご説明したとおりでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額251万6,000円の減。主に、旅費などの費用及び人件費の減のほか、12節会議録委託料、18節岩瀬地方町村議会議長会負担金など、額の確定に伴う減でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額2,088万1,000円の減。主に、3節職員手当等の一般職員退職手当組合負担金につきましては、令和4年度の大幅な負担率の見直しに伴い減額となったもので、そのほか人件費などの減などによるものでございます。

14節防犯カメラ設置工事請負費など、額の確定に伴う減でございます。

3目財政管理費、補正額2万円の減。

5目財産管理費、補正額4億3,892万4,000円の増。主に、24節天栄村公共施設整備基金積立金4億3,900万円の増。今後の公共施設の整備、改修及び維持補修事業や大規模な災害に備えた資金を確保するものでございます。

6目企画費、補正額289万3,000円の増。主に、18節の地方バス路線対策事業補助金ほか、額の確定による増でございます。

7目支所及び出張所費、補正額26万円の減。主に、人件費ほか、額の確定に伴う減でございます。

次のページをお願いします。

8目交通安全対策費、補正額9万円の減。

9目地方創生費、補正額95万円の減。主に18節天栄村移住支援金給付事業のほか、額の確定に伴う減でございます。

2項徴税费、1目税務総務費、補正額200万8,000円の減。主に人件費及び12節固定資産税現況調査委託料ほか、額の確定に伴う減でございます。

2目賦課徴収費、補正額11万1,000円の減。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、補正額36万7,000円の減。主に人件費ほか、額の確定に伴う減でございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費、補正額2万2,000円の減。

- 2目参議院議員通常選挙費、補正額241万円の減。事業費の確定に伴う減でございます。
- 3目福島県知事選挙費、補正額359万2,000円の減。事業費の確定に伴う減でございます。
- 5項統計調査費、1目統計調査総務費、補正額4,000円の減。
- 2目総務統計費、補正額1万7,000円の減。
- 6項監査委員費、1目監査委員費、補正額1万3,000円の減。
- 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、補正額1,355万3,000円の減。主に、人件費の減、18節の住民税非課税世帯支援給付金ほか、額の確定に伴う減でございます。
- 2目老人福祉費、補正額519万1,000円の減。12節高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定業務委託料ほか、額の確定に伴う減でございます。
- 3目老人福祉施設費、補正額202万7,000円の増。主に10節の老人福祉創作センターの床修繕工事請負費230万円の増でございます。
- 4目福祉医療費、補正額37万1,000円の増。
- 5目障害対策費、補正額46万6,000円の増。主に19節障害者自立支援給付費の増であります。
- 6目放射能対策費、補正額63万8,000円の減。
- 7目住民税非課税世帯等臨時特別給付金給付事業費、補正額375万2,000円の減。事業費の確定に伴う減でございます。
- 8目電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費、補正額256万9,000円の減。事業費の確定に伴う減であります。
- 2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、補正額277万円の減。主に、人件費の減、次のページ、19節のこども医療費などの額の確定に伴う減のほか、12節子ども・子育て支援交付金の過年度再算定に伴う国県返納金でございます。
- 2目児童措置費、補正額381万5,000円の減。児童手当の額の確定に伴う減であります。
- 3目保育所施設費、補正額169万5,000円の減。主に人件費の減でございます。
- 5目子育て世帯生活支援特別給付金事業費、補正額55万8,000円の減。
- 3項国民年金費、1目国民年金費、補正額16万1,000円の減。
- 4項災害復旧費、1目災害復旧費、補正額3,830万6,000円の減。10節、14節及び18節ともに福島県沖地震に係る被災住宅支援事業などの確定に伴う減であります。
- 4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、補正額492万7,000円の減。主に、人件費、18節保健師業務研究会負担金ほか、額の確定に伴う減であります。
- 2目予防費、補正額600万1,000円の減。主に、12節母子保健事業委託料ほか、事業費の確定に伴う減であります。
- 3目環境衛生費、補正額651万9,000円の減。主に、27節の国保特別会計繰出金の増のほか、

簡易水道事業会計繰出金の減でございます。

4目健康増進事業費、補正額95万5,000円の減。

5目保健センター施設費、補正額57万6,000円の増。燃料費等の物価高騰に伴い、10節の電気料の増のほか、確定によるものでございます。

7目放射能対策費、補正額87万3,000円の減。12節、13節及び14節ともに、除染土壌等仮置場に係る費用のほか、原形復旧事業費の確定に伴う減でございます。

2項清掃費、1目ごみ処理費、補正額213万1,000円の減。主に12節福島県沖地震に係る災害等廃棄物運搬業務委託料のほか、額の確定に伴う減でございます。

3目合併処理浄化槽設置整備事業費、補正額22万円の減。

3項上水道費、1目上水道施設費、補正額287万円の増。額の確定に伴う増でございます。

5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、補正額2,000円の減。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、補正額437万8,000円の増。主に1節の農業委員会及び農地利用最適化推進委員の能率給467万7,000円の増であります。

2目農業総務費、補正額48万円の増。

3目農業振興費、補正額976万3,000円の減。主に、12節オートキャンプ場指定管理料100万円の減のほか、確定による減でございます。14節では、現在整備中のでんえいふるさと公園農林水産物直売施設に警備システムや防犯カメラ等の防犯設備を設置し、施設の防犯対策を図るため、てんえいふるさと公園農林水産物直売施設防犯設備設置工事請負費192万円を計上するものであります。また、17節では穀粒判別器91万1,000円の皆減。18節新規農産物栽培実証事業補助金100万円の皆減。その他につきましては、事業費の確定に伴う減でございます。

5目農業施設費、補正額1,782万円の減。主に、12節農業施設測量設計委託料などの減、14節村単農道整備事業などの減のほか、各節とも事業費確定に伴う減であります。

6目水利施設管理費、補正額25万9,000円の減。

7目国土調査費、補正額237万6,000円の減。主に12節地籍図根三角測量及び多角測量委託料148万5,000円などの減のほか、各節とも事業費確定に伴う減でございます。

8目水田農業構造改革対策費、補正額3万4,000円の減。

9目地域農政特別対策推進活動費、補正額122万6,000円の減。主に、18節天栄村新規就農者支援センター補助金につきましては、研修受入れがなかったため、105万3,000円の減。農地利用効率化等支援交付金8万6,000円については、追加交付を見込み計上するものであります。そのほかにつきましては、事業費の確定に伴う減でございます。

10目開発センター費、補正額121万7,000円の増。開発センター2階のロビーの老朽化した空調機を更新するため、14節空調機等更新工事請負費179万3,000円を計上するものであります。

す。

2 項林業費、1 目林業総務費、補正額297万8,000円の減。主に、12節の緩衝帯管理実証事業委託料のほか、18節天栄村鳥獣被害対策実施隊活動支援事業補助金などの確定に伴う減であります。

2 目林業振興費、補正額98万6,000円の減。主に12節委託料の事業費の確定に伴う減であります。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工総務費、補正額4,000円の減。

2 目商工業振興費、補正額261万円の減。主に、18節東日本大震災対策利子補給事業補助金ほか、てんえい商工祭補助金、地域活性化補助金など、事業費の確定に伴う減であります。

3 目観光費、補正額143万4,000円の減。主に、18節新白河広域観光連盟負担金ほか、天栄村観光協会補助金などの事業費の確定に伴う減であります。

4 目地域開発費、補正額59万円の減。

8 款土木費、1 項土木管理費、1 目土木総務費、補正額28万円の減。事業費の確定に伴う減でございます。

2 項道路橋りょう費、1 目道路維持費、補正額505万1,000円の増。主に、除雪事業に伴う10節の除雪車両等の軽油代100万円、車両修繕費100万円及び15節凍結防止材168万円の増のほか、危険性の高い交差点などの緊急対策を図るため、14節交通安全施設整備工事請負費300万円を計上するものであります。

2 目道路新設改良費、補正額182万2,000円の減。主に、人件費及び12節橋梁詳細点検委託料ほか、事業費の確定に伴う減であります。また、大里地区の三本松橋及び牧之内地区の不動橋に係る橋梁補修工事として、14節橋梁補修工事請負費597万9,000円の増、次のページですが、村道南1号線道路改良工事に係る道路用地購入費として、16節道路用地購入費128万9,000円を計上するものであります。

3 項河川費、1 目河川費、補正額17万円の減。

4 項住宅費、1 目住宅費、補正額185万円の減。12節及び18節は、事業費の確定に伴う減であります。また、定住促進住宅において、経年劣化により故障した給湯器等を修繕するため、10節施設修繕費90万円を計上するものであります。

9 款消防費、1 項消防費、2 目非常備消防費、補正額802万円の減。主に、新型コロナウイルス感染防止のための消防行事の中止や縮小などに伴い、3節の消防団員出動手当等ほか、14節避難所空調設備整備工事請負費など、確定に伴う減であります。

3 目消防施設費、補正額230万7,000円の減。主に、14節消防施設工事請負費ほか、事業費の確定に伴う減であります。また、消火栓更新工事など、工事負担額の確定により、18節水道事業会計負担金78万9,000円を計上するものであります。

4 目水防費、補正額6,000円の減。

10款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費、補正額29万3,000円の減。

2 目事務局費、補正額1,799万7,000円の減。主に人件費の3 節一般職退職手当組合負担金の率の見直しに伴う減のほか、各節ともに事業費の確定に伴う減であります。

2 項小学校費、補正額10万1,000円の減。8 節費用弁償11万3,000円、10節灯油代52万8,000円、電気料57万6,000円、11節電話料1 万2,000円、また牧本小学校特別支援教室の移動に伴い、12節牧本小学校パソコン教室ネット回線移設業務委託料50万円、14節牧本小学校特別支援教室修繕工事請負費25万円を計上するものであります。そのほかにつきましては、事業費の確定に伴う減でございます。

2 目教育振興費、補正額105万4,000円の減。事業費の確定に伴う減であります。

3 項中学校費、1 目学校管理費、補正額47万8,000円の減。8 節旅費9,000円、10節L P G 5 万円、電気料60万円を計上しております。そのほかにつきましては、事業費の確定に伴う減であります。

2 目教育振興費、補正額161万5,000円の減。11節英語検定手数料ほか、事業費の確定に伴う減であります。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園費、補正額143万6,000円の減。主に人件費のほか、事業費の確定に伴う減でございます。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費、補正額173万6,000円の減。7 節放課後子ども教室安全管理員ほか、事業費の確定に伴う減であります。

2 目生涯学習費、補正額136万円の減。新型コロナウイルス感染症対策のため、事業中止を含め、事業費の確定に伴う減であります。

3 目湯本公民館費、補正額52万9,000円の減。事業費の確定による減です。

4 目文化財保護費、補正額8 万6,000円の減。こちらも事業費の確定による減。

6 目生涯学習センター費、補正額5 万4,000円の減。会計年度任用職員の報酬等の不足見込みによる増でございます。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費、補正額158万8,000円の減。事業費の確定に伴う減であります。

2 項湯本保健体育費42万8,000円の減。

3 項学校給食センター費4 万2,000円の減。電気料高騰のため、10節電気料70万円を計上するものであります。そのほかにつきましては、人件費ほか事業費の確定に伴う減であります。

4 目天栄体育施設費、補正額90万円の増。電気料高騰のため、10節電気料57万円の増のほか、天栄村体育館のカーテンレール修繕のため、施設修繕費33万円を計上するものであります。

す。

11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、補正額204万2,000円の減。事業費の確定による減です。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、補正額113万1,000円。事業費の確定による減です。

3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、補正額24万6,000円の減。

12款公債費、1項公債費、1目元金、補正額44万4,000円の増。村債の借入額の確定による増です。

2目利子157万3,000円の減。村債の借入額の確定による減。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額18万4,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 議案審議の途中でございますが、ここで暫時休議いたします。

2時40分まで。

（午後 2時20分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時40分）

---

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 109ページ、防犯カメラ設置工事請負費ですね。防犯カメラ保守業務委託料。これは、今現在、天栄村には防犯カメラは何個付いていて、委託料は何ぼで、この前、大里でも不審火がありましたけれども、消防署と警察署のほうに尋ねてみたら、当然、私、行きましたけれども、防犯カメラが付いていても、暗くて見えなかったらしいですね。そして、その次の日ですが、よく聞いてみたら、その前の日に何か工事をやっていたということで、そうじゃないかと。あくまでも、天栄村で、ここ数年間、8件の不審火がありましたので、防犯灯に何か所付けて、前にも言ったけれども、要所要所に防犯カメラをつけてくれとお願いしましたけれども、今どのぐらい付いて、あと、場所はどこどこどこどこ何か所付いているんだか、説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 2時41分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時44分）

---

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

時間をいただきまして、大変ありがとうございます。

まず、防犯カメラの設置箇所でございますが、公共施設に14か所、道路に10か所でございます。場所でございますが、西小屋地区、幼稚園、天栄保育所、広戸小学校、牧本小学校、湯本小学校、大里小学校の通学路でございます。湯本支所、あと役場、飯豊高林線の新幹線の所でございます。あと、天栄村健康保健センター、天栄村生涯学習センター、大里小学校、あと役場でございます。

あと、主な主要な道路の箇所に付けております。高林に2か所、下松本、南沢ですか。あと、牧之内、田良尾の芝草、あと湯本の下坂本川の周辺でございます。あと白子と下松本、あと大里の天房の24か所でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 前にも質問したんですけども、今、強盗事件が福島県でも3件ほど。それも、真昼堂々と強盗事件がありますよね。そうすると、前にも質問しましたけれども、天栄村の入り口の要所要所に付けるべきじゃないかと、私、そういう質問をした。これから防犯対策に対して、火災保険ばかりじゃなくて、小中学校のそれも、安全は分かります。でも、もし天栄村にそういう強盗事件が入ってきた場合に、その監視、追いかけるような。今の事件なんか、みんな防犯カメラで追いかけて見つけているんですね。それが逮捕のあれになっていますので、天栄村も今後そういうところに、例えば天栄村の入り口、高林は聞きましたけれども、例えば十文字とか、あと長沼道とか、私の言いたいのは、天栄村に入ってくる所、要所要所、そういう所につけるべきだと思うんですけども、そして、今後、金額はどのぐらいかけて、そういう予定はあるのかなのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃられました……

〔「もっと大きい声で」の声あり〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議員さんがおっしゃられました天栄村の入り口といいますか、そういった所の主な道路につきましては、今、設置しているところでございます。



カメラの金額でございますが、その仕様によっても変わっておりますし、リースになるか、買取りになるか、これによっても変わってきますので、今、手元でちょっと承知しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

[「設置の予定はあるのかと聞いたか」「ええ」「設置費は当初予算で取っているのか。取っていないのか。それはない。設置予定はあるのか」「はい」「それを」「後でまた聞きますからいいです」の声あり]

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 今まで、現在かかった金額がありますよね。今まで設置した、その24か所ですか、設置しましたよね。そのときのそれはリースでやっているんですか、それとも買取りでやっているんですか。委託ということはリースなんですか。それともこれは、そういう専門の、何というのか、よくテレビでやっている、柔道の先生がやっている、訓練をやっている、ああいうところに頼むんですか。名前はちょっと忘れちゃったけれども。

[「ALSOK」の声あり]

○8番（熊田喜八君） ああ、そうか。ALSOKとか、そういうところに委託しているんですか。それはリースなんですか、それとも買取りでやっているんですか。

あと、今後、天栄村の要所要所に付ける予定はあるのか。現在の24か所の場合は、これは買取りだったのか、リースだったのか。リースだったら幾ら、買取りだったら幾らなのか。

あと、さっきも言ったように、その天栄村の入り口、要所要所、幾つもありますよね。こっち側だとすると十文字とか高林は付いているんですかね。今度、天栄中学校から入ってくるところ、そこは付いているのかな。あと、八十内の所、長沼の方から来るとか、そういう要所要所、天栄村に入ってくる道路の所に付ける予定はあるのか。

あと、金額は、リースの場合、リースかまだ分からないと言ったけれども、分からないということは買取りでやっているということなんですか。買取りならば幾らなのか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

先ほど天栄村に入ってくる要所要所に付いているのかというご質問でございますが、天栄村の境界に面している道路につきましては、ほぼ設置している状況だと思われま。主要な道路には設置しておりますので、小さい農道とか、そういった部分については付けてはおりませんが、主要な道路には付けているところでございます。

リースか買取りかということでございますが、リースの部分と買取りの部分がございまして、ちょっと今、手元に資料がございませんでしたので、その部分についてはお時間をいた

できればと思います。

今後の予定はあるかということでございますが、こういった危険性や防犯対策、今後、必要な箇所につきましては、防犯協会並びに警察署の方と情報を共有しながら検討して参りたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） よく分からないな。私の言っているのは、要所要所に付いていますかと言ったら、今、付いていますと言ったよね、要所要所に。天栄村の入るところに付いていますと言ったよね。だけれども、十文字のところには付いているんですか。あと、八十内のところにも付いているんですか。あと、湯本の入り口のところにも全部付いているんですか。すると、要所要所に付いているということですよ。間違いないですね。そうすると、天栄村は、結局、村外からそういう、何か強盗団か、そういうのが来た場合には、それは全部把握できるということで、それは間違いないですか。

もし、例えば、そういうよその場合に事件が起きたときには、その防犯カメラでみんな察知できて、あと、それに対して、そのところには、この前の大里の夜中の3時頃、火事になったときには、防犯カメラでは見えなかったらしいですよ、消防署と警察署のほうに、私、確認したら。たまたま、私、消防議員をやっているんで、当時も行きましたけれども、次の日に確認しましたらば、カメラでは暗くて見えなかったと。カメラでは暗くて、村長にそういう報告があったはずですよ。消防署のほうから村長のほうにもそういうふうに連絡しましたと。

でも、防犯灯を付けておいても、そして防犯カメラを付けておいても、暗くて分からないということがあるんですよ。そうすると、それは赤外線でも暗くても分かるようなカメラなのか。この前の大里の火事みたく、暗くて防犯灯では確認できなかったというんだけれども、その辺はどちらなんですか。ちゃんと防犯灯で見えないというような、赤外線とか、そういうふうに、普通、都会の場合はほとんど、結局、明るい所だから大丈夫ですけども、村の場合は、防犯カメラを付けても暗くて見えないという場所が、この前、たまたま大里であったので、そのような対応はどうなっているのか、そこを答弁をお願いします。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

今ほど赤外線があるかどうかということでのご質問かと思いますが、今現在付いています防犯カメラにつきましては、赤外線での撮影はしておりません。あくまでも通常の撮影というふうな形で、ただ精度的にはできるだけいいものを使ってはおるんですが、やはり暗い場所ではなかなか困難な部分もございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これはとにかく、防犯カメラを付けていても、この前の大里みたく、暗くて全然そのところの場所が分からなかったというのでは困りますので、それはちゃんと暗くても分かるような赤外線防犯カメラを付けてもらわなくちゃ困ると思います。

あともう1点、132ページですか。結局、今の道の駅に防犯カメラを付けるということになっていますよね。この防犯カメラの場合は何か所付けるのかね、ここ。駐車場が多いので、何か所付けるのか。

そして——ちょっと待ってください。そして、そこは赤外線の対応なのか、それもお聞きします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

新しい道の駅につけるカメラにつきましては、店内3か所、それからバックヤード1か所、それからトイレ側に2か所、駐車場に向いているものが1か所になりますかね。あと入り口で1か所ということで、合計8台を付けるようになっております。

こちらのカメラは赤外線パレットカメラということで、ある程度の暗視には耐えられるようなカメラになってございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） じゃ、村長さんに伺いますけれども、今後、天栄村がもし強盗、それも真昼堂々とですから、今来ているのは。それもみんな、何かテレビの内容を見ると、もう一時、スマートフォンで集めてやっていると、そういうふうな感じで。そしてやっている人らは何か犯罪意識が分からないみたいですね。たたきとって、それが強盗殺人だとか、そういうのも分からないみたいですね。だから、とにかく天栄村は安心して、皆さんが、お年寄りの方が多いので、独り暮らしも多いので、独り暮らしでお金持ちなんかが狙われているみたいなんですけれども、とにかく天栄村にはもうそういう、火事、防災ばかりじゃなくて、とにかく村外からのそういう災害が天栄村に来た場合には絶対大丈夫だというふうにしてもらいたいんですけども、あと予算のほうも、今、私も言うのを忘れちゃったけれども、向こうから来る、羽鳥に来る、向こうの白河から来る道路、あの辺はどうなっているんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

羽鳥の直売、場所的には……。大里か。

〔「違う。今、羽鳥だよ。白河」「そうですね」「白河から来る道」  
「羽鳥」の声あり〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 羽鳥の直売所の周辺に付いております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の言うのは、羽鳥の直売所とか小学校とか建物、それは分かります。ただ、天栄村に入ってくる、村外から入ってくる車の監視をちゃんとできるようになってますかと、そういう意味で聞いているんですよ。カメラが付いているのは分かるけれども、その地域じゃなくて、村外から天栄村に入ってきたときに対応できるのが付いていますかということですよ。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

先ほど道の駅周辺ということでお話ししましたが、道路に向かって撮影している防犯カメラですね。進入といいますか、天栄村に入ってきた方については確認が取れると思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、前に質問して、その天栄村の要所要所に、結局、村外から来たときに、天栄村に何か災害があったときにはすぐ分かるようにしてくれるようにと前にお願ひしたことは、ほとんどもう完成しているということで理解してよろしいですか、村長。もう全部対応しているということでよろしいですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

防犯カメラの設置については、市町村境、村に入ってくる要所要所の道路には設置は終わっております。ただ、その他にも、細い道路であるとか、そういったところもあります。今後については、この辺がちょっと薄いんじゃないのかと思えるような箇所についてはまた設置する考えでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） こういう今とんでもないような事件が毎日のように起きていますので、とにかくもう天栄村にはそういうものは安心していられると。私達天栄村の住民が、そういう防犯カメラがついて、そして必ず、簡単に言うと、天栄村はそういうふうにもう防犯カメラが全部、村外からそういう、私から言わせると、考えもつかないような事件が起きていますけれども、こういうことが実際に福島県でも3件起きていますので、とにかくもう安心して暮らせるような体制を取ってもらいたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はございませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 133ページの新規農産物栽培実証事業補助金、100万、不用額が出ておりますが、これは何をやろうとしたんだか、その辺の内容を教えてくださいと思います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

新規作物の栽培実証ということで、こちらについてはマカの栽培をやっているところがございます。それで、今年度については、2軒の農家さんがマカに係るかん水の設備を予定しておったんですが、こちらのほうをやらなくなったために、今回、減額させていただいたところがございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） マカの栽培については前にも聞いていて、前、2軒、和田さんと斑目さんがやっているようですが、そのほかにもやっているんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

昨年からもう1軒の農家さんが増えられて、3軒。石井透公さんがやっておられます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 3軒やっているようですが、その実績はどうなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

一番長い方で、今年、4年目になります。もう1人の方が3年目で、もう1人の方が2年目というようなことでございます。

また、1年目の時には、なかなか、その定植時期に台風が来たりして、また天候的なものも不安な部分があって、また栽培も、うちの村でも初めてということで、あまり満足のいく成果はできなかったというのが実状です。

2年目については、技術的にも向上していったのと、また、もう1人の方の農家については、ちょっと数字でお示しできないんですが、結構いいものができたというようなことでございます。

また、3年目につきましては、ちょっと原因がまだ分からないんですが、連作障害みたい

なものが若干起こって、根こぶ病みたいなものが若干出てきたということもあったんですが、ただ、今申し上げた3人目の石井さんについてはやっぱりうまくできたんですね。

今年、4年目になります。今年もいろいろとトラブルというか、いろんなことがありつつも、やっぱり無農薬でやっているものですから、アブラムシの害とか、そんなことがあったり、またいぶかん水が重要な部分もありますが、今年に関しては、これから収穫ということですが、おおむね良好だというようなことで伺っております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） この栽培については、誰か指導員というのはいらっしゃいますか。指導されている方がいらっしゃるんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

もともとこのマカの導入に関しては、食文化という団体のほうから紹介されてということで、もともと喜多方のほうでマカというのを作られております。その作っているプレモさんという会社さんから定期的に指導というような形で来ていただいて、また、あと農協さんでも一緒に入っていただいて有機の資材とかの打合せをしていただいたり、また、うちの集落営農指導員の吉田のほうで定期的に回って観察をさせていただきながら、いろいろ病害虫については駆除のアドバイスをさせていただいているというようなところでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 確かにこれは村長の肝煎りでやった事業なんだろうけれども、何が当たるか、これは分からないから、いろいろやってみないとこれは分からないわけで、やる必要はあるとは思いますが、やっぱり金をかけて思い切った事業をやるからには、やっぱり生産していく中ではプロジェクトみたいのをつくる。例えば、生産者に本気になって作る人を探すということが一番大事だと思うんですよ。それと、それを指導する指導員、病気に対してのどういった指導をするか。そういったことで自己研鑽しながらいい物を作っていくということが大事ですね。

それと、売ることに限っては、当然、農協じゃなくて、これは役場が主体でやっているわけですから、役場は責任を持ってそれを販売してくれなきゃならないかなとは考えています。やっぱりそういった連携をきちんとやらないで事業に取りかかっていると、必ずうまくいかないというのが今までの現実でございます。農協あたりでも、仕事をやる時には、やはりまず組合員にやってもらおうと。自分で儲けてもらおうんだと。損してもいいから、役場で補助を出すからやってくれというような話では駄目だと思うんですよ。ですから、今の体制、一応、指導員も吉田君がいるというような話であるけれども、あれだってもう1週間に3回く

らいしか来ない。専任の指導員でもないようです。今までの経験から、今後うまくやっていくということについては大事ですから、やっぱり3人がしっかり収益を上げるようになれば、他の人たちがついていくようになりますから、そういったことですからしっかりやっていただきたいと思います。

ただ、今ちょっと話を聞くと、この100万はかん水のために取った100万だっていうんだけど、今までくれた、100万ずつ補助金をくれたわけですよ。そのほかにこの100万くれる、かん水のために補助をくれる考えだったんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

マカについては、まずハウス栽培というのが必須条件でございましたので、まず、新規実証の事業の補助金として、お三方については、ハウスの被覆の資材、そういったものを5分の4ですか、交付させていただきました。

今年については、先ほど申しましたが、非常に水やりが大事なところということで、水道とかが近くにあればいいんですけども、なかなかない場合についてはちょっとかん水施設を入れたいという話があったので、一応予算としては計上させていただいたんですが、実際にはかん水施設は使わなくなったというようなことで、そこについては落とさせていただいたということでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 課長、この話、今初めて言うんだよね。100万だけで我々は済んだと思っているんですが、100万くれた他に、またこれが補助で、いろいろな補助金を出しているとは考えてもいなかったです。

そして、儲かっていると言うんだけど、やはりその実績を、実証栽培をやっているわけですから、個別のやっぱり成績を、こういうことだということを議会に報告しなきゃ駄目でしょう。前から言っていることですよ。やっぱりきちんとしたものを、これだけの実績を上げて、これだけの事業をやると、やはり自分でこれだけのお金を自己資金で賄い、足りないところを村で出してくれというのなら分かるけれども、いつも最後になって我々が思っていることと違う方向に進んでいるんですよ。ここで100万も、3人のために100万も取ってくれて、かん水のために1人30万以上の金をまたくれるという、全然、我々、分かっていないですよ、こんなの。やっぱりきちんと補助事業については今後も厳しく聞いていきますから、その結果についても厳しく聞いていきますから、課長、覚悟しておいてください。今回はこれは返されたからいいですけども、まず、村長にも聞きたいですが、私の言っていることは間違っているんですか。村長の考えと私の考えは違うんですか、ちょっとお尋ねします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。このマカの事業が始まったのは、全量買取りをするということだったものですから、出口の部分はもうできていると。あとは生産をどう上げていくかということだったものですから、そんなことで進めてきました。今後は、今、議員ご指摘のとおり、そういうことがないように。

ただ、初めてやるものですので、そこはある程度、村も支援をしないとなかなかできていかない。当初は、結構順調に育つというようなことで、栃木県、群馬県、栃木でも市が本気になってやはりやったところがあるんですけども、なかなか広がっていかないというのは、今ほど課長が答弁で申し上げたとおり、やっぱり連作とか、そういった障害。それも、なかなか私らも分からなかったのは事実なんですよね。そういったところもクリアしながら、生産者がちゃんと利益が上がるような形で、村のこの予算もしっかり明確に使っていただけるような体制づくりをしながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ですから、村長も簡単にできると思って始まったんだろうと思うんですが、実証栽培をやるということは、やっぱり本当にみんな、もう生産者を集めて、指導員も来て、他のところも行って、病気はどうなんですか、そういう細かいところまでお互いに聞いて、生産者にこれでやってくださいよと普通はやるんですよ。役場がお金を出しますからやってください、これでまた駄目だったから、またお金の補助金を出しますよというようなやり方では絶対駄目ですよ。

全量買上げ、当然でしょう。村が率先してそのやつを売って、農協が取っているわけじゃないんだもの。村で売ってあげなきゃならないでしょう、当然ながら、それは。自分たちで売ると言ったら無理でしょう。それは当たり前の話ですよ、村が売ってくれなけりゃ困るというのは。それだって、いつまでも村でそこに関わっている自体がおかしいんですよ。もう3年、4年になってきて、もう5年、6年になってきたら、うまくいっているようだったら、もう自分らで売るところを考えないで、作れば、じゃ、村でみんながやってくれるのか。駄目なら、駄目だとまた補助金をもらおうと、こんなやり方でうまくいくわけないでしょう。どうですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

このマカ自体は、村が売っているわけじゃないです。日本マカ協会、そこで全量買取りす



るので、こういったものを作りませんかというご提案をいただいたものですから、こういうものであれば、もう出口ができていうようなところで、入り口の部分、この生産の部分、そこをしっかりとやっていけるし、それを生産した方々の所得が上がってくると。始まる前にも先進地を視察したり、そういったところのやり取りはしてきました。やり取りはしてきたんですけれども、土壌の調査をしたり何かをやってきて、やっぱりその土壌のところとは違うところが出てきたんだと思うんです。だから、そういうことが今後はないようにしっかりとやっていきますし、生産者も、もう売れるところ、生産したものは全量買い取りますよと言われていきますので、いかにその生産高を、品質のいいものを上げていくか、そこが課題でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） だから、それはいいんですよ。あとは自己努力でしよう、生産者が自分で頑張らなきゃ駄目でしょう、それを言いたいんですよ。駄目なら村で補助金を出しますよでは。苦しいときもあるんだよということを生産者が身をもって覚えて、そしてそれをみんなでやりながら、それでも収益が上がるんだからといたら増えてくるけれども、どんどんやれと言ったって、生産が落ちるたびに村で補助しますよ、それじゃ、こんな事業でやって補助をくれるからかん水施設を作りなさい、農薬を使わないからまた何かの機械を使いなさい、そんなやり方は駄目だと。もう100万をくれて始まったんだから、それであとは生産者が自助努力で頑張るといふふうに持っていかないで、こんなに補助金を本当にもう次から次へと出すような。

我々、分からなかったですよ、これが今ここに出てこなきゃ。また誰か1件増えるのかなと思っていた。そうしたら、そうじゃない話。その補助じゃなかったんでしょ、これは。また1件増える補助金かと思ったら、それではなさそうだから、しっかりと、ここはもう1回、生産者とも話して、やっぱり自助努力というのが一番大事ですよ。補助金は自助努力を助けるがためにくれるものでしょう。そうじゃないんですか。どうなんですか、補助金のその扱いというのは。村長、どう考えていますか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今ほど議員おっしゃったように、やっぱり自助努力があつて補助があると私も認識しておりますし、生産者もそのように取り組んでいただいておりますので、今後もきちんとやっぱり精査しながら進めてまいります。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） やはり補助金は自助努力のためにあるということを再認識して、頑張

っていただきたい。課長達もそういったことですからね。これから出てくると思うんですが、毎年やっぱりその事業の内容を見ながら補助金を出すと。今までずっと同じく出ていたから、同じ補助金を上げてくると、予算へ上げてくるということはやめてください。本当にこれは内容をよく精査してもらいたいと思います。

それで、138ページに地域活性化事業補助金、これも71万、不用額が出ております。これは今まで地域活性化補助金は20万じゃなかったんですか。これは上がっているみたいなんですけれども、幾らくれて、これだけ残ったのか。その残った不用なお金が出たということは、どうしてそのような不用額が出たか、その理由をお尋ねします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、地域活性化事業補助金につきましては、当初の予算では120万というようなことでもございました。実際に商工会の事業として、地域の商工業者の懇親と、また地域の例えばそこに地域物産を買っていただいて商品を出すというようなことで、ゴルフコンペの開催について、村内のゴルフ場でということで、そちらに20万使っております。

その他に、秋に清酒で乾杯というようなことで行う予定であったんですが、こちらを中止してしまったというようなことで、ここにかかった部分の準備の費用、印刷代であるとか広告代であるとか、そういったものを28万ほど使わせていただいて、結果的に120万のうちの48万7,000円を使ったので、残りの部分の71万1,000円については減額させていただいたというようなことでもございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 当初120万というのは、100万は清酒で乾杯、20万はそのゴルフコンペをやっているというような宴会費とかと。清酒に乾杯については、そのお金はどこに戻したのかなと思っていたんですが、ここに戻っているということで、それは了解しますが、今まで、この前、調べて出していただいた中に、この20万も過去7年間くれているんですね。それが、これは村内の事業者の交流を図るためと。村内のこの事業者というのは誰なのか、これは。どういった方々がゴルフコンペをやって、そして景品代とか飲食費に使っている。こんな補助金、聞いたことないですよ。ここはもう少し詳しく皆さんに説明してください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今ほどの件ですが、今年に関しては39名の方。ちょっと今、名簿は持っていないんですけ

れども、39名の方が参加して行われているということで、主に参加者については、村の商工会の事業者、それからハイテク大山工業団地に入っている企業さんであるとか、そういった方の新たな商工会への加入の勧誘とか、そういったものも兼ねて、そういった方もお誘いしているというふうには伺っております。もちろんこの方たちからはお金もいただいておりますし、また村の補助金で20万というような形と、あと商工会自体でも助成金というようなことで出していただいております。

今ほど申し上げましたように、村内のゴルフ場を使わせていただいて、その中で景品のほうを——失礼しました。今年に関しては、ごめんなさい、2回開催しています。7月26日と10月13日というようなことで、7月26が39名、10月が38名というようなことで、それぞれに地元の道の駅の羽鳥湖高原だったり、てんえい商品券であったりというようなことで、村内にお金を落としていただくというようなことと、確かに、おっしゃられるように、表彰式のジュース代というようなことで、これが名目的には懇親会となっておりますが、ジュース代ということで、こちらを2,000円掛ける10個ということで出しております。また、その必要な事務費というようなことで使っております。確かに飲食費ということで2万円分の計上はあるんですが、こちらについては、商工会からの助成と、それから当然、参加の方のお金も入っているということで、ここには村の補助金は含まれていないというようなことでご理解いただければと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 村の補助金が入っていないというけれども、これは宴会費に使っているということを最初に言ったんだけど、どっちなんですか。この事業というのは何なんですか、この活性化事業というのは。懇親会をするための、ゴルフをやるための事業なんですか、これは。今まで何をやったんですか。だって、もうちゃんと、今のことを言っているんじゃない。これは7年も続いているんだよ、これはもう。7年、8年もか。それをこんなゴルフのコンペの経費の一部に使われているという、こんなのあり得るんですか、企業の懇親会に補助金を出すなんて。こんなこと、いまだかつて聞いたこともないです。こんな自治体、どこかにありますか、こんなこと。村長、あなたになってからこれが出てきたと思うんですが、あなたはどんなあれでこういうものをつくったんですか。あなたの前にはなかったでしょう、こんなこと。どういうわけなんですか、これは。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

この事業については、天栄村に進出している企業さん、また進出予定している企業さんなど、この天栄村のことをいろいろ知っていただきたいというのと、あと、新たに来た工

場長さんとか、天栄村に来て、人のつながりとか、いろいろ分からないというようなことがあって、商工会に加盟していただく、そのきっかけづくりのために、こういう予算を使いながら、ゴルフコンペ、ゴルフを通じてその天栄村の特産品を景品としたり、そういった事務経費等々に使ったり、あとは商工会に加入の促進等、そういったところに使いたいんだというお話をいただいて、今後、地域の活性化、そしてこの商工業の活性化につながるものであればというようなことで進めてきたものでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それは交流も大事でしょうが、そんなことは違うでしょう、やっぱり。交流は交流会として実費でやるのが筋でしょう、だって。そして何か違うことでやるのならいいと思うんですが、商工会に事務費までくれているんだから。こんな商工会の仕事、何で村がこんなに。大体、その使い道が悪いです。出して、そして今まで地域活性化というから、何の事業でも、まあ、いいことをやっているんでしょうと思ったら、こんな飲み食いの商品代なんて、ゴルフの商品だなんて、とんでもない話ですよ。こんなものを許せると思うんですか、村長。こんなこと、外に出たら大変なことですよ、これは。村長は思わないんですか。どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

個人の飲み食いには使っていないはずなんです。村の特産品とかをその景品に使って、そのPRに使っていく。そしてまた、新たにきた企業さんとの交流を図るということでの予算なものですから、そういう使い方を私はしていると思っていますし、そういう使い方でも進めたいというお話をずっとこれまでもしてきました。

今後は、その内容、今、議員からご指摘があったようなことはないとは思いますが、精査してまいります。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 正月なり何なりに集まって、ちょっと何らかで出すというんだったら、村長の交際費から出すのなら別に問題はないですよ。これをこんな事業として、事業じゃないですよ、こんなもの。宴会費は。宴会費の事業なんてありますか。これはおかしいですよ。これが村長がいいと言うのなら、おかしいですよ、これは。だから、もう7年か8年もやっていて、だったらみんな出してもらえますか、素直に認めないんだったら。今まで何に使ったか、この金の明細を全部出してもらわなきゃならないですよ、補助金なんだから。何に使って、これに対して幾ら補助したということを出すんでしょう。それで補助金というのはいくら出ているんでしょう。それを全部出してもらえますか、今までの。これが正当だとか認めら

れないですよ、これは。

ちょっと議長、暫時休議してくれないか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 3時34分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時10分）

---

○議長（服部 晃君） 村長からの発言がございますので、添田村長。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今後は、こういう事業についてはこういうことがないようにしっかり対応してまいりますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 村長のご説明については了解しましたが、副村長にちょっと、副村長にも話があります。副村長、あなた、こういうことを、あなたは事務のプロなんだから、やはりよく見て気をつけなきゃならないと思うんですよ。ましてや、この事業、あなたのときじゃないのか、これを出してきたのは、あなたがやっていて、これを次の課長につないでいるわけだ。あなたは自分で、あなたの責任もあるんじゃないのか。あなたもこれはやってきた課長の一人でしょう。そして今は、今度、副村長という立場でしっかりとこの事業を監督していかなきゃならない立場にある人間じゃないんですか。どう考えているんですか。お答え願います。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えいたします。

私も、平成28年、29年、30年と担当課長として、このような地域活性化事業につきましてはこのような内容で執行を認めてまいりました。今後につきましては、村長と同様に、予算編成の段階、また事業の執行、それから事業の計画が出された段階においてでも、やはりこれはまずいなというようなものに関しては予算を計上させないですとか、予算の執行自体も止めるというような対応をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 分かりました。了解します。しっかりと村の運営に頑張ってくださいと思います。

では次に――やるのはいいですか。

○議長（服部 晃君） どうぞ。

○6番（揚妻一男君） やっていいの。

じゃ、次にちょっと移らせていただきたいんですが、何せこの補助事業についてはもう問題が多いと思いますが、まず、139ページ、天栄村観光協会への補助金も、これは50万不要になっていましたが、これはどういうことなんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

以前の議会の中で議員から指摘を受けまして、観光協会の事業ということで運営費補助というようなことでいただいているんですが、繰越額が大分多いと。そういったときにはやっぱりその予算のほうを使わないものについては返せばいいんじゃないかということで、もうそのときには既に決算が終わってしまいましたので、今回、そちらのほうも、今、使うものは使うというようなことで決算の見込みを出しまして、概ね50万程度はお返しすれば健全な運営状況になるというようなこともありまして、今回、50万減額させていただいた次第でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 余ったからだの、決算が終わったからじゃなくて、返すべきものは返さなきゃならないですよ。事業をやらなくて補助金をもらっていたということ自体がおかしいんですよ。事業をやって50万使ったから、50万だけは返しますというのなら分かりますけれども、こういう解釈ではないと思うんですよ。一旦返していただきたいと思うんですが、そういう補助事業というのは、あなたらでどういうふうに捉えているのか、物事を。

補助事業というのは、事業をやって、こういう事業をやりますから補助金をください。そしてもらいましょう。そして事業をやらなかったらいけないというのが当たり前でしょう。事業をやったのなら、その事業のこれには何に幾ら使ったかという明細書を添付して、これだけ使いましたから100万の補助金をくださいというのが本当でしょう。何の事業をやっているんだか分からないし、皆さん、分かっているんですか、これは何に使うためにくれているんだか。全然、その補助事業の内容について、いつも説明ないですよ、今まで。何々事業という、こういう目の事業で、節の部分のあれがないんですよ。だからこういうことが何年も分からないでいるような状態になるんですよ。決算だから50万だというんですが、とにかく返ったことは了解しますが、今度の予算の中で十分に検討させてもらいますから、これは

これで止めておきます。決算じゃなくて、今度の予算の中で審議させていただきますので、やめておきます。

それと、清酒で乾杯は分かった。観光協会も分かった。あと、整粒の選別機が不要になったと思うんですが、これはどこに入っているんですかね。どこにあるんだい。ちょっと教えてください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

そちらは、132ページの備品購入費の中の穀粒判別器ということで、91万1,000円、全額、今回、減ということにさせていただいております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 分かりました。

以上で了解します。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎延会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

日程の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明日は午前10時から開催いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 4時20分）



3 月 定 例 村 議 会

( 第 4 号 )

## 令和5年3月天栄村議会定例会

### 議事日程（第4号）

令和5年3月10日（金曜日）午前10時開議

- |       |        |                                  |
|-------|--------|----------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第25号 | 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について       |
| 日程第 2 | 議案第26号 | 令和4年度牧本財産区特別会計補正予算について           |
| 日程第 3 | 議案第27号 | 令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について   |
| 日程第 4 | 議案第28号 | 令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について |
| 日程第 5 | 議案第29号 | 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について     |
| 日程第 6 | 議案第30号 | 令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について       |
| 日程第 7 | 議案第31号 | 令和4年度天栄村介護保険特別会計補正予算について         |
| 日程第 8 | 議案第32号 | 令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について      |
| 日程第 9 | 議案第33号 | 令和4年度天栄村水道事業会計補正予算について           |
| 日程第10 | 議案第34号 | 令和5年度天栄村一般会計予算について               |
| 日程第11 | 議案第35号 | 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計予算について         |
| 日程第12 | 議案第36号 | 令和5年度牧本財産区特別会計予算について             |
| 日程第13 | 議案第37号 | 令和5年度大里財産区特別会計予算について             |
| 日程第14 | 議案第38号 | 令和5年度湯本財産区特別会計予算について             |
| 日程第15 | 議案第39号 | 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について     |
| 日程第16 | 議案第40号 | 令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について   |
| 日程第17 | 議案第41号 | 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について       |
| 日程第18 | 議案第42号 | 令和5年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について         |
| 日程第19 | 議案第43号 | 令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について         |
| 日程第20 | 議案第44号 | 令和5年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について       |
| 日程第21 | 議案第45号 | 令和5年度天栄村介護保険特別会計予算について           |
| 日程第22 | 議案第46号 | 令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について        |
| 日程第23 | 議案第47号 | 令和5年度天栄村水道事業会計予算について             |

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克 彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
教 育 長	久 保	直 紀 君	参 事 兼 総務課長	内 山	晴 路 君
参 事 兼 企画政策 課長兼会 計管理者	熊 田	典 子 君	税 務 課 長	塚 目	弘 昭 君
参 事 兼 住民福祉 課 長	小 山	富 美 夫 君	産 業 課 長	黒 澤	伸 一 君
建 設 課 長	櫻 井	幸 治 君	湯 本 支 所 長	星	裕 治 君
教 育 課 長	関 根	文 則 君			

---

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事務局 長	北 畠	さつき	書 記	石 井	大 輔
書 記	森	歩			

---

### ◎開議の宣告

○議長（服部 晃君） おはようございます。

ただいまより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

---

### ◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第4号をもって進めます。

---

### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第1、議案第25号 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

[参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） おはようございます。

159ページをお願いいたします。

議案第25号 令和4年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,034万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,627万1,000円とし、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ267万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,614万6,000円とする。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

164ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

まず、事業勘定、1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康

保険税、補正額147万円の減。こちらは1節から3節までの現年課税分の減によるものでございます。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、補正額1,389万4,000円の減。まず、1節の普通交付金におきましては、保険給付費の支出見込額の減に伴う交付金の減によるものでございます。また、2節の調整交付金におきましては、それぞれの額の確定の増減により25万6,000円の増でございます。

2目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、補正額12万9,000円の減。補助金の額の確定によるものでございます。

続きまして、6款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額514万4,000円の増。こちらはまず1節の一般会計繰入金につきましては、主に出産育児一時金の減によるものでございます。また、2節の保険基盤安定繰入金の増につきましては、額の確定による増でございます。

続きまして、歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額36万3,000円の減。こちらは委託料におきまして、電算委託料の額の確定によるものが主なものでございます。

続きまして、2項徴税费、1目賦課徴収費、補正額1万4,000円の減。こちらにつきましては、旅費において不要になったため減額としたものでございます。

続きまして、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、補正額757万4,000円の減。2目退職被保険者等療養給付費、補正額9万円の減。3目一般被保険者療養費、補正額36万円の減。4目退職被保険者等療養費、補正額2万円の減。1目から4目につきましては、いずれも給付費の見込額の減によるものでございます。

続きまして、5目審査支払手数料、補正額16万円の減。こちらは医療機関等の請求を審査していただくための手数料でございますが、手数料の支払いの見込額の減によるものでございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、補正額836万円の減。こちらも給付見込額が少ないため減額としたものでございます。

2目退職被保険者等高額療養費、補正額29万円の減。こちらも給付見込みが少ないため減額としたものでございます。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、補正額6万6,000円の減。こちらにつきましても給付額の見込みが少ないため減額としたものでございます。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、補正額168万円の減。こちらは国保被保険者が出産した場合に支給される一時金でございますが、本年度は1名出産予定のため、残額を減額としたものでございます。

5項葬祭諸費、1目葬祭費、補正額10万円の減。こちらも国保被保険者の葬祭費ですが、見込額の減でございます。

続きまして、5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、補正額275万円の減。こちらは人件費の減と健診のための各種消耗品、また保健指導の委託料につきまして事業の確定により不用額を減額としたものでございます。

続きまして、2項保健事業費、1目保健衛生普及費、補正額4万円の減。こちらは11節役務費の郵便料の不用減によるものでございます。

続きまして、2目疾病予防費、補正額222万2,000円の減。こちらは国保被保険者の人間ドックに要する経費でございますが、受診予定者数の減少見込みのため、委託料も減額としたものでございます。

8款諸支出金、3項繰入金、1目一般会計繰入金、補正額4万1,000円の増。こちらは歳入の繰入金の中の収納率向上特別対策事業分が増額となったため、その分を増額して繰り出すものでございます。

続きまして、2目診療施設勘定繰入金、補正額63万3,000円の増。こちらは歳入の特別交付金の特別調整交付金分の中に僻地診療所運営費分がございますが、その分が63万3,000円ほど増額となったため、その分を増額して繰り出すものでございます。

続きまして、9款予備費、1項予備費、1目予備費1,306万6,000円の増。

次のページをお願いいたします。

続きまして、診療施設勘定でございます。

まず、歳入、1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、補正額49万円の減。3目後期高齢者診療報酬収入、補正額150万円の減。1目と3目につきましては、いずれも診療所における外来診療収入でございますが、それぞれ減収となる見込みのため減額の補正予算を計上したものでございます。

2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、補正額13万5,000円の減。こちらも見込額の減によるものでございます。

続きまして、2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、補正額9万6,000円の減。こちらは診断書等の文書を発行した際の手数料になりますが、見込額減のため減額としたものでございます。

続きまして、4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額452万5,000円の増。こちらは主に新型コロナウイルスワクチン接種の際の診療所分の接種費を一般会計から繰り入れるものでございます。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、補正額63万3,000円の増。こちらは先ほどご説明しました特別調整交付金の僻地診療所運営費分の増額分でございます。

3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、補正額5万1,000円の減。こちらは介護保険での認定調査を診療所に委託しておりましたが、その調査実績がなかったため減額としたものでございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、20万8,000円の減。こちらにつきましては医薬品、容器代等の見込額の減によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額200万4,000円の減。減額につきましては、人件費の減及び代診医師への依頼がなかったための謝礼等の減が主な要因でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

2項研究研修費、1目研究研修費、補正額23万9,000円の減。こちらにつきましては医師の研修がなかったため減額としたものでございます。

続きまして、2款医業費、1項医業費、1目医療用機械器具費、補正額40万1,000円の減。こちらは診療所内の医療器具に要する経費でございますが、修繕等がなかったため減額を計上したものでございます。

3目医薬品衛生材料費、補正額201万1,000円の減。こちらは患者さんに提供する薬剤等を購入する経費でございますが、購入見込額の減によるものでございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額733万3,000円の増でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第2、議案第26号 令和4年度牧本財産区特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第26号 令和4年度牧本財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和4年度牧本財産区特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100万8,000円とする。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

178ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、6款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額9万6,000円の増。こちらにつきましては、涌井地区の送電線下の接近樹木伐採補償料の部分でございます。

続きまして、歳出、1款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費、補正額20万円の減でございます。支障木除去委託料が見込みより少なかったためでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、29万6,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。



本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第3、議案第27号 令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 議案第27号 令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額4,575万4,000円のうちで歳出を補正する。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

181ページをお開きください。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額12万4,000円の増。8節から12節までは事業確定による減でございます。その中で12節地質調査委託料600万円の減、こちらにつきましては進出企業の工場建築に係る地質調査の要望が今年度はなかったことにより実施しなかったものでございます。27節繰出金につきましては、694万2,000円を一般会計に繰り出すものです。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額12万4,000円の減。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第28号 令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第28号 令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額1,307万5,000円のうちで歳出を補正する。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

184ページをお願いいたします。

歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額15万5,000円の減。10節需用費につきましては、電気料の価格高騰に伴い不足する見込みのため増額するものの、11節役務費、12節委託料につきましては、請差や見込みにより減額といたしますが、12節委託料では、下水道管路の一部に油脂等による詰まりがあるため管路清掃委託料として16万5,000円を計上しております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額15万5,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第29号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第29号 令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,797万1,000円とする。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213号第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

187ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

2款事業費、1項農業集落排水事業費、事業名、維持管理適正化計画策定業務、金額2,155万円。維持管理適正化計画の策定業務委託を翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、第3表、地方債補正でございます。

今回の変更につきましては、借入額の確定に伴う限度額と利率を変更するものでございます。

初めに、限度額の変更につきましては、2、地方公営企業災害復旧事業債を3,000万円から2,980万円に変更するものでございます。

次に、利率についてでございますが、今年度において利率が上昇傾向にあることから、年1.0%以内から年2.0%以内に変更するものでございます。

なお、起債の方法、償還の方法につきましては、変更はございません。

次に、歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額69万円の増。板屋屋敷地区排水路改修工事に伴い、下水道管の移設が必要なことから増額するものでございます。

8款村債、1項村債、1目事業債、補正額20万円の減。地方公営企業災害復旧事業債の借入額の確定によるものでございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額147万4,000円の減。12節委託料におきまして、各種委託料の請差により減額いたしますが、板屋屋敷地区排水路改修工事に伴い、下水道管の移設が必要なことから、14節工事請負費54万7,000円、12節管路清掃委託料14万3,000円を計上しております。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額196万4,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第30号 令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第30号 令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,315万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,192万3,000円とする。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

193ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

今回の変更につきましては、借入利率が今年度において上昇傾向にあることから、年1.0%以内から年2.0%以内に変更するものでございます。

なお、限度額、起債の方法、償還の方法につきましては、変更はございません。

次に、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、補正額5万8,000円の減。消火栓交換工事の確定により減額するものでございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、補正額32万円の減。現年度水道使用量の見込みによる減でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額1,100万円の減。県事業の国道118号道路橋りょう整備工事に伴う水道管添架工事等が未発注となることから減額するものでございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額2,178万円の減。物件等移転補償費におきましても、4款と同じく未発注工事による減でございます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、補正額37万8,000円の減。12節委託料、14節工事請負費における事業確定による減でございます。

2款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費、補正額3,278万円の減。こちらにおきましても県事業の国道118号道路橋りょう整備工事に伴う水道管添架工事等が未発注となることから、それぞれを減額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第7、議案第31号 令和4年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 議案第31号 令和4年度天栄村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村介護保険特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,080万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,267万1,000円とする。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

199ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、補正額2万3,000円の増。こちらは3節の滞納繰越分の保険料徴収分が増額となるため、歳入を増とするものでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、2目督促手数料、補正額1万円の減。こちらは滞納者から徴収する督促手数料でございますが、徴収手数料の減となる見込みのため減額とするものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額50万円の減。こちらにも各給付額が減額となる見込みのため、国の負担金も減額とするものでございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金、補正額190万2,000円の減。こちらは後期高齢者の割合や1号被保険者の所得に応じて交付される交付金でございますが、交付額の確定による減額でございます。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額2万9,000円の減。こちらにつきましても交付見込額が減額となったため減額の計上をしたものでございます。

続きまして、4目保険者機能強化推進交付金、補正額5万1,000円の減。こちらにつきましても交付見込額が減となったため減額としたものでございます。

5目保険者努力支援交付金、補正額17万4,000円の減。こちらにつきましても交付見込額の減による減額計上でございます。

続きまして、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、補正額2,514万6,000円の減。こちらは介護給付費に係る支払基金からの交付金でございます。給付金の減額に伴い交付見込額が減額となったため減額の計上をしたものでございます。

2目地域支援事業支援交付金、補正額157万2,000円の減。こちらにつきましても交付見込額の減のため減額の計上でございます。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、補正額192万5,000円の減。こちらは各介護サービスに要する経費のうち県の負担分でございます。交付見込額が減のため減額

としたものでございます。

続きまして、2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額1万8,000円の減。こちらにつきましても交付額の見込みの減によるものでございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、補正額1万9,000円の減。こちらは地域支援事業の再計算に伴い村の負担分が減となったため減額としたものでございます。

3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、1万2,000円の増。こちらにつきましても再計算に伴い村の負担分が増となったため増額としたものでございます。

4目低所得者保険料軽減繰入金、46万6,000円の増。こちらにつきましても額の確定による増額でございます。

続きまして、9款諸収入、3項雑入、2目第三者納付金、補正額3万9,000円の増。こちらは第三者行為による返還金が生じたため増額としたものでございます。

続きまして、歳出でございます。1款総務費、3項介護認定審査会費、2目認定調査等費、補正額8万円の増。こちらは介護認定審査会に要する経費でございますが、11節の役務費におきまして、調査件数が少なかったことによる医師意見書が少なかったため手数料を減額するものでございます。

2款保険給付費、この2款の保険給付費に関しましては、いずれも各給付額の再積算による増減でございます。

1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、補正額1,727万3,000円の減。3目地域密着型介護サービス給付費、補正額195万円の減。5目施設介護サービス給付費、補正額1,543万8,000円の減。8目居宅介護住宅改修費、補正額10万円の減。

続きまして、6目介護予防住宅改修費、補正額31万円の増。7目介護予防サービス計画給付費、補正額4万6,000円の減。

続きまして、4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費、補正額212万6,000円の減。5項高額医療合算介護サービス等費、1目高額医療合算介護サービス等費、補正額20万円の減。

続きまして、6項市町村特別給付費、1目市町村特別給付費、補正額9万9,000円の減。7項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費、補正額734万7,000円の減。3目特定入所者介護予防サービス費、補正額1万8,000円の増。

続きまして、4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額1,000万円の増。こちらは介護給付費準備基金積立に要する経費でございます。



次のページをお願いいたします。

5款地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費、1目介護予防生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援分）、補正額202万9,000円の減。2目介護予防生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援分）、補正額61万9,000円の減。いずれも各給付額の見込額の減によるものでございます。

続きまして、2項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費、補正額176万7,000円の減。こちらにつきましては65歳以上の方の介護予防事業の要する経費でございますが、各種事業がコロナ禍におきましてやむを得ず中止となり、不用額が生じたため減額とするものでございます。

続きまして、3項包括的支援事業・任意事業費、4目任意事業費、補正額8万4,000円の減。こちらにつきましては対象者がいなかったため不用額を減額とするものでございます。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目第1号被保険者保険料還付金、補正額2万4,000円の増。こちらは保険料の還付金でございますが、お一人の還付が発生したため増額としたものでございます。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額800万円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第8、議案第32号 令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 議案第32号 令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ39万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,554万9,000円とする。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

211ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、補正額301万円の減。こちらは年金から徴収する保険料でございますが、再積算によります見込額の減によるものでございます。

続きまして、2目普通徴収保険料、補正額300万3,000円の増。こちらにつきましても再計算による見込額の増によるものでございます。

続きまして、3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、補正額2万4,000円の増。こちらは後期高齢者分の一般管理費分でございます。

2目保険基盤安定繰入金、補正額27万7,000円の増。こちらは保険基盤分の一般会計負担分です。再計算により増額としたものでございます。

3目広域連合分賦金、補正額2万6,000円の増。こちらにつきましても再計算による増額となったものでございます。

4目保健事業繰入金、補正額4万4,000円の増。こちらは健診事業や人間ドック事業に補助するために要する経費でございますが、各事業の確定に伴う繰入金の増でございます。

続きまして、5款諸収入、2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、補正額9万7,000円の増。こちらにつきましてもは事業確定に伴い増額としたものでございます。

続きまして、3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額6万4,000円の増。こちらは過年度に多く徴収した保険料の還付を広域連合から還付金として納付されるものでございますが、令和4年度の還付金が確定したため不用額を減額としたものでございます。

続きまして、歳出でございます。1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費、補正額1万5,000円の増。続きまして、2目徴収費、補正額9,000円の増、それぞれ役務費等の増額によるものでございます。

続きまして、2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額27万1,000円の増。こちらは広域連合に納める納付金が増額に伴って増額の計上をしたものでございます。

続きまして、3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、補正額16万6,000円の増。こちらは施設健診受診者の増加に伴い、委託料と広域連合への分賦金を増額としたものでございます。

続きまして、4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、補正額6万4,000円の減。こちらは令和4年度の還付額が確定したため不用額を減額としたものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。11時まで。

(午前10時43分)

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第9、議案第33号 令和4年度天栄村水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 215ページをお願いいたします。

議案第33号 令和4年度天栄村水道事業会計補正予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条 令和4年度天栄村水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和4年度天栄村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益、補正予算額131万4,000円の減。

第2項営業外収益、補正予算額305万円の増。

支出、第1款水道事業費、第1項営業費用、補正予算額92万4,000円の減。

第2項営業外費用、補正予算額266万円の増。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,545万3,000円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,465万1,000円」に、「過年度損益勘定留保資金7,953万6,000円」を「過年度損益勘定留保資金8,021万5,000円」に、「消費税資本的収支調整額591万7,000円」を「消費税資本的収支調整額443万6,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款資本的収入、第3項補償費、補正予算額69万円の減。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費、補正予算額154万2,000円の減。

第2項企業債償還金、補正予算額5万円の増。

（企業債）

第4条 予算第5条に定めた起債の利率を次のとおり変更する。

今回の変更につきましては、借入利率が今年度において上昇傾向にあることから、年1.0%以内から年2.0%以内に変更するものでございます。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

220ページをお願いいたします。

令和4年度天栄村水道事業会計補正予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

(収益的収入及び支出)

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、補正予算額174万8,000円の減。水道使用量の見込みによる減及び水道加入金の額の確定による増でございます。

2目受託工事収益、補正予算額78万9,000円の増。消火栓交換工事の確定による増でございます。

3目その他営業収益、補正予算額2万1,000円の減。設計審査手数料の見込みによる減でございます。

4目負担金、補正予算額33万4,000円の減。県事業の国道294号道路改良工事の用地買収に伴い支障物件となる量水器の移設工事が完了し、額が確定したことにより減額するものでございます。

2項営業外収益、2目他会計補助金、補正予算額287万円の増。一般会計繰入金の確定によるものでございます。

3目雑収益、補正予算額3万6,000円の増。給水装置業者更新手数料の増によるものでございます。

5目長期前受金戻入、補正予算額14万4,000円の増。令和3年度取得分の減価償却費の分でございます。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、補正予算額141万円の減。4節委託料、7節動力費ともに事業確定見込みによる減でございます。

2目配水及び給水費、補正予算額20万円の減。2節備消耗品におきまして、量水器購入等の請差による減でございます。

3目受託工事費、補正予算額78万9,000円の増。消火栓交換工事確定による増でございます。

4目総係費、補正予算額205万2,000円の減。2節手当等から18節公課費につきましては、確定見込みによる減額でございます。

5目減価償却費、補正予算額194万9,000円の増。こちらは令和3年度取得分の構築物減価償却費の増によるものでございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、補正予算額18万6,000円の増。借入利息の増によるものでございます。

2目雑支出、補正予算額15万円の増。受託工事分の仮払消費税の増によるものでございます。

(資本的収入及び支出)

収入、1款資本的収入、3項補償費、1目補償費、補正予算額69万円の減。板屋屋敷地区排水路改修工事に伴う排水管移設工事の額の確定によるものでございます。

支出、1款資本的支出、1項建設改良費、1目配水設備工事費、補正予算額154万2,000円の減。1節工事費から4節旅費におきまして、事業の確定により減額するものでございます。

2項企業債償還金、1目企業債償還金、補正予算額5万円の増。借入元金償還金の額の確定によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第34号の上程、説明、質疑

○議長（服部 晃君） 日程第10、議案第34号 令和5年度天栄村一般会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） まず初めに、今回提出いたしました令和5年度一般会計及び特別会計の予算書につきまして、新財務会計システムへの更新に伴いまして、予算書の様式に一部変更が生じておりますので、ご説明いたします。

まず、1つ目が第1表、歳入歳出予算であります。該当ページにつきましては、2ページ

から8ページでございます。歳入及び歳出ともにこれまで表の右側に記載のありました前年度予算額及び比較の欄の表記がなくなっております。

2つ目が歳入歳出予算事項別明細書の1、総括の歳入及び歳出についてであります。該当ページにつきましては、歳入歳出予算事項別明細書の1ページから3ページでございます。歳入及び歳出ともこれまで表の右側に記載のありました構成比の欄の表記がなくなっております。

そのほかにつきましては、おおむね今までと同様でございます。標準的なシステムへの変更のためご理解くださいますようお願いいたします。

それでは、議案第34号 令和5年度天栄村一般会計予算についてご説明申し上げます。  
令和5年度天栄村の一般会計の予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ40億8,600万円と定める。

第2項 歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

9ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございます。

事項、期間、限度額の順に申し上げます。

中小企業制度資金利子補給事業（令和5年度貸付分）。令和6年度から令和7年度まで。

20万円。日本政策金融公庫一般資金、小規模事業者経営改善資金、県商工事業協同組合資金、一般市中銀行のうち消防法・公害防止法による設備資金。※資金として4,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

東日本大震災対策利子補給事業（令和5年度貸付分）。令和6年度から令和7年度まで。20万円。災害復旧貸付、災害関係保証、震災対策特別資金、その他罹災証明書を添付した震災関係資金。※資金として9,000万円を超えない金額を借りた場合、年利2%以内の範囲内で利子補給をするものとする。ただし、各資金2,000万円を限度とする。

湯本デイサービスセンター管理業務委託。令和6年度から令和7年度まで。1,000万円。

次のページをお願いいたします。

地方債でございます。

起債の目的及び限度額でございますが、臨時財政対策債1,900万円。耐震性防火水槽整備事業1,600万円。てんえいふるさと公園駐車場ソーラーカーポート整備事業2,750万円。旧羽鳥小学校施設除去事業2,220万円。南1号線道路改良事業2,480万円。芝草鎌房線整備事業1,000万円。飯豊芹沢線外整備事業6,000万円。大山1号線外整備事業3,000万円。除雪車整備事業5,250万円。大里橋橋梁補修事業240万円。橋梁長寿命化修繕計画策定事業280万円。健康保健センター修繕事業3,060万円。飯豊地区排水路改修事業2,000万円。横内池堤体改修事業1,300万円。女神地区水路改修事業1,500万円。保育所移転整備事業3,330万円。生涯学習センター照明改修事業630万円。

起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年2.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。

次の4ページをお願いいたします。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款村税、1項村民税、1目個人分、本年度1億8,865万7,000円、比較131万2,000円の増。主に所得割額の特別徴収が187万4,000円の増、所得の増加見込みなどでございます。

2目法人分、本年度3,179万4,000円、比較228万2,000円の増。法人割額が218万2,000円の見込み増などでございます。

2項固定資産税、1目固定資産税、本年度4億1,063万円、比較74万9,000円の増。土地で78万3,000円の減、家屋で398万9,000円の増、滞納繰越分237万1,000円の減などでございます。



2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金、本年度1,677万4,000円、比較3,000円の増。  
3項軽自動車税、1目環境性能割、本年度146万9,000円、比較18万7,000円の増。  
2目種別割、本年度2,227万円、比較18万円の増。  
4項村たばこ税、1目村たばこ税、本年度4,681万5,000円、比較157万7,000円の減。  
5項入湯税、1目入湯税、本年度1,270万8,000円、比較430万8,000円の増。利用者の見込み増でございます。

2款地方譲与税、1項地方揮発油譲与税、1目地方揮発油譲与税、本年度2,145万9,000円、比較75万3,000円の増。

2項自動車重量譲与税、1目自動車重量譲与税、本年度5,917万9,000円、比較177万4,000円の減。

3項森林環境譲与税、1目森林環境譲与税、本年度597万6,000円、比較3万8,000円の減。

3款利子割交付金、1項利子割交付金、1目利子割交付金、本年度37万8,000円、比較12万6,000円の減。

4款配当割交付金、1項配当割交付金、1目配当割交付金、本年度168万8,000円、比較32万4,000円の増。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金、1目株式等譲渡所得割交付金、本年度151万円、比較44万7,000円の増。

次のページをお願いします。

6款法人事業税交付金、1項法人事業税交付金、1目法人事業税交付金、本年度694万2,000円、比較287万7,000円の増。

7款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金、1目地方消費税交付金、本年度1億1,827万5,000円、比較805万6,000円の増。

8款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金、1目ゴルフ場利用税交付金、本年度1,104万6,000円、比較13万4,000円の増。

9款環境性能割交付金、1項環境性能割交付金、1目環境性能割交付金、本年度542万8,000円、比較30万1,000円の増。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項国有提供施設等所在市町村助成交付金、1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、本年度775万5,000円、比較28万8,000円の増。

11款地方特例交付金、1項地方特例交付金、1目地方特例交付金、本年度355万円、比較9万9,000円の減。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、本年度17億8,160万9,000円、比較2,912万1,000円の増。普通交付税は5,481万7,000円の増であります。また、震災復興特別交付税は、須賀川地方保健環境組合の最終処分場の整備分により2,569万6,000円の皆減ござ

います。

13款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金、1目交通安全対策特別交付金、本年度69万4,000円、比較10万1,000円の減。

14款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金、本年度168万6,000円、比較8万5,000円の増。

2目農業費分担金、本年度1,000円、存目計上です。

3目総務費分担金、本年度1,000円、存目計上です。

4目教育費分担金、本年度1,000円、比較6万円の減。結核対策分担金の皆減でございます。

5目消防費分担金、本年度241万6,000円、比較62万円の増。

2項負担金、1目総務費負担金、本年度1,000円、存目計上。

2目民生費負担金、本年度46万円、比較786万6,000円の減。保育料の無償化に伴い天栄保育所入所者負担金が783万円の皆減などがございます。

3目教育費負担金、本年度72万3,000円、比較2万7,000円の減。

4目農業費負担金、本年度1,000円、存目計上。

5目衛生費負担金、本年度10万4,000円、同額であります。

15款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料、本年度224万9,000円、同額でございます。

2目民生使用料、本年度4万4,000円、同額です。

3目農林水産使用料、本年度85万1,000円、比較3万円の増。

4目土木使用料、本年度1,047万4,000円、同額でございます。

次のページをお願いいたします。

5目教育使用料、本年度119万7,000円、比較18万3,000円の減。

6目衛生使用料、本年度26万4,000円、同額でございます。

2項手数料、1目総務手数料、本年度314万7,000円、比較2万9,000円の減。

2目民生手数料、本年度7万7,000円、比較5,000円の減。

3目衛生手数料、本年度45万9,000円、比較11万2,000円の減。

4目農林水産手数料、本年度1,000円、存目計上。

5目商工手数料、本年度1,000円、存目計上。

6目土木手数料、本年度4万7,000円、比較2万1,000円の増。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、本年度1億1,967万3,000円、比較101万7,000円の減。3節の児童手当国庫負担金が220万1,000円の減、4節の子どものための教育・保育給付費国庫負担金が45万1,000円の減となっております。

2目衛生費国庫負担金、本年度9万7,000円、同額であります。

3目土木費国庫負担金、本年度1,000円、存目計上。

2項国庫負担金、1目総務費国庫補助金、本年度3,307万8,000円、比較82万8,000円の増。2節地方創生推進交付金が87万9,000円の増、地域少子化対策重点推進交付金が70万5,000円の増などがございます。

2目民生費国庫補助金、本年度1,703万5,000円、比較213万4,000円の増。1節の地域生活支援事業補助金が110万4,000円の増、5節の出産・子育て応援交付金の皆増などがございます。

3目衛生費国庫補助金、本年度150万7,000円、比較42万1,000円の増。母子保健衛生費国庫補助金が84万5,000円の増などがございます。

4目農林水産業費国庫補助金、本年度1,000円、存目計上。

次のページをお願いします。

5目土木費国庫補助金、本年度3,614万8,000円、比較2,696万8,000円の減。社会資本整備総合交付金の減であります。主に橋梁詳細点検委託料2,000万円の減によるものでございます。

6目教育費国庫補助金、本年度39万7,000円、比較2,000円の減。

7目消防費国庫補助金、本年度1,000円、存目計上。

8目労働費国庫補助金、本年度1,000円、存目計上。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度22万6,000円、比較3万円の減。

2目民生費委託金、本年度143万2,000円、比較11万8,000円の減。

17款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、本年度7,389万円、比較182万5,000円の増。1節の保険基盤安定負担金が154万3,000円の増、2節の障害児入所給付費等県費負担金及び障害児入所医療費等県費負担金が71万7,000円の増などがございます。

2目衛生費県負担金、本年度4万8,000円、同額であります。

3目土木費県負担金、本年度1,000円、存目計上。

4目消防費県負担金、本年度1,000円、存目計上。

2項県補助金、1目総務費県補助金、本年度170万1,000円、比較11万円の減。

2目民生費県補助金、本年度3,002万円、比較278万9,000円の減。

次のページの4節の福島県被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業補助金80万円の減、子ども・子育て支援交付金の278万7,000円の減などがございます。

3目衛生費県補助金、本年度441万円、比較223万5,000円の増。2節の地域自殺対策強化交付金が95万8,000円の増、3節の市町村先駆的健康づくり実施支援事業費補助金の皆増などがございます。

4目農林水産業費県補助金、本年度2億319万8,000円、比較4,059万5,000円の減。2節の水利施設等保全高度化事業交付金の皆増でございます。新規就農者育成総合対策事業補助金の皆増、3節のふくしま森林再生事業補助金が4,814万1,000円の減、治山施設事業補助金が1,190万円の皆減などでございます。

5目商工費県補助金、本年度138万4,000円、同額であります。

6目消防費県補助金、本年度1,000円、存目計上。

7目教育費県補助金、本年度743万1,000円、比較11万5,000円の減。

8目災害復旧費県補助金、本年度1,000円、存目計上。

9目労働費県補助金、本年度1,000円、存目計上。

10目土木費県補助金、本年度528万5,000円、比較1万5,000円の増。

3項委託金、1目総務費委託金、本年度2,150万7,000円、比較1,392万5,000円の減。1節の福島県議会議員選挙委託金の皆増でございます。また、昨年執行されました参議院議員通常選挙委託金及び福島県知事選挙委託金の皆減などでございます。

次のページをお願いいたします。

2目農林水産業費委託金、本年度374万7,000円、比較7万3,000円の増。

3目土木費委託金、本年度665万9,000円、比較16万円の増。

4目教育費委託金、本年度1,000円、存目計上。

5目衛生費委託金、本年度1,000円、存目計上。

6目消防費委託金、本年度1,000円、存目計上。

7目民生費委託金、本年度1,000円、比較1万円の減。特別弔慰金支給事務費交付金の皆減でございます。

18款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度111万2,000円、比較1,339万5,000円の減。民間譲渡に伴う光ファイバー通信設備貸付料の皆減などがございます。

2目利子及び配当金、本年度4万9,000円、比較5,000円の増。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度1,000円、存目計上。

2目物品売払収入、本年度300万円、比較299万9,000円の増。除雪車売払収入の皆増であります。

3目生産物売払収入、本年度1,000円、存目計上。除雪車売払収入につきましては、2目物品売払収入として計上したため廃目とするものでございます。

19款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、本年度5,000万円、比較2,300万円の増。がんばれ天栄応援寄附金の増でございます。

2目教育費寄附金、本年度1,000円、存目計上。

20款繰入金、1項特別会計繰入金、1目工業用地取得造成事業特別会計繰入金、本年度

1, 776万3, 000円、比較629万5, 000円の減。

2 目国保（事業勘定）特別会計繰入金、本年度17万7, 000円、比較8, 000円の増。

3 目後期高齢者医療特別会計繰入金、本年度3, 000円、同額でございます。

湯本財産区特別会計繰入金につきましては、公有林整備事業債の償還終了に伴い廃目となるものでございます。

2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、本年度6, 000万円、比較5, 999万9, 000円の増。

2 目人材育成基金繰入金、本年度1, 000円、存目計上。

3 目減債基金繰入金、本年度1, 000円、存目計上。

次のページをお願いします。

4 目地域福祉基金繰入金、本年度1, 000円、存目計上。

5 目がんばれ天栄応援基金繰入金、本年度4, 400万円、比較1, 900万円の増。天栄幼稚園通園バス委託料、へき地児童・生徒遠距離通学バス委託料、地方バス路線対策事業補助金、農業生産性向上官学連携事業委託料などへ充当するものであります。

6 目こども未来基金繰入金、本年度1, 100万円、比較396万4, 000円の増。こども未来応援事業、小中学生異文化体験事業委託料、外国人指導助手派遣業務委託料に充当するものであります。

7 目天栄村除雪車整備基金繰入金、本年度1, 179万1, 000円、皆増でございます。除雪ドザー購入費に充当するものであります。

9 目公共施設整備基金繰入金、本年度6, 000万円、比較3, 900万円の減。道路及び農業施設維持工事に充当するものでございます。

21款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度8, 000万円、同額であります。

22款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金、本年度40万円、同額であります。

2 目加算金、本年度1, 000円、存目計上。

3 目過料、本年度1, 000円、存目計上。

2 項村預金利子、1 目村預金利子、本年度9, 000円、比較1, 000円の増。

3 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入、本年度5万7, 000円、比較2万2, 000円の減。

4 項雑入、1 目弁償金、本年度1, 000円、存目計上。

2 目雑入、本年度1, 153万2, 000円、比較14万1, 000円の増。デジタル基盤改革支援補助金の皆増などであります。

3 目過年度収入、本年度1, 000円、存目計上。

23款村債、1 項村債、1 目総務債、本年度8, 470万円、比較1, 620万円の減。1 節の臨時財政対策債は1, 900万円の減で、1, 900万円を計上しております。2 節の防災減災施設整備事業債は、耐震性防火水槽整備事業1, 600万円及びふるさと公園駐車場ソーラーカーポート整備

事業2,750万円を計上し、ふるさと公園駐車場整備事業は2,690万円の皆減であります。

次のページをお願いいたします。

3節の公共施設等管理事業債は、旧羽鳥小学校施設除去事業の計上であります。

2目土木債、本年度1億8,250万円、比較1億250万円の増。1節の道路整備事業債は、南1号線道路改良事業の計上、2節の道路橋梁防災対策事業債は、芝草鎌房線整備事業に辺地対策事業債を活用して1,000万円を計上、飯豊芹沢線外整備事業6,000万円、大山1号線外整備事業3,000万円、除雪車整備事業5,250万円、大里橋橋梁補修事業240万円及び橋梁長寿命化修繕計画策定事業280万円の計上であります。

3目衛生債、本年度3,060万円、比較2,750万円の増。健康保健センター修繕事業につきましては、経年劣化等に伴う施設修繕工事の計上でございます。

4目農林水産業債、本年度4,800万円、比較7,050万円の減。飯豊地区排水路改修事業2,000万円、横内池堤体改修事業1,300万円及び女神地区水路改修事業1,500万円の計上でございます。

5目民生債、本年度3,330万円、皆増であります。保育所移転整備事業につきましては、一部に過疎対策事業債を活用し、敷地造成測量設計及び施設整備設計委託料の計上であります。

6目教育債、本年度630万円、皆増であります。生涯学習センター照明改修事業に630万円の計上です。

○議長（服部 晃君） ただいま議案審議の途中であります。昼食のため1時30分まで休みます。

(午前 11時39分)

---

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

---

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） 21ページをお願いいたします。

歳出予算につきまして、本年度の新規事業並びに前年度との比較で増減の大きいものなどを中心に順次所管課長よりご説明申し上げます。

それでは、説明に入ります。

歳出、1款議会費、1項議会費、1目議会費、本年度7,278万9,000円、比較73万3,000円の増。3節の議員期末手当が13万9,000円ほど増えております。こちらは昨年の改正に伴うものでございます。

22ページをお願いいたします。

10節の広報印刷費が23万4,000円の増となっております。そのほかは、おおむね前年度同様の計上でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度2億6,180万6,000円、比較916万7,000円の減でございます。2節から4節の人件費が745万1,000円の減。主に3節の一般職退職手当組合負担金の率の改定などに伴う減でございます。

24ページをお願いいたします。

11節の教養・適正検査手数料につきまして、職員の防災知識向上のため、防災士資格取得事業としまして21万円を増額計上しております。そのほかは、おおむね前年度同様の計上でございます。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

- 参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） 2目文書広報費、本年度535万7,000円、比較82万5,000円の増。こちらは毎月1回発行しております村広報紙の経費でございます。カラーページに係る印刷経費が増額となっております。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

- 参事兼総務課長（内山晴路君） 3目財政管理費、本年度979万9,000円、比較19万1,000円の減。主な増減につきましては、12節の財務会計システム改修委託料につきまして、令和5年10月から開始されるインボイス制度に対応するためシステムの改修を行うもので、44万6,000円の皆増でございます。そのほかは、おおむね前年度同様の計上でございます。

4目会計管理費、本年度266万6,000円、同額でございます。

27ページですが、5目財産管理費、本年度1億4,460万1,000円、比較7,058万7,000円の減。主な増減につきましては、10節の電気料につきまして、令和3年、4年度に実施しました役場庁舎冷暖房改修工事に伴い、熱源が従来の灯油から電気へ変更したことと今般の電気料高騰に伴い増額するもので、前年度対比820万円の増であります。また、灯油代381万5,000円の皆減でございます。

28ページをお願いいたします。

14節の旧羽鳥小学校施設解体工事につきましては、校舎部分の解体を行うもので、2,467万1,000円の皆増でございます。また、役場庁舎冷暖房設備改修工事が9,917万円の皆減でございます。そのほかは、おおむね前年同様の計上でございます。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

- 参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） 6目企画費、本年度1億4,853万5,000円、比較2,987万3,000円の増。増額の主な要因ですが、次のページをお願いいたします。

12節委託料で下から3つ目ですが、自治体システム標準化作業委託料296万5,000円新規で

計上しております。こちらは国の基本方針に基づき、基幹系業務システムを令和7年度までに全市町村標準化していくということで、標準化に向けての委託料を計上しております。

次に、自治体オンライン運用管理保守委託211万2,000円、こちらにつきましては今年度住民福祉課で導入しました自治体オンラインシステムぴったりサービスの保守について、今後は企画のほうで保守の予算のほうを計上していきます。

次に、保育施設等敷地造成測量設計業務委託料としまして1,337万6,000円新規で計上しております。保育所等の造成地が決定した後に令和5年度は正式な測量、それから基本設計、実施設計業務を行っていく予定でございます。

14節工事請負費、一番下、下段の光ケーブル撤去工事請負費750万円ですが、こちらは公共施設を結ぶイントラネット回線が鳳坂トンネル開通に伴い、専用回線を利用することとなったため、イントラネットケーブルが不要となった箇所を撤去するものでございます。これらが主に新規で計上しており増額となったものでございます。そのほかにつきましては、ほぼ前年と同様の計上でございます。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

- 湯本支所長（星 裕治君） 7目支所及び出張所費、本年度予算額2,749万9,000円、比較101万1,000円の増。主な理由としましては、8節の旅費で、平成30年から首都圏の大学生が地域課題解決のため来村し、交流しており、その大学生分の旅費となった要因です。また、需用費の電気料金のほうが78万6,000円増となっております。そのほかにつきましては、例年どおりの予算計上でございます。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

- 参事兼総務課長（内山晴路君） 8目交通安全対策費、本年度237万8,000円、比較10万円の減。おおむね前年同様の計上でございますが、14節カーブミラー設置工事請負費としまして、8基分、更新予定としております。そのほかは、おおむね前年同様です。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

- 参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） 9目地方創生費、本年度1,511万8,000円、比較477万1,000円の増。

次のページをお願いいたします。

18節負担金、補助及び交付金の中ほどの奨学金返還支援補助金ですが、昨年と同様に153万6,000円計上しております。4年度につきましては、7人から申請がありまして、6人が交付決定を受けております。

次に、若者定住住まい確保応援成金300万円ほど新規で計上しております。こちらは親と同居していた方が兄弟等の結婚等でどうしても家を出なくてはならなくなった場合に、村外へ転出するのではなく、村内に定住していただきたく、新たに村内に住まいを取得する場



合に150万円を限度として助成するものでございます。

10目ふるさと納税費、本年度7,589万4,000円、比較3,613万8,000円の増。増額につきましては、寄附金収入の増に伴い、各節とも増額となっております。

18節負担金、補助及び交付金で、ふるさと納税返礼品開発支援補助金20万円を新規で計上しております。返礼品拡充に伴いまして、返礼品取扱い事業者を対象としまして、新規返礼品の開発費に係る経費を一部補助するものでございます。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 2項徴税费、1目税務総務費、本年度7,054万5,000円、比較627万4,000円の減。主な理由としましては、12節委託料の電算委託料の中で、国と市町村が連携する地方税共通納税システムの税目拡大等対応委託料277万7,000円の減、評価替え業務年度による業務委託料109万1,000円の増、令和6年度の固定資産評価替えに係る土地鑑定評価業務委託料503万8,000円の減でございます。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同額の計上でございます。

2目賦課徴収費、本年度705万5,000円、比較18万7,000円の増。主な理由としましては、7節報償費につきまして、固定資産税の全期前納報奨金17万2,000円の増であります。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同額の計上でございます。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、本年度予算額3,174万8,000円、比較2,093万6,000円の減。こちらは主に窓口業務に係る経費でございます。減額の要因につきましては、令和4年度に戸籍情報提供用個人識別符号取得業務委託料93万円、証明書コンビニ交付システム導入委託料2,689万円を計上しておりましたが、令和5年度に関しましては、この2つの事業はないため減額となったものでございます。

また、コンビニでの証明書の交付のために要する経費として、38ページお願いいたします。

12節委託料に証明書コンビニ交付システム保守委託料として482万4,000円、18節負担金、補助及び交付金の一番下でございますが、コンビニ交付運営交付金69万1,000円を新たに計上したものでございます。そのほかに関しましては、ほぼ昨年と同様の計上でございます。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 4項選挙費、1目選挙管理委員会費、本年度45万1,000円、同額計上でございます。

2目福島県議会議員一般選挙費、本年度1,071万8,000円、皆増でございます。任期満了を迎える福島県議会議員一般選挙に要する費用で全額福島県からの支出金を見込んでおります。40ページをお願いいたします。

3目天栄村長選挙費、本年度1,196万1,000円、皆増でございます。任期満了を迎える天栄村長選挙に要する費用でございます。

4目天栄村議会議員選挙費、本年度1,928万円の皆増でございます。任期満了を迎える天栄村議会議員選挙に要する費用でございます。

42ページをお願いいたします。

昨年執行されました参議院議員通常選挙費及び福島県知事選挙費につきましては、昨年執行に伴い、廃目でございます。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） 5項統計調査費、1目統計調査総務費、本年度4,000円、比較ゼロ。

2目総務統計費、本年度18万6,000円、比較5万7,000円の増。今年度は住宅・土地統計調査が行われます。それらの必要経費を計上しております。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 6項監査委員費、1目監査委員費、本年度64万7,000円、比較1万4,000円の増。おおむね前年同様の計上でございます。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、本年度予算額6,289万1,000円、比較708万8,000円の増。こちらは福祉業務全般に要する経費でございます。増額の主な要因につきましては、職員の配置換え等による職員人件費の増額、また新たな増額といたしまして、令和5年度より実施いたします介護職員養成事業に係る費用といたしまして、44ページをお願いいたします。18節の負担金、補助及び交付金で24万円を計上しております。そのほかに関しましては、前年度とほぼ同様の計上でございます。

続きまして、2目老人福祉費、本年度予算額1億4,422万3,000円、比較413万1,000円の増。こちらは主に高齢者福祉に要する経費でございます。増額の主な要因につきましては、45ページの12節委託料におきまして、高齢者見守り訪問事業や高齢者福祉計画、介護保険事業計画策定業務、湯本デイサービスセンター指定管理料や地域包括支援センター事業運営などの委託料の増。

また、46ページをお願いいたします。

46ページ、27節繰出金において、介護保険特別会計への繰出金が180万5,000円ほど増額になったことによるものでございます。

続きまして、3目老人福祉施設費、本年度予算額455万1,000円、比較10万3,000円の減。こちらは主に老人福祉センターと高齢者コミュニティセンターの維持管理に要する経費でございます。減額の要因につきましては、10節の需用費におきまして、令和4年度に施設修繕

費として、老人福祉センターの自動ドアの防護柵の取付けを計上しておりましたが、令和4年度に実施したためその分を減額しております。そのほかに関しましては、前年度とほぼ同様の計上でございます。

続きまして、4目福祉医療費、本年度予算額8,020万8,000円、比較246万2,000円の増。こちらは後期高齢者医療に要する経費です。増額の要因につきましては、18節負担金、補助及び交付金において、後期高齢者医療広域連合負担金が増額となったこと、また27節繰出金におきまして、後期高齢者医療特別会計においての村の負担する経費が増額となったため繰出金も増額としたことが要因でございます。

続きまして、5目障害対策費、本年度予算額1億4,838万9,000円、比較1,002万2,000円の増。こちらは障害をお持ちの方々への対策に要する経費でございます。増額の主な要因につきましては、12節委託料におきまして、令和5年度に策定予定の障害者計画の策定業務を新規で計上したため、また19節扶助費におきまして、地域生活支援事業給付費及び48ページの障害児施設措置費でそれぞれ利用者や利用回数が増となる見込みのため増額計上しているところでございます。そのほかに関しましては、ほぼ前年度と同様の計上でございます。

続きまして、6目放射能対策費、本年度予算額350万4,000円、比較46万7,000円の減。こちらは職員の安全管理のため放射能の簡易分析装置を設置し、その運用に要する経費でございます。減額の要因につきましては、震災から12年が経過し、検査件数が年々減少傾向にあるため、12節委託料におきまして、放射能簡易分析装置操作委託料が前年度と比較して42万円7,000円ほどの減、また10節の需用費におきまして、機器の消耗品が減になったことが挙げられます。

続きまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、本年度予算額8,588万6,000円、比較2,562万8,000円の増。こちらは主に子育てを支援するために要する経費でございます。増額の要因につきましては、49ページの12節におきまして、子ども・子育て支援計画策定ニーズ調査等業務委託として178万2,000円を計上しております。また、保育所施設整備設計委託料としまして2,000万円を計上しております。

さらに、50ページの19節の扶助費におきまして、すくすく家庭保育応援金としまして156万円ほどの増額の216万円に、出産応援給付金及び子育て応援給付金としまして、それぞれ150万円ほど計上したことによるものでございます。

続きまして、2目児童措置費、本年度予算額6,478万9,000円、比較310万円の減。こちらは児童手当の支給に要する経費です。減額の要因につきましては、児童手当の支給予定者数が減ることが予想されるため給付も減額したものでございます。そのほかに関しましては、前年度とほぼ同様の計上でございます。

続きまして、3目保育所施設費、本年度予算額7,558万7,000円、比較1,045万3,000円の増。

こちらは天栄保育所に要する経費でございます。減額の主な要因につきましては、一般職員及び会計年度任用職員の人件費の増、また51ページの10節でございますが、そちらの需用費におきまして、電気代の高騰に伴う光熱費の増によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

4目放射能対策費、本年度予算額40万7,000円、比較ゼロ。こちらは天栄保育所の子どもたちの食の安全を確保するための測定に要する経費でございます。前年度と同様の計上でございます。

続きまして、3項国民年金費、1目国民年金費、本年度予算額593万2,000円、比較46万2,000円の増。こちらは国民年金事務に要する経費でございます。増額の要因につきましては、2節の給料から4節の共済費までの人件費の増によるものでございます。そのほかに関しましては、前年度と同様の計上でございます。

4項災害救助費、1目災害救助費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、本年度予算額5,140万4,000円、比較95万6,000円の増。こちらは主に保健事業や自殺対策事業に要する経費でございます。増額の主な要因につきましては、心的要因等によりひきこもりなどの方に対しての訪問事業を行っている看護師の報酬等の増によるものでございます。そのほかに関しましては、前年度とほぼ同様の予算を計上しております。

55ページをお願いいたします。

2目予防費、本年度予算額2,866万8,000円、比較169万4,000円の増。こちらは主に母子の健診や各予防接種に要する経費でございます。増額の主な要因につきましては、17節備品購入費におきまして、乳幼児の目の異常を早期に発見し、治療を行い、早期回復を目指すために必要な屈折検査機器を新規に購入するため、169万円を計上したことによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3目環境衛生費、本年度予算額6,651万6,000円、比較176万9,000円の減。こちらは主に村内の環境保全や狂犬病対策等に要する経費でございます。減額の主な要因につきましては、57ページの27節繰出金におきまして、簡易水道事業特別会計繰出金が812万1,000円減の561万7,000円となっております。これは田良尾地区における県発注工事の国道118号道路橋りょう整備事業に伴う村水道管の移設工事費の減によるものでございます。

また、新規事業といたしまして、14節工事請負費におきまして、国民健康保険診療所施設修繕工事と湯本住宅施設修繕工事、合わせて683万8,000円を計上しております。これは診療所と医師住宅の老朽化に伴い、屋根や壁の修繕工事を行うため計上したものでございます。

続きまして、4目健康増進事業費、本年度予算額1,660万7,000円、比較363万円の増。こちらは主に住民の健康を守るための各種健診等に要する経費でございます。増額の主な要因につきましては、令和5年度に新規で実施する健康づくり事業に要する経費として、委託料120万円を計上していることによるものでございます。

次のページをお願いいたします。

5目保健センター施設費、本年度予算額5,522万4,000円、比較3,414万9,000円の増。こちらは健康保健センターの維持管理に要する経費でございます。増額の主な要因につきましては、14節工事請負費におきまして、健康保健センター修繕工事といたしまして、3,400万円ほど計上しております。これは健康保健センターが新設後、27年ほど経過しまして、老朽化が顕著となったため実施するものでございます。

次のページをお願いいたします。

6目墓地公園施設費、本年度予算額83万3,000円、比較8万5,000円の増。こちらは墓地公園の施設管理に要する経費でございます。増額の要因につきましては、12節委託料におきまして、施設環境整備委託料の金額が増額したことによるものでございます。そのほかに関しましては、前年度と同様の計上でございます。

続きまして、7目放射能対策費、本年度予算額3万3,000円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

続きまして、4款衛生費、2項清掃費、1目ごみ処理費、本年度予算額6,135万5,000円、比較311万8,000円の増。こちらは村内の一般廃棄物等に要する経費でございます。増額の主な要因につきましては、14節工事請負費において、リサイクルハウス修繕工事費としまして100万円の増、また18節負担金、補助及び交付金の須賀川地方保健環境組合負担金でごみ処理費用や埋立て処理費用等の増加に伴いまして、189万8,000円の増となったことが要因でございます。

また、新規事業といたしまして、12節委託料におきまして、粗大ごみ個別収集業務委託料20万円を計上しております。これは自宅から集積所まで粗大ごみを運搬できない高齢者等の世帯に対しまして、運搬を行う事業でございます。その他に関しましては、ほぼ前年度と同様の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

2目し尿処理費、本年度予算額1,653万9,000円、比較38万1,000円の増。こちらは村のし尿処理に要する経費でございます。減額の要因につきましては、18節負担金、補助及び交付金におきまして、し尿処理経費に要する経費の減に伴う保健環境組合負担金の減によるものでございます。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 3目合併処理浄化槽設置整備事業費、本年度63万円、比較ゼロ円。合併処理浄化槽の推進に係る経費でございます。前年度と同様の予算計上でございます。

3項上水道費、1目上水道施設費、本年度1,853万5,000円、比較17万5,000円の減。水道事業会計への繰出金でございます。前年度に開催いたしました地下水連絡協議会、地下水サミットに伴う開催市町村負担金の計上がないことが減額の要因となっております。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きます、5款労働費、1項労働諸費、1目労働諸費、本年度1万3,000円、比較ゼロ。前年度と同額の計上でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、本年度1,014万4,000円、比較175万2,000円の増。農業委員会の運営に係る予算でございます。増額の主な要因といたしましては、1節の報酬でございますが、7月に農業委員会、農地利用最適化推進委員会委員ともに改選となることから、7月分の報酬が新旧それぞれの委員に支給されることで、前年より35万6,000円の増額となっております。また、17節の備品購入費におきましても、各委員の改選による作業服などの購入代金53万8,000円の増額となっております。それ以外につきましては、おおむね例年どおりの計上でございます。

続きます、2目農業総務費、本年度5,486万7,000円、比較332万5,000円の増。こちらにつきましては、所属職員8人の人件費及び生産組合長の報酬費の計上でございます。人件費の積み上げによる増でございます。

次のページお開きください。

3目農業振興費、本年度2億1,081万3,000円、比較2,662万4,000円の増。増加の主な理由といたしましては、農林水産物直売施設の指定管理料が発生すること、それから農業生産性向上官学連携事業の委託料、そしてふるさと公園ソーラーカーポート工事請負費及び公園広場整備工事を新規で計上したことが要因でございます。

まず、1節報酬におきましては、営農指導員1名の報酬を計上しております。7節報償につきましては、農林水産物品評会の報償費、そのほか道の駅季の里天栄のオープニングセレモニーに関する経費を計上しております。

10節需用費におきましては、施設修繕費として、現在の道の駅季の里天栄に係るキュービクルの修繕費として360万円を計上しております。

12節委託料としまして、道の駅季の里天栄等に係る各種保守点検や警備等の委託料とともに、オートキャンプ場の指定管理料300万円、農林水産物直売施設の指定管理料として990万円を計上しております。

また、新規事業としまして、農業生産性向上官学連携事業委託料として460万円を計上しております。こちらにつきましては福島大学食農学類と連携し、稲作の品質向上や温暖化等

気象変動に耐え得る栽培方法の模索など、土壌調査等を通じて共同研究し、農家の所得向上と農業の活性化を図るものでございます。こちらの事業につきましては、成果について、適宜議会にも報告させていただきたいと思っております。

13節使用料及び賃借料においては、道の駅のオープニングセレモニーに係る会場のテント等のリース料77万円を計上しております。

14節工事請負費につきましては、ふるさと公園の駐車場内のソーラーカーポートの整備工事費として、5台分の太陽光発電つきソーラーカーポートの設置経費として2,750万円を計上しております。

次のページをお願いいたします。

また、てんえいふるさと公園の広場整備工事の請負費として3,000万円を計上しております。こちらにつきましては、令和5年度につきましては、転落防止柵や側溝の蓋かけ、それから休憩施設の設置を予定しております。

18節、中頃にありますが、緊急病害虫防除対策事業補助金につきましては、キュウリのネコブセンチュウやホモプシス根腐れ病等の防除の補助金89万8,000円、それから畑の暗渠排水整備の助成として50万円、天栄ブランド化推進事業補助金として、こちらは米食味コンクールの開催費用及びブランド作物の販売促進や販路拡大のためのPR及びマカの実証栽培に係る費用の補助として280万円を計上しております。

また、環境保全型農業直接支払交付金として、取組予定者63名に対しまして742万8,000円の計上、多面的機能支払交付金として、17地区の取組に3,920万円、中山間地域等支払交付金につきましては、村内の19組織の活動費として6,549万1,000円をそれぞれ計上しております。

続きまして、4目畜産業費、本年度44万9,000円、比較ゼロ。前年度と同額計上でございます。こちらにつきましては、村畜産振興組合補助金のほか、畜産関係の予算を計上しております。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 5目農業施設費、本年度2億2,054万6,000円、比較3,311万6,000円の減。農業施設の維持管理に要する経費でございます。12節委託料におきましては、沖内地区の幹線用水路について、現在管理運営上には支障はありませんが、突発事故等により機能が喪失・低下した際の復旧には、事前に機能保全計画の策定が必要なことから、国庫補助金を活用し、機能保全計画策定業務委託料1,200万円を計上しておりますが、前年度に実施いたしました飯豊地区排水路改修測量設計業務委託料の800万円が減額となっております。

14節工事請負費におきましては、前年度に実施いたしました板屋敷地区排水路改修工事、北小屋池堤体改修工事、地藏池浚渫工事の完了により6,500万円の減となりますが、飯豊地

区排水路改修2期工事で300万円の増加のほか、横内池のり面改修工事1,300万円、女神地区水路改修工事1,500万円を計上しております。

18節負担金、補助及び交付金におきましては、行政区が主体となり、行政区内の道路や側溝、農業用施設の整備事業費が100万円以下であれば、事業費の90%を補助する行政区協働の里づくり交付金を前年度と同じく11行政区分計上しております。

27節繰出金におきましては、板屋屋敷地区排水路改修工事に伴う排水管移設補償、污水ポンプ制御盤移設補償の計上がないことから、1,411万7,000円の減となっております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、6目水利施設管理費、本年度1,945万円、比較98万1,000円の増。こちらは龍生ダムの管理経費でございます。増加の主な原因につきましては、次のページ、12節の電気工作物保安委託料において、今年度龍生ダムの情報処理機器等が更新され、それに伴う保守委託料が増額となったものでございます。

また、18節の負担金、補助及び交付金につきましては、防災ダム事業負担金ということで、防ダム事業の村負担分として300万円を計上しております。令和5年度の予定につきましては、ダムの上り口の管理道路の改良及びダムの排砂を予定しております。

〔税務課長 塚目弘昭君登壇〕

○税務課長（塚目弘昭君） 7目国土調査費、本年度3,147万3,000円、比較89万9,000円の増。増加の理由としましては、地籍調査事務支援システムの更新による保守点検委託料及び賃借料52万8,000円の増であります。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同額の計上でございます。

事業内容につきましては、大里第29地区、沢邸地区の一筆地測量や地籍図作成等、後期工程分、新規地区の大里第30地区、安養寺地区の一筆地調査や長狭物調査の前期工程分を予定しております。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、8目水田農業構造改革対策費、本年度960万円、比較130万円の増。こちらは18節の負担金、補助及び交付金のうち、水田利活用推進助成金730万円、こちらは飼料用米への助成でございます作付10アール当たり5,000円の交付を予定しており、今年度の実績ベースを加味し、前年度から130万円増で計上しております。同じく経営所得安定対策等推進事業補助金につきましては、村地域農業再生協議会への運営補助として230万円を計上いたしております。

続きまして、9目地域農政特別対策推進活動費、本年度2,270万9,000円、比較1,098万9,000円の増。増加の主な理由といたしましては、次のページの農業経営規模拡大の事業補



助金で200万円の増というようなことと、それから一番最後ですね、新規就農者育成総合対策事業補助金として、3経営体分として1,050万円の増となっております。

それから、すみません、ちょっと戻っていただいて、天栄村新規就農者センターの補助金として112万4,000円を計上しております。こちらは新たに農業に取り組む方に対しての研修などを受入れする農家のマッチングなどの事業で、研修先農家に対する研修費費用などを補助するものでございます。

それから、その2つ下の農業次世代人材投資事業補助金につきましては、継続で3経営体の新規就農者に対する補助金で555万円の予算を計上しております。

次のページをお願いいたします。

こちら一番上ですが、農業経営規模拡大支援事業補助金、こちらは5件分として500万円を計上しております。これは農業の担い手が農地等を集積することにより、機械購入の補助を最大3分の1、100万円を受け取ることができるものです。

また、農業収入保険加入促進対策事業補助金として13万3,000円を計上しております。これは作物の価格下落や自然災害などによる農業収入の減少に備え、農業者が自ら農業収入保険に加入することを促進するため、その保険料の一部を補助金として交付するものでございます。

その下ですね、一番下、また新規就農者育成総合対策補助金につきましては、村内で新たに就農する農業者を対象として、年間150万円を3年間継続して受給できる経営開始型が2経営体分と、新規就農者に対する施設整備の費用として、費用の4分の3を受給できる経営発展支援型が1名分として750万円の合計1,050万円を計上しております。ちなみにこちらは全額国費で賄われるというようなことでございます。

10目開発センター費、本年度58万2,000円、比較4万円の減。山村開発センターの管理費でございます。ほぼ昨年と同様の計上でございます。

11目羽鳥湖高原交流促進センター費、本年度919万5,000円、比較276万1,000円の増。羽鳥湖交流促進センターの管理費でございます。増加の主な要因につきましては、12節の委託料において、施設改修設計業務委託料として、老朽化した交流センターの屋根の改修の設計委託料として200万円を新たに計上してございます。その他につきましては、ほぼ昨年と同様の計上でございます。

続きまして、69ページ、12目放射能対策費、本年度34万1,000円、比較ゼロ。前年度と同額計上でございます。放射能測定装置2台分の校正手数料を計上しております。

○議長（服部 晃君） ここで暫時休議いたします。2時半まで休みます。

（午後 2時13分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時30分）

---

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、69ページ、2項林業費、1目林業総務費、本年度9,871万1,000円、比較6,718万2,000円の減。主な減額の理由につきましては、ふくしま森林再生事業に係る費用が昨年より減少したことによるものでございます。1節報酬においては、村鳥獣被害対策実施隊の報酬として14名分を計上しております。また、7節報償費におきましては、鳥獣被害のパトロールの報酬として15万円を計上しております。12節委託料においては、松くい虫の被害木の伐倒に221万9,000円。

次のページをお願いいたします。

また、昨年に引き続き、緩衝帯管理実証事業委託料として102万8,000円を計上しております。これは近年増加している荒廃農地が地域の景観を損ね、また有害鳥獣の発生原因の一つとなっていることから、実証事業としてヤギを放牧し、緩衝帯を整備するものでございます。また、森林整備業務委託料として、大里宇愛宕山地区の森林再生事業、約10ヘクタール整備分、5,574万円を計上しております。また、年度別計画策定委託、同意取得委託料をそれぞれ1,400万円計上しております。

18節におきましては、電気柵の購入補助金として個人、団体合わせて40件分、210万円を計上しております。また、狩猟期のイノシシの捕獲管理事業として115万円、村鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業として214万円、狩猟期のニホンジカの捕獲管理事業として115万円を計上しております。

また、一つ前に戻っていただいて、一つ前の行で新規狩猟者育成事業補助金として20万円を計上しております。これは新たに猟銃の免許取得及び銃の所持をする方に対し係る費用の補助をして、狩猟者を育成するものでございます。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 2目林業振興費、本年度1,561万3,000円、比較3,940万円の減。林道の管理及び治山事業に要する経費でございます。14節工事請負費につきましては、前年度に引き続き児渡地区の小規模治山2期工事300万円を計上しております。減額につきましては、12節委託料で前年度に実施しました一本樹線改良測量設計業務委託、新林地区補助治山測量設計業務委託等の完了により990万円、14節工事請負費におきましても、林道一本樹線道路改良工事、新林地区補助治山工事の経費がないことから2,950万円の減となっております。そのほかにつきましては、前年度と同様の予算計上でございます。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、3項水産業費、1目水産業総務費、本年度7万7,000円、比較ゼロ。前年度と同額計上でございます。こちらは南会東部漁協組合の湯本支部への活動補助金を計上しております。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費、本年度1万2,000円、比較ゼロ。昨年度と同様の計上でございます。

2目商業振興費、本年度788万8,000円、比較15万7,000円の増。18節負担金、補助及び交付金において、商工会の指導活動補助金447万円を計上しております。また、てんえい商工祭補助金として150万円を計上しております。

次に、下から3番目ですね、創業支援補助金として82万円を計上しております。こちらは村内で新規に創業する事業者に対し創業に係る費用の一部を補助するものでございます。

また、小規模事業者持続化等補助金として40万円を計上しております。こちらは国の持続化補助金の対象事業者に対する村のかさ上げの補助金でございます。

3目観光費、本年度1,450万7,000円、比較42万2,000円の増。増加の要因は、サポーター事業補助金を増額したことなどによる増加でございます。

次のページ、お願いいたします。

12節委託料におきましては、着地型誘客促進事業業務委託料として422万5,000円を計上しております。この事業は、アフターコロナを見込み、教育旅行の誘致やインバウンドに取り組めるよう、モニターツアーの企画立案や実施、教育旅行の商品作成、旅行会社への販売促進を行うもので、県のサポーター事業を経費の一部に充てて行うものでございます。

18節負担金、補助及び交付金においては、村観光協会の運営補助金として100万円を計上しております。また、今年度より再開いたしました羽鳥湖高原における夏・秋のウォーク大会の開催負担金として200万円、また例年好評いただいている天栄サポーター事業補助金については、従来の500人から100人を増やし600名を募集することにより、180万円計上しております。

また、教育旅行等の誘致促進を図るため、天栄村教育旅行補助金を80万円計上しております。こちらにつきましては、村内で体験学習に取り組んでいただく学校等に対しバス代等の費用の一部を補助するものでございます。

続きまして、4目地域開発費、本年度998万3,000円、比較312万4,000円の減。こちらは地域おこし協力隊に係る経費でございます。減少の主な要因につきましては、地域おこし協力隊の1名減による人件費等経費が減少したものでございます。地域おこし協力隊につきましては、有害鳥獣対策の隊員1名及び観光支援部門の隊員1名を雇用するもので、1節の報酬、10節需用費、13節使用料及び賃借料など、活動に関する主な経費をそれぞれで計上しております。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費、本年度1,032万円、比較13万7,000円の増。職員給与及び各種協議会や同盟会等に要する経費でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費での増額となっております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上となります。

2項道路橋りょう費、1目道路維持費、本年度2億129万7,000円、比較1億982万4,000円の増。村道の維持管理及び除雪に要する経費でございます。増額の主な理由といたしましては、冬期間の除雪に伴う経費を過去の実績等により積算したため、次のページになりますが、12節委託料におきまして、除雪委託料が2,000万円、15節原材料費の凍結防止剤で102万4,000円の増となっております。

14節工事請負費におきましては、村道の外側線と区画線の維持整備として、交通安全施設整備工事費200万円、行政区要望等に対応するための維持工事請負費4,850万円を、17節備品購入費におきましては、前年度からの債務負担行為により2か年で除雪車を2台整備しており、その予算計上として6,633万円を計上しております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

2目道路新設改良費、本年度1億9,762万8,000円、比較8,100万1,000円の増。道路新設改良に要する経費でございます。2節給料、3節職員手当等、4節共済費で205万1,000円の減となっております。社会資本総合整備事業におきましては、12節委託料において、大里橋の橋梁補修設計委託600万円、道路法に基づく5年ごとの定期点検2巡目が完了し、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行うため、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託700万円を計上しております。

14節工事請負費におきましては、高林地区の南1号線道路改良工事を進めるため、本年度工事費として6,000万円、牧本小学校通学路において側溝蓋が設置されていない箇所があることから、児渡滝田線天王下地内において側溝改修を行うため通学路交通安全対策工事として400万円、大型交通量の増加により路面劣化が著しい路線の保全のため、大山1号線外舗装打換工事費3,000万円、飯豊芹沢線外舗装補修工事6,000万円を計上しており、いずれも充当率100%、交付税措置率70%の起債事業を活用して整備を予定しております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

3項河川費、1目河川費、本年度380万7,000円、比較6,002万7,000円の減。河川管理に要する経費でございます。減額の主な理由といたしましては、14節工事請負費におきまして、緊急浚渫推進事業の完了により減額となったものでございます。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

4項住宅費、1目住宅費、本年度764万2,000円、比較105万9,000円の増。村営住宅、定住

促進住宅、村営住宅の管理及び住宅関連施策に要する経費でございます。増額の主な要因といたしましては、次のページになりますが、10節需用費におきまして、村営住宅のガス給湯器等が経年劣化により交換時期にあることから、施設修繕費で90万円増となっております。12節委託料におきましては、空き家バンク運営に伴う委託料が15万4,000円の増となっていることが要因でございます。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上となっております。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 9款消防費、1項消防費、1目常備消防費、本年度1億5,236万8,000円、比較464万2,000円の増。2目非常備消防費、本年度3,218万6,000円、比較2,102万6,000円の減。主な増減につきましては、国が定めた基準を踏まえまして、1節の消防団員報酬557万9,000円の増でございます。こちらは団員の報酬の改定などに伴う増でございます。3節の団員出動手当につきましては、出動報酬と改められたため、281万7,000円の皆減でございます。

80ページをお願いいたします。

18節の自主防災組織活動事業費補助金につきましては、災害に備え行政区における防災訓練などに要する費用を助成するもので、1行政区上限5万円を補助するものでございます。また、防災士資格取得費用の取得助成を行うもので、1行政区2名までとしまして、1人当たり上限7万5,000円を助成するものでございます。こちらは新規事業として計上しております。

また、昨年度、14節の避難所空調設備整備工事請負費2,090万円を計上しておりましたが、完了のため皆減でございます。

3目消防施設費、本年度2,592万3,000円、比較514万9,000円の増。主な増減につきましては、14節の消防施設工事として1,600万円を計上しております。現在、防火水槽を耐震性防火水槽へ更新し、機能の充実強化を図るもので、西郷地区と大里中部区の2か所を計画しており、前年同額の計上でございます。

18節の水道事業会計負担金につきましては、消火栓改修を10か所計画しております。こちらは老朽化の状況や仕様、旧型式など、こういったものを改めて調査して、更新を行うものであります。

4目水防費、本年度6,000円、同額計上でございます。

5目防災行政無線管理費、本年度735万円、比較39万6,000円の増。主な増減につきましては、18節の県総合情報ネットワーク負担金が20万5,000円の増でございます。そのほかは、おおむね前年同様の計上でございます。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、本年度137万円、比較6万8,000円の増でございます。おおむね昨年同様の計上でございます。

2目事務局費、本年度1億3,950万7,000円、比較1,366万2,000円の減でございます。減額の主な要因といたしましては、2節から4節におきまして、人件費が減額となっております。

主な事業の内容でございますが、次のページ、7節報償費におきまして、講師謝礼であります。学力向上対策及び小学校から中学校へ進学する際の中1ギャップ対策として、春休みに6年生を天栄中学校へ集めて、講習会、天栄塾を開催することを計画し、講師謝礼を増額しております。また、適応教室の講師謝礼を昨年の実績から見直しして増額しております。

12節委託料におきまして、84ページになりますが、公立学校情報機器・システム保守委託料でございますが、GIGAスクール構想により整備した校内ネットワークやタブレットの保守を行うため564万1,000円を計上しております。

続いて、13節使用料及び賃借料でございますが、データ使用料として246万1,000円計上しております。これはタブレットにおいて学校や家庭で自主的に学習ができるアプリケーションの使用料及び校務支援システムの使用料であります。

18節負担金、補助及び交付金におきまして、小中学校の給食費に対して、3分の1の補助及び幼稚園の無償と合わせまして、給食費等補助金990万6,000円を計上しております。

また、次のページの一番上に物価高騰対応給食費補助金、こちらは食材の価格上昇分を保護者の負担増とにならないように補助金を計上したものでございます。

続きまして、2項小学校費、1目学校管理費、本年度4,986万8,000円、比較806万3,000円の増でございます。増額の主な理由は、1節報酬の特別支援教育支援員と業務員を1名ずつ増員するため約330万円の増となっております。支援員の増は、学校において特別に支援を要する児童が増加していること、業務員は、昨年湯本中学校に配置しておりました給食を運搬担当していた者を湯本小学校へ配置するため増員となっております。

次に、10節需用費におきまして、灯油代と電気料が価格高騰のため昨年度より多く計上しております。

そのほか13節使用料及び賃借料におきまして、バス借上料を約58万円及び会場使用料約30万円を増額いたしました。これは各小学校のプール施設が老朽化により使用できなくなっている学校がございます。今年度より矢吹町の温水プールを利用して、広戸、大里、牧本小学校の合同で水泳の合同授業を実施することを計画しており、増額したものでございます。

次のページ、2目教育振興費、本年度1,308万6,000円、比較51万2,000円の増でございます。主な事業内容でございますが、英語の村てんえいを推進するため、11節役務費におきまして、小学校5・6年生の英語5級程度の受検希望者へ受検料支援として英語検定手数料15万6,000円を計上、12節委託料におきまして、小学生異文化体験授業委託料を全学年対象と

して130万5,000円計上、またオンライン個別英会話レッスンに係る経費も計上しております。

増額の主な理由でございますが、17節備品購入費におきまして、教材備品として特別支援教室用の教科用図書、約50万円を昨年より増額計上しております。そのほかにつきましては、昨年並みの計上でございます。

次のページをお願いいたします。

3項中学校費、1目学校管理費、本年度2,010万5,000円、比較351万3,000円の減でございます。減額の理由でございますが、令和4年度で閉校となる湯本中学校の管理費がなくなることで、各節が減額となっております。そのほかにつきましては、おおむね昨年並みの計上でございます。

90ページをお願いいたします。

2目教育振興費、本年度863万9,000円、比較50万1,000円の増でございます。主な事業内容でございますが、中学校におきましても英語の村てんえいを推進するため、11節役務費におきまして、英検3級以上の受検希望者へ何回でも受検できるよう英語検定手数料を計上いたしました。12節委託料におきまして、中学2年生の宿泊学習として、中学生異文化体験授業委託料、またオンライン個別英会話レッスンに係る経費も計上いたしました。

増額の主な理由でございますが、17節備品購入費におきまして、天栄中学校吹奏楽の楽器が何種類か古くなっていることから、買換えのため156万8,000円、新規計上しております。そのほか湯本中学校の閉校に伴い各節で減額となっているものであります。

続きまして、4項幼稚園費、1目幼稚園費、本年度1億402万5,000円、比較31万7,000円の減でございます。1節報酬におきましては、教諭報酬が2名分増額となっております。これは幼稚園においても特別に支援を要する園児が増加しているため、支援員を増加するものであります。

減額の主な理由でございますが、2節から4節におきまして、人件費が減額となっております。そのほかにつきましては、昨年並みの計上でございます。

93ページをお願いいたします。

5項社会教育費、1目社会教育総務費、本年度1,453万7,000円、比較55万1,000円の増でございます。主な事業は、放課後子ども教室及び地域学校協働活動事業などによる経費でございます。また、7節報償費におきましては、新たに子ども読書推進事業報償品として20万円を新規計上いたしました。これは最近、携帯電話やタブレットの普及により、活字離れの傾向があるため、図書に関するコンテストを各学校で行うことで、読書活動を推進し、景品として図書カードを贈呈したいというような事業を計画しております。そのほかにつきましては、ほぼ昨年並みの計上でございます。

次のページをお願いいたします。

2目生涯学習費、本年度662万円、比較239万3,000円の増でございます。増額の主な理由でございますが、7節報償費におきましては、文化祭事業謝礼とイベント強化、それから集客を図るため芸能発表者の謝礼を約60万円増額、また文化講演会講師謝礼を100万円計上しております。そのほかにつきましては、昨年度とほぼ同額の予算計上となっております。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 3目湯本公民館費、本年度予算額226万9,000円、比較37万6,000円の増。文化祭講座、公民館運営に関する経費でございます。増額の主な理由としましては、10節需用費、車両修繕費の車検代の増、また17節備品購入費でeスポーツ体験用資材購入の増であります。

なお、eスポーツとは、コンピューターゲームを利用しまして、コンピューターゲームをスポーツとして捉えまして、健康維持や認知症予防にも効果があると期待されておまして、今年度におきましても福島県の事業で福島県eスポーツ推進協議会によりますeスポーツ体験会を2回実施いたしました。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 96ページ、お願いいたします。

4目文化財保護費、本年度70万5,000円、比較ゼロ。前年同額の計上でございます。

5目伝統文化施設費、今年度664万5,000円、比較205万3,000円の増でございます。増額の主な理由でございますが、10節需用費におきまして、電気料が増額となっております。14節工事請負費におきましては、ふるさと文化伝承館の受電設備の劣化が進んでいるため受電設備改修工事請負費131万7,000円を計上いたしました。そのほかにつきましては、前年度とほぼ同額の予算計上となっております。

次のページ、6目生涯学習センター費、本年度1,544万円、比較663万6,000円の増でございます。

次のページ、14節工事請負費におきましては、生涯学習センターの事務室以外の照明をLEDに改修するため照明改修工事請負費633万6,000円を計上しております。そのほかは、ほぼ昨年並みの予算計上となっております。

6項保健体育費、1目保健体育総務費、本年度548万2,000円、比較63万2,000円の減でございます。減額の主な理由でございますが、18節負担金、補助及び交付金におきまして、スキーリフト券購入助成事業補助金を実績により見直しをしまして、昨年度より約60万円の減額をいたしました。そのほかにつきましては、ほぼ昨年並みの予算計上となっております。

〔湯本支所長 星 裕治君登壇〕

○湯本支所長（星 裕治君） 2目湯本保健体育費、本年度予算額127万円、比較5,000円の減。こちらは湯本体育館運営費、運動会、バレー大会の経費となっております。ほぼ昨年同様の



予算計上でございます。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 3目学校給食センター費、本年度3,914万9,000円、比較161万1,000円の増でございます。増額の主な理由でございますが、10節需用費におきまして、LPGガスと電気料を前年度より合わせて約120万円ほど増額いたしました。また、賄材料費として、幼稚園、小学校、中学校給食の食育及び地産地消推進のため、100万円を計上しております。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

4目天栄体育施設費、今年度1,738万円、比較771万8,000円の増でございます。

主な増額の理由でございますが、次のページ、12節委託料におきまして、老朽化している屋内運動場を計画的に修繕するため、修繕工事実施設計業務委託料330万円を新たに計上しております。

また、14節工事請負費におきましては、総合農村運動広場バックネットの劣化防止のため、塗装工事請負費264万円を新たに計上、屋内スポーツ運動場の火災報知器を煙探知から熱感知方式に変更するため、防火設備改修工事請負費150万4,000円を新たに計上しております。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上となっております。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農業施設災害復旧費、本年度40万円、比較ゼロ円。農地等災害復旧事業補助金といたしまして計上しております。

2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋梁災害復旧費、本年度1,000円、比較ゼロ円、存目計上でございます。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） 3項文教施設災害復旧費、1目公立学校施設災害復旧費、本年度1,000円、比較ゼロ。前年と同様、存目計上です。

2目社会教育施設災害復旧費、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上です。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 12款公債費、1項公債費、1目元金、本年度3億3,173万6,000円、比較1,292万3,000円の減。元金償還金でございます。2目利子、本年度1,551万3,000円、比較183万5,000円の減。利子償還金。

13款諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費、本年度1,000円。2目建物取得費、本年度1,000円。1目、2目いずれも存目計上であります。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度500万円、同額でございます。

以上で説明を終了させていただきます。ご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

たします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 最初に28ページ、旧羽鳥小学校施設解体工事請負費2,467万1,000円とありますけども、これは羽鳥小学校を解体するということですか、きれいに。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

議員おっしゃいますように、羽鳥小学校の建物、こちらのほうを解体する予定であります。体育館のほうについては、そのまま残す考えでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 羽鳥小学校の建物全部解体するということですか、全部解体する、そういう理解でよろしいのですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

旧羽鳥小学校の校舎の部分のほうの解体でございます。校舎全部です。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そこにボートとかなんか置いてあると、前に揚妻議員さんが質問されたときそこにボートとかなんか確保してあるとか、そういうのはどうなるのですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

ボートのほうでございますが、体育館の中に格納しております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 校舎は解体するけども、体育館はそのまま置いて、物置というわけじゃないけども、いろいろボートとか、そういうのを保管場所として、建物だけは解体すると、そういう理解でよろしいのですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおりでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、よそのあれもありますよね、例えばプールとか、そういうのいろいろありますよね。そういうのはどうするのですか。私が聞きたいのは、体育館は残す、校舎は解体する、その後、プールなんかもありますよね。プールはそのまま置くわけですか。だから、私が聞きたいのは、全体的にどうするかということを分かりやすく説明してもらえばいいんですけども、ずっと長く聞いてもいいかな。その後はどうするんですか、解体した後の対応なんかはどのように考えているのですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

プールにつきましては、既に解体しておりますので、体育館は今ボートとか、仮に倉庫的な意味合いで使用しているものですから、今のところ体育館のほうは取り壊す予定ではございません。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 体育館のほうのそれは何年に建て、今現在、何年経過しているのか。耐用年数はあと何年ぐらいあるのか。いずれ解体しなくちゃならない時期が来ると思うんですけども、もし解体するならば、私の考えは、一緒に解体したほうが安価で済むと思うんですけども、今の体育館の耐用年数はどのぐらいあるのですか。あと何年経過しているのですか、今の体育館の年数は。あと耐用年数はどのぐらいあるのか。あと、また5年か6年後にまた解体するようになるという、結局一緒にやるのと別々に分けてやるのでは、金額がかさばると思うんですけども、それはどのような対応をしているのか、その辺を答弁お願いします。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

今、体育館のほうの資料を持っておりませんので、ちょっとお時間いただければと思います。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 3時11分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時24分）

---

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お時間をいただきましてありがとうございます。

体育館につきましては、49年ほど経過しているかと思われます。このたび羽鳥小学校の解体に至る経過としましては、建物がかなり老朽化しておりまして、朽ちているといいますか、かなりガラスも割れていますし、倒壊の危険性もありますので、そういったことも踏まえて、早急に対応していかなければいけないというふうな考えで、このたび計上したものでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の聞きたいのは、体育館も全部壊すと思ったの。ところが、体育館だけは残すと言って、体育館には物置みたくなっているわけでしょう、物置にしているわけでしょう。そうすると、49年という、耐用年数はあと何年もつのか、それも聞いたはずなんですけども、それは何で答弁しないのですか。あとどのぐらいの耐用年数があるのか。もう49年という、相当の古い建物ですよ。あと何年もつんですか。

その中に今入っている品物、ボートというのは分かりますけども、そこに入っている品物は何と何と何が入っているのか。体育館を今の総務課長の答弁では物置として使っている。結局このまま体育館を残すということだから、何と何がそこに入っているのか、入っているものを教えてください。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

まず、体育館のほうに何が入っているかということでございますが、まずボートと振興公社で持っております備品といたしますか、失礼しました、村で持っている備品が入っております。耐用年数は一応50年程度だったかと思っておりますので。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 3時27分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時32分）

---

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お時間いただきありがとうございます。

体育館の構造がRC造りですので、耐用年数は50年とされております。ただ、使い方によっては80年程度まではもつであろうというふうな評価がされている物件でございます。ですので、50年としますと、残り1年ぐらいなのですが、80年ぐらいまではもつだろうということも言われておりますので、あと二、三十年はもつこともできるのかなというような状況でございます。

中に入っているものにつきましては、ボートのほかに湯本の支所とか、公民館で使っておりました中古の机とか、椅子ですとか、いわゆる言い方は悪いのですが、あまり役には立たないがらくた的なものがほとんど入っているような状況でございます。内容的には以上でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 結局は価値のないものが入っているんでしょう、処分できなかったもの。結局はそれを例えばボートでもなんでも、結局浮き桟橋が廃止になって、そのボートがすぐ売ろうと思ったんだけど、買手がつかないからそのままずっと置いておいて、最終的には売りにもならない、引取りもないようなものがそのままずっと保管しているわけでしょう。そうすると、中に入っているのは売り物にならないものじゃないんですか。

今、副村長の答弁では、49年が耐用年数で、けども80年もつというのは、今度補修工事とかなんかやれば、80年もつということじゃないの。このまま49年というのは、あと1年、けどもあとそこに補修工事なりなんかをすれば、あと30年ぐらいもちますよと、そういう答弁じゃないですか。結局は80年もつというのは、もう一回そこを補修するということでしょう。答弁をお願いします。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えいたします。

50年から80年というのは、物によっては耐用年数が50年だから、みんな50年で壊れるかという、そうではなくて、やはり程度のいい物件については、80年程度ぐらいまでは耐用年数がありますよというような解釈をされているものでございます。

もちろん議員おっしゃるとおり修繕すれば、また耐用年数は延びていきますが、50年と定められている物件が、全てが50年で朽ち果てる、壊れるということではなく、程度のいいものについては80年程度まではもつであろうというような解釈をされているという数字でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 確認しますけども、補修工事もやらなくても、あと30年間はもつということで理解してよろしいのですか。

あと、中に入っているものは、価値のあるものですか。例えばこの中に入っている湯本の支所の、私から言うと、要らなくなったやつ、何とか使おうと思ったやつが入っているというだけの話であって、それが価値のあるものなのか。中に入っている品物、どのぐらいの価値のあるもの、金額にしてどのぐらいの価値があるものが入っているのか教えてください。それほどあと80年も30年ももつ、そこにどのぐらいの価値のあるものがあるのか、金額としてどのぐらいの価値のあるものが入っているのか、売り物になるものなのか。

恐らく私は売り物にならないで、最終的には中に入っているものも処分しなくちゃならない時期が必ず来ると思いますよ。だって、何年も何年もそこに保管してあるんでしょ。今、保管しているものは何年ぐらい保管してあるんですか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えいたします。

中にあるものにつきましては、古い支所ですか、湯本の公民館で使っていました中古の机ですとか、テーブルなどございまして、大体10年程度の今保管の年数になるかと思えます。

価値がどのぐらいあるんだというご質問でございしますが、金額的には全然出てこないような、価値はほとんどゼロではないかなというふうに思われます。ですので、村としましても、その中身につきましては早急に処分していきたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 村長にお伺いします。今、副村長に聞いたところ、中に入っているものは価値のないものと。10年も過ぎて、湯本支所とか、ボートとか、売り物にならないものが入っているみたいです。

そうすると、私の言いたいのは、価値のないものをそこに入れておいて、まだ30年もつとか、そういう考えでさっきの答弁。価値のないもののために、またそれを体育館を物置として保存しておくならば、全部解体して、解体後にどのような施設、利用価値とか、あと村としてどのような対応をするのか、そちらのほうが必要じゃないですか。それを全部解体して、全部建物も。中に入っているものが価値がないというんだったら、全部それも一気に体育館も校舎も全部撤去して、その後のことを考えたほうが、私は村としては効率がいいというよりも、そのほうが村のためになると思うんですけども、村長の考えはどのような考えを持っているのか、答弁をお願いします。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

中身については、今、副村長から答弁したとおりで、多分私もまだ確認はしていないんで

すけど、ボート等については、もう一度私も現地を確認して、その中であとは判断させていただきたいと思います。そしてまた、校舎の木造校舎と体育館については、体育館は鉄筋コンクリート、RC造りというようなことで、まだ耐用年数も見ればあるというようなことでございます。その状態も一度見て、判断させていただきたいと思います。

ただ、校舎については、窓ガラスが割れたり、木造なものですから、板が剥がれたり、大分閉め切っていたものですから、中がふけてしまっている、倒壊の危険等もあるというようなことで、早めにここは解体しなくちゃならないというようなことでございますので、まずは校舎のほうを解体して、その後、体育館、議員がおっしゃるように確かに一緒にやれば、その分の経費はかからないだろうと、そのとおりでございます。ただ、そこを確認した中で、あとは判断させていただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私の言っているのは、結局今言ったように別々にやるのだったら、中に入っている備品とか、ボートはもう10年も過ぎていて、ほとんど価値のないものだと思います。それも一緒に処分して、あそこをきれいにして、恐らく確認してから、そのように別に解体するのをやめろとか、そう言っているんじゃないですから、私のはやるんだったら一緒にやったほうが安価でできるし、きれいにした後の対応を考えたほうがよろしいんじゃないかという考えで質問しているところであって、結局はきれいにして、その後の使い道とか、いろいろ村としてどのようにするかとか、いろいろな方法はあると思います、今後。その辺は恐らく村長さん、中を見て、建物を見て、もし中身がほとんど価値のないものだったら、全部一緒に解体して、中にあるものも全部処分して、そのように進めてもらいたいと思います。

次の質問に入ります。33ページ、14節のカーブミラー設置工事請負費120万円ですか、8か所と聞いていますけども、これは例えばカーブミラーが老朽化してやるのか、それとも新たにカーブミラーをつけるのか。もし新たにつけるのだったら、どことどことどこなのか。あと今のカーブミラー、前にも質問しましたけども、カーブミラーがへこんでいたり、そういうのを補強したかと言ったら、この前、しましたと。そのときに何か所したのか。あと点検はしたのか。あとカーブミラーというのは老朽化して建て直すのか、それとも新しく設置するのか、その辺を答弁お願いします。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

カーブミラーにつきましては、各行政区から要望が上がっているところ、こういったところの点検も踏まえ、あと新規に建てるというふうなことも考えておりますが、状況を確認し

た上で、必要などころには建てる、修繕するものについては修繕するというふうな考えで、予算立てをしているところでございます。8か所は新規でございます。

〔「議長、時間がかかるようだったら、後でそれは教えてください」の  
声あり〕

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 3時45分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時46分）

---

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 71ページのてんえい商工祭補助金150万円ですか、コロナで3年間、天栄村の商工祭というのはやっていなかった。あれと同じような規模でやるというんですか。私、前の一般質問で天栄村のイベントについてと質問しましたが、例えば長沼のねぶた祭りとか、鏡石のオランダ祭りとか、あと岩瀬の悠久の祭りとか、そういうふうな大規模なイベントをやっていますけども、天栄村には運動会も何もないし、前はウルトラクイズとか、村長が実行委員長だったYOSAKOIソーランとか、村大々的なイベントをやっていたね。そのときに前夜祭とって、湯本で羽鳥湖ですか、レジーナの森でそれこそ何千発も花火を上げて、そして盛大に、私はこちらから孫を連れていきましたけど、すごく盛大な花火大会でした。けども、こちらから行く人はそんなにいなかったですよ。

そういうようなイベントをしてもらいたいと、商工祭もそういうのもいろいろまとめて大規模なイベントを村長にしてもらいたいと、そのときに清酒で乾杯なんかも一緒にやったらどうですかと前に言いましたが、今回は清酒で乾杯の予算がどこに入っているのか分かりませんが、これは廃止になったのか、その辺も答弁をお願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、商工祭の補助金に係る部分のどのようなことをやるのかというようなことでよろしいでしょうか。こちらについては、時期はまだ決定していないようですけども、ステージを組みまして、ステージのイベントとして、プロの歌手によるステージショーであったり、地元のバンドであったり、学生さんであったりする方の演奏であったり、出し物、それから参加型のイベント、そして協賛金を募っての花火の打ち上げ、子どもさんが遊べるような遊具などの設置、あと各事業所のほうから協賛金も募っての抽せん会というような予定ではいた



だいております。

それで、先ほど話のありました清酒で乾杯につきましては、今回の予算には計上していないところでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、結局は今言ったてんえい商工祭に際しては、花火大会なんかも予定して、そのときに今度は協賛も集めて、そして各商工会とか、団体のほうから寄附を集めて、そういうふうに催しをして、そして今までの商工祭でなくて、イベント的なことをやるということですね。そして、清酒で乾杯のほうは、それは予算も取っていないから、今年はそういうことはやらないということによろしいのですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

清酒で乾杯については、やらないということではなくて、今回うちのほうから村としての昨年までのような補助金はつけていないというようなことですので、また商工会さんともお話をして、どのような形になるか、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 清酒で乾杯というのは、清酒で乾杯条例まで議会発議案でつくったものなんですけども、それに対しては、予算は村のほうは削除したということによろしいのですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今回の予算には乗ってございませんが、清酒で乾杯につきましても、やり方をちょっと考えていただいて、その上でどのようにするか図ってまいりたいなと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 私は、清酒で乾杯というのは、隣村の市町村から商工会から、体育館で盛大にやって、私はそれは継続するべきと思っていたんですけども、今回は予算にも乗っていないということは、村長、どういう理由なんですか、村長のほうの今度予算をつけなかった理由をお聞きしたい。

私は、清酒で乾杯は、米づくりもやっているし、天栄村のはっきり言えばPR、そういうふうにならぬ貢献をしていたと思っているんですけども、削除した、補助金をつかなかったのはどういうふうな理由で、今回はコロナだから外したのか、何かの理由があって外したの

か、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これまではコロナ禍で開催ができなかったというようなことで、その後、実行委員でもいろいろ検討した中で、今回実行委員のほうから開催の要望がなかったというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 分かりました。

90ページ、12節の中学生異文化体験授業委託料、137万2,000円ですか、これは説明してください、内容。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

こちらの異文化体験授業委託料でございますが、中学2年生の宿泊学習として計上したものでございます。ブリティッシュに1泊2日で中学校2年生の体験授業でございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 分かりました。私、前に金額が金額だから、内容をよく聞かなかった。ブリティッシュヒルズで1泊2日でやる、2年生の、それに使うということですね、分かりました。

私は以上で終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 87ページ、備品購入費で特別支援教室に対する備品の購入ということでしたが、今、小学校で特別支援教育支援員というのが5名ほどおりますが、村内の小学校で何校で支援教室を設置しているのか伺います。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

特別支援教室でございますが、村内の学校では広戸小学校、大里小学校、牧本小学校にございます。1クラスずつございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 小学生は何名ほど今利用しているのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

まず、広戸小学校でございますが、3名が特別支援教室に在籍しております。大里小学校も同じく3名でございます。牧本小学校も同じく3名でございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 特別支援教室に今通うということは、それぞれ能力だったり、いろいろそれぞれだと思ふんですけど、この人数で5名で対応し切れているのか伺います。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

それぞれのクラスで今、担任、正式な担任が受け持って、かつ支援が必要な場合には、担任のほかに支援員をつけて、サポートしまして対応して、今現在はそういった体制で対応していただいているという状況でございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 支援員の割り振りというのはどういうあれなんですか、5人というのは。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

今回ここで言う5人というのは、小学校に配置している支援員の5人でございますが、牧本小学校に2名配置しております。あと、ほかの3つの小学校には、牧本小学校以外の3つの小学校には、各1名ずつ配置している状況でございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） それぞれに見合った支援員さんをきちんと配置しているということですね。また、中学校にも支援教室がありまして、先ほど何か幼稚園にも支援が必要なため支援員を置くということでしたが、幼稚園は今までそういう教室を設置したことはなかったんですけど。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

幼稚園につきましても、支援員というのは今までも何人が在籍はしていたのですが、特別に取り出して、別室とかの特別支援教室的な取り出して、ほかのクラス、別のクラスをつく

っているというようなことはやっておりません。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 先ほど聞き間違いだったら申し訳ないんですけど、年を追うごとにそういう児童生徒が増えているということだったのですが、要因というのは分からないと思いますが、これからも手厚い対策をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、80ページ、自主防災組織活動事業費補助金とありますが、防災士や防火管理者の資格取得に対する補助とありますが、こういった者を設置するというのは、村単独での考えなのか、国とか、県の指導があつてのものなのか伺ひます。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

村独自の考えでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 全行政区に対しましてお願ひするということですよ。やるやらないというのは、やる方面でいくということですか、やるやらないは行政区判断ということになるのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

基本的には将来的といいますか、そういった形では全行政区に配置できればというふうを考えております。防災士の方がいれば、それだけ防災意識もそうですし、知識も高まってきますので、そういった方を中心に何か対策ができればというふうなことでの事業でございますので、徐々に増えていただければと考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 防災士と防災管理者というのは、どういった仕事内容になるのですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

災害が起こる前の防災のための準備であつたりとか、あと災害が起きたときのための対応の仕方、そういったものを研修を通して、知識を身につけていただき、資格を取っていただいた方に、地域の災害に際しての対応方法とか、そういった指導していただければと考えております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 資格取得するに当たっては、その期間というのは結構大変なものな  
のでしょうか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

コースによって変わってくるようなので、すみません、その種別、ちょっと今、手元にご  
ざいませんで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 行政区は毎年毎年いろいろ役員が替わったりすると思うんです。そ  
ういうのは関係なく、そういう資格を持った人を置きたいということですよ。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

その地域にそういった知識を持つ方をできるだけ養成していきたいというふうな考えでご  
ざいます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） こういった方々に対しては報償とか、そういうものは発生しないの  
でしょうか。あくまでも行政区の中でということなのか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今、災害も激甚化、広域化しているという中で、国も防災士の育成をしていただきたいと  
いうようなことをございます。各行政区に自主防災組織はあるのですが、なかなかどうい  
うことをやっていいか分からないと。議員おっしゃったように1年交代でなってしまうと、そ  
の組織がなかなか機能していかない。これまでも災害が発生した、避難情報を流しても、こ  
こは大丈夫だとなかなか避難していただけない、そういう方もいますし、まずはそういう方  
の養成、特に消防団の分団長経験者であれば、一日の講習かなんかで防災士の資格は取得で  
きると。

それ以外の方は、私もまだ記憶の中だと、四、五日、多分研修を受けて、防災士の資格が  
得れるというようなことなものですから、そういうところでこれからは村の全体の地域防災  
計画はできているんです。今度はそれぞれに行政区、地区防災計画というのもつくってい  
かなければならない。地域の方々が自分たちは、自分たちのところは自分たちで守りながら、

自分の命も守るという中で、ここはこういう危険箇所があったなど。それぞれ行政区によって、土砂災害の危険箇所がある。水害による箇所がある。あとは全く災害はなかなか起きないんだけど、火災とか、そういうところがある。あとは交通で危険性がある。そういうところを自分たちが相談して見て、その計画をつくっていく。

それを進めるためには、そういう資格取得をしていただいた方、消防団のない行政区もあるものですから、そういうところでぜひ私もやりたいという方には、何日やるか、研修を受けていただいて、取得、そして防災士の方を増やして、地域防災をさらに強化していくというようなことでございますので、議員は分団長のご経験がありますから、多分一日の研修で十分できますので、ぜひそういうのを取得していただいて、防災を高めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） ということは、資格取得の費用と防災訓練等のために助成するということで、村からの報酬みたいなものはないということによろしいんですね。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

あくまでも行政区の中での防災組織でございますので、その中で判断していただくというようにございます。まずは資格を取得していただいて、立ち上げて、そこをしっかりとっていく。その後、いろいろなものがあれば、そこはまた村としても考えていかなくならないとは思っております。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

続きまして、58ページ、工事請負費、健康保健センター改修工事請負費とありますが、この工事の内容を伺います。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

保健センター修繕工事請負費3,400万円の内容でございますが、保健センターの屋根の防水工事及び床の貼り替え工事等を予定しているところでございます。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 屋根と床ということですが、結構な金額ですけど、これによって耐用年数が何年延びるとか、そういう計算はあるのでしょうか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

耐用年数が延びるという積算は基本的にはしておりませんが、建ってから二十何年ほど経過しておりまして、今現在、ご存じのように屋根等がちょっと複雑になっているもので、雨水が中に入りまして、中が腐食しているという状況なものですから、できるだけそれを直して、やはりきちんと屋根を直さなければ、中の構造物等も耐用年数が短くなるというふうに考えておりますので、そういったところを緊急的に進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（服部 晃君） 9番、大須賀溪仁君。

○9番（大須賀溪仁君） 了解しました。

以上で終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑ありますか。

1番、北島正君。

○1番（北島 正君） まず、30ページの上から、これは委託料の関係ですけども、保育施設等敷地造成測量設計ですが、具体的に場所はどこになっているのですか、まず1点、それをお願いしたいのですが。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今、地質調査等も行つて、まだ場所の選定はこれからでございます。それと、今度は用地取得のための用地交渉もしなければなりませんので、この役場周辺とだけはお話できるかと思うのですが、それ以上はなかなかちょっと用地取得の件もあるものですから、その辺はちょっとご理解いただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 1番、北島正君。

○1番（北島 正君） そうすると、昔、今から10年くらい前だと思うんですけど、いわゆる認定こども園なんていうのがあって、保育所と幼稚園で一体化するという動きがあったと思うのですが、そういう話はないのでしょうか。そして、ましてやこれから子どもは少子化になっていくわけなのに、保育所と幼稚園の別々のものが必要なのかなということがちょっと疑問に思ったものですから、そこらの考え方はどうなっているのかお願いしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まずは保育所が土砂災害の危険区域にあるというようなことで、これはやっぱり急がなければならないというようなことなものですから、まず保育所の移転を考えております。ただ、将来も見据えたもの、そういったものも視野に入れて、今後はそこも見ているというようなことで、ただ今はまずは保育所を移転させる、危険な箇所にあるところから安全な場所へ移転させる。次は将来的なことは今後その後になりますので、そこはご理解いただければと思っています。

○議長（服部 晃君） 1 番、北嶋正君。

○1 番（北嶋 正君） 確かに今の保育所は、地元でよく分かるんですけど、砂防地域に入ってから、去年から今年にかけてかな、柵を2か所造ったんです。保育所の上と、あと明治湯の上かな、現地を見たんですが、2つは造ってあるんです。それでしばらくは押さえておこうということだと思うのですが、だから村長というか、村の考え方とすれば、役場近辺に保育所を造る。ひとまずは用地の業務委託をやって、そうしますとここに49ページにやっぱり保育所の施設の委託料が上がっているんです。これはどういうふうに解釈していいのか。同じ年度に用地買収までやっておいて、その後に建物まで考えていくということ考えていいのか、どうなっているのか、そこをちょっとお願いします。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

49ページの一番下でございます保育所施設整備設計委託料2,000万円ほど計上させていただいております。先ほど村長の答弁にもございましたように、敷地等が決まりましたら、村といたしましても保育所の設計のほうにすぐに準備にかかりまして、できるだけ早く建設できるように努めてまいりたいためにこの設計委託料を計上したところでございます。

○議長（服部 晃君） 1 番、北嶋正君。

○1 番（北嶋 正君） そうしますと、これでは保育所だけしか見ていないけども、さっき言った村長の答弁で言うとおりに、将来を見据えて、認定こども園の構想、隣に幼稚園をここにくっつけるような形になると思うんですけど、そういうことも見据えた設計ということではないのか、どうなんでしょうか。保育所は保育所だけしか考えていないのか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 4時19分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時20分）

---



- 議長（服部 晃君） 1 番、北嶋正君。
  - 1 番（北嶋 正君） 一応は了解しました。
- 

### ◎延会の宣告

- 議長（服部 晃君） お諮りいたします。

日程の途中ではありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、14日火曜日は午前10時から開催いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

(午後 4時21分)

3 月 定 例 村 議 会

( 第 5 号 )

## 令和5年3月天栄村議会定例会

### 議事日程（第5号）

令和5年3月14日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第34号 令和5年度天栄村一般会計予算について  
日程第 2 議案第35号 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計予算について  
日程第 3 議案第36号 令和5年度牧本財産区特別会計予算について  
日程第 4 議案第37号 令和5年度大里財産区特別会計予算について  
日程第 5 議案第38号 令和5年度湯本財産区特別会計予算について  
日程第 6 議案第39号 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について  
日程第 7 議案第40号 令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について  
日程第 8 議案第41号 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について  
日程第 9 議案第42号 令和5年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について  
日程第10 議案第43号 令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について  
日程第11 議案第44号 令和5年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について  
日程第12 議案第45号 令和5年度天栄村介護保険特別会計予算について  
日程第13 議案第46号 令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について  
日程第14 議案第47号 令和5年度天栄村水道事業会計予算について

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北 嶋	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	添田勝幸君	副村長	揚妻浩之君
教育長	久保直紀君	参事兼 総務課長	内山晴路君
参事兼 企画政策 課長兼会 計管理者	熊田典子君	税務課長	塚目弘昭君
参事兼 住民福祉 課長	小山富美夫君	産業課長	黒澤伸一君
建設課長	櫻井幸治君	湯本 支所長	星裕治君
教育課長	関根文則君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議事 局長	北畠さつき	書記	石井大輔
書記	森		歩

---

◎開議の宣告

- 議長（服部 晃君） おはようございます。  
ただいまより本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は10名であります。  
よって、定足数に達しております。

(午前10時00分)

---

◎議事日程の報告

- 議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第5号をもって進めます。
- 

◎議案第34号の質疑

- 議長（服部 晃君） 日程第1、議案第34号 令和5年度天栄村一般会計予算についてを先週金曜日に引き続き、議題といたします。

続けて質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、揚妻一男君。

- 6番（揚妻一男君） それでは、まず62ページをちょっとお願いします。

農業振興費のことについてお尋ねします。

国庫支出金が1億1,283万2,000円あるんですが、この事業はふるさと公園の整備事業だと思うんですが、この国庫支出金はどこにどのように振り振られているのか、お願いしたいと思います。

- 議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

(午前10時02分)

---

- 議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前10時15分)

---

- 議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

[産業課長 黒澤伸一君登壇]

- 産業課長（黒澤伸一君） お時間をいただき、ありがとうございました。お答えいたします。  
まず、内訳といたしましては、歳入で言いますと、11ページ、国庫支出金の中の、まず特

定防衛施設周辺整備調整交付金、こちらが2,822万円です。11ページ、16款、国庫支出金の中の総務費国庫補助金で、特定防衛施設の整備調整交付金、こちらに2,822万円。それから、このページの一番下、4目の農林水産業費国庫補助金については存目で、1でございます。

それから、14ページの中の4番、農林水産業費県補助金、こちらの中から、中山間地域等直接支払交付金が4,926万9,000円。それから、その3段下の環境保全型農業直接支払交付金が574万円。それから、あとその2段下、多面的機能支払交付金、2,960万2,000円ということで、こちらを合計していただくと、先ほどの農林振興費の中の国庫支出金1億1,283万2,000円になるかと思えます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 私はこれ、農業振興費だけに補助が来ていると思ったら、そうじゃないんですね。そうすると、ここの中で、農業振興費の中では、どれとどれに幾ら来ているんですか。

これはあれですか、農業振興費ばかりじゃなく、他のあれも入っているんでしょう。農業施設費なんかに来ている補助も入っているんでしょう。それを合わせて1億1,200万円という金額が出ていると思うんですが、それじゃ全然分からないんですよ。農業振興費の中では、どの事業に幾ら補助が来ているのか。それを教えなかったのでは、どこに何が補助が来ているんだか、全然分からないですよ。何の説明もしていないから、これは補助事業でやるという説明も何もなかったから、まずこの農業振興費だけで結構ですから、どこの事業に幾ら補助が来ているのか教えていただきたいと思えます。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

農業振興費につきましては、まず、先ほど申し上げました11ページの特定防衛施設周辺整備調整交付金、これがふるさと公園のほうの整備に当たるお金で2,822万円を計上しています。

〔「64ページのここにこうだという説明をしないと」「説明が細かく書いてあるでしょう。明細が。そのどれに当たるんだか、それを教えてください」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） 分かりました。

まず、今申しました11ページの歳入ですね、特定防衛施設周辺整備調整交付金、こちらのほうが……

〔「それはいいの。例えばふるさと公園広場には幾ら」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） 分かりました。失礼しました。

まず、64ページのてんえいふるさと公園の広場施設の整備工事、こちらの3,000万円のうちの2,822万円が特定防衛施設の調整交付金で充てられております。

それから、その同じページ、18節の負担金、補助及び交付金の中の、まず、下から3番目、環境保全型農業直接支払交付金の742万8,000円のうちの574万円が環境保全型の支払交付金で入ってきます。

それから、その下、多面的機能の支払交付金3,920万のうちの、こちらが2,960万2,000円が交付金で充たっております。

それから、一番下の中山間等の支払交付金6,549万1,000円のうちの4,926万9,000円が、こちら中山間地域の交付金のほうで充たっております。

以上です。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これ計算、足すと合うと思うんですが、こういう書き方をしていたのでは、私らは全然これ、分からないんですよ。だから、そういう細かい説明をしていただかないと困りますので、できれば各事業の頭に、ここの国県の補助が幾らだというふうに書いてくればよく分かるわけなんです、できればそうしてほしいなと思います。

それで、63ページに戻りますが、てんえいふるさと公園駐車場ソーラーカーポート整備工事請負費2,750万円ですが、これはどんな事業なんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ソーラーカーポート事業につきましては、てんえいふるさと公園の中の直売施設から向かって右側のほうの駐車スペースのところに自動車の急速充電器を置きます。そのほかに2輪用の駐輪場ということと、あと駐車場を整備するんですが、そこについて5区画分、屋根をかけさせていただいて、そしてその上に太陽光発電を上げさせていただくというようなことで、こちらのほう、全額、防災・減災施設整備事業債のほうを使って充当させていただけるというようなことで、このふるさと公園自体が防災機能も有しているというようなことから、通常時においては、この中で使える電気代、それから緊急時についても、こちらのほうで発電することによって、そちらのほうに賄えるのかなというようなことで、そういった事業でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） まずこれ、今、何と言いましたか、5台付けると言いましたか、今あるやつでしょう、充電器。あのことを言っているんでしょうけれども、今ある充電器、あれは使うことができないの。あれはもう駄目なんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

現在の道の駅にある急速充電器、こちらについては、民間のこういった電気自動車を推進する事業者のほうで付けていただいております、こちらのほうは今ちょうど契約期間も切れまして、新しい道の駅には、これを移設するのではなくて、新たにそちらの民間業者さんのほうで付けていただくというようなことになっております、そちらについては、ちょっと今、物が不足しております、概ね6月ぐらいには整備できるというようなことで伺っております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それでは、今の機械はリースか何かで借りていたというようなことで理解していいですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

リースではなくて、民間事業者さんのほうで設置して、自分のところで運営していた。ただ、収入については一旦、道の駅に入れていただいて、振興公社に入れていただいてから、そちらからその事業者さんのほうにお支払いいただいていたということです。リースではございません。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ということは、民間の人があそこに場所を借りて置いていたというように理解していいんですね。分かりました。ですが、今度はそうはいかないということなんですか。

それで、これ2,750万円、地方債になっているんですが、この金額、一緒なんですが、これでよろしいんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、今お話のありました電気自動車の急速充電器、こちらについては前と同じように今のもを使うのではなくて、新しく民間業者が付けていただいて、自分のところで運営していただくという形にはなるので、こちらはこの中の経費には入っておりません。この経費はあくまでも、上にルーフを立てて、駐車場に対する屋根をつけて、そしてその上で発電をするというようなことでございます。



財源については、地方債で全額充当ということで、防災・減災施設整備債ということになっております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 分かりました。充電器は、民間業者が置くと。そしてその建物だけは村で造って、ソーラーで貯めた電気をそこに売るといふか、貸すといふか、そのソーラーの電気代は民間業者のものになるんですかね。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、急速充電器は急速充電器で民間が運営するということなので、電気代については、急速充電器のほうの民間の事業者に行くのではなくて、そちらの急速充電器については、普通に民間の方が運営していただくということで、上ものの発電した電気料につきましては道の駅の中で使っていただくというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ちょっと分からないんですが、急速充電器でも電源は供給するでしょう。その電気を賄うためにソーラーを上げたわけじゃないんだ。ソーラーはソーラーで、単なるソーラーで、あの道の駅で使うということですか。ということは、かなり使ったら相当の電気料を道の駅で負担することになるんじゃないか。もらわないで、土地を貸して、電気代は使ってくださいでは。機械は、持っている人は機械さえ設置できれば収益が全部入るといふのでは。道の駅にお金が入らないのでは、ちょっとおかしいんじゃないですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

急速充電器については、まず使用する方がお金を入れて、それで充電するというような形になりますので、そこで収入を得るといふことなので、道の駅でそこから何かに支出したりということではなくて、あくまでも道の駅の公共的な公共交通のインフラ整備の一つとして……、急速充電器に関してはもう別系統になりますので、全くこちらのほうとは関係ないようなことになっておりまして、独立の採算でということ、あくまでも上ものの電気は道の駅で使わせていただくということでございます。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

今回この補助で上げるやつは、側の分になります。その中に急速充電器、これは民間で今

も運営しているんですけども、民間でそれを設置します。民間で設置するという事は、引込みも、引くのも、これも別になります。そこでソーラーカーポート、これは補助が出るものですから、屋根にソーラー発電をして、普段は道の駅季の里天栄の中でその発電したものは使うというようなことをご理解いただいて、あくまでも急速充電器は電気自動車を持っている人、そこが料金を払って使う。だから別系統で引くというようなことですので、道の駅で受電したやつから、そこから分けるんじゃなくて、別系統になります。2系統になってきますので、そこはご理解をいただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 大体、成り行きは分かりました。ただ、道の駅では土地は無償で提供しているということですよ。そして、業者が充電器を設置して、その充電器の電気は自分でやると。そうすると、このカーポートのソーラーというのは、その充電器とは全然関係ないということね。ということは分かりました。

それで、今、村長、これは補助があると言っていましたが、あれじゃないですか……

〔「起債です」の声あり〕

○6番（揚妻一男君） 起債でしょう。起債でやると。起債でやると、恐らく交付金でこれ全額戻ってくるということによろしいですか。はい、分かりました。

じゃ、次に移らせていただきます。

64ページのふるさと公園広場の施設等整備工事請負費3,000万なんですけど、これ、どこをどのように整備するのか、それを教えていただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ふるさと公園の広場の工事というようなことで、こちらについては、現在、道の駅の建屋をつくっている、上に2段、段がございまして、そちらのほうの広場を将来的にふるさと公園の公園設備というようなことで考えてございます。

今回計上した3,000万の部分につきましては、まずは段がございまして、そこから下側に落ちないようにということで、転落防止柵のまず設置、それから、人が入ってくるということも想定して、側溝の蓋かけ、それから休憩スペース、そこに東屋や、そしてベンチ、そして水飲み場というようなことと、ここに上がる部分の取付けの道路、こちらのほうを今回計上して、3,000万というようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今たしか2段になっていますよね、上の三角のところと、下の四角のところと。あれは上と下を分けるんですか。あそこに遊具を持ってくるというのは、上から

下か、どっちのほうに遊具を設けて、あの広場に、皆が遊べる広場にするのか、どういう考えなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、公園は2段になっています。先ほど分けるのかという話でしたが、2段あるうちのものは分けられないんですけども、その下の部分と、いわゆる直売施設側のところが勾配のついた法になっていますので、そちらを分けるためのフェンスは付けます。ただ、こちらの上段と下段については、同様のスペースとして、広場として一体的に使えればということで考えております。

今、お質しのありました遊具については、上段の部分に大型遊具の設置を予定しておりますが、ただ、なかなか金額的なものも、こちらも防衛の交付金を充てて造らせていただくものですから、今年度は遊具の設置までには至らないというようなことで、そのほかの部分、先ほど申し上げた部分の整備を考えさせていただいております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ということは、遊具を置くところは一番上の段のところに遊具をつけるという考えなんですか。分かりました。

これも補助事業で大分お金が来るようですから、遊具のほうまでは手が出せないということですね。だけれども、せつかく広場をつくって、遊具を置くということを考えていたのに、遊具まで入れないというのは、いつ頃までにやる考えなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

遊具につきましては、今、資材の高騰なんかはかなり随分激しくて、遊具の値段なども上がっております。そんなことも加味しながら、6年度以降、再来年以降、計画的にこちらのほうをつけていければというようなことで計画しております。6年度以降ということでお願いしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 村長にお尋ねしますが、やっぱりあそこは全部きちんとつくって、一つの道の駅でしょう。6年度以降、いつつくか分からないでは、意味ないんじゃないですか。やはりあそこの道の駅を宣伝していくのには、つくるものは最初にきちんとつくって、集客しないで、年次計画でいつやるか分からないような計画では、それでは意味ないんじゃないんでしょうか。

とにかくあそこにはもう遊具をつくるということで、遊具を要求された地域から断っていたにもかかわらず、道の駅はできたけれども、遊び場ができていないということになれば、私らの説明がうそをついたことになっちゃうのですよ、村民に対して。あそこは一緒にやりますということで、だから待っていてくださいと言っているのに、それがいつつけるか分からないということでは困ります。もう少しきちんと計画をつくっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員お尋ねのとおりでございます。遊具は、大型の遊具というようなことで、私も2か年で設置というようなことで考えておりました。そういう中でいたんですが、ここに来てのウクライナ情勢とかもありまして、大型遊具が、もう値上がりが激しいものですから、その中で、もう少し縮小したものであるとか、分散するものとか、そういうもので設置をしていきたい。その他にも、ちょっと優遇されるような国県の補助、助成、そういったものも今、模索をしながら、何とか2か年で設置していかないと、せっかく道の駅がオープンしても、集客につながらない部分も出てきますので、そこは今必死に担当課も通じながら、設置できるような体制づくりをしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 2年ということは、今年、来年までにはつくと。来年度までにはつくとというような考えですか。それでよろしいですか。

それと同時に、確かに遊具が高いというのは、この時世だから理解できるんですが、そんな高いものばかり入れなくたって、ある程度安いものもあるんじゃないんですか、そんなに金のかからない遊具も。

そういうものは、ブランコや、ああいうものはそんなに金のかかるものじゃないと思うんですよね。ジャングルジムみたいなやつは金のかかるんでしょうが。滑り台くらいだと、そんなに高くは、私は全然分からないんですが、できるものは、そんなに金のかからない遊具は1つでも2つでもやっぱりつくってくれると、せめてブランコくらいはできるんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

現在、見直しをしているところです。当初は面積に合わせたもので、大型というようなことで考えていたんですが、あまりにもこの物価上昇のあおりを受けているものですから、そ

れ以外、議員がおっしゃったように、ブランコとか、そういったものを設置していく方向で検討しているところでございますので、ある程度これが見えてきましたらば、お示しをしてみたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） できるだけそんなに金のかからない、そんな何千万もかかるような遊具じゃなくて、二、三十万でできる遊具を何個かつくっていただければ、形だけでもつくっていただければと思いますので、2か年なんて言わないで、補正を取りながら、すぐにつくっていただきたいなと思います。

次に移りたいと思います。

63ページの農業生産性向上官学連携事業委託料460万。何か大学生との連携をしながら水稲事業をやるというのですが、大学生が何人くらい、また水稲農家は何人くらいで、どのような事業をやるのか、その内容を詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらの事業については、福島大学の食農学類のほうと共同で研究の事業を行うというように、まず村内の各地域、全域の中の抽出してというようなことになると思うんですが、そこから土を抽出したり、その気候条件なんかを見ながら成分分析等を行って、そういった中から、そこからのお米がどういったものでできて、そのお米の中の成分と土壌の成分というようなことをひもづけをして、今後の農家の方の経営安定とか所得向上、そういったものに、生産性を向上して所得向上を図っていければというようなことでございます。

まず教授の方が作物学の教授、それから土壌分析の准教授の方ということで一緒にさせていただきます。結果的に、大学生も入ってフィールドワークみたいな形も取れるようになるかと思うんですが、まだ具体的に大学生が何人来て調査するとか、そういった部分については決まっておりませんというか、これから調整していくというようなことで、あくまでも先生に研究のほうをお願いするというようなことを共同でやるというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これは土壌成分なり、食味の検査なり、そういったことを調べるというような事業なんですね。そして、生産者のほうからどのぐらい抽出されて、選ばれた人にするのか、地域的な分析をするのか、その辺はどうなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

これは予算が通ってからというような事業ですので、まだ具体的に農家の方にお声がけしているわけではないんですが、できれば、圃場については湯本から、広戸、牧本、大里というふうに、ある程度の広い範囲の中で抽出はしていきたいなと思っております。まだ具体的な数等についても今後調整というようなことで、ご理解いただければと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 土壌の検査なり、米の食味の検査なり、それにはそんなに金はかからないと思うんですよ。460万という金額は相当な金なんですけど、この辺は何に使うような考えでいるんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、分析のほうにつきましても、かなり、1件当たりの土壌分析が大学の研究機関であると30項目以上の成分分析が可能であるというようなことでございます。

先ほど申しましたが、作物学の専門の教授と土壌学専門の准教授により分析いただいているということで、できた米についても、どの要因が影響しているのかひもづけて、例えば次年度につきまして、その分析した結果、どういったものを入れていくと、また食味の向上に結びつくのかとか、それから個的な部分ですね、例えば当然、天栄村についても、標高差であったり寒暖差がありますので、その地域の条件下において、どういった土づくりをすることが望ましいかというようなことを行うというようなことで、大学の施設とか、研究の資材等を使わせていただくというようなことの経費でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これはあれですか、大学のほうからこの金額の要求をされていたんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

村のほうと大学で連携をさせていただきたいというような話を今年度、行わせていただいて、その中で、どのようなことをやっていただけるかというようにお話を村と大学で進めてきたわけでございます。そんな中で、教授、准教授をお2人ご紹介いただいた上で、大学側でこういった研究はできると。そして、その上で経費はこうだというようにご提示があったということでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 大学の教授がどこまで分析するのか分からないんですが、普通、土壌分

析なんてそんなにかからないわけですよ。例えば整粒の歩合の場合だって、自分らのところは分かるし、食味だって自分のところで機械を持っていて分かるわけですから。

普通、農地のある程度の土壌分析は、今も農協に頼めばやってくれるんじゃないですかね、ただで。そういうこともあり得るのに、この460万というのはあまりにもちょっと金額が、数にもよりますけれども、農協でやる分析よりは細かい分析はすると思うんですが、果たしてその分析で生産者が、これ決まった生産者でやるのか、研究会みたいなことを生産者だけでやるのか、よく分かりませんが、そこまでの、これだけの金をかけて、その分析が出たらとって、今度、指導員がいないで、誰が指導しながら、大学の先生の言うとおりにできるんですか。そこまで考えているんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、農家さんの方につきましては、特にいわゆる研究会とかそういう形じゃなくて、希望というか、ある程度うちのほうで抽出させていただいた一般の米農家の方を選定させていただきたいというふうに思っております。

まず、この目的なんですけれども、ほかの地域との差別化を図るためには、やはりその成分の分析、そういったものをさせていただく必要がありまして、それをやはりその専門的な、学術的な知見のほうから分析していただくものは非常に有効であるというふうに考えております。

また、今後もいろいろな、今、化学肥料であったり、農薬なんか減量を図る、なかなか不安定な状況であるというようなこともございます。そういったものも地域のデータを見ながら、農薬等の減量、そして、それによって農家の安定経営なんかも図れるのではないかなと思っておりますし、また、国のほうでも、みどりの食料システム戦略というようなことで、化学肥料のみに頼らない有機や減農薬の推進も行っているというようなことでございますので、そういったものも使いながら、農家の方の生産性の向上を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 考え方は、そのように学者が考えることだから、いいものができるかと思うと、これは土壌成分とそのくらいのやつで、肥料の使い方くらいで、そんなに簡単にいい米ができるとは思えないんですよ。場所にもよるし、いい水が入ってくるところもあるし、土地ですね。肥えた土地。

普通の分析をするのにこんなに金はかからないですよ。大学の先生に頼めば何でもよくなると思ったら大間違いだと私は思っているんですよ。湯本の温泉の利用だってそうでしょう。

あの温泉を利用して幼稚園の暖房を図りますなんて、ストーブは要りませんとあって、温泉を引いてきて、幼稚園はどうなったかと思ったら、寒くてやれませんかといってストーブを買ったという、石油ストーブを入れたような状況ですよ。

だから、大学の先生の話をするのみにしないで、今ちょっと農協には指導員がいないと思いますから、改良普及所というのはそのためにあるんですよね、農業改良普及所。あその先生はどうなんですか。今、役場と農協に来ないんですか、どうなっているんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

普及所の先生、当然、営農指導等もしていただいておりますし、ただ、やはり作物類に関しては頻繁に来ていただいているようではございますが、やはり米につきましては、米の研究会の定例会に出ていただいておりますという部分と、あとそれから、何か病害虫であるとか、そういったものが大量発生したとかいうときにはいろいろご指導いただいておりますが、そんなになかなか、今、岩瀬と石川地方、県南地方を見ていただいている中で、そうそう手が回らないのかなというふうには感じているところでございますし、また、もちろんこういった結果も加味して、普及所の先生にもご協力いただいて、今後の事業については進めてまいりたいなというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 私ももう農協関係から離れて久しいものですから、分かりませんが、改良普及所の先生というのは、そのために指導員がいるわけなんですよ。頼み方もあると思うんですよ。野菜だけじゃなくて、当然、米だって頼めばやってくれるわけですよ。そういったことを活用しないで、その先生らをないがしろにして、大学の先生の言うとおりのものもちょっとおかしいし、大学の先生のやり方で米がよくなって、生産性が上がるなんていうことはちょっと考えもしないが、大学の先生はどのくらい質がよくなって、どのぐらいの生産量が上がるということは言われたんですか。今よりどのくらいよくなるかということは何言われたんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

学校側とのお話の中で、これをやったから、すぐさま効力が発揮できるかというようなことではないかなということで、それを目的として私どものほうではお願いして、大学のほうでも一緒に研究していただけるというようなこと。

それからもう一つ、当然、普及所さんであったり、農協さんをないがしろにするというわ



けではなくて、学術的な見地の中からも、こういったデータを分析していただいた上で、また、そういった地元の機関についてもご相談しながら、一緒に地域の生産性なり品質を上げていければというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今言っていることが大事なんですよね。生産性と食味の向上をすることなんだけれども、今のレベルからどのぐらい、1ランクでもいいから上げていきたいのだと、村のほうで。それで先生にお願いするならいいけれども、やってみなければ分からないというような事業では困るんですよ。

とにかく今、8俵取れているところが9俵取れる、9俵取っているところが10俵取れると、そういう考えでやらないで、これから研究しましょうという話では、意味ないんじゃないですか。何の目標もない、ただやってみなければ分からないような話では。村長、どうなんですか。これ460万使う価値があると思うんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まず、品質の向上というのが一番重要でございます。そしてこの土壌調査、今ここに来ての農業資材、特に肥料の高騰がございまして。そういったところをどれだけ押さえていって、品質のいいものを生産していくのかと。それが農家全体の所得向上につながってくる部分でありますので、令和4年産のお米については、農協の概算金が1万100円。後から出たのが700円で1万800円。令和3年産のやつは8,300円とかだったんですが、ナラシ対策と東電の補償とかついて1万3,000円ぐらいになったんですけども、資材の高騰の中で、この値段ではなかなかやっていけない。そして、天栄村のお米の品質ってすごくいいんですよね。ただ、その裏づけがなかなか取れない。それをJAなり買取りするところ、そことの交渉する一つの手段を持っていかないと、なかなか米の値段も上がっていかないということがあります。

会津産の米と遜色ないぐらいの品質、食味があります。そういったところを大学との共同研究で、バックデータ、そういったものがあれば、交渉の一つの材料にもなりますし、あとは肥料を抑えていく。これからはSDGsの中で、先ほど産業課長も言ったように、有機栽培も今後は視野に入れていかななくてはならない。そういったところをJAさんとか、それでやっていただければ一番いいんですけども、なかなかそれもいかない。全体で見えていかななくてはならない。この天栄村で生産している農家の皆さんの幾らかでも所得が上がっていく、そして持続できる農業としていかななくてはならないという中で、そういうデータをはっきりさせていく、そしてコストを落とすやり方をしていく。それがやれるのが稲作だと思うんで

す。

これまでも高収益作物とかやってきましたけれども、あまりにも皆さん手がかかり過ぎて、なかなか手が出ていかない。水稻の中でも、ここであればこういう品種のものができる。今、湯本地区でも酒米にとってはすごくいい評価が出てきています。その分析もして、もう少し地産地消につながるやり方、あとはよそにも酒米として売れるような、そんな取組になっていければ、農家の所得向上にもつながっていくと思いますし、今回この共同研究をして、令和5年度、令和6年度につながるようなやり方をしていきたいということで、大学とのこれまで協議もしてまいりましたし、議員がおっしゃるように、少しでも品質が上がっていく、そして肥料等、農薬等、それを抑えられる、そんなものでやっていきたいということでの協議の結果が、この金額が出たことをございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これは昔から言われているんですが、よい米を作るには有機質のものを使いなさいと、堆肥を使いなさいと。無機質の化学肥料では駄目ですよ。土地が焼けてくるし、だけれども、農家が面倒くさいから、化学肥料を今田んぼに使っている。今度上がってきたと。こういうときにやっぱり、堆肥なんて安いわけですから、今、堆肥なんて余っていると思いますよ。堆肥を使わせるような方法、今、畜産農家に言うと、堆肥はみんなあれですよ、特に池田さんなんかやっているのは、田んぼのわらさえくれば、堆肥を無料で田んぼに振ってくれているんですよ。

そこまでやっているのに、そういったものを有効に使って、一番は、化学肥料を使わないというけれども、やっぱり有機質の堆肥を使わないことにはどうしようもないんですよ。ですから、堆肥を使って、有機質のものを入れると。それは昔から言われていることなんですよ。普及所の先生も言うんだけど、農家は面倒くさいからやらないと。化学肥料を使っちゃうということなんですよ。

だから、そういうことを分かっているながら、大学の先生に言うとかかすばらしいことを作ってくれるのかなといったら、私は大間違いだと思うんですよ。だったら、改良普及所の先生も交えて、いや、この先生のこういうことも大事だというなら別だけれども、改良普及所だって昔から堆肥を入れなさいと言っているんですよ、田んぼにも畑にも。堆肥をどんどん入れてくださいと。微生物が増えればいいものができるんですよということは昔から言っているんですよ。なるべく耕すときには深く深耕しなさいというようなことも指導しているわけですよ。

ある程度の、今までの指導でもきちんと守ってやれば、収量なり食味はアップすると思うんですよ。なんでかんで460万の金をかけるといのはどうも、何に使うんだか、検査でこ

んなに金はかからないと思うんですよ。教授の日当代が入っているのかなと思うぐらいなんです。100万円くらいの話なら分かるけれども、460万もかけて大学の先生に見てもらって、果たしてどれだけ収量がアップするか、食味がアップするか分かりませんかでは、無駄なお金をどぶに捨てているようなものですよ。

やっぱりもう少し、農業の専門家と、生産者の方だってその辺はもう十分分かっているわけですよ。幾ら食味のいい米を化学肥料で作ろうと思っても絶対できないと思うんです。ですから、ちょっともう少し検討したらどうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えします。

今議員おっしゃったように、有機質を入れる、堆肥を入れる、そこはすごくやっぱり重要です。私もそう思っていますし、農家の方々も分かっています。そこについては土壌分析をしていく中で、どの堆肥、なるべく地元でできた堆肥、そういったものを活用していく上で、これからはその堆肥が重要になってきます。そのための土壌調査、分析も当然必要になってきますので、そういった取組をしながら、土壌改良、そして品質の向上、その今度はしっかりしたバックデータを出していく。それによって販売先、買取先、そういったところとの交渉ができる。それをしていかないと、なかなか今、全体の所得向上まではつながっていかない。そこまでやっていくのにも、今ほど議員おっしゃったように、改良普及所、皆さんいろいろの方々にそこに入っていた中で、天栄村の水田に合った、稲作に合った取組をしていきたいと考えておりますので、ここはご理解をいただきたいと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 私は、本当にこれはちょっと、安くならないとすれば、検査だけの費用でこんなにかかるわけではないと思うんです。だから、こんな金をかけるなら、やっぱり堆肥が必要だとすれば、わらだって余っている人がいるわけですから、堆肥場をつくって、自分で堆肥をつくるか、そうするのが一番いいんですけれども、そういった堆肥場をつくるというようなことで、私らこれ、前に、茨城だったと思うんですが、すごい堆肥をつくっているところがあるんです。みんなして山の木の葉を集めて、それを堆肥に、すごく大きなプラントでやっているんですけれども、そうやって堆肥をつくっているところが既にあるんです。堆肥が一番作物にいいということで、そうやっているところもあるわけなんだから。

だから、もう一回その先生と、分析というけれども、分析だけで分かったからといって、その指導ができるんでしょうかね。ちゃんと稲作に合う、どういった肥料がいいか。まさか、場所によって土壌の質が違うから、土壌の入替えをやれとかなんとか、またやるのか知らないんです。

課長にも言いたいんだけど、生産者の専門家のやっている人がいるわけだから、その人らの意見も聞いて、ただ大学の先生がこう言っているからどうですかという、生産者にはまだ当たっていないというわけなんだから、その辺もう一回確認してみて、改良普及所の先生とやったのでは駄目かというような話をしてみたらどうですか。その中で、ぜひやってくださいと言うなら別だけれども、それまで保留にして、予算は使わないでやっていただきたいと思います。どうでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

生産者、あとは普及所、そういったところとさらにまた協議をして、また大学の教授も共同研究というようなことで、1人は稲作のほうと、土壌の准教授というので、2人で別々なものになってくるんですね、共同研究なものですから。堆肥の成分なんかも調べて、あとは何が必要だと、そういったところまでやっていただけるものですし、今後はその協議をした中で方向性をお示ししてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ちょっとくどいように言うけれども、成分なんていうのは、窒素・リン酸・カリの問題だけだったら全然関係ないわけですから、有機質の部分がどれだけあるかということなんです。窒素・リン酸・カリの成分だけだったら農協でも、昔は農協の指導員がやってくれたんですけども、そのぐらいの成分は、pHを測るくらいだったら、酸性とアルカリ度を測るくらいだったら簡単にできるわけですから、金もそんなにかかるもんじゃないんですよ。普及所だって、今だってやってくれと言えはできると思うんですよ。微生物をどれだけ増やすかが問題だと思うんですよ。そこを頭に入れてやっていただきたいと思うんですよ。

村長だって農家をやっているから、ある程度分かると思うんですが、成分は3種類しかないんです。あとは改良材を入れるか入れないか。ようりんか、そういうのを入れるかくらいの話なんです。ですから、共同研究にはあまりにも役場は払い過ぎですよ、これじゃ。460万なんか。こんな金払ってやるなら、私はやらないほうがいいと思うんですが。

とにかくもう一度検討してみてください。課長も村長も農業のことをやっていたんですよから、分かると思うんですよ。私らよりも分かっているんじゃないかと思うんですよ、米作りなり、野菜を作っていたんだから。その辺、ちょっともう少し検討して、実行する前にもう少し、もう一回検討してください。

だって、もう今やらなきゃ遅いでしょう。そろそろ種まきの時期になっているんだもの。これから成分を測ったって何したって、もう遅くないですか。俺は間に合わないような気が

するんだけど。作付け終わってからやってみたって、成分の分析検査したって意味ないと思うんですよ。もうみんな畑に植わっていますよ。種まきの準備に入っているわけですから。そこでやるというのは、ちょっと今年は無理じゃないのかなと。今年始めたとしたって、もう既に今の分析結果が出て、肥料なり何なりを仕込んでおかなければならないわけだから。

とにかく、有機質の堆肥と、あと土壌、どうしてもやりたいんだったら、農家に土壌改良材を補助しながらしてもらったほうがいいと私は思います。だからもう少し検討して、きちんと答えが出てからやっていただきたいと思います。切りがないからこの辺でやめておきます。

それで、まだありますので、ちょっとお尋ねします。

天栄ブランド化推進事業なんですけど、280万。これなんですけど、この補助金、これは販売促進なり、生産者への補助に使っていると思うんですけど、もう少しこの補助金の内容を明確に教えてください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

ブランド化推進協議会の補助金の内容の使い道というようなことだと思うんですけど、こちらについてはまず、大きくは1つ、天栄米の食味コンクールの開催というようなことで、こちらについては、例えば司会を頼んだり、審査員の方に来ていただく旅費であったり、そういった部分、あと炊飯用の電気工事であったりというようなものにまず使っております。

〔「それに幾ら使っているの」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午前11時19分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前11時21分）

---

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お時間をいただき、ありがとうございました。

ブランド化推進協議会の使い道、中身でございますが、まず天栄米の食味コンクールの開催というようなことで約85万円、その先の全国の米・食味分析鑑定コンクール、こちらのほうの参加費用であったり旅費であったりというようなことで約70万円、それから新規実証栽培を行っているマカ関係、マカの指導に来ていただいたり、また、マカの資材代であったり、

そういった部分に約75万円、そのほかに、今年度はこういったブランド産品について試食会をやったり、また弁当の試作をやったり、講師を呼んで講演会をやったりというような部分で約30万というようなことで支出しております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 食味コンクールは分かりました。

新規事業、これはマカの栽培のためのあれなんですか。これは生産者の拡大を図っていくために使うお金なんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、地域農産物等ブランド化推進事業というようなことで、当然マカのほうも実証栽培というようなことは継続してやらせていただいておりますが、マカだけがこの中に含まれているわけではなくて、マカ以外、お米、ヤーコン、それから長ネギ、その他の農産物もというようなことで、そういった部分のPR事業、例えば雑誌に係る広告代であったり、いろいろなものに掲載させていただいたりというような部分であったり、また、新たにこういったものを例えば首都圏などでPRをさせていただいて、それが例えば今後のふるさと納税につながっていくとか、新たに天栄の食品を使ったお弁当であったり、そういったメニューを使ったりして、今後そういったものの販売促進につなげていったりというようなお金もここでは使っております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） だから、聞きたいのは、米に幾ら使っているのか、マカに幾ら使っているのか、ネギに幾ら使っているのか。天栄ブランドは今4つでしたか。天栄米と、ヤーコンと、長ネギと、今度マカが入るわけなんですよ。このお金をどういうふうに割り振って使っているのか、そこを聞きたかったんですよ。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、米のほうについては、先ほど申し上げました米の食味コンクールの開催等、食味コンクールの大会への参加というのが天栄米の部分でございます。

先ほども申し上げましたが、マカの実証栽培に約75万円というようなことで、あと残りにつきましては、ネギが幾らとか、米が幾らとか、ヤーコンが幾らとかというような形ではなくて、それらを含めた部分でPRさせていただいたり、そういったいろいろな今後の試食をさせていただいたり、講演会の費用で使わせていただいたりということなので、ちょっとな

かなか、ネギが幾ら、ヤーコンが幾らというのは、なかなか分けにくいのかなということでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今、マカの生産者、農家は何軒いて、これからまた増やすのかどうか、それを聞きたいと思います。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

マカの実証者については、現在3名いらっしゃいます。これから増やしていくのかということでございますが、当然ご希望があればというような部分ではあるんですが、ただ、そろそろ実証して来年で5年目というような形でもございますので、どのようにするかも含めて検討してまいりたいなというふうに思っております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今は3名でやっているんですね。なかなか増えそうにはないということですね。それで結構なんですけど、今、実証栽培をやっているんですけど、結果はどうなんですか。その辺を常に報告してくれないと分からないんですよ。果たしてこの実証実験がうまくいっているのか、実証栽培がうまくいっているのかどうか分からないで、いつまでも実証栽培の補助を続けるのもどうかと思うんですが、詳しくちょっと教えてください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

マカの成績はいかがなんだということだと思っておりますけれども、今まで元年、2年、3年というふうには実績は出ております。その中で、昨年に関しては、生産量についても、1名の方が236キロ、1名の方が105キロ、1名の方が、面積は少ないんですけれども、223キロというようなことで、ちょっとやっぱり、この前も申し上げましたが、その3人が3人、みんなうまくいくというような話ではなくて、やはりうまくいく人もいれば、いかない人もいます。そして、その原因が、灌水なのか、害虫なのか、それとも土壌の問題なのか、いろいろなことがありまして、そこをいろいろと指導していただく先生などと協議をさせていただきながら進めているところです。

ですから、うまくいっているのかと言われれば、なかなか今はその途上であって、うまくいっていないではなくて、なかなか思うように全ての生産者がうまくできているような状況ではございません。

議員おっしゃるように、いつまでやるんだというような話もありますが、そこら辺も一応、

5年というようなお話で当初は始まっていると思いますので、そういったことも加味しまして、今後については考えていきたいなと思っております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 3名の方で230キロくらいが平均なんですけど、1人だけ大分落ち込んでいるわけですね。原因が分からないというような、この方のことだと思うんですが、やはりあれですね、いろいろ調べているといっても、幾ら調べていたって結果が出なければ、次の年には間に合わないということですよ、これ。農家の場合には。早く原因を究明しなければならぬんですよ。やっぱり専門家の人にちゃんと聞いてやらないで、せっかくやっている事業がうまくいかないのでは、これ200万から上げていけば、十分採算は取れてもうかっているんですか、これ。どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

なかなか、正直申し上げて、採算ベースには合っていないのが現状でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 村長にお尋ねします。

このような状態なんだそうです。村長がマカを大分推進したんですが、だからブランドでやっていくのはどうなんです。これからも本腰を入れる気はあるんですか。このままいくんですか。どうなんです。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これまでも実証事業は5年一区切りとして判断をさせていただいてきました。マカも同じことでございます。

この令和5年度、実施した中で、そこまでの中でどうなるかではございますが、今年は大分成績はいいようだ聞いております。あとは生産者がどこまでなるのか。あとは、今ほど話したように、原因がやっぱり分からないのが正直なところでございます。そういったところで、5年が一区切りでございますので、そういったところの判断をさせていただきます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 天栄のブランド化にするんだったら、やっぱり本腰を入れて、米もやらなければならないよね、米の販促くらいならいいんですけども、こういった細かい分析までの話を出していくんだったら、その金を本当につぎ込んで販売促進に使うとか、そうしたほうがお金を有効に使えるんじゃないですか。あれもやる、これもやる、産業課長、頭が



痛くてどうしようもないでしょう、いろいろな事業をやって。

米から、ヤーコンから、ネギから、分析から、ヤギから飼って。飼料のあれまでやったり、イノシシ退治までやったり。これほどの仕事、あっちもこっちも、課長1人でやるわけじゃないでしょうけれども。

こんなやり方して、もう次から次へと、聞けば持ってくる、聞けば持ってくるような事業をやっているんじゃないかと、やっぱり1つと決めたら本腰を入れてやるべきじゃないんですか。どうなんですか。

マカはまだ3年だから、私らも5年くらいは見ているつもりですが、やっぱり定期的きちんとした報告をしてくれないと、うまくいっているんだか、いっていないんだか、教えてくれないと困りますよ。ましてや村長が肝煎りで始めた事業なんだから、もう少し本腰入れてやってもいいんじゃないですか、どうですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

ブランド化を図ってやってきたものについては、またそこはしっかりと、5年なら5年のうちの中で、しっかり研究などもしながら努めてまいります。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） もう少ししっかり取りかかっていたきたいと思います。

次に移らせていただきます。

ちょっと課長、今度はそんなに難しい話ではないから、お願いします。

65ページの飯豊地区排水路改修工事請負費2,000万なんですけど、これ場所、どこをどう直すんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

飯豊地区の排水路改修工事でございますが、場所なんですけど、天栄ホームから河川側に伸びている農業用排水路でございますけど、大雨等で洗掘されて裏込材とか流出しているものですから、そちらのほうを、二次製品なんですけど、水路のほうに整備していくというところがございます。

令和4年度につきましては、河川から1スパンというか、高林のほうから白子のほうに抜ける道路の間を実施しまして、令和5年度につきましてはその続きということで、そこから今度、高林から太多郎に抜ける道路のスパンのほうを計画しております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） あそこは真っすぐ河川に抜いたのでは抜けないんですね。それで、迂回して、高林のほうに曲げて持って行って、下から抜くという考えなんですね。これ何年計画でやる計画なんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

改修工事につきましては3か年で計画しております。ですから、令和4年、5年、6年で整備するということでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 最終的には、あの広いところのどの辺に抜く考えなんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

議員おっしゃっているのは、河川に抜ける場所ということでは言っていると思われるんですが、今回のこの改修事業につきましては、あくまでも現在ある排水路が経年劣化によって損傷しており、水がきちんと流れていかないというところもありまして、排水路の整備を行うというところで、抜くところは現在のところで考えております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） それじゃ、下に抜かない、だって、上では河川に抜けないんでしょう、あそこを直したって。河川に抜けないものを直したってしようがないと思うんですが、今あそこはU字溝じゃないですね、柵渠というんですか、斜めの。あれになっているんだよね。だから、水の流れはあまり多くはないと思うんですね。だからいいのかと思うんですけども、ただ、あれをあのままして、直してみたところで、水がいっぱい行けば、向こうの川に抜けないのに、金かけて、3年もかけて、何千万も使ったって、水の抜けない仕事をしたのでは意味ないんじゃないかと思うんですが、どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

この事業は、今ほど議員おっしゃったように、柵渠を普通のU字溝に改修する、これが今度、補助がつくようになったんです。そのための改修工事であり、行政区からの要望であったり、柵渠でどうしても流れの悪いところ、あとはどうしても洗掘されたり、崩れたり、こういう現象が村内各地で起きています。それらを整備するため事業を活用し、そこを更新していくものであります。

今後につきましては、豪雨災害とかもあるものですから、それについてはこれから県のほうとも協議をして、どういった形でいけるかというようなことで、そちらは今協議していますので、また河川に抜くほうについてはお示しをしてみたいと考えております。今回はあくまでも柵渠の改修というようなことで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 分かりましたが、柵渠からU字溝にすれば、なおさら水の量がいっぱい行くと思うんですよ。それが広戸川に抜けないとすれば、こっちのほう、手前のほうでまた水があふれるというか、田んぼに入るというようなことにならないのかなど、それが心配なんです。いっぱい水が行くから。そういうこともちゃんと見ながら、直すということにしたんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、抜けなければ水があふれてしまうというところもありますので、今後その点につきましては検討して、事業のほうを進めていきたいと思っております。

付け加えますが、河道掘削のほうも順次検討しながら、水があふれないような形で対策のほうは検討してみたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） とにかくあっちに水が行き過ぎると、河川のところを下に下がって、あの橋の手前の田んぼがもう水浸しになるんですよ、何回も。あそこの広戸川に抜けるヒューム管が小さいんですよ。だから抜け切らないでたまっちゃって、あそこの田んぼがもう冠水しちゃうんですよ。だから、その辺が心配だなと思うんですよ。

それと、これは村長にお願いしたいんだけど、これは県の事業だと思うんですが、あっちを抜いていくと、こっちは水が下に来ないからいいと思うんだけど、なるべくそっちが駄目だから止めちゃうんですよ。そうすると、今度は下に流れてくる。そうすると農協の、昔の広戸農協の下、小針さんのところがあるんだけど、あそこからあの用水堀が県道を横切って下に行っているんですよ。ところが、間口が広くて、出口が合わないヒューム管が入っているんですよ。だから、ごみが詰まっちゃうんですよ。そうすると、あそこが水があふれて大騒ぎになるんですよ。

だから、これは県にも何回も言っていると思うんですが、やっぱりでっかい事業も大事だけれども、もうこれ何度も、村でも分かっていると思うんですよ、何回も苦情を言っていて。できればあそこの県道、村では県道だからやらないと思うんですが、深いし、あそこのヒューム管の入替えを何とかやってもらいたいなど。それをお願いしたいんですよ。

あっちに水がいっぱい行けばこっちは大丈夫だけれども、田んぼに上がってしまって駄目になってしまうと。今度こっちに流れれば、今度はこっちがあふれて騒ぐと。何とも俺らも言われたってどうしようもないなという感じでおるわけなので、とにかく県道のヒューム管だけでも直してもらったら違うんじゃないかと思うので、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（服部 晃君） ただいま議案審議の途中でございますが、昼食のため1時30分まで休みます。

(午前 1 1時46分)

---

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

(午後 1時30分)

---

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 次は、65ページなんですけれども、行政区協働の里づくり交付金990万、これは幾つの行政区からの要望があって、一番大きな金がかかる事業は、どんな事業をやるか教えてください。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

[建設課長 櫻井幸治君登壇]

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

当初予算の積算には11行政区分ということで、前の年と同じ行政区で計上しております。

主に、行政区の要望でございますので、令和5年度になってから要望箇所が出てくるとは思うんですが、今までのケースですと、大きな金額の張るものにつきましては、側溝の堆積土砂の整備だったり、あと水路の入替えだったり、そういったものが大きな金額となっているところでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） その仕事は分かったんですが、どのくらい交付しているんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

[建設課長 櫻井幸治君登壇]

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

交付につきましては、行政区内の土砂揚げとか側溝整備でありますと、事業費が100万円以下であれば、事業費の90%を補助するということなので、仮に100万円だったならば90万円を補助しているということでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 用水堀の流したり止めたりする、こう回すやつありますね。あれは1

個幾らくらい取られるんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

水路のゲートを言っていると思うんですが、水路の大きさにもよるとは思うんですが、大体50万から100万円以内ということでは承知しております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そうすると、この交付金で間に合うということですね。協働というから村民も一緒にやる仕事かと思ったら、そういうのもできるということではよろしいんですか。分かりました。協働になるのかい、それ。分かりました。結構です。

じゃ、次に71ページ、てんえい商工祭の補助金、今回も出ているんですが、これは補助金だから、当然、商工会のほうでも自己資金があるかと思うんですが、自己資金はどのくらい商工会では出して、このお祭りをやっているんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

あくまでも来年の予算ベースのお話ですが、商工会の助成金が予算上は30万円、それからその他の協賛金とか出店料とかということで、150万というようなことで予算上は計上されております。

〔「150万は村で出すんでしょう」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） すみません、もう一度申し上げます。

村の補助金が150万、それから商工会自身で持つのが30万、それからその他の収入ということで、出店であつたり協賛を募つたりということで150万ということで、合計330万の予算計上がされております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これもう十何年やっているんですよね。商工会が主催でやっているんだけど、商工会に何かプラスになるような事業って、あのお祭りでやっているんですか。ただお店を出したり、これほど使う、330万ほど使うものを行っているように見受けられないんだけど、あれだけの祭りで330万も使っているんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

コロナ禍でここ3年、開催はしていないところでございますので、来年度については新た

にというようなことで考えてはおるんですが、こちらのほうについては、先だってもお話し申し上げましたが、様々な村の地域振興に結びつくようなイベント、それから子どもたちの出演、そして地場産品の活用等々というようなことと、あと今回の予算上に上がっているのは、協賛を募ってということなんでしょうけれども、花火の打ち上げというようなことで、なかなかコロナ禍で地元の方たちも、村のほうでもなかなかイベントを組めないという中で、地元の村民の方がこういったものに参加して気分を高揚させる、地域を盛り上げるというような意味で、今回予算を計上させていただいております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 商工会が主催でやっているふうにも見えないんだけど、やるんじゃないかと、30万くらいしか商工会ではお金がないから出せないんだと思うけれども、これも、村でしっかりやったほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。

みんながあそこに来て、商工会のイメージは何もないんですよ。子どもたちは何か買ってくれるからいいけれども。商工の発展といたって、お店屋さんが出店して、自分の店のものをお祭りだから安く売るなんていうことをやるかと思ったら、そんなことでもないし、全然、商工会にとって何かメリットがあるのかなというふうに思うんですが、どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

事業として村のほうでやればというお質なのですが、商工団体ということで、商工会のほうにうちのほうではお願いさせていただいて、先ほども申し上げましたが、その中で、会員であったり、村内商店のほうから協賛金なども募っていただいたりというようなことで、村が半分までは出さないというような形で援助していくというようなことでございますので、ぜひご理解いただければと思っております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） その協賛金なんだよね。業者の方もあまりよく思っていないから、どうなのかなというふうに思うんですよ。

何か商工会でやっているという、そのイメージが全然わからないし、出すほうが容易でないような話を聞きましたので、どうせなら村でやったほうがいいのかなと思ったんですが、花火を上げるのにはちょっと金もかかると思うから、やむを得ないのかなと思うんですが、何でもかんでも金を出されるのが、業者も容易でなさそうですよ。そういうことを耳にしましたので。その辺をよくもう少し、あんたのところ、大変なんだよね。いろいろな事業ね、次から次へと。だけれども、やっぱりしっかりやってもらわないと困るんです。

ある村民が、こんなことを言う人がいたと言っているんですよ。役場は嫌いだって。産業課はいいだって。そのほかの課は大嫌いだということですよ。何でだと言ったら、ほかの課は金取るだけだと。産業課は金をくれるからいいところだと言うんですよ。そんな笑い話みたいな話があるんですよ。だから、課長もしっかり、金をくれるのはいいんですが、ただ一部に喜ばれるんじゃないかと、公平なる補助金を渡してくれるようお願いしたいと思います。

それともう一つ、産業課かなと思うんですが、71ページの創業等支援補助金82万、金額は少ないんですが、これはどんな事業なんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

創業支援事業の補助金についてでございますが、村内に新たに事業所を設けて創業を行う者、もしくは創業から3年を経過しない方について、こちらのほうの方が例えば店を構えるに当たっての内装であったり、いろいろな設備工事であったり、それから備品を購入したり、また広告の宣伝とか、自社のホームページを作成したりというようなことでかかる費用の2分の1以内というようなことで、補助の限度額は40万までというようなことになっている事業でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） といいますと、これはお店が出店をするためのお金ということですね。今やっている人の内装の工事は入らないと。あくまで新たにやるということですね。分かりました。

あと、今回出ていない、村民ゴルフ大会、これは産業課じゃないですか。村民ゴルフ大会はどこでやっているんですか。ああ、そうか、総務のほう。これ今年載っていないようですが、今年やるんですか。来年度ですか。村民ゴルフ大会の補助金、載っていないでしょう。載っていますか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

村民ゴルフ大会協賛金でございますが、26ページになります。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今回も載っているようでございますが、このゴルフ大会には、役場の職員なんかは、誰か参加している人はいますか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

職員では参加していないものと承知しております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 職員も行っていないようですが、このゴルフ大会の内容はご存じですか、総務課長は。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

内容については承知しております。こちら村内のゴルフ場で、広く村民を対象に、村内外から参加を募りまして、そちらに対しての補助ということで周知しております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 村民ゴルフ大会が昔始まったとき、村民を対象にしてやったんですが、今は村内外ということになったんですか。いつからそのようになったんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

いつからということですが、こちらでちょっとそこまで把握しておりませんでしたので、大変申し訳ございません。時期は確認が取れておりません。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） いつからか分からないとすれば、最近の人数、村内が何名、村外が何名、参加人数ですね、村内と村外の数ぐらいは把握しているでしょうから、その数字を教えてください。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 1時51分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 1時54分）

---

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

村内の人数はちょっと把握しておりませんでしたので、全体の人数のみお知らせいたしたいと思います。



白河メドウゴルフ倶楽部が116人、太平洋クラブが88人、これが令和4年度の実績でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） このゴルフに参加している人がよく言うのですけれども、村民だけかと思ったら、今、村内外ということで、いつの間にか村民と、村外の人もやるようになったようですが、村内の人は、みんなこれが村民だけだと思っているんだよね。

それで、私も1回、人がいなくて参加したことがあるんですけども、私らがやったところも100人くらいいたかなと思うんですが、上がってくるまでが、最初に上がった人はもう相当、時間を待たなきゃならないんですよ。相当、時間を待つしかないというようなことが一つあって、みんな帰っちゃうんですよ。最後の表彰式まで残っていないんですよ。たとえ残っていたとしても、大した賞品でもないし、飛び賞があまりにも多過ぎるから、くじを引いているようなものですから、みんな帰っちゃうんですよ。

そうすると、先に終わった人は、最後の人たちがプレーして上がってくるまで待ってなければならぬんですよ。そうすると、もう3時間くらい待つときがあるんですよ。待っていたんですよ、私も。そして、そろそろ表彰式があるとなったら、ごちそうがいっぱい出てくるんですよ。飲物と、ごちそうと。だけど、残っている人は本当に10人いないくらいだったんです。

無駄なごちそうだなと思って、みんなこれ、村からの金が出ているから、こういうことができるのかなと思っていたんですけども、賞品はそんなに、ゴルフ場の残ったものみたいな賞品だったんですけども、大した賞品じゃないんですよ。

だから、村民においては相当面白くないと言うんですよ。みんな村外の人に賞品を持っていかれるしというようなことなんです。ですから、これ、ちょっとやり方を変えるべきじゃないかなと思って。今、村内外と言ったからあれだけれども、前は村内の人だとみんな思っていたんですよ。だから、ほかから来た人に持っていかれちゃったり、いつまでも待っていたって、あそこで待っている人も、最後まで待っている人なんてほとんどいないわけだから。

だから、これはやるなとは言いません。ゴルフ場のためにもやればよいと思うんですが、もう少し、協賛金だから出すのはいいと思うんですけども、それはいいと思います。だけれども、ちょっとやり方を変えて、本当に村民なら村民にやらせて、あとはあくまでゴルフ場が主催でやるんだったら、また別のやり方でやったほうがいいんじゃないのかなと思うんですが、誰も、役場の職員も行かない、特に村長はゴルフなんて全然やらないんだから、何のことだか分からないと思うんですが、そんなものですよ。

暗くなるまで待っていて、最後に残った人は、食べ切れないほどのごちそうを食べてこら

れるからいいかもしれないけれども、そんなような状況なんです。だから、やっぱり現場を見て、やっぱり改善、村のためになるようなゴルフ大会にさせていただいたらと思うんです。ですから、やるんじゃないかと、もう少し検討をしてみてください。

それともう一つ、村の建物だの、土木だの、工事やりますね。そのときに、設計委託料って最初に乗っけますよね。設計書を作る前に。このお金、それぞれに違うんですが、これはどのようにしてこの委託料はこの予算に乗っているんでしょうか。誰が積算して、こういうふうな金額だということ、委託料になるというのは誰が決めるんですか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 2時00分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時01分）

---

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

設計委託料の積算ということだったかと思いますが、基本的に委託設計の積算基準、こういったものに基づいて設計しております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今のその基準に基づくという、冊子か何かあるわけですか。例えば建物もあるし、土木工事もあると。大きさもあるでしょうし、つくり方の仕様もあると思うんです。それも全部それに載っているんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

設計基準の中に全てを網羅はしておりませんので、物によっては見積り書の徴収であったりとか、そういった形で、あとは建設物価でありますとか、そういったものから積算をしております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そんなことで決まるんですか、何千万、何億の金の仕事をするのんです。そんなやり方でやるの。見積り書を取って、簡単にその辺の備品かみみたいな考え方でできるの。これできちんとした、委託料をこれだけ払うと、どこの設計屋に頼むんだか知らないけれども、これでやってくださいと言うと、はい、そうですと言って、設計を受けるよ

うになっているんですか、今まで。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 2時04分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時26分）

---

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 大変お待たせして、申し訳ございませんでした。お答えをいたします。

建設業務等に関しましては、こういった設計業務等標準積算基準、こういったものによって設計しております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そのやつを見ながらやるのはいいんですが、何か数字を入力するのを間違ふと駄目になるということなんだけれども、つくった後、課長か何か全部検証しているの、間違いないということは。そこなんだ。検証しているんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

設計書が出来上がった段階で、検査とチェックは全てしております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 分かりました。

じゃ、その次なんだけれども、設計士については、設計士を頼むには、入札か何かやらないの。1回も入札なんていう話を聞いたことがないんですが、随意契約でやっているんですか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 2時28分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時29分）

---

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

設計業務に関しましては、先ほどの積算基準に基づきまして設計をしまして、それから委託業者に発注をします。設計委託業者が決まりましたら、工事の発注というふうな形になりますが、設計内容を熟知しておりますので、工事の監理ということで、監理業務に関してはその受注した設計業者さんとの随契というふうな形で行っております。これは建築業務に関してということになります。土木に関しては通常、設計業者のみというような形になるかと思えます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 大きい事業も相当あるでしょう、億の金のやつでも。そういうやつを設計業者に頼むときの頼み方というのは、入札なのか、それとも役場で随意に決めているのかと。勝手と言ったらちょっと失礼かもしれないけれども、選定は自由にやっているのかと。入札というのはやらないのかと聞いているんです。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

入札は行っております。

○議長（服部 晃君） それ、どういうやり方で入札しているのかというのを、何業者、3つとか4つとかあるの。そうやって入札しているの。それも説明して。

○参事兼総務課長（内山晴路君） 大変失礼しました。

その業種に合わせまして、数者で、例えば3者であるとか、5者であるとかというような形で、入札を行っております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） その設計入札については、議会に1回もかかったことがないんだけど、幾らの設計から入札しているのか、ちょっと教えてください。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

入札に関しましては50万以上ということでございます。

〔「じゃなくて、議会にかかるのは」の声あり〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

委託の場合ですと、議会のほうにはかからないです。

○議長（服部 晃君） はっきり聞こえない。大きい声で言って。

○参事兼総務課長（内山晴路君） 委託の場合ですと、議会のほうにはかかりません。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 50万から入札かけていて、何千万も、何億の設計の委託だからかけないというのは、その委託だからかけないということはどういうことなの。設計を頼むのに、50万で入札しているのに、億の仕事の設計やるやつが、委託だからかけないということはどういうことなの。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の中で、第3条の中で、議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分につきましては、予定価格700万円以上の不動産または動産の買入れまたは売払いとされておりますので、こちらに基づいております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 財産の取得だの何だのじゃない。設計だよ。設計で頼むのに、設計の入札は競争入札でやるのか、それとも、今あんたが言っているように、あんたに任せるわけで終わってしまうの。入札やると言ったじゃないの。ちょっと何だか分からない。もう一回。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えいたします。

まず、契約に当たりましては、村の財務規則で、委託業務については予定価格が50万円以上は入札をやりますよということが決まっておりますので、村で持っている入札参加指名願、あそこに登録してある業者から、これもまた財務規則で、なるべく3者以上を指名してやりなさいということが決まっておりますので、通常、5者程度を指名して入札を実施しております。

議会の議決に付すべき契約については、予定価格5,000万円以上の工事または製造の請負で、先ほど総務課長から話があった財産の取得は700万円以上の動産、不動産の買入れ、または処分ということで、これ以外については議会の議決には付さないということになっておりますので、委託業務については議会の議決案件ではないということで、今までも上程はしていないところでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） じゃ、固定資産の取得と同じようなものなんだ。5,000万円以上は議会の承認が要るけれども、それ以下は要らないというようなこと、設計も同じなんだ。設計

も。設計のことを言っているんだよ。設計士を頼むから、ここであなたたちが積算して、これだけの設計料が出たから、金を持って行って、これをお願いしますというの。それとも、5者集めて、この設計を入札しますからお願いしますという、決まったときには、あなたたちが取ったこの金を、設計士は関係ないか、委託料……、設計委託料と……、分からなくなってきた。

○議長（服部 晃君） 設計監理委託料。

○6番（揚妻一男君） 設計監理委託料というのを、設計をして……、ちょっと暫時休議してください。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 2時39分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時42分）

---

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） 一連の流れをご説明させていただきます。

最初に委託業務を発注するための積算を、先ほどご確認いただいた積算基準をもとに金額を出します。それが50万円以上であれば指名競争入札ということで、大体5者程度で入札をやっております。

その落札業者が今度は、請け負ったこの現場の工事の積算をやります。その積算が終わって工事費が出ました段階で、今度また登録業者を指名して、入札をして契約をいたします。その金額が5,000万円以上の工事であれば議会の議決をお願いするというような流れになっております。

一番最初の設計業務が、これが金額が大きくなるだろうが、それは議会のほうには案件としてはかからないということになっております。

○議長（服部 晃君） 執行部にお願いがあります。答弁するときはマスクを外して、はっきりしゃべってください。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 分かりましたけれども、設計士は建築業者みたいに年に1回、入札のあれに参加できるような書類の申請はするんですか。毎年やるの。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

入札資格審査に関しましては、2年に一度になります。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） これは天栄村は何者と決まっているんですか。資格申請されるでしょう。5人なら5人、6人なら6人と人数は決まっているんですか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

2年に1回の名簿の登録につきましては、これは特に何者という制限はございません。きちんと資格を持っているところであれば、有資格業者ということで名簿に登録になります。

ただ、実際、入札に指名する段階にあつては、財務規則で3者以上ということになっておりますので、おおむね5者程度を、県内の実績のあるところを指名して、入札を実施している状況でございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 申請を村で受理していて、1回も入札に混ぜなかったなんていうことはあり得るんですか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えいたします。

ちょっと数を正確には把握していないんですけども、全国から登録の申請が上がってきて、その書類をチェックしまして、登録しても大丈夫である業者であれば全て登録しますので、何百者というくらいになりますので、指名に入れない業者も中にはおります。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 何百者もあるんだけれども、県内で、近場なんだと思うんだけれども、入札の資格申請をして、受理されていて、やっているんだけれども、何年間かは入札に参加させたようですが、1回も参加に混ぜてもらえないというような人がいるみたいだから、そういうことはあり得るのかなと思って。申請しておけば、そんなに、遠くのほうのでっかい事業でもないわけだから、大手のやる事業じゃないんだから。そういうことがあり得るのかなと思って。どうなんでしょうか。

ある程度、6者なり7者くらい入っているんでしょうけれども、こっちをやったら、今度はこの人もと、1人か2人ずつ交代しながら入札というのをやるのかと思えば、副村長の好きのところだけ選んでやるということもあり得るの。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

指名の業者につきましては、内申の段階で、県内業者で実績のある業者ということで選定をしております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） そういった業者がここ二、三年、全然お声がかからないというのは、何かがあったということなんですか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

選定しないということは特段なく、県内の実績のある業者を選定しているというところがございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今、建設課長の言うのは土木関係でしょう。建築関係ではどうなんですか。

○議長（服部 晃君） 副村長、揚妻浩之君。

〔副村長 揚妻浩之君登壇〕

○副村長（揚妻浩之君） お答えをいたします。

建築の設計業務そのものの数があまり多くはございませんでして、今まで指名されていたのに入らないという、そういうことは多分ないのではないかなというふうに、私の中ではそういうふうに思っているんですが、特別何か不祥事があってですとか、そういったことで除外しているという業者もおりませんので、あまり件数が少ない中ですので、そうそう変わってはいないと思っております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） ここ1年じゃなくて、二、三年くらいというんだから、その間に結構、村でも事業をやっていると思うんですよ。よく見てみてください。そういうのがあるというのは事実でないかどうか、見てください。

それと、今度はこれ、つくるほうだけれども、壊す場合も積算というのはあるの。入札をやるのに積算というのはあるの。どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

壊す場合も、先ほどと同じように基準がございまして、もし基準にない場合には、建設物



価といたしますか、おおむね1平米とか、1立米とか、そういうふうな単位での基準単価がございまして、そういう単価を採用しております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 壊すのは幾らでも安くて、壊してしまうんだから、金をかけないほうがいいんじゃないかと思うんですよ。建てるんだったら、きちんとした設計どおりにやらなければならないんだけど、ある程度の積算をして、高いならやむを得ないけれども、大分安くやる業者がいるんだけど、というのは、はっきり言ったらいいですね、私も。別に特別な人と関わっているわけではないんだけど。

外れの浮棧橋がありますね。あそこ、なかなか壊さないでいたんですけど、村長が、私が聞いたときは3,000万かかると言いましたね。たまたま私の知り合いなんですけど、そういった何でもやる、打ち壊しても何でもやる人なんです。だから、鉄くずで売れるから、おまえ、ただで行って、あれをもらったらどうだと冗談で言ったんですよ。そうしたら、見に行ったんですって。そうしたら、きちんとした資格を持った人がやるわけなんだけど、もっとやるのに、かなり安い値段でやる話をしたんだけど、そういうのも認められないんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

議員おっしゃることはよく分かります。私も民間でいろいろやってきたものですから、ただ、公共の中での積算根拠をしっかりと出さなくてはならないんです。そういう中で、確かに安い業者、じゃ、あなた、やってくださいと。これこそ官製談合になってしまう部分なんです。だから、そこをしっかりと競争性を持たせた中でやらなくてはならない。その積算根拠をきちんと出さなくてはならない。

今回、羽鳥小学校の建物の解体についても、建築の場合の何分の1という根拠があって、そのほか必要なのは、その処分費用、ここから処分をする、今は分別するものですから、鉄くずだったら鉄くずは売れる。そこまでの運搬費の積算であるとか、処分をしなくてはならないのは、最終処分まで、これがどこどこまで、その距離、その運搬費、そういうのも出していきますので、公共事業というのは、民間のような形ではなかなかできないものですから、ここはご理解をいただいた中で、どこの市町村もそうですし、私も当初はそういうふうにして、安いところであればいいかなと。ただ、それではもう完全に官製談合になってしまう、法に触れてしまうということでございますので、根拠にのっとった形で、解体処分についても、そういうものを作って、入札をかけるというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 安くするというのはいいことでしょう。つくるんじゃなくて、壊すんだから。それも談合になるんですか。入札なら入札で構わないですよ、積算をやって。3,000万のあれだというのが出てくるならいいんだけど、3,000万で。そういう人もいるんだから、そういう人も入札に参加すればいいんでしょう。3,000万のやつが本当に安い値段でできるのを聞いて、私もびっくりしているんです。ここで数字はちょっと言えないのが残念なんだけれども、村長は分かっていると思うんですが。

何千万も違ったら、1,000万円……、金額は言えないんだ。それでやるんだから、そういう人がいれば、やっぱり入札に参加させるべきじゃないですか。それで安いのは構わないんでしょう。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

地元の業者についても、解体の資格を持って、入札参加願を出している業者もいます。その中で、村外であって、安ければいいだろうということでどんどんいったらば、地元業者はもう、もたなくなりますね、その論法でいけば。確かに村とすれば大変ありがたいのはございますが、もう地元業者の育成も何もなくなってしまう。ある程度の基準は出しますよ。その中での指名競争入札ですから、あとはそこで金額を下げていく。その中で一番低い方が落札するというような流れでございますので、そこは私もすごく悩ましいところでございます。

その論法が何でも適合していったらば、これからますます建設業界は厳しい時代を迎えてきています。そういったところも考慮しながら、そこは見極めてまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 村長、ちょっとその考えはおかしいんじゃない。あまりにも金額が、あなたも知っているとおり、違い過ぎるんじゃないですか。幾ら何でも、村内の業者を育成するといっても、ちょっともうけ過ぎじゃないですか。村長が聞いた金額と合わせたら。3,000万もかかるとしたら。

それでも安くやる人は収益があるんですよ。あれだけの仕事で、本当にあの金額がもうかるんですよ。ちょっと考えちゃうんじゃないですか。幾ら村内の業者だって。3,000万近くで入札するなんていったら、それこそ談合じゃないですか。ちょっとその辺、よく考えてみてください。入札が終わったら教えてください。まさか3,000万では落札になることはないでしょう。どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

ある程度の根拠は示さなければならぬし、基準がなければなりませんので、ただ、どこがベースになるのか、今、金属類が高騰してきています。そういうものも入れた中での判断をしなければならぬと思っていますので、そんなに差が大きく開くということは多分ないと思います。

その中で解体をしていく、安全管理もしたり、そういったところがいろいろ、もろもろ出てきますので、そういったところも加味して、ただ単に、じゃ、ここの金属の建物があって、これを解体、撤去しますよと。目で見ても、このぐらいでできるよといっても、実際、何メートルの杭が刺さっていて、どれだけのやつを抜かなくちゃならない。そのためには大きな重機を入れる、敷き鉄板を入れる。そういう仮設道路もつくったりということが、今時点ではきちんとその根拠を示さなくてはならないので、前にお示ししたのは概略で、これを撤去した場合にはどのぐらいなんだというようなことで、3,000万という金額が出ました。どのぐらいかかるんだということだったものですから、概略で、実際にあの浮棧橋を全部撤去して処分するといった場合には、しっかりそこは積算根拠を見ながら、撤去に向けた形で、これからまだまだいろいろ解体、撤去をしなければならぬものが村内にはありますので、そこは村の財政負担にならないように、議員がおっしゃったように、そんなに金額に差が出るようなことはないように進めていく考えであります。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 羽鳥湖の水がたっぷりあるときはないと思うんですよ。その金額を出した人は、水がなくなってきた時期だから。だからある程度、鉄板を敷いたらいけるなというようなことだと思います。あれが水がたっぷりあったのでは、船なんかを持って行ってやるしかないんでしょうけれども、鉄板を敷いてできると。それなりの資格を持っている人です。やる資格を持っているという話は聞いているんですが。

だけれども、幾ら何でも3,000万の半分にならなければ、ちょっとおかしいんじゃないかと私は思うんだけど、幾ら村のため、村民の業者といたって、ちょっと儲け過ぎじゃないですかと思うんですよ。3,000万は。それでも片方はいいとって、儲かるからやると言っているんだけど。

そんなに目くじら立ててやる必要はないんじゃないのかなと思っています。幾らでも、何か変なところで村長は絞っていて、変なところでばかばか出しているような感じを受けるんだよね。もう少し、締めるのか、緩めるのか、はっきりして。締めていいところは締めたらいんじゃないですか。そんなことでお願いして、終わります。

以上です。

○議長（服部 晃君） ここで暫時休議いたします。

（午後 3時04分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時20分）

---

○議長（服部 晃君） 質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 30ページの18節、31ページになりますか、地域活力交付金、これ各行政区で20万円ずつ、行事や事業に補助するという事なんですけれども、補助の内容について、どういった経費について補助するのか伺います。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

この交付金につきましては、各行政区で実施している地域の伝統行事や盆踊り等の祭りを通しまして、地域の絆や地域コミュニティの活性化を図ることを目的に実施するものに対して、補助を出しております。

1行政区20万円が上限でありまして、対象経費につきましては、行事で使用する商品とか景品、文具類、消耗品、あと材料費とか、あと行事内での弁当代、軽食、お茶代につきましても認めるようにはしております。あとは行事で使用する賄い材料費等でございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 今のところで気になったんですけれども、私の認識では、行事内での飲食、弁当、お茶代、これは使ってはならないというふうに私は前に聞いたこともあるんですけれども、それは今、認めているんですか。弁当、お茶代、飲食代。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

要項のほうには、食費（酒類）ということで、アルコール類については対象外というふうになっておりまして、弁当を想定しておりますのは、役員の方々の軽食というか、行事を行うに当たりまして、朝から準備をされていて、例えばお昼頃から行政区の行事を行うという場合に、役員の方々はずっとそこで準備等を行うので、役員の方の軽食とジュースにつきましては、昨年度、1行政区で認めた経緯がございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） この補助金を出すようになってから9年たっていますけれども、最初は、どこかの行政区でそういう飲食等に使うという話があったときには、駄目だというふうになったと思うんですけれども、それ、ちょっと確認してもらえますか。最初から飲食オーケーでやっていますか。最初の発足当時から。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 3時24分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 3時29分）

---

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

いつからそうなったのかというご質問でございますが、いつから弁当代を出していたかというのが、ちょっと今、確認が取れないんですけれども、当初から全体で行う懇親会費については認めていなくて、先ほど申しましたように、役員さんにつきましては、やはりその時間帯、束縛されるのではないんですけれども、自由がきかないということで、そういった方のお弁当代については認めておりました。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 私は湯本で役員とかもやっているんですけれども、祭りとかであるならば、朝からももちろん詰めていますけれども、お昼は自宅に帰ってお昼を食べるとか、ほかの行政区はずっと詰めて、家に帰る暇もなくそういうのをやっているかも分かりませんが、ただ、終わった後の反省会とか、そういう飲食に使っては駄目だということは分かりましたが、やっぱり今後、その辺の飲食というのは、非常に線引きが難しいと思うんです、その辺は。だから、その辺はきちっと、もう飲食は駄目とか、そういうふうなことで、きちっと線引きをして、飲食は駄目だというふうには私はやったほうが、後からそういう間違いが起きないと思うんですけれども、そのように今後考えていただきたいというふうに思います。

続きまして、69ページ、6款1節、林業費の林業総務費の報酬ってありますよね。ここで鳥獣被害対策実施隊報酬14人というふうには、令和5年度、載っています。これ、先日の一般質問で渡部議員が質したのに対して、産業課長の答弁で、16名が、1人協力隊を抜けて、15名というふうには答弁されましたが、これはどっちが正しいのか、確認です。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

鳥獣被害対策実施隊については、現在15名でございます。1名が地域おこし協力隊のため、そちらで給与を払っておりますので、ここの中の報酬には含まれていないということで、1名引いて14名ということで、ご理解いただければと思います。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。了解しました。

続きまして、76ページ、14節、工事請負費5,050万円、これ説明がぱっつとってしまったので、もう一回説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

工事請負費の内容でございますが、まず、交通安全施設整備工事請負費、こちらにつきましては村道の外側線等の区画線の維持整備費としまして、200万円。それから、下の維持工事請負費のほうなんです、行政区要望等に対応するための維持工事費として計上しております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 了解しました。

次に、80ページです。18節の一番上、消防団員等公務災害補償負担金、これに関しまして、前に一般質問でもあったんですけれども、そのときには、消防団員の補償内容については説明がありましたが、消防支援隊のほうの補償内容についてお伺いします。どのぐらいの補償をされるのか、事故の死亡とか、後遺症の補償とか、けがの補償、それらについて説明をお願いします。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

80ページの消防団員等公務災害補償負担金でございますが、こちら団員の共済制度の中でご説明したかと思いますが、活動支援隊の部分での補償でございますが、内容的にはほぼ同一内容でございます。

まず療養補償ということで、こちら同じく完治まで全額ということで、休業補償ですと5,000円ぐらいから、傷病補償、こちらは200万ぐらいから、あとは障害補償、こちら大体110万ぐらいから、あと遺族補償ですが、こちらは130万ぐらいからとなっております。

ただ、こちら以外の部分で、死亡した場合ということで、団員のほうで死亡した場合には2,300万円ということでお話ししましたが、活動支援隊の方に対しましては、この部分が制

度上ないというふうなことで、別に79ページの11節、損害保険料、こちらで、先ほどの死亡の部分で補完するために、ボランティア保険というものに入っております、死亡時の際に500万ということでの補償額ということになっております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 大体分かりました。支援隊員はあまり危険な場所に行くなということによろしいんですね。分かりました。あまり頑張って消火活動をしないようにします。

続きまして、昨日、湯本中学校が閉校いたしました。今度の4月からの管理について、どのように維持管理を行っていくのかということをお伺いしたいと思います。どこでやるのか分からないので。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

3月をもちまして、教育財産から普通財産へと所管替えということになりますので、今後は教育財産としての使用の見込みは今のところないものですから、管理としましては一応、総務課の財政のほうで管理していただくようになるとは思いますが、一応、管理業務として、総務課のほうにも申し伝えしております、例えば草刈りの業務であったりとか、あとは定期的に中に入って、ちょっと窓を開けて、中の様子とか、空気を入れ替えたりとか、そういったことは支所も協力していただきながら、していただくような予定で考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 4月から今度、総務課に移管ということなんですけれども、総務課長、何で答えられないんですか。どのように管理していくんですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

湯本中学校の体育館等につきましては、以前から避難所というふうなことで指定しておりますので、体育館のほうについては、避難所として活用していきたいというふうに考えております。

中学校のほうの施設に関しましては、こちらも何か有用な活用方法がないかというふうなことで、今後も地元のほうと協議しながら、活用方法などについて検討していきたいというふうに考えております。今のところ、どのような維持管理をしていったらいいのかというのは、まだちょっと、協議を深めながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 私は4月からの管理について聞いています。後利用をどうするかとい

うのはまだ決まっていないですよ。だから今後、地元中学校がどういうふうに利活用されるかというのは後の話で、それが決まるまでの間、荒れ放題にしていたのでは、湯本中を何か利用したいなど見学に行った人も、草ぼうぼうであったり、管理されていなかったら、これは使えないということになるでしょう。だから、それまでの間、総務課がどのように維持管理していくのかということを知っているんです。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。大変失礼いたしました。

先ほど教育課長のほうからもありましたように、施設周辺の除草、草刈りでありますとか、あと、施設に関しましては、電気料とかもかかるとお思いますので、そういった部分でも、また、水道料とか浄化槽、こういったものも点検をしながら、いつでも利活用できるような状態では管理していきたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） いつでも利用できる状態に管理していくということは、総務課長さんが月に何回か見に行ったりとか、そういうふうなことをするんですか。

常日頃の管理はどういうふうにするというか、その計画を聞きたいんです。水道料金とか電気料金は別に聞いていません。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

先ほども教育課長のほうからお話がありましており、換気ですとか、また、施設等に異常がないかどうか、そういったものと、危険性がないかというふうな部分に関しましては、随時確認を取りながら、施設の維持管理に努めていきたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） じゃ、随時というのは、総務課で随時やるんですね。きちんとやってくれるんですね。

例えばさっき、教育課長は、湯本支所と協力してとかと言っていましたけれども、そこはないんですね。どういう体制でやるかというのを私は知っているんです。総務課で随時誰か派遣して、随時そういうふう管理するというのでいいんですね。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えいたします。

湯本支所のほうと連携しながら、管理に努めていきたいというふうに考えております。



○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） よろしくお願ひします。

続きまして、この議会が始まる前の全員協議会等々で、令和5年度の重点事業ということ  
でいろいろ発表されました。その中で、SDGs重点事業というのがありました。ただ、そ  
れを見ますと、予算措置が全く書いていないです。令和5年度の中で、そのSDGsに関連  
する事業というのは何と何と何があるのか、教えてください。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

SDGsの取組につきましては、今後、職員の管理職を含めた研修等をちょっと予定して  
おりまして、そちらで各課で何が取り組めるのかということ今年度については検討してい  
ただきまして、今も実際にやっている事業等ではありますが、具体的にどの事業をやっている  
のかということではなく、全体的にどういうことが取り組めるのかということちょっと検討  
してまいりたいなというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） ということは、実際、令和5年度の事業では特に取り組まない。管理  
職の研修等々をやって、これからSDGsについてどういうことをやるかというのを検討す  
るということいいんですね、今の答弁だと。そういうふうな理解でいいんですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

SDGsについて、令和5年度につきましては、令和4年度も実施しておりましたが、出  
前講座というものを企画のほうで行っておりまして、いろいろな各種団体のほうでSDGs  
についての勉強会を行ってまいりました。

その結果、今度、行政として何ができるのかということで、企画だけではなく、庁舎全体  
で取り組んでいきたいということで、各課の管理職を含めた研修会を行いまして、役場全体  
でどういうことができるのかということを検討していきたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） だから、SDGsの事業というのはとりわけやらないということでは  
しょう。SDGsの事業については。今までは各種出前講座で、村内の各団体の方にSDGs  
とはこういうことだと。こういうふうなことだから、こんなことをやってほしいとかという  
ふうに。

例えばこれ、SDGsを今年度、重点事業で挙げるとすれば、SDGsをどういうふうに

やるかとありますよね。昨日も湯本中学校が郡山市から表彰を受けました。あれは郡山市の事業として、SDGsをやっているいろいろな団体、こんなことやっていますというのをコンクールで集めて、表彰されました。それは事業として、きちんと予算措置をしてやっています。

あともう一つは、例えば役場がSDGsをやるんだったらば、何かに対して目標値を掲げて、役場としてはあと何年かでこの目標値に達するようにこういう事業をやります、例えばごみの減量化とか、脱炭素とか、そういうのを事業というんじゃないんですか。単なる各課の管理職が集まって、SDGsで何やろうかな、どうしようかなという勉強会、それは事業というんですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

議員がおっしゃるように、いろいろな事業の経費がこの当初予算のほうに載っていないというのはご指摘のとおりなんです。まずは役場としてどういうことができるかということ。目標値を定めて、それで、取り組んでいけるような事業については補正予算なりで対応しながら、各課で目標値を定めてもらうということで、各種団体を各課で皆さん持っていますので、まずはそういうところで何ができるのかという意識づけをしていただかないと、役場だけが先走ってしまうというふうになってしまいますので、企画政策課のほうでは周知のほうを勉強会等で、村民の方を含めて、皆さんにSDGsについて知っていただきたいということで進めていきたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） それは去年やっているでしょう。去年、各団体に出前講座等々。

SDGsって、多分、村でSDGsを一生懸命やるというふうなことを言われてから、もう結構な年、二、三年たっているかと思うんですけれども、この議会の一番最初に、村長の招集挨拶の中でも、今年度、SDGsをしっかりとやっていきますという挨拶がありました。何をやるのか全く、私はつかめていないんですよ。SDGsやります。やりますって何回も言っていますよね。

今年の重点事業として、議会の全員協議会では重点事業としてやりますと。何をやるのかなと思っていただんですけども、特に予算措置もない。何もやらない。今問い合わせたら、各校の管理職が集まって、これから何をやるか検討する。決まったら補正予算を取ってやる。これは重点事業じゃないんじゃないですか。本当に一生懸命やる考えがあるのかどうか。それは疑問ですね。

重点事業として、私は本当にどういうことをやるのかと期待しましたよ、見たときに。た

だ単に、世界全体、日本全体でSDGsをやるからということで、じゃ、村も、単にアドバ  
ルーンを上げただけになっちゃいますね。私はそういうふうに思うしかないなと思います、  
今の答弁を聞いていて。

だからといって、今すぐこれやれ、あれやれとか、これやりますとかというのはないと思  
います。すごくSDGsというのは掴みにくい、大変な、やればやっただけ、すぐ実効性の  
あるものとは違いますから、目標値を定めて地道にいろいろなことをやっていかななくては  
いけない。その中でどれをやるのか、どれを天栄村がやるのかというのをしっかり決めて、そ  
れを村民にきちんと分かってもらって、協力してもらうような体制をやるということ、それ  
を全く予算づけしないで、よくできるなと本当に思いました。

これ以上言ってもしょうがないので、村長、どうですか、SDGsの取組。今年。今課長  
が言ったとおりにやって、きちんと何か取組をやろうという考えはあるでしょうか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

村だけ取り組んでも、なかなかこれはいかないというようなことで、各種団体にも出前講  
座で取組、SDGsとはというところが始まりました。次のステップにいて、皆さんから  
ご意見をいただいた中で、じゃ、17項目あるうちのここをやきましょう、ここをやってい  
きましょうと。当然、村の中でも、今、ごみの減量化についてもやってきていますし、弱者救  
済とかもそうですし、環境に配慮した農業についてもやってきています。観光についても、  
この中での環境に配慮したものというようなことで、一つ一つ項目を挙げればやっているん  
ですけれども、ただ、なかなか皆さんが自覚しにくい部分がございます。

今議員おっしゃったように、その中で、これまでのものが、SDGsに当てはまるものは  
いっぱいあるんですけれども、テーマとして、じゃ、これとこれをしていきましょうと。  
これを各種団体の方々と、今、SDGsはこれですよという話をしているんですけれども、  
なかなか皆さん理解しにくいし、どう行動を起こしていいか分からない。

ただ、今年、それについて、まずは環境に配慮したこの部分をやってみましょうと。あ  
とはごみの減量をしていましょう。ごみの袋についても2種類つくったり、そこでまたコ  
ンパクトにしたりというようなことで、これを新年度は具体化して、事業化できるような体  
制に持っていきたいというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） この質問をするに当たり、やっぱり今、村長が言われたような答弁が  
来るんだろうなと思っていました。もうやっています。ごみやっています。いろいろなこと  
をやっています。それ全部、関連すれば、全部SDGsに関連するんですよ。

でも、私が言っているのは、それはそうなんだけれども、きちっとSDGsをやるのであれば、このことに関して、17項目ありますけれども、この項目のこの部分に関して、村はこういう目標値を定めて、毎年これだけのことをやるんだという目標値をしっかりと掲げて、それを全住民に知らせて、それを目標に皆さんやっていきましょうという、そういう主体性がないと、住民の方の意見を聞きながらとか、そういうよりも、きちっと村ではこれをこうやるんだということをやっぱりやっていかないと、村民はついてこないんじゃないかと思えますよ。

それはきちんと早い時期にやって、しっかりとSDGsを重点事業でやるのであれば、そのように早めにやっていければいいかなと、私の意見ですけれども、思います。よろしくお願ひします。

以上で終わります。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 34ページの奨学金返還支援補助金、これ昨年度から始まった事業なんですが、昨年度の事業報告というのかな、それを詳しく教えてください。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） 令和4年度につきましては7名の方から申請がございまして、6名の方の交付決定が決まっております。1名の方につきましては、住所だけ置いて、居住実態がなかったもので、その後、転出されましたので、そちらは不交付決定というふうにしております。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） そうしますと、6名ということで、先日ありました補正では、57万円ぐらい減額補正しているんですが、大体100万円ぐらいは事業費として使ったようですが、補助上限が25万6,000円。6人が全部、25万6,000円だったんですか。その辺ちょっと教えてください。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

25万6,000円の上限までいった方は1名の方で、そのほかにつきましては限度額までいかない状況で、一番少ない方で3万5,000円ということでございます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 6名の中には、もちろん全部条件が同じ、借りたお金が同じというこ

とはないと思いますが、そうすると、今度150万という、大体何名分を見ているんですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

今年度につきましては約150万円予算化いたしまして、100万ぐらいの支出になりますので、50万程度、減額いたしました。来年度につきましては、今年度申請した方も同じく100万継続になる予定ですので、そのほか新規として50万円程度上がるのかなということで、同じ金額のほうを計上させていただきました。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 分かりました。

これは12年間続くんですね。そうすると、これ移住・定住にも使えないですか。例えば移住・定住の募集する場合に、天栄村はこういった事業をやっているんですよというような、そういうことはまだ考えてもいないですか。

○議長（服部 晃君） 企画政策課長、熊田典子君。

〔参事兼企画政策課長兼会計管理者 熊田典子君登壇〕

○参事兼企画政策課長兼会計管理者（熊田典子君） お答えいたします。

移住・定住のPRのほうにも、施策としまして奨学金返還事業のほうは掲載しております。一応、移住の照会があったときに、こういった制度もありますというような紹介をしております。4年度につきましては、4月以降に2名の方が転入されております。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 分かりました。

この補助事業は、人材確保という名目になっていますので、できるだけ人材確保をするように努力をお願いいたします。

次に、76ページの除雪車、6,633万円、この内容を詳しくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

除雪車の整備につきましては、令和4年度の補正予算において、2か年で整備するということで、債務負担行為としてご承認いただいたものでございまして、令和5年度に除雪車2台が納品されるということでありまして、令和5年度において、その支払いする価格を予算化したということになります。

除雪車につきましては、除雪ドーザ1台とロータリー車1台の計2台となります。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 令和4年度に2台買うということの金額ということでしたが、財源はどうなっていますか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

財源につきましては、1台目の除雪ドーザのほうにつきましては、除雪の基金を活用させていただきます。また、ロータリー車につきましては、緊急自然災害対策債ということで、起債なんですけど、充当率100%、交付税措置率70%、こちらのほうを財源として活用させていただきます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） そうすると、1台は基金のほうから取り崩すということで、除雪車整備基金で1,179万何がしとなっているんですけども、それを全部下ろして1台のほうには支払いすると。分かりました。

もう一点、除雪車売払収入。役場にあるやつを売るんですか。その辺。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

17ページの除雪車売払収入のことだと存じますが、こちらのほうは、令和4年度に除雪ドーザ2台を整備しました。その交換というか、現在役場のところにあるドーザなんですけど、こちらのほうを売り払うということで考えております。一般競争入札の公売によって売り払うということで、予定はしております。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 今度ドーザとロータリー車、2台購入するわけなんですけれども、その配置は多分、湯本地区に置くという話だと聞いたと思うんですけど、その辺の場所。それとも、また役場の前に持ってくるのか。

○議長（服部 晃君） 建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） お答えいたします。

ロータリー車につきましては、湯本地区のロータリー車が結構年数もたっておりますので、そちらのほうの更新ということで、湯本地区を考えております。

もう1台、除雪ドーザにつきましては、今年度入った5トン級のを整備するものでございまして、本庁管内で使用するというように考えております。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君）　そこで村長にお聞きしたいんですが、せっかく新しい除雪車を購入したんですけれども、また雨ざらしで何年も放っておくということになるとと思いますが、倉庫を建てる考えはありませんか。

○議長（服部　晃君）　村長、添田勝幸君。

〔村長　添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君）　お答えいたします。

　今後は保育所、学校等、そういったものも視野に入れながら、必要性は感じてはおりますが、あとは用地の取得などもございますので、そういったところ、あとは財政状況を見て、判断をさせていただきたいと思っております。

○議長（服部　晃君）　5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君）　村長が令和5年度の予算執行に対して、全員協議会で、財調を崩していろいろな事業をしたいという説明もあったんですが、その中に倉庫のほうは入らないんですか。

○議長（服部　晃君）　村長、添田勝幸君。

〔村長　添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君）　お答えいたします。

　この令和5年度の予算は、9月の補正であるとか、12月補正で計上していた、除雪、道路の維持工事、水路の補修等、そういったものを当初に予算立てをしたというようなことでございますので、倉庫のほうまでは見ておりません。

○議長（服部　晃君）　5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君）　何度も倉庫の話をしているんですけれども、今度は財調を崩してまでもという話もあったから、倉庫のほうも考えているのかなということで、今お聞きしたところでございます。そこに黄色いのがどんとあると、あまり格好いいものではないですから、何かいい方法があれば、その辺も今度検討していただければと思います。分かりました。

　それともう一点、これは確認なんですが、98ページの保健体育総務費で、地区体育協力員の報酬ということで、ちょっと詳しく説明をお願いいたします。

○議長（服部　晃君）　教育課長、関根文則君。

〔教育課長　関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君）　お答えいたします。

　こちらの地区体育協力員でございますが、こちらは各行政区から協力員ということで推薦をいただいて、その方に対して支払う報酬でございますが、こちらは行事があつて出たときに支払う報酬の予定となっております。

○議長（服部　晃君）　5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 多分、令和4年も全然使われていないと思うんですけども、その出たときというのは、どういった行事に出たときのことでしょうか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、近年の支払い状況は、あまりない状況でございます。

こちらにつきましては、以前は村民運動会であったりとか、あとは羽鳥湖畔マラソンについても協力いただいて、そのときに支払いしていたという状況でございますが、昨年までコロナということもありまして、羽鳥湖畔マラソンのほうも開催しておりませんでしたので、そちらで支出がなかったという状況でございます。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） たしかこれ、行政区から上がってきて、行政区1名で上がってきていると思います。それで、先ほど課長が言われたとおり、村民運動会の頃は頻繁に行事があった、この協力員の方が活躍したんですが、今、協力員はどういった仕事をするのかなど。やらなかったら、これは見直したほうがいいんじゃないの。ただ上げておくだけでは。ただ、令和5年度には何か事業をやる予定があるんですか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午後 4時19分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 4時20分）

---

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お時間いただき、ありがとうございます。お答えいたします。

今後の事業の予定でございますが、先ほども申し上げましたとおり、羽鳥湖畔マラソンがあったときには、そちらのほうにも協力いただいたりしていたんですが、まず羽鳥湖畔マラソンの状況を簡単にご説明させていただきたいと思います。

現在、羽鳥湖畔マラソンの開催につきましては、当初は羽鳥湖周辺の知名度アップであったり、宿泊、観光産業への結びつけを図るための事業ということもありまして、当初の目的はおおむね達成したものではないのかなと考えております。

現在は、当時の状況も変化し、交通網の関係において、通行止めにする事で周辺観光施設にご迷惑をおかけしている状況となっているところもあります。加えて、マラソン大会参



加者の宿泊者がいなくなったことなどにより、本村観光産業への結びつきが薄くなっている状況でございます。

さらには本村からの村民の出場者、特に子どもの参加が激減したことによりまして、住民参加を目的としたスポーツ施策としての効果も薄くなってきていることから、羽鳥湖畔マラソン大会につきましては、次年度以降については廃止の方向で、今現在考えているところでございます。

今後につきましては、今回予算には計上しておりませんが、今、体育協会のほうと相談、協議しておりまして、新たなそういったマラソン大会などの健康につながるような大会を立ち上げたいというふうに考えております。

令和5年度につきましては、まだ具現化した案にはなっておりませんので、予算化はしていないんですが、秋口に、できれば簡単な健康志向としての、住民が気軽に参加できるような簡単な大会を開催したいなということで、今、体育協会と、あとは岩瀬陸協のほうとも協議をしておりますので、一応そういった部分でも、できるだけ地域の方と連携しながら進めたいという案件もございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） 大体分かりました。

それで、協力員の報酬はこのままにして、秋にそういったことに協力してもらおうということで、市町村野球大会になんか応援に行ってもらおうという、そういう手はないですか。ただ、ソフトボールの場合は南相馬だから、ちょっと遠くて大変なんですけれども、市町村野球大会は役場自体も行くし、体協のほうも応援に行きますから、そのとき応援を何人でも増やして、市町村の野球を頑張るようにやったらどうですか。

○議長（服部 晃君） 教育課長、関根文則君。

〔教育課長 関根文則君登壇〕

○教育課長（関根文則君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、できるだけ、応援していただく方がいると力にもなりますので、体育協力員の方にもこれからは声かけをしまして、参加いただければというふうにお願ひしてまいりたいと思います。

○議長（服部 晃君） 5番、廣瀬和吉君。

○5番（廣瀬和吉君） せっかく予算を上げておりますので、できるだけそういったところに協力してもらって、市町村の野球大会にはほとんど私も行っているんですが、あまり応援団がいなくて寂しいところがありますので、そういったところも検討していただければと思います。

終わります。

---

◎延会の宣告

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

日程の途中でありますが、本日の会議はこれにて延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、本日配付しました陳情審査報告書と、各委員会の閉会中の継続審査申出書については、机の上に置いていかれるよう、お願いいたします。

なお、明日は午前10時から本会議を開会いたします。

大変ご苦勞さまでございました。

（午後 4時25分）

3 月 定 例 村 議 会

( 第 6 号 )

## 令和5年3月天栄村議会定例会

### 議事日程（第6号）

令和5年3月15日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第34号 令和5年度天栄村一般会計予算について
- 日程第 2 議案第35号 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 3 議案第36号 令和5年度牧本財産区特別会計予算について
- 日程第 4 議案第37号 令和5年度大里財産区特別会計予算について
- 日程第 5 議案第38号 令和5年度湯本財産区特別会計予算について
- 日程第 6 議案第39号 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について
- 日程第 7 議案第40号 令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について
- 日程第 8 議案第41号 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 9 議案第42号 令和5年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について
- 日程第10 議案第43号 令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第11 議案第44号 令和5年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について
- 日程第12 議案第45号 令和5年度天栄村介護保険特別会計予算について
- 日程第13 議案第46号 令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第14 議案第47号 令和5年度天栄村水道事業会計予算について
- 日程第15 陳情審査報告
- 日程第16 各委員会閉会中の継続審査申出
- 日程第17 発議案第1号 天栄村議会個人情報保護条例の制定について
- 日程第18 発議案第2号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書の提出について
- 日程第19 発議案第3号 子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出について
- 日程第20 発議案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について
- 日程第21 議案第48号 教育長の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第49号 天栄村議会議員及び天栄村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第23 議案第50号 天栄村行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について  
招集者あいさつ

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
教 育 長	久 保	直 紀 君	参 事 兼 総務課長	内 山	晴 路 君
参 事 兼 企画政策 課長兼会 計管理者	熊 田	典 子 君	税 務 課 長	塚 目	弘 昭 君
参 事 兼 住民福祉 課 長	小 山	富 美 夫 君	産 業 課 長	黒 澤	伸 一 君
建 設 課 長	櫻 井	幸 治 君	湯 本 支 所 長	星	裕 治 君
教 育 課 長	関 根	文 則 君			

---

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事務局 長	北 畠	さつき	書 記	小 針	陽 平
書 記	森	歩			

---

### ◎開議の宣告

- 議長（服部 晃君） おはようございます。  
ただいまより本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は10名であります。  
よって、定足数に達しております。

（午前10時00分）

---

### ◎議事日程の報告

- 議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第6号をもって進めます。
- 

### ◎議案第34号の質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第1、議案第34号 令和5年度天栄村一般会計予算についてを、昨日に引き続き議題といたします。

質疑を行いますので、質疑はありますか。

2番、円谷要君。

- 2番（円谷 要君） 78、79ページをお願いします。

79ページの消防団活動支援隊について、少しお伺いします。

この支援隊の活動の、昨日保険のことで説明を受けましたが、本体の消防団の保険というのは多分別に加入していると思うんですね、別々に。別々でよろしいのでしょうか。加入の方法をお聞きしたい。

- 議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

- 参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

消防団員と支援隊の保険でございますが、まず損害補償の部分に関しましては同じ保険でございます。

支援隊の部分につきましては、死亡の際の保険分が別となっております。

〔「金額は」の声あり〕

- 参事兼総務課長（内山晴路君） 団員が死亡した際には2,300万円、支援隊の方が500万円です。

- 議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

- 2番（円谷 要君） 死亡保障に対しては別会社に入って、ここに予算にのっかっている11万円が会費。

支援隊というのは平成29年にできたわけなんですけれども、これは村の要請で各班ごとに募集してできた組織だと思うんですけれども、火災現場に行くのには消防団員も支援隊も多分同じく活動すると思うんですよね、現場では。それに対して、団員と支援隊は保障額が違うのはどういう意味で違うのか、お伺いします。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

活動支援隊の目的としますか、活動の範囲といいますか、こちらなんですけど、まず消防団の初期活動に際して後方支援といいますか、後方での活動を主に想定しております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 後方の支援活動といいますけれども、実際に火災現場には出動するんですよね。もし後方支援活動でも、火災現場だけでけがをするわけじゃない。そこに集まる消防自動車とかいろんなやつで交通事故にも遭う場合もあるんですよ。それに対する保障がなぜ違うのか。同じ人間なんですよ。消防団の手助けをするためにつくられた組織でしょう。消防団と同じ対応で扱っていかないとまずいんじゃないですか、これ。

そうすると、保障の問題はやっぱり、これ11万ですから、予算が、11万で500万、これを4倍すれば2,000万なんですよ、そうすると44万で済むんですよ、経費が。これはお守りと同じなんですよ。そこは改めて、保障額については団員と同じくしていただけないか、村長、どうですか、その考えは。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

これまでの活動内容、また初期消火への対応なども見ながら、そこはちょっと検討してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 前向きな検討でお願いしたいんですけれども、検討では駄目なんですよ。44万の予算を取って、補正でも何でもいいですから、同じ保障をしてやらないと、やらずにやらずにやらずに、その使命感があるとどうしても先に行っちゃうんですよね、人間というのは。だからそこは、村としても要請してつくった組織なんですから、そこは同じ保障制度にしてやらないと、活動してもらったとき、万が一があったとき大変なことになりますから。

まだ支援隊の方は自分が幾ら保障されているかというのを多分分かんないと思うんですよ。自分は幾ら、もし万が一亡くなったときに500万しか出ない、団員は亡くなったとき2,300万

ももらえるって。それが、立場が逆でそういう説明があったときはどう思いますか。やっぱりおかしいと思うでしょう。やっぱり保障代は一緒にしてやらなきゃ。そのために組織をつくったんですから、村を守るために。村の財産と生命を守るためにその組織をつくったんでしょう。ただ名前だけの活動組織では、なってもしょうがないんですけども、当初の組織をつくる内容としては、多分団員が日中勤めている人が多いから、日中の火災予防のための組織だと私は解釈していたんですけども、その解釈でよろしいですか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

活動支援隊の活動に関しましては、初期消火の際の水利の確保であるとか、誘導であるとか、また団員が不在の場合には消火活動に当たるといふような形になってくるかと思いますが、基本的には団員が到着した場合には速やかに団員と入れ替わっていただくといふような考えで活動していただきたいといふふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） だから、初期活動とかそういうのがあって、結局一番先に行って消火活動をするわけですよね、団員のいない地区だったらば。ならば、やっぱり団員と同じく一線で活動するので、何も保障額を分ける必要はないと思うんです。

別枠で入れたんでしょう、これは。別枠で11万の予算で500万ほどの保障が入っているわけですから、だからこれは4倍すれば44万で2,000万の保障は入れます。入れないんですか、それは。その保険会社には入れないんですか。そこを説明してください。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

先ほどの保障の関係、保険ですか、こちらの関係なんです、正式な団員が入れる保険と、支援隊的な協力者の方が入られる保険というのは限られておまして、団員の方については内容が充実しているもの、それを補完するためにボランティア保険、追加で入っているものが死亡の際の500万ということなので、確かに議員さんがおっしゃられるように同じような活動をされるということは存じ上げております。ですので、先ほど村長が申し上げましたように、今後その内容、限られた保障の中で検討してまいりたいといふふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） じゃ、今入っている保険会社に対しては500万が限度ということなんですか、最高額が。その保険会社の入っている中身については500万が限度、それ以上は入れないということなんですか。



○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

今、保険に入っている内容が限度というふうなお話でございますが、限度なのか、今把握しておりませんので、その内容を吟味して今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 保険会社は、金を幾らでも払えば幾らでも入れるんですよ。調べていないからどうのって、調べて一番安いやつに入っているだけなんじゃないんですか、これは。そのところはちょっとおかしいなと思うんです。保険会社は健康体であれば、大きい保障に入ればお金がうんとかかるということ、そういう仕組みなんです。調べてから入ったんでしょう、500万というのは。調べないで保険に入る人はいないですから。だから、今入っている保険会社に、その仕組みの、その制度の保険が、死亡保障が500万しか限度で入れませんよという会社なんですか。それは分からないですか。

じゃ、もし入れるんでしたら追加する考えはありますか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

先ほど村長がお答えしたとおりでございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 前向きだけで終わりですか。村長が前向きに検討しますって、前向きだけで終わりなんですか。そうじゃないでしょう。人の生命を守るためなんですよ、保障は。そんな前向きでは駄目なんですよ、決断しなきゃ。

単純に計算すれば、4倍にすれば2,000万の保障で44万ですよ。あなた方皆さん、補正予算だ何だして、何千万だ、何百万って事業をやりましたよね。それは人命じゃなくて、こっちは人命なんですよ。人命に対して、そういうふうな組織体をつくれば、天栄村はこういう組織があって消防活動を一生懸命やっているんだって、それ、名前ばかりでは駄目なんです。人の先頭に立ってやってもらう組織なんですから、初期活動をね、一番大事です。一番大事な人間が一番安い金額では困りますよ。やっぱりそこは団員と同じ金額に合わせて、単純に計算すればあと33万追加すればいいわけですから、単純計算では。

そこをもう一度検討はしていただかなきゃならないですけども、やってもらえるかもらえないか検討して。村長、どうですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたように、活動支援隊自体は後方支援に回るということの活動内容になっています。だから、そういう内容等もう一度確認する、そしてこれまでの状況なども確認した中で、そこは当然、議員がおっしゃるように大事なところを担っていただく、命がかかっている、そういう部分も併せて重々承知しておりますので、そういうことも踏まえて今後検討してまいりたいというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 後方支援という言葉は何となく理解しにくいんですけども、残っている支援隊というのは、今総務課長も言ったように、団員が少ないところは初期活動に出て初期活動をするとか、いろんな活動内容なんです。後方支援ということは、消防署とか分団の消防が来るまで、た一つとこうやって、ああいうところの周りをこうやって見ているだけなんですか、後方支援というのは。そうじゃないでしょう。

火災が出たらば、誰もが一生懸命働くんです。消さなきゃならないって、消火活動しなきゃならないって。後方支援というのは、あまりいい言葉ではないですよ。一番先頭に立っているんです、団員と一緒に。そこはもうちょっときちっと整理して、同じ団員とするように。前向きな検討でよろしいですか、村長、前向きな検討をしてどうするか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

[村長 添田勝幸君登壇]

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

検討してまいります。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 前向きな検討で、なるべく早急に実施をしていただきたいと思います。これは生命に関わる問題ですから、ご検討願います。団員と同じですよ、立場は。

村長のときにこの支援隊をつくったわけですから、平成29年。1年前の団員数は84名ですよ、84名。消防団員は185名、1年前は。84名の命を守ってやらなきゃならないんですよ。だから前向きに予算を組んで、補正でも何とか議員皆さんに賛成を求めますから、そこはきちっと取り組んでいただきたいと思います。

あと、それに付け加えまして、今支援隊84名いますけれども、支援隊に提供している出動するときに来ていくはっぴとかジャンパーとか、今何を与えているか、教えてください。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

オレンジ色のジャンパーと、ヘルメット、長靴だったかと思います。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） ヘルメットと長靴は、それは確かに分かります。ただ、ジャンパーというのは火災現場にいち早く行く支援隊が団員と違って、団員は刺し子が入ったきちっとしたはっぴを着ていきますよね、火が移らないように、身を守るために。支援隊はジャンパーを着て行って、もし火が飛びついてやけどとかしたときはどうするんですか。

組織に対してそういう、だから保険もそうだし、ジャンパーもそう。ジャンパーだってナイロン系でしょう。危なくてしょうがないですよ。一緒に行けませんよ。その後の説明では、後方支援隊ですからなんか言われちゃうと困るんですけども、やっぱりそういう使命を受けた人は必ず火災があれば先に行きますから。村に協力するということで名前を届けているわけですから、支援隊として。そういう人は一般の人よりも早く行きますよ、現場に。

そういう人らがビニールやナイロンのジャンパーを着て、火になんか近づけません。確かにはっぴは高額な値段はしますかもしれない。でも、支援隊の命を守るのには、そのくらいの費用をかけてもいいんじゃないですか。ただ、あげるわけじゃないですよ、貸してあげるんですよ。辞めたときにはまた戻してもらって、次の人に引き継いでもらう。

ジャンパーではそうはいきませんよ。オレンジとかなんとかと言っていました。オレンジでできて、日中でも着て歩いて、見回りですと言われればそれっきりなんですけれども、でもそれで万が一の場合の支援隊の活動に対して、危険性は団員よりは高くなりますよ。だから、団員と同じく貸し与える、これをやっていただけませんか。どうですか。お伺いします。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

できる限り、団員と同じような服装にできないか、今後前向きに検討していきたいというふうに考えております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 前向きに検討しますということは確かにいいことかもしれないけれども、いつ何のとき火災が発生するか分からないんですよ。これは早急にやるべきです。火災は待っていないんですから。いつ火災が起きるか分からないんですから。

だから、今消防団が着ている丈夫なはっぴでなくたって、綿の、夏用もあるんですか、夏用でも何でも丈夫なやつ、丈夫なやつでもいいから、やっぱりこれは早急にそろえるべきだと思うんですけども。火災は待っていませんからね、いつ起きるか分からないんですから。検討しますでは、いつになるか分からないです。だから、やっぱりそれは早急に検討して、早急に実施していただく、できないでしょうか。

○議長（服部 晃君） 総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） お答えをいたします。

早急にというふうなことでございますが、予算の関係等々もございまして、その辺は慎重に進めてまいりたいと思います。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） 予算の都合で人の命を見捨てることになる場合もあるんですよ。予算の都合なんか言うんですか。何でも補正でも組んだらいいでしょう。見せますって、幾ら幾らかかりますって。人の命を守ることが優先でしょう。ものを買うよりも人の命を守ることが先なんです。

村長さんもいろいろ集まりがあつて、やっぱりいろんな話で、村民の財産と生命を守る、これは基本だから、だから人の生命を守るためには先延ばしじゃなくて、早急にいろいろな見積りを取ってみて、経費がどのぐらいかかる、こういうときに追加で補正予算を組んでやりましょうか、そのくらいの考えを持って総務課長もやらなきゃ駄目なんですよ。

84名ですから84着、それを与えるわけじゃないんです、貸すんですから。そして、また年々になれば、今度は新しい人と古い人が入れ替わりする場合もだんだんなりますから、だからそういうときに、また新たに、今度はジャンパーを買ってあげたりするのではなくて、1回買えば、後進の人に引き継いでもらう、そうすれば1回で済むわけですから。それは早急に協議して実施できるように検討いただけますか、どうですか。ジャンパーの件、どうですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

活動支援隊の活動自体が、消火作業を実際に行うのは消防団でございます。そのその後方支援というようなことでございます。その中で、実際の活動状況などを見ながら、実際の消火作業は行わない、後方支援で水利の確保であるとか、あとは避難の誘導であるとか、交通誘導であるとか、そういった中での活動支援、後方支援というようなことだったものですから、そういったところも踏まえて、ここはどういう対応がいいのか協議してまいりたいと考えております。

○議長（服部 晃君） 2番、円谷要君。

○2番（円谷 要君） やはり村民の生命を守るためですから、これは。そのために、火災があったときに後方支援のためにお願いしますと頼んだ支援隊ですから、その人の生命を守るための防護服なんです。やはりそこはきちっとして、今団員が着ているやつじゃなくて、そのランク下でも何でも、綿類か何かの火に強い防護服、これはやっぱり必要だと思います。

いろいろ後方支援隊、何だああだって説明がありますけれども、後方支援隊だって一応火災現場に行くわけですから、どういう事故に遭うか分からないんですから。村で要請した組織ですよ。村で要請した組織に対して、生命を守ってやらなきゃならないですよ。これは本当に早急に協議していただいて、協議の内容、結果がどうなったか、後でもいいですからご報告願います。

私の質問はこれで終わりにします。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

7番、渡部勉君。

〔7番 渡部 勉君登壇〕

○7番（渡部 勉君） 67ページの18節負担金、補助及び交付金という中の天栄村新規就農者支援センター補助金112万4,000円ですか、これはどういうふうなことを行うための補助金でしょうか。

○議長（服部 晃君） 暫時休議いたします。

（午前10時31分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午前10時32分）

---

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お時間をいただきましてありがとうございます。

新規就農者の支援センター補助金、こちらは村のほうで新しく就農したいというような方の相談窓口というようなことと、それを募集するための例えば相談会とかに参加していただいて、そちらのほうに来ていただいた方を対象にして、またその人たちが本当に村のほうで就農できるような土台をつくっていくというようなことで、まず一番の目的は、なかなか農業の技術がない方が直接いきなり村に来て就農というような形だと難しいと思いますので、例えば何をやりたいのかということ、もともとやられている方の先輩農家の方に、そこで就農というか、入っていただいて、まず研修をしていただくというようなことで、その研修の費用等を見込んでおります。そうすると、結局その研修先のほうにその分のお金をお支払いするというような形も取っているものでございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） この補助金の説明を読んでみて大体は理解できているんですが、夢学校がいろんなそういう指導というんですか、そういう説明をするということなんですが、夢

学校の人たちというのは現在何人ぐらいおるんでしょうか。たしか女の人1人は、私、記憶があるんですが、何人おって、そんな方たちが農業に関していろんな説明とか、そういうものができるのかなというような疑問があるんですが、どうなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

夢学校については、事務ということで今現在お2人の方がいらっしゃいます。実際に、就農という部分と、それから大体がほかから来る場合のことも想定していますので、その定住とか移住であるとかという部分の窓口というような部分で、新規就農センターの事務局については夢学校にお願いしているところなんですけど、また、新規就農者支援センター、こちらのほうに各委員がおりまして、そういったところは、例えば天栄米栽培研究会であるとか、ネギ組合であるとか、ヤーコン組合であるとか、それから農業委員会、もちろん役場も参画した中でそういった支援センターというものを構成しております。

もちろん、相談フェアとかそういったものについては産業課の職員であったり、またそういった団体の中から一緒にそういう方に行っていただいて、夢学校さんだけではなくて、当然その組織の中で、そういった新規就農者センターの委員の中で組織されていますので、そこら辺は夢学校さんにただ単にお任せするというわけではなくて、各種団体であったり、村産業課のほうも入って、一緒に進めていっているところでございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） この資料を見ますと、始まってから2年ということなんですけど、成果といいますか、結構相談件数なんかもあるものんでしょうか。また、実績というか、実際に新規で就農されたという方がおられれば、何名ぐらいおられるか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今年度については基本的に、基本的というか、当然窓口も設けていますし、新規就農フェア、そういったものに行って相談を受けるというようなことで、正確ではないんですが、私が聞き及んでいるところでは大体約10名程度の相談がありました。

実績ということになれば、今年度は残念ながら、農家の方の先ほど申し上げた先輩農家の方とのマッチング、これについてはできなかったんですが、この前の年、令和3年度については湯本に来た方が実際に農家の方のところに研修に行かれて、1名、今現在就農しているというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） 分かりました。

それと、同じ項目のところなんですけど、一番下にある農業次世代人材投資事業補助金、この内容について答弁をお願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

農業次世代人材投資の補助金なんですけど、こちらのほうにつきましては、まず要件として就農をされるときに49歳以下の方というようなことで受け入れます。基本的には、今現在ですと5年間受けることができるんですけど、1年目については、失礼しました、年間150万というようなことで、これをまず経営開始から3年間は150万ということと、それから4年目、5年目については120万というようなことで、こちらについては原則で前年の世帯所得が600万以下の方が頂けるというようなことで、これは村の補助金ではなく、村は通りますけれども、こちらのほうは国のほうの全額負担の補助金でございます。

○議長（服部 晃君） 7番、渡部勉君。

○7番（渡部 勉君） ちょっと分かんないんですけども、49歳以下の方でということ、年150万ある、新たに農業に入った人たちへ対する補助金なんですか。どういう方たちを対象にした補助金なんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

実家が農業をされているということでも構わないんですけど、親元就農の場合については、親御さんが例えば米をやっているならば米以外の何か別の作物を作って、そういったものでやらないと、ここの制度、農業次世代のほうについては認められないというようなことになってございます。

〔「新たな人も」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） もちろん、新たにこちらに入ってきてやられる方も当然この要件に合っていれば大丈夫だということでございます。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。

11時まで休みます。

(午前10時42分)

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

(午前11時00分)

---

### ◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第2、議案第35号 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計予算  
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） おはようございます。

1ページをお願いいたします。

議案第35号 令和5年度天栄村国民健康保険特別会計予算について、ご説明申し上げます。

令和5年度天栄村国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億6,229万7,000円、診療  
施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,910万9,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金  
の借入の最高額は、事業勘定4,000万円、診療施設勘定1,500万円と定める。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

10ページをお願いいたします。



歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

事業勘定。

歳入、1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、本年度予算額 1 億3,160万6,000円、比較511万8,000円の減。

2 目退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額6,000円、比較ゼロ。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目督促手数料、本年度予算額 5 万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目災害臨時特例補助金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

4 款県支出金、1 項県補助金、1 目保険給付費等交付金、本年度予算額 4 億8,269万6,000円、比較168万4,000円の増。

続きまして、2 目子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業補助金、本年度予算額 101万4,000円、比較19万2,000円の減。

2 項財政安定化基金交付金、1 目財政安定化基金交付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金、本年度予算額2,000円、比較 8,000円の減。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度予算額4,280万8,000円、比較116万円の増。

2 項基金繰入金、1 目国保基金繰入金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目その他繰越金、本年度予算額400万円、比較1,800万円の減。

8 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、本年度予算額10万円、比較ゼロ。

2 目退職被保険者等延滞金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

3 目一般被保険者加算金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

4 目退職被保険者等加算金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

5 目過料、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2 項村預金利子、1 目村預金利子、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

3 項雑入、1 目滞納処分費、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2 目一般被保険者第三者納付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

3 目退職被保険者等第三者納付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

4 目一般被保険者返納金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

5目退職被保険者等返納金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

6目雑入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

9款市町村債、1項財政安定化基金貸付金、1目財政安定化基金貸付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額402万6,000円、比較10万5,000円の増。

2目連合会負担金、本年度予算額85万円、比較5万円の増。

2項徴税费、1目賦課徴収費、本年度予算額282万9,000円、比較9,000円の増。

続きまして、3項運営協議会費、1目運営協議会費、本年度予算額16万5,000円、比較ゼロ。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、本年度予算額10万3,000円、比較6,000円の増。

続きまして、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、本年度予算額3億8,937万7,000円、比較859万9,000円の減。減額の要因につきましては、前年度より給付費を減と見込んだためによるものでございます。

続きまして、2目退職被保険者等療養給付費、本年度予算額10万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

3目一般被保険者療養費、本年度予算額276万1,000円、比較3,000円の減。前年度とほぼ同様の計上でございます。

4目退職被保険者等療養費、本年度予算額3万円、比較ゼロ。前年度と同様の計上でございます。

5目審査支払手数料、本年度予算額162万円、比較ゼロ。同様の計上でございます。

続きまして、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、本年度予算額4,910万円、比較176万円の減。こちらにつきましても、給付費を減と見込んだことによるものでございます。

2目退職被保険者等高額療養費、本年度予算額30万円、比較ゼロ。

3目一般被保険者高額介護合算療養費、本年度予算額20万円、比較ゼロ。前年度と同様でございます。

4目退職被保険者等高額介護合算療養費、本年度予算額1万円、比較ゼロ。

3項移送費、1目一般被保険者移送費、本年度予算額1万円、比較ゼロ。

2目退職被保険者等移送費、本年度予算額1万円、比較ゼロ。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、本年度予算額200万円、比較10万円の減。こちらにつきましては、令和4年度から出産育児一時金を42万円から50万円といたしたところで

ございますが、見込み者数が1名減のため、相対的に減額となったものでございます。

続きまして、2目支払手数料、本年度予算額1,000円、比較1,000円の増。

続きまして、5項葬祭諸費、1目葬祭費、本年度予算額75万円、比較ゼロ。前年度と同様でございます。

6項傷病手当金、1目傷病手当金、本年度予算額20万円、比較20万円の増。こちらにつきましては、コロナ禍においてのコロナウイルスの感染症による療養に服することができない場合に対する支給でございますが、1月分を計上したものでございます。

続きまして、3款国民健康保険事業費納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付分、本年度予算額1億1,232万円、比較1,345万2,000円の減。

続きまして、2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、本年度予算額3,613万4,000円、比較447万9,000円の減。

続きまして、3項介護納付金分、1目介護納付金分、本年度予算額1,183万3,000円、比較31万7,000円の増。こちら、いずれも県からの納付予定額を計上したものでございます。

続きまして、4款財政安定化基金拠出金、1項財政安定化基金拠出金、1目財政安定化基金拠出金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

次のページをお願いいたします。

5款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費、本年度予算額1,400万5,000円、比較97万7,000円の増。増額の要因につきましては、12節委託料の特定健康診査委託料において、健診受診者などの増加を見込んでいたため増額としたものでございます。

続きまして、2項保健事業費、1目保健衛生普及費、本年度予算額182万1,000円、比較95万5,000円の増。増額の要因につきましては、ヘルスアップ事業の委託料が110万円を新たに計上したものでございます。

続きまして、2目疾病予防費、本年度予算額552万4,000円、比較ゼロ。前年度と同様でございます。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目国保基金積立金、本年度予算額3,000円、比較8,000円の減。

7款公債費、1項公債費、1目元金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2目利子、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2項財政安定化基金償還金、1目財政安定化基金償還金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

7款に関しましては、いずれも存目計上でございます。

8款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、本年度予算

額100万円、比較ゼロ。

2目退職被保険者等保険税還付金、本年度予算額1万円、比較ゼロ。

3目償還金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

4目小切手支払未済償還金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

続きまして、5目一般被保険者還付加算金、本年度予算額3万円、比較ゼロ。

6目退職被保険者等還付加算金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

7目保険給付費等交付金償還金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2項延滞金、1目延滞金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

3項繰出金、1目一般会計繰出金、本年度予算額17万7,000円、比較8,000円の増。

続きまして、2目診療施設勘定繰出金、本年度予算額1,260万円、比較ゼロ。

9款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額1,238万9,000円、比較530万1,000円の増でございます。

続きまして、診療施設勘定をご説明申し上げます。

24ページをお願いいたします。

1款診療収入、1項外来収入、1目国民健康保険診療報酬収入、本年度予算額373万2,000円、比較10万8,000円の減。

2目社会保険診療報酬収入、本年度予算額220万8,000円、比較1万2,000円の減。

3目後期高齢者診療報酬収入、本年度予算額1,350万円、比較132万円の減。

4目一部負担金収入、本年度予算額322万8,000円、比較1万2,000円の減。

1目から4目までは受診者の減少により収入減となることが予想されるため、減額としたものでございます。

5目その他の診療報酬収入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2項その他の診療収入、1目その他の診療収入、本年度予算額56万6,000円、比較ゼロ。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目手数料、本年度予算額15万2,000円、比較ゼロ。

3款寄付金、1項寄付金、1目寄付金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額932万6,000円、比較161万9,000円の減。減額の要因につきましては、昨年度に実施しました医療システム機器更新事業などの改修が終わったため、令和5年度には繰入金を必要としないため減額としたものでございます。

2項事業勘定繰入金、1目事業勘定繰入金、本年度予算額1,260万円、比較ゼロ。

続きまして、3項介護保険特別会計繰入金、1目介護保険特別会計繰入金、本年度予算額5万1,000円、比較ゼロ。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額300万円、比較ゼロ。

6 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度予算額74万4,000円、比較3万6,000円の減でございます。

続きまして、歳出でございます。

1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、本年度予算額3,706万5,000円、比較246万8,000円の減でございます。こちらにつきましては、減額の要因につきましては、昨年度診療所でのシステム改修を行いました、今年度はないため減額となったところでございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。

2 項研究研修費、1 目研究研修費、本年度予算額23万8,000円、比較3万9,000円の減。前年度と同様の計上でございます。

2 款医業費、1 項医業費、1 目医療用機械器具費、本年度予算額60万5,000円、比較ゼロ。

2 目医療用消耗器材費、本年度予算額30万1,000円、比較ゼロ。

3 目医薬品衛生材料費、本年度予算額1,020万円、比較60万円の減でございます。

4 目委託料、本年度予算額30万円、比較ゼロ。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額40万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくをお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

4 番、小山克彦君。

○4 番（小山克彦君） 24ページの歳入の部分で、国民健康保険、社会保険診療、それから後期高齢者診療、この受診者の数なんですけれども、今出ますか。昨年度と、今年はまだ途中ですけれども。

[「持っていないです」の声あり]

○4 番（小山克彦君） 持っていないですか。待てば出ますか。すぐ出ないですか。

[「申し訳ない」の声あり]

○4 番（小山克彦君） じゃ、傾向だけでいいんですけれども、どうですか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

[参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） すみません、資料を用意してなくて申し訳ありませんでした。

今ほどのご質問で傾向というところでございますが、まず社会保険診療報酬収入、こちらにつきましては、一般の会社にお勤めになっていらっしゃる方々の社会保険でございますが、若干の微減ということでございますので、1万2,000円が減でございますので、そんなに大

きな差はございません。

ただ、3目の後期高齢者診療報酬収入に関しましては、傾向としますと受診者が少なくなっている、高齢者の方々はいらっしゃいますが、やはり他病院とか施設等に入所される方も結構多くなってきておりますので、そういったところからだんだん減少傾向にあるというふうには承知しているところでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 後でいいんですけども、もし資料が出せるのであれば、令和1年、2年、3年ぐらいの資料を出していただければありがたいです。よろしくをお願いします。

それと、収入なんですけれども、私もよく分からないですけども、診療所の先生は昨年度、今年度、コロナの注射等々で結構やっています、多分その辺の収入とかというのはあったかと思うんですけども、それはどこに入っていますか。

○議長（服部 晃君） 住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） お答えいたします。

昨年まで、昨年というか令和4年度までの部分に関しましては、令和4年度の補正予算におきまして計上はしております。令和5年度に関しましては、今後、報道等でもありますように、また5月以降にやらなければならないというところがございます、そういうときにまた診療所の先生にお願いする場合でしたらば、新たにそういった収入をのせさせていただきたいと思っておりますのでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 分かりました。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第3、議案第36号 令和5年度牧本財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

- 参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第36号 令和5年度牧本財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和5年度牧本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63万7,000円と定める。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

40ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明いたします。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。同額計上でございます。

2項県委託金、1目県委託金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。同額計上でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。同額計上でございます。

2目利子及び配当金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。基金利子を見込んでおります。

3款使用料及び手数料、1項使用料、1目使用料、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。同額計上でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額49万2,000円、比較11万円の増でございます。

5款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度予算額13万9,000円、比較11万円の減です。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度予算額1,000円。同額計上でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額23万2,000円、比較ゼロ。同額計上でございます。委員会等に係る費用でございます。

2目財産管理費、本年度予算額30万5,000円、比較ゼロ。同額計上でございます。管理等

に係る費用として計上しております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額10万円。同額計上でございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第37号 令和5年度大里財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第37号 令和5年度大里財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和5年度大里財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27万円と定める。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

48ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。



歳入、1 款県支出金、1 項県補助金、1 目造林補助金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。同額計上でございます。

2 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。同額計上でございます。

2 目利子及び配当金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。同額計上でございます。

3 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度予算額 3 万2,000円、比較 5 万円の減でございます。

4 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、本年度予算額23万4,000円、比較 5 万円の増。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。同額計上でございます。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、本年度予算額21万2,000円、比較ゼロ。同額計上でございます。委員会等に係る費用でございます。

2 目財産管理費、本年度予算額 4 万8,000円、比較ゼロ。同額計上でございます。こちら、財産管理に係る費用でございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度予算額 1 万円、比較ゼロ。同額計上でございます。

説明は以上です。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第38号 令和5年度湯本財産区特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯本支所長、星裕治君。

[湯本支所長 星 裕治君登壇]

○湯本支所長（星 裕治君） 51ページをご覧ください。

議案第38号 令和5年度湯本財産区特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和5年度湯本財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ25万円と定める。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

56ページをご覧ください。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目造林補助金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、本年度予算額3,000円、比較ゼロ。こちら、土地貸付収入となっております。

2目利子及び配当金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2目生産物売払収入、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

3款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、本年度予算額1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度予算額24万円、比較9万5,000円の減となっております。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度予算額2,000円、比較9万3,000円の減。

続きまして、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度予算額20万円、比較ゼロ。こちら、昨年度同額計上でございます。

2款事業費、1項財産造成費、1目造林振興費、本年度予算額4万円、比較ゼロ。同額計上でございます。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度予算額1万円、比較ゼロ。

なお、繰出金につきましては、令和4年度をもちまして公有林整備事業債の元利償還が終了しまして廃款となります。

以上、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第39号 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 続きまして、議案第39号 令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,551万7,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

64ページをご覧ください。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款県支出金、1項県補助金、1目商工費補助金、本年度1,000円。

2款財産収入、1項財産売払収入、1目土地売払収入、本年度1,000円。

いずれも存目計上でございます。

2項財産運用収入、1目財産運営収入、本年度3,051万3,000円、比較ゼロ。土地の貸付収入でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度1,000円。存目計上でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度500万円、比較ゼロ。前年度繰越金の計上でございます。

5款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円。存目計上でございます。

次のページ、歳出をお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度3,301万7,000円、比較ゼロ。こちらについては、工業団地の管理費でございます。12節の委託料につきまして、地質調査委託料として697万2,000円を計上してございます。

それから、14節工事請負費において、進入路設置工事請負費として550万円をそれぞれ計上しております。こちらについては、昨年売買契約に至った企業の工場建設に係る工業団地の整備に要する経費でございます。

27節繰出金、こちらにつきましては、一般会計への繰越金1,776万3,000円を計上しております。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度250万円、比較ゼロ。

以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第7、議案第40号 令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第40号 令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,297万円と定める。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

72ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目加入分担金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度996万円、比較ゼロ。前年度と同額の使用料を見込んでおります。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金、本年度7,000円、比較ゼロ。基金利子でございます。

4款繰入金、1項基金繰入金、1目基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度300万円、比較20万円の増。前年度繰越金の見込み増によるものでございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度1,247万円、比較20万円の

増。おおむね前年度並みの予算計上でございますが、増額の主な要因といたしましては、10節需要費におきまして、処理水を消毒する薬剤や、電気料の価格高騰の影響により増加しているものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度50万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第8、議案第41号 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第41号 令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億530万1,000円と定める。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、5,000万円と定める。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

78ページをお願いいたします。

第2表 地方債。

起債の目的、公営企業会計適用事業。

限度額1,430万円。

起債の方法、証書借入又は証券発行。

利率、年2.0%以内。（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。

81ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目農林水産使用料、本年度6,098万円、比較141万8,000円の減。使用料見込みによる減でございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目農林水産業費国庫補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

3款県支出金、1項県補助金、1目農林水産業費県補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度1億2,034万3,000円、比較24万2,000円の減。減額の主な要因といたしましては、前年度実施いたしました板屋々敷地区排水路改修工事に係る移設工事が完了したことによるものでございます。

2目大山地区排水処理施設事業特別会計繰入金、本年度161万9,000円、比較6万2,000円の増。排水処理事務に係る人件費等の按分による繰入金でございます。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度805万4,000円、比較644万6,000円の減。前年度繰越金の見込みによる減でございます。

6款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目

計上でございます。

7款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2項加入金、1目加入金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

8款村債、1項村債、1目事業債、本年度1,430万円、比較200万円の増。公営企業会計適用債でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度8,686万8,000円、比較219万9,000円の減。減額の主な要因といたしましては、10節需要費の施設修繕費におきまして、ポンプ等の修繕が少ないことから52万円の減。

次のページですが、22節償還金利子及び割引料では、利子償還金が308万2,000円の減。また、前年度実施しましたインボイス制度に対応するためのシステム改修業務、板屋々敷地区排水路改修工事に伴う移設工事完了により238万2,000円の減となっていることが要因でございます。

また、10節需用費におきましては、処理水を消毒する薬剤や、電気料の価格高騰の影響により393万円が増額となっております。

そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上でございます。

2款事業費、1項農業集落排水事業費、1目農業集落排水事業費、本年度1億1,793万3,000円、比較384万5,000円の減。減額の主な要因といたしましては、22節償還金利子及び割引料において、元金償還金が454万9,000円の減となっております。

また、地方公営企業会計法適用化適用範囲の拡大により、令和6年度から農業集落排水事業が公営企業会計と移行となるため、データの移行やシステム構築を予定していることから、12節委託料において、公営企業会計法適用化業務委託料で70万4,000円の増となっております。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度50万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。



これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいま議案審議の途中であります。昼食のため1時30分まで休みます。

（午前 11時47分）

---

○議長（服部 晃君） 午前中に引き続き再開いたします。

（午後 1時30分）

---

#### ◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第9、議案第42号 令和5年度天栄村二岐専用水道特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 91ページをお願いいたします。

議案第42号 令和5年度天栄村二岐専用水道特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村二岐専用水道特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ226万5,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000万円と定める。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

96ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度73万円、比較6万9,000円の増。使用料の見込みによる増でございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、本年度58万8,000円、比較11万2,000円の減。一般会計からの繰入金の減によるものでございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、本年度94万5,000円、比較4万5,000円の増。前年度繰越金の見込みによる増でございます。

5 款諸収入、1 項雑入、1 目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

歳出、1 款総務費、1 項施設管理費、1 目一般管理費、本年度216万5,000円、比較2,000円の増。おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

2 款予備費、1 項予備費、1 目予備費、本年度10万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第10、議案第43号 令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第43号 令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計予算の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,524万1,000円と定める。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、1,000万円と定める。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

102ページをお願いいたします。

第2表 地方債。

起債の目的、公営企業会計適用事業。

限度額950万円。

起債の方法、証書借入又は証券発行。

利率、年2.0%以内。(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、村財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利債に借り換えすることができる。

105ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款分担金及び負担金、1項負担金、1目工事負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度540万6,000円、比較35万4,000円の減。使用料の見込みによる減でございます。

2項手数料、1目施設手数料、本年度1,000円、比較ゼロ。設計審査手数料として存目計上でございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目保健衛生費補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、水道関連工事分の計上がないため、減額となっております。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度400万円、比較ゼロ。前年度繰越金の見込みによる計上でございます。

6款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度71万5,000円、比較2,106万5,000円の減。水道関連物件等移転補償費の計上がないため、減額となっております。

7款村債、1項村債、1目事業債、本年度950万円、比較280万円の増。公営企業会計適用債でございます。

歳出、1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費、本年度1,212万1,000円、比較208万9,000円の増。増額の主な理由といたしましては、次のページになりますが、14節工事請負費におきまして、大平地区にある水管橋の基礎部分にひび割れ等が見られるため、その補修工事費として、配水管漏水修理工事費の中に385万円を計上していることが要因となっております。また、検定期間満了となる交換用流量器の減により、14節工事費では、メーター交換工事費で96万4,000円の減、17節備品購入費では、メーター購入費で94万9,000円の減額となっております。そのほかにつきましては、ほぼ前年並みの予算計上でございます。

2款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費、減額の主な理由といたしましては、水道管関連工事の計上がないことが要因となっております。また、地方公営企業法適用範囲の拡大により、令和6年度から簡易水道事業が公営企業会計へ移行となるため、データの移行やシステム構築を予定していることから、12節委託料において、公営企業会計法適用化業務委託料で203万1,000円の増、22節償還金利子及び割引料におきましては、元金償還金が120万5,000円増となっております。

3款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度10万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第11、議案第44号 令和5年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

- 建設課長（櫻井幸治君） 議案第44号 令和5年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村簡易排水処理施設特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ172万2,000円と定める。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

116ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料、本年度61万3,000円、比較ゼロ。前年度と同額の使用料を見込んでおります。

2款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度58万円、比較32万円の減。前年度繰越金の見込みによる減でございます。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、本年度52万8,000円、比較35万5,000円の増。一般会計からの繰入金の見込み増によるものでございます。

4款諸収入、1項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度167万2,000円、比較3万5,000円の増。おおむね前年度並みの予算計上でございますが、増額の主な要因といたしましては、10節事業費におきまして、電気料の価格高騰の影響により、増加しているものでございます。

2款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度5万円、比較ゼロ。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第12、議案第45号 令和5年度天栄村介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

〔参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇〕

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 119ページをお願いいたします。

議案第45号 令和5年度天栄村介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億8,024万6,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

126ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料、本年度1億4,430万1,000円、比較28万6,000円の増。被保険者の増加に伴い特別徴収も普通徴収も増となる見込

みでございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目総務手数料、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目督促手数料、本年度1万8,000円、比較ゼロ。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、本年度1億876万3,000円、比較ゼロ。

2項国庫補助金、1目調整交付金、本年度3,479万1,000円、比較1,000円の減。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度663万3,000万円、比較2万1,000円の増。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度318万5,000円、比較9,000円の減。

4目保険者機能強化推進交付金、本年度92万3,000円、比較5万1,000円の減。

5目保険者努力支援交付金、本年度87万6,000円、比較17万4,000円の減。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、本年度1億7,030万6,000円、比較ゼロ。

2目地域支援事業支援交付金、本年度895万5,000円、比較2万9,000円の増。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、本年度9,623万5,000円、比較ゼロ。

2項県補助金、1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度414万6,000円、比較1万4,000円の増。

2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度159万2,000円、比較4,000円の減。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目利子及び配当金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目物品売払収入、本年度1,000円、比較ゼロ。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金、本年度7,884万6,000円、比較ゼロ。

2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）、本年度414万7,000円、比較1万4,000円の増。

3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の事業）、本年度159万2,000円、比較4,000円の減。

4目低所得者保険料軽減繰入金、本年度726万2,000円、比較ゼロ。

5目その他一般会計繰入金、本年度728万7,000円、比較179万5,000円の増。こちらにつきましては、岩瀬地方介護認定審査会の負担金が増となったため、繰入金も増となったもので

ございます。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金、本年度1,000円、比較ゼロ。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度30万円、比較ゼロ。

9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目第1号被保険者加算金、本年度1,000円、比較ゼロ。

3目過料、本年度1,000円、比較ゼロ。

2項預金利子、1目預金利子、本年度1,000円、比較ゼロ。

3項雑入、1目滞納処分費、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目第三者納付金、本年度1,000円、比較ゼロ。

3目返納金、本年度1,000円、比較ゼロ。

4目雑入、本年度7万5,000円、比較7万5,000円の減。

次のページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、本年度55万5,000円、比較5,000円の増。前年とほぼ同様の計上でございます。

2項徴収費、1目賦課徴収費、本年度19万1,000円、比較1万5,000円の増。前年とほぼ同様の計上でございます。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費、本年度418万6,000円、比較177万円の増。増額の要因につきましては、介護認定審査会負担金の増額によるものでございます。

2目認定調査等費、本年度229万5,000円、比較ゼロ。前年と同様でございます。

4項趣旨普及費、1目趣旨普及費、本年度6万2,000円、比較ゼロ。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、本年度1億7,460万円、比較ゼロ。

2目特例居宅介護サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

3目地域密着型介護予防サービス給付費、本年度5,400万円、比較ゼロ。

4目特例地域密着型介護サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

5目施設介護サービス給付費、本年度3億1,000万円、比較ゼロ。

6目特例施設介護サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

7目居宅介護福祉用具購入費、本年度45万円、比較ゼロ。

8目居宅介護住宅改修費、本年度144万円、比較ゼロ。

9目居宅介護サービス計画給付費、本年度2,820万円、比較ゼロ。

10目特例居宅介護サービス計画給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。



2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス給付費、本年度444万円、比較ゼロ。

2 目特例介護予防サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

3 目地域密着型介護予防サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

4 目特例地域密着型介護予防サービス給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

5 目介護予防福祉用具購入費、本年度27万円、比較ゼロ。

6 目介護予防住宅改修費、本年度54万円、比較ゼロ。

7 目介護予防サービス計画給付費、本年度114万円、比較ゼロ。

8 目特例介護予防サービス計画給付費、本年度1,000円、比較ゼロ。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料、本年度44万4,000円、比較ゼロ。

4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス費、本年度1,560万円、比較ゼロ。

2 目高額介護予防サービス費、本年度1,000円、比較ゼロ。

5 項高額医療合算介護サービス等費、1 目高額医療合算介護サービス等費、本年度184万円、比較ゼロ。

2 目高額医療合算介護予防サービス等費、本年度1,000円、比較ゼロ。

6 項市町村特別給付費、1 目市町村特別給付費、本年度36万円、比較7万2,000円の減。  
こちらにつきましては、給付対象者の減によるものでございます。

7 項特定入所者介護サービス等費、1 目特定入所者介護サービス費、本年度3,780万円、比較ゼロ。

2 目特例特定入所者介護サービス費、本年度1,000円、比較ゼロ。

3 目特定入所者介護予防サービス費、本年度3万6,000円、比較ゼロ。

4 目特例特定入所者介護予防サービス費、本年度1,000円、比較ゼロ。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金、本年度1,000円、比較ゼロ。

4 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金、本年度1,000円、比較ゼロ。

5 款地域支援事業費、1 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援分）、本年度1,800万円、比較ゼロ。

2 目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号介護予防支援分）、本年度264万1,000円、比較ゼロ。

2 項一般介護予防事業費、1 目一般介護予防事業費、本年度1,241万4,000円、比較10万8,000円の増。増額の要因につきましては、136ページ12節におきまして、高齢者いきがい活動支援事業における諸経費が増えたため、増額としたものでございます。

3 項、包括的支援事業・任意事業費、1 目総合相談事業費、本年度558万5,000円、比較ゼロ。

ロ。

2目権利擁護事業費、本年度50万円、比較ゼロ。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費、本年度72万円、比較ゼロ。

4目任意事業費、本年度18万4,000円、比較ゼロ。

5目在宅医療・介護連携推進事業費、本年度43万9,000円、比較2万8,000円の減。

6目生活支援体制整備事業費、本年度50万円、比較ゼロ。

7目認知症総合支援事業費、本年度34万5,000円、比較ゼロ。

4項その他諸費、1目審査支払手数料、本年度8万4,000円、比較ゼロ。

5項高額総合事業サービス費、1目高額総合事業サービス費、本年度3万円、比較ゼロ。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目償還金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目第1号被保険者保険料還付金、本年度1万円、比較9,000円の減。

7款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度33万円、比較2万7,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第13、議案第46号 令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民福祉課長、小山富美夫君。

[参事兼住民福祉課長 小山富美夫君登壇]

○参事兼住民福祉課長（小山富美夫君） 139ページをお願いいたします。

議案第46号 令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5,515万9,000円と定める。

（一時借入金）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、2,000万円と定める。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

144ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、1款医療保険料、1項医療保険料、1目特別徴収保険料、本年度2,992万円、比較68万円の減。

2目普通徴収保険料、本年度531万円、比較12万円の減。いずれも保険料の減を見込んでいるところがございます。

2款手数料、1項手数料、1目証明手数料、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目督促手数料、本年度3,000円、比較ゼロ。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目事務費繰入金、本年度54万5,000円、比較6万2,000円の増。

2目保険基盤安定繰入金、本年度1,669万3,000円、比較102万8,000円の増。

3目広域連合分賦金、本年度32万2,000円、比較1万8,000円の減。

4目保健事業費繰入金、本年度102万6,000円、比較4万3,000円の増。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、本年度1万円、比較ゼロ。

5款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金、本年度1,000円、比較ゼロ。

2目過料、本年度1,000円、比較ゼロ。

2項受託事業収入、1目健診受託事業収入、本年度117万5,000円、比較8万8,000円の増。増額の要因につきましては、施設健診受診予定者の増加によるものでございます。

3項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、本年度14万円、比較ゼロ。

2目還付加算金、本年度1万円、比較ゼロ。

4項預金利子、1目預金利子、本年度1,000円、比較ゼロ。

5項雑入、1目雑入、本年度1,000円、比較ゼロ。

次のページをお願いいたします。

歳出、1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費、本年度21万8,000円、2万8,000円の増。前年とほぼ同様の計上でございます。

2目徴収費、本年度32万7,000円、比較3万4,000円の増。前年とほぼ同様の計上でございます。

2款広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金、本年度5,192万3,000円、比較22万8,000円の増。増額の要因につきましては、広域連合の試算によりまして増額としたものでございます。

3款保健事業費、1項保健事業費、1目保健事業費、本年度252万4,000円、比較15万5,000円の増。増額の要因につきましては、12節委託料におきまして、施設健診受診予定者の増加に伴い、委託料を増額としたものでございます。そのほかにつきましては、前年とほぼ同様の計上でございます。

4款諸支出金、1項償還金還付加算金、1目保険料還付金、本年度14万円、比較ゼロ。

2目還付加算金、本年度1万円、比較ゼロ。

2項繰出金、1目一般会計繰出金、本年度3,000円、比較ゼロ。

5款予備費、1項予備費、1目予備費、本年度1万4,000円、比較4万2,000円の減。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第14、議案第47号 令和5年度天栄村水道事業会計予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

[建設課長 櫻井幸治君登壇]

○建設課長（櫻井幸治君） 別冊の天栄村水道事業会計予算書、1ページをお願いいたします。議案第47号 令和5年度天栄村水道事業会計予算についてご説明申し上げます。

（総則）

第1条 令和5年度天栄村水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

給水戸数1,512戸。

年間総配水量52万3,000立方メートル。

一日平均配水量1,429立方メートル。

主要な建設改良工事、石綿管更新事業3,993万円。

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益1億817万7,000円。

第2項営業外収益3,779万6,000円。

支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用1億3,571万3,000円。

第2項営業外費用925万8,000円。

第3項特別損失2,000円。

第4項予備費100万円。

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,920万1,000円は、過年度損益勘定留保資金6,515万1,000円、消費税資本的収支調整額405万円で補てんするものとする。）

収入、第1款資本的収入、第1項企業債4,400万円。

第2項負担金1,000円。

第3項補償費1,000円。

第4項国庫補助金1,000円。

第5項出資金1,000円。

支出、第1款資本的支出、第1項建設改良費4,467万1,000円。

第2項企業債償還金6,853万4,000円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおりとする。

起債の目的、石綿セメント管更新事業。

限度額4,400万円。

起債の方法、証書借入又は証券発行。

利率、年2.0%以内。(ただし、利率見直し方式で借りる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法、借入先の融資条件による。ただし政府資金については、償還期間30年間以内の内据置期間5年以内半年賦元利均等償還とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費1,564万9,000円。

(他会計からの補助金)

第8条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,853万5,000円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、142万円とする。

令和5年3月7日提出、天栄村長、添田勝幸。

9ページをお願いいたします。

令和5年度天栄村水道事業会計予算実施計画説明書によりご説明申し上げます。

収益的収入及び支出。

収入、1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益、本年度1億9万2,000円、比較90万8,000円の減。水道使用料の見込みによる減でございます。

2目受託工事収益、本年度800万2,000円、比較560万円の増。消火栓交換修繕等受託工事に伴う収入でございます。

3目その他営業収益、本年度8万1,000円、比較ゼロ。給水工事設計審査等手数料に伴う収入でございます。

4款負担金、本年度2,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2項営業外収益、1目受取利息及び配当金、本年度1万円、比較ゼロ。預金利息収入でございます。

2目他会計補助金、本年度1,853万5,000円、比較82万5,000円の増。一般会計からの補助金の見込み増によるものでございます。

3目雑収益、本年度5万円、比較ゼロ。指定給水装置工事事業者指定手数料でございます。

4目消費税還付金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

5目長期前受金戻入、本年度1,920万円、比較14万4,000円の増。

支出、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、本年度991万3,000円、比較100万円の増。増額の主な要因としましては、4節委託料の水質検査等におきまして、愛宕山水源地が稼働して30年経過することから、井戸の状態を確認調査する経費を計上していることが要因でございます。その他につきましては、おおむね前年度と同様の計上でございます。

2目配水及び給水費、本年度1,346万9,000円、比較55万6,000円の増。増額の主な要因としましては、2節備消耗品におきまして、検定期間満了となる交換用量水器が増えたことが要因となっております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

3目受託工事費、本年度800万4,000円、比較560万円の増。次のページになりますが、4節修繕費におきまして、受託工事である消火栓交換修繕等工事を10か所予定していることが増額の要因となっております。

4目総係費、本年度2,060万1,000円、比較135万円の減。減額の主な理由といたしましては、前年度に実施しましたインボイス制度に対応するための料金システム改修業務が完了したことが要因となっております。そのほかにつきましては、おおむね前年度と同様の予算計上でございます。

5目減価償却費、本年度8,324万円、比較138万9,000円の増。有形固定資産の減価償却費の増によるものでございます。

6目資産減耗費、本年度27万6,000円、比較2万7,000円の増。配水管布設替工事に伴う除却費の増によるものでございます。

7目その他営業費用、本年度21万円、比較ゼロ。口座振替やコンビニ収納の手数料でございます。

2項営業外費用、1目支払利息及び企業債取扱費、本年度865万7,000円、比較156万1,000円の減。企業債償還金の利息の減によるものでございます。

2目雑支出、本年度10万1,000円、比較ゼロ。過年度水道料金の還付金でございます。

3目消費税、本年度50万円、比較ゼロ。支払消費税の納付予定額でございます。

3 項特別損失、1 目固定資産売却損、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

2 目過年度損益修正損、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

4 項予備費、1 目予備費、本年度100万円、比較ゼロ。

資本的収入及び支出。

収入、1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債、本年度4,400万円、比較100万円の減。  
石綿セメント管更新事業における起債でございます。

2 項負担金、1 目負担金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

3 項補償費、1 目補償費、本年度1,000円、比較1,422万9,000円の減。配水管工事の補償費の計上がないため、存目計上としております。

4 項国庫補助金、1 目国庫補助金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

5 項出資金、1 目出資金、本年度1,000円、比較ゼロ。存目計上でございます。

支出、1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目排水設備工事費、本年度4,457万8,000円、比較2,579万2,000円の減。減額の主な理由といたしましては、前年度に実施しました配水管移設工事の完了によることが要因となっております。また、今年度実施予定の石綿管更新事業につきましては、小川芹沢地区の配水管布設替工事並びに原町地区と畑中地区の道路舗装復旧工事を予定しております。

2 目固定資産購入費、本年度9万3,000円、比較ゼロ。給水メーターの購入費でございます。

2 項企業債償還金、1 目企業債償還金、本年度6,853万4,000円、比較568万9,000円の減。企業債元金償還金の減によるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休議いたします。2時半まで休みます。

（午後 2時16分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時30分）

---

### ◎陳情審査報告

○議長（服部 晃君） 日程第15号、陳情審査報告を議題といたします。

陳情については、本定例会初日に総務常任委員会並びに産業建設常任委員会に付託となつていました事件3件について、各委員長からの審査の結果を求めます。

初めに、総務常任委員会委員長からの報告を求めます。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 令和5年3月15日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会総務常任委員長、小山克彦。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

記。

受理番号1。

付託月日、令和5年3月7日。

件名、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書について。

審査結果、採択。

委員会の意見、普天間基地周辺の子ども達が、日本の他の地域の子どもと同じように安全・安心に暮らせる環境を実現する必要があるため。

措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。

受理番号2。

付託月日、令和5年3月7日。

件名、子どものための保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書につい

て。

審査結果、採択。

委員会の意見、保育現場は、子どもの命と安全を守りながらその発達を保障し、子育て家庭を支える重要な役割を担っているにも関わらず、4・5歳児の配置基準は、子ども30人に対し保育士1人のまま70年以上も改善がなく、社会全体が変化する中、現場に携わる保育士の負担は増加する一方であり、要望のとおり改善が急務である。

措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。

以上です。

○議長（服部 晃君） 報告が終わりましたので、受理番号1、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書について、総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、受理番号2、子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書について、総務常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に、産業建設常任委員会委員長からの報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長、渡部勉君。

〔産業建設常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（渡部 勉君） 令和5年3月15日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、渡部勉。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、天栄村議会会議規則第95条の規定により報告します。

受理番号3。

付託月日、令和5年3月7日。

件名、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書。

審査結果、採択。

委員会の意見、新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種も進み落ち着いてはきたものの、ロシアのウクライナ侵攻の影響により海外サプライチェーンの悪化が続き、物価高騰を余儀なくされ、国民生活は逼迫状態に陥っている。よって、経済・物価上昇に合った賃上げが必要であるため。

措置、地方自治法第99条に基づく意見書提出。

○議長（服部 晃君） 報告が終わりましたので、受理番号3、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書について、産業建設常任委員会委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本件は委員長報告のとおり採択とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

### ◎各委員会閉会中の継続審査申出

○議長（服部 晃君） 日程第16、各委員会閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

初めに、議会運営委員会委員長、次に総務常任委員会委員長、続いて産業建設常任委員会委員長、議会広報常任委員会委員長の順に申出願います。

議会運営委員会委員長、円谷要君。

〔議会運営委員会委員長 円谷 要君登壇〕

○議会運営委員会委員長（円谷 要君） 令和5年3月15日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会議会運営委員会委員長、円谷要。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）本会議の会期日程等議会運営に関する事項の審議及び決定並びに委員会運営に必要な研修及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第3項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、総務常任委員会委員長からの申出を許します。

総務常任委員会委員長、小山克彦君。

〔総務常任委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○総務常任委員会委員長（小山克彦君） 令和5年3月15日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会総務常任委員会委員長、小山克彦。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）総務常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いをします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、産業建設常任委員会委員長からの申出を許します。

産業建設常任委員会委員長、渡部勉君。

〔産業建設常任委員会委員長 渡部 勉君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（渡部 勉君） 令和5年3月15日、天栄村議会議長、服部晃殿。

天栄村議会産業建設常任委員会委員長、渡部勉。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）産業建設常任委員会所管業務に係る、調査研究及び広報広聴活動。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いをします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、産業建設常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

続いて、議会広報常任委員会委員長からの申出を許します。

議会広報常任委員会委員長、揚妻一男君。

〔議会広報常任委員会委員長 揚妻一男君登壇〕

○議会広報常任委員会委員長（揚妻一男君） 令和5年3月15日、天栄村議会議長、服部晃殿。  
天栄村議会議会広報常任委員会委員長、揚妻一男。

閉会中の継続審査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続審査を要するものと決定したので、地方自治法第109条第8項並びに議会会議規則第75条の規定により申し出ます。

記。

1、事 件（1）議会広報発行のための、取材並びに編集及び調査研究。

2、理 由 地方自治法第109条第2項に基づく審査及び調査のため。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

ただいま議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議会広報常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

### ◎日程の追加

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

ここで追加議案が7件ございますので、この際、日程に追加し、議題としたいと思いを。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、議案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程及び追加議案を事務局に配付させますので、暫時休議いたします。

（午後 2時45分）

---

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時46分）

---

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第17、発議案第1号 天栄村議会個人情報保護条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

なお、本議案の朗読は省略いたします。

9番、大須賀溪仁君。

〔9番 大須賀溪仁君登壇〕

○9番（大須賀溪仁君） 発議案第1号 天栄村議会個人情報保護条例の制定について。

地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により、天栄村議会個人情報保護条例案を別紙のとおり提出いたします。

令和5年3月15日提出。

提出者 天栄村議会議員 大須賀溪仁

賛成者 天栄村議会議員 小山克彦

賛成者 天栄村議会議員 渡部 勉

天栄村議会議長、服部晃殿。

理由。

令和3年5月公布の「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により、個人情報保護法が改正となり、これらに関する全国共通の規定が一元化され、地方公共団体の個人情報保護制度は、令和5年4月1日から法の適用を直接受けることとなるが、議会においては適用外のため、天栄村議会における個人情報を保護し、自律的に共通ルールに沿った適正な措置を講じる必要があるため。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第18、発議案第2号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4番、小山克彦君。

〔4番 小山克彦君登壇〕

○4番（小山克彦君） 発議案第2号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和5年3月15日。

提出者 天栄村議会議員 小山克彦

賛成者 天栄村議会議員 円谷 要

賛成者 天栄村議会議員 熊田喜八

天栄村議会議長、服部晃殿。

提出理由。

日米両政府は、普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空を避ける場周経路の設定で合意しているにもかかわらず、実際はその経路を外れた飛行が常態化し、飛行場近隣の子ども達は米軍機からのものと見られる落下物事故や低空飛行、騒音等に悩まされている。

さらに、有機フッ素化合物（P F A S）による汚染もみられ、水道水や湧き水ばかりでなく、普天間の小学校では、土壌からもこの化合物が検出されるなど生命や安全が脅かされている状況にあることから、基地周辺の子ども達が、日本の他の地域の子ども達と同じように安全・安心に暮らせるよう早急な対応と安全保障を求める意見書を国に提出する必要があるため。

意見書送付先

衆議院議長



参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

外務大臣

防衛大臣

環境大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

なお、意見書の内容は別紙のとおりです。

- 議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第19、発議案第3号 子どもたちのために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出についてを議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

4番、小山克彦君。

〔4番 小山克彦君登壇〕

- 4番（小山克彦君） 発議案第3号 子どもたちのために保育士配置基準の引き上げによる

保育士増員を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和5年3月15日。

提出者 天栄村議会議員 小山克彦

賛成者 天栄村議会議員 円谷 要

賛成者 天栄村議会議員 熊田喜八

天栄村議会議長、服部晃殿。

提出理由。

保育現場は、子どもの命と安全を守りながらその発達を保障し、子育て家庭を支える重要な役割を担っているにも関わらず、4・5歳児の配置基準は、子ども30人に対し保育士1人のまま70年以上も改善がなく、社会全体が変化する中、現場に携わる保育士の負担は増加する一方であることから、国は、早急にこれらの課題を解決すべく、その配置基準を引き上げ、処遇改善を図り保育士増員を早急に進める必要があるため。

意見書送付先

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

文部科学大臣

内閣府特命担当大臣（少子化対策）

なお、意見書については別紙のとおりです。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第20、発議案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

7番、渡部勉君。

[7番 渡部 勉君登壇]

○7番（渡部 勉君） 発議案第4号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について。

この議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

令和5年3月15日。

提出者 天栄村議会議員 渡部 勉

賛成者 天栄村議会議員 廣瀬和吉

賛成者 天栄村議会議員 大浦トキ子

天栄村議会議長、服部晃殿。

提出理由。

新型コロナウイルス感染症は、ワクチン接種も進み、落ち着いてきたものの、ロシアのウクライナ侵攻の影響により海外サプライチェーンの悪化が続き、物価高騰を余儀なくされ、国民生活は逼迫状態に陥り、経済・物価上昇に合った賃上げが喫緊の課題となっている。

また、勤労意欲喚起による生産性向上と社会の格差是正を目的とした政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑みるとともに、コロナ感染の影響を見据えたセーフティネットの強化策及び人口流出抑制策としても最低賃金引き上げと早期発効は重要な政策であるとする。

よって、「賃金の経済政策」として最低賃金引き上げの重要性を強く認識し、福島県の最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を提出する。

意見書送付先

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島労働局長

なお、意見書は別紙のとおりです。

- 議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。  
これから採決を行います。  
本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第48号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（服部 晃君） 日程第21、議案第48号 教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案を事務局に朗読させます。

〔議会事務局長 北嶋さつき君登壇〕

- 議会事務局長（北嶋さつき君） 議案第48号 教育長の任命につき同意を求めることについて。

本村の教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年3月15日提出。天栄村長、添田勝幸。

記。

住所 福島県須賀川市弘法坦162番地。

氏名 長場壮夫。

生年月日 昭和34年4月13日生。

- 議長（服部 晃君） 提案理由の説明を求めます。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 提案理由をご説明申し上げます。

久保直紀教育長が本年3月31日の任期満了をもって、退任することとなります。

久保直紀さんは、平成30年4月11日から2期5年にわたり、本教育行政の推進にご尽力いただきました。特に、小人数ならではの特色のあるふるさと教育や英語の村てんえいの推進、そして、少子化に伴う小中学校の統合に向けた道筋をつけていただくなど、数々の成果を上げていただきました。子どもたちを第1に考え、本村教育の充実にご貢献いただきましたことに敬意を表しますとともに、深く感謝申し上げます。

本案は、その後任として新たに長場壮夫さんを教育長に任命したく、任命について議会の同意を求めるものであります。

長場さんの経歴はお手元にお配りした資料のとおりであります。小学校、中学校、高等学校の校長を務められ、この3月に須賀川市立小塩江小学校校長を退職されます。この間、県中教育事務所業務担当次長も務められました。人格高潔にして、教育及び学術、文化に関する見識、情熱を有し、教育長として適任であると存じ、提案するものであります。

なお、任期は4月1日から3年間であります。

以上、上程いたしますので、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり同意されました。

## ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第22、議案第49号 天栄村議会議員及び天栄村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

[参事兼総務課長 内山晴路君登壇]

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第49号 天栄村議会議員及び天栄村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

村議会議員及び天栄村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月15日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村議会議員及び天栄村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例。

天栄村議会議員及び天栄村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（令和3年天栄村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「1万5,800円」を「1万6,100円」に、「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「31万500円」を「31万6,250円」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由を申し上げます。

議案説明資料110ページをお願いいたします。

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動用自動車の使用に係る公費及び選挙運動用ビラ並びに選挙運動用ポスター作成に係る経費の限度額を改正するものであります。

新旧対照表により、ご説明いたします。

上段が改正案、下段が現行となっております。

第4条第2号におきましては、選挙運動用自動車の使用について借入契約の場合、1日当たり1万5,800円を1万6,100円に、燃料供給契約の場合、7,560円を7,700円に、第9条及び第10条におきましては、選挙運動用ビラの作成について、1枚当たりの単価7円51銭を7円73銭に、第13条におきましては、選挙運動用ポスターの作成について、1枚当たりの単価525円6銭を541円31銭に、加算額31万500円を31万6,250円に、それぞれ限度額を引き上げるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第23、議案第50号 天栄村行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第50号 天栄村行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について。

天栄村行政財産使用料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和5年3月15日提出、天栄村長、添田勝幸。

天栄村行政財産使用料条例の一部を改正する条例。

天栄村行政財産使用料条例（平成4年天栄村条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別紙につきましては、228ページから230ページのとおりでございます。

附則。

（施行期日）

第1号 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過規定)

第2号 この条例施行の際現に許可を受けて行政財産を使用している者に係る使用料については、その許可期間が満了するまでの間、なお従前の例による。

提案理由について、ご説明申し上げます。

議案説明資料113ページをご覧ください。

道路法施行令の一部改正に伴い、天栄村行政財産使用料の額等を改正するものであります。新旧対照表により、ご説明いたします。

上段が改正案、下段が現行となっております。

改正内容でございますが、表中の「水道管、ガス管、地下ケーブル等の管類を布設するために使用する場合」の欄の区分が細分化されたことのほか、使用料の額の見直しによる改正でございます。

改正案についてご説明申し上げます。

「管類の長さ1メートルにつき1年」の使用料を、外径が0.07メートル未満のものを16円、外径が0.7メートル以上0.1メートル未満のもの23円、外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの35円、外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの47円、外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの70円、外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの93円、外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの160円、外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの230円、外径が1メートル以上のもの470円であります。

「掲示板、広告塔等を設置するために使用する場合」では、「表示面積1平方メートルにつき1年」の使用料590円、それぞれ使用料の額を改正するものであります。また、「アーチ」につきましては、削除するものでございます。

備考第3項につきましては、「100分の105」を「100分の110」に改めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。



これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

以上で本定例会に提出されました全ての議案審議は終了いたしました。

よって、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

---

### ◎退任のあいさつ

○議長（服部 晃君） 申し上げます。

ここで、3月31日付で退任されます久保教育長より、退任挨拶の発言を求められておりますので、この際、発言を許します。

久保教育長、どうぞ。

〔教育長 久保直紀君登壇〕

○教育長（久保直紀君） 時間を取っていただき本当にありがとうございます。

私こと、このたび3月31日をもちまして任期満了に伴い、教育長を退任いたします。

平成30年4月に教育長を拝命してから、多くの方々に支えていただきながら、2期5年にわたって本職に携わらせていただきました。

在任中は、未来につなぐ村づくりを行政理念として掲げる添田村長の下、村は一つ、学校は一つ、願いは一つ、地域コミュニティを核とした天栄だからできる少人数教育を本村教育行政の基本理念とし、学校、家庭、地域との連携による教育の充実に向けた4本柱である愛村心を育むふるさと教育、グローバル化に対応するための英語教育、天栄型コミュニティスクール、幼小中連携したつなぐ教育を推進してまいりました。

さらには、本村教育行政の大きな課題でありました小中学校の統合についても、議員の皆様方や地域の皆様方のご理解をいただきながら、小・中学校あり方検討委員会、小中学校統合委員会を経て、天栄中学校と湯本中学校の統合、そして統合小学校の新校舎建築に向けての方向性を示すことができました。これらは、添田村長、服部議会議長をはじめ、議員の皆様

様、揚妻副村長、各課長様方、さらには地域の皆様方の温かいご理解とご協力があったからこそと思っております。厚く御礼申し上げます。

教育長としての5年間、その職責を十分果たすことができたか分かりませんが、ここにいらっしゃる皆様方と一緒にこの仕事を全うさせていただき、大変うれしく思うとともに、今後の天栄村の一層の発展と長場壮夫教育長をはじめ、次に続く方々がよりよい天栄の教育を一層進めていただきますことを願ひまして、私の退任の挨拶といたします。本当にありがとうございました。お世話になりました。（拍手）

○議長（服部 晃君） 久保教育長、大変お疲れさまでございました。

---

### ◎招集者あいさつ

○議長（服部 晃君） 次に招集者である村長から、閉会に当たり、挨拶があります。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 令和5年3月天栄村村議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、3月7日から本日までの9日間にわたりまして、令和5年度各会計当初予算をはじめ、村政当面の重要案件につきまして慎重なご審議を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日成立を見ました各会計当初予算、さらには会期中に賜りましたご意見やご提言を踏まえ、少子高齢化、人口減少、自然災害、物価高騰など現下の重要課題に対する各種施策に取り組むとともに、引き続き第5次天栄村総合計画後期基本計画の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

3月も半ばとなり、春の訪れを感じる季節となりました。議員の皆様におかれましては、健康に留意され、村政に対しなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） これで招集者挨拶を終わります。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（服部 晃君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和5年3月天栄村議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 3時16分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年 5月30日

議 長 服 部 晃

署 名 議 員 円 谷 要

署 名 議 員 大 浦 トキ子

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
諮問1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	3月8日	適格適任の旨答申
議案1号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	3月8日	同意
2号	天栄村個人情報保護に関する法律施行条例の制定について	3月8日	原案可決
3号	天栄村行政不服審査会設置条例の制定について	3月8日	原案可決
4号	天栄村犯罪被害者等支援条例の制定について	3月8日	原案可決
5号	天栄村課設置条例の一部を改正する条例の制定について	3月8日	原案可決
6号	天栄村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月8日	原案可決
7号	天栄村情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	3月8日	原案可決
8号	天栄村公共施設整備基金条例の一部を改正する条例の制定について	3月8日	原案可決
9号	天栄村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月8日	原案可決
10号	天栄村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を求める条例の一部を改正する条例の制定について	3月8日	原案可決
11号	天栄村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	3月8日	原案可決
12号	天栄村特定教育・保育施設等の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月8日	原案可決
13号	天栄村ねたきり老人等介護者激励手当に関する条例の一部を改正する条例について	3月8日	原案可決
14号	天栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	3月8日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結果
15号	天栄村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	3月8日	原案可決
16号	天栄村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	3月8日	原案可決
17号	天栄村消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月8日	原案可決
18号	天栄村消防団活動支援隊設置条例の一部を改正する条例の制定について	3月8日	原案可決
19号	天栄村体育施設条例の一部を改正する条例の制定について	3月9日	原案可決
20号	財産の取得に関し議決を求めることについて	3月9日	原案可決
21号	湯本デイサービスセンターの指定管理者の指定について	3月9日	原案可決
22号	村道の路線の廃止について	3月9日	原案可決
23号	村道の路線の認定について	3月9日	原案可決
24号	令和4年度天栄村一般会計補正予算について	3月9日	原案可決
25号	令和4年度天栄村国民健康保険特別会計補正予算について	3月10日	現案可決
26号	令和4年度牧本財産区当別会計補正予算について	3月10日	原案可決
27号	令和4年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計補正予算について	3月10日	原案可決
28号	令和4年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計補正予算について	3月10日	原案可決
29号	令和4年度天栄村農業集落排水事業特別会計補正予算について	3月10日	原案可決
30号	令和4年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について	3月10日	原案可決
31号	令和4年度天栄村介護保険特別会計補正予算について	3月10日	原案可決
32号	令和4年度天栄村後期高齢者医療特別会計補正予算について	3月10日	原案可決
33号	令和4年度天栄村水道事業会計補正予算について	3月10日	原案可決
34号	令和5年度天栄村一般会計予算について	3月15日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結果
35号	令和5年度天栄村国民健康保険特別会計予算について	3月15日	原案可決
36号	令和5年度牧本財産区特別会計予算について	3月15日	原案可決
37号	令和5年度大里財産区特別会計予算について	3月15日	原案可決
38号	令和5年度湯本財産区特別会計予算について	3月15日	原案可決
39号	令和5年度天栄村工業用地取得造成事業特別会計予算について	3月15日	原案可決
40号	令和5年度天栄村大山地区排水処理施設事業特別会計予算について	3月15日	原案可決
41号	令和5年度天栄村農業集落排水事業特別会計予算について	3月15日	原案可決
42号	令和5年度天栄村二岐専用水道特別会計予算について	3月15日	原案可決
43号	令和5年度天栄村簡易水道事業特別会計予算について	3月15日	原案可決
44号	令和5年度天栄村簡易排水処理施設特別会計予算について	3月15日	原案可決
45号	令和5年度天栄村介護保険特別会計予算について	3月15日	原案可決
46号	令和5年度天栄村後期高齢者医療特別会計予算について	3月15日	原案可決
47号	令和5年度天栄村水道事業会計予算について	3月15日	原案可決
48号	教育長の任命につき同意を求めることについて	3月15日	同意
49号	天栄村議会議員及び天栄村長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3月15日	原案可決
50号	天栄村行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について	3月15日	原案可決

### 議 員 提 出 議 案

議案番号	件名	議決月日	結果
発議1号	天栄村議会個人情報保護条例の制定について	3月15日	原案可決
2号	普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書の提出について	3月15日	原案可決
3号	子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書の提出について	3月15日	原案可決

議案番号	件名	議決月日	結果
4号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について	3月15日	原案可決

陳 情 文 書 表

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所及び氏名	付託委員会
1	令和4年 12月26日	普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書について	沖縄県宜野湾市喜友名 1-20-11 コドソラ 代表 与那城 千恵美	総務 常任委員会
2	令和5年 1月30日	子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書について	福島県福島市渡利字大 豆塚7番地 さくら保育園気付 代表 大宮 勇雄	総務 常任委員会
3	令和5年 2月15日	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書	福島県岩瀬郡鏡石町諏 訪町380-8 日本労働組合総連合会 福島県連合会 須賀川地区連合会 議長 島田 浩光	産業建設 常任委員会

陳 情 審 査 結 果

受理番号	付託年月日	件名	結果
1	令和5年 3月7日	普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書について	採 択
2	令和5年 3月7日	子どものために保育士配置基準の引き上げによる保育士増員を求める意見書について	採 択



受理番号	付託年月日	件名	結果
3	令和5年 3月7日	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見 書提出陳情書	採択